Kurokawa, Mamichi
Kokushi sōsho

國史叢書

評議員　文學博士　萩野由之
文學博士　黑板勝美
文學博士　松本愛重
文學士　笹川臨風
文學士　菊池謙二郎
文學博士　三宅米吉
（イロハ順）

黑川眞道編

關原軍記大成　一

國史研究會藏版

解題

關原軍記大成　四十五卷〔四冊分刊〕

本書は、慶長五年關ヶ原合戰の始末を悉く記したるものなり。

内容は、豐臣秀吉の傳記に筆を起し、公の一生の武功を記し、また公の薨去後に於ける諸將の軋轢等を詳細に記し、結局關ヶ原の合戰となり、茲に德川家康勝利を得て、天下の大勢定まり、諸將の賞功罰責等を行ひ、兵權全く德川氏に歸し、四海平定せりと、德川氏を賞揚して筆をさしおきたり。

圖書解題に云、

關ヶ原軍記大成　　寫本四十五卷　　宮川尙古

豐臣秀吉一生の事績大略より、石田三成等筑紫下向の事、伏見大阪の戰、關ヶ原

合戰始末、上杉景勝、佐竹義宣等の處置等に至る記事百十餘條あり。酒井忠勝の「關原始末記」を本據として、種々他書を參考して異說を擧げ、私考をも附して作られたり。書名は最初「伊吹物語」とし、後「慶五戰記」とし、また「關原記大成」〔成ハ全の誤なるべし〕とせしを、更に今の「關原軍記大成」と改めたりといふ。正德三年癸巳（二三七三）の數序あり。別に目錄一卷を附し、四十六冊に作らる。

と記載せられたり。以て其の編輯の次第を知るべし。

本書解題は、圖書解題に詳なりといへども、編輯の次第に不足の處あれば、一わたり述ぶべし。此の書編輯には、數年を費したる事は、凡例によりて推察せらる。然して本書は、初め「伊吹物語」と題せしが、「慶五記」と改め、又其の後に「關ヶ原記大全」と改め、また「關ヶ原軍記大全」と改め、最後に「關ヶ原軍記大成」と改めたり。但し其の都度增補し、また編輯の順序をも變更したり。

本書起稿は、凡例に延寶乙卯（三年）と見えたれば、此の年起稿に係り、幾程なく編輯成り、最初「伊吹物語」と題せしかど、歌書の名號に似て軍記に相應せずとて、人

の注意を受けたるより、「慶五記」と改めしが、又事故ありて「關原記大全」と改めたり。これ三十卷本なり。今此の大全本を見るに、編輯の年月幷に作者の名を掲げず。ゆゑに延寶三年後、何年かの後の編輯なる事を推考するより外に稽ふること能はず。されば此の三十卷本は第一稿本と見るべし。

「關原軍記大全」は、三十二卷本なり。今此の軍記大全本を見るに、元祿三年の奥書ありて、筑後州三潴隱士歷齋宮腰秀興書とありて、此の時増補して三十二本となしたるなり。されば軍記大全本を、第二稿本と見るべし。即ち第二稿本には、年月·作者等を掲げ、又本書編輯の事歷をも記されたり。

「關原軍記大成」は、卽ち本書にして、四十五卷本なり。今此の大成本を見るに、最初に筑後の儒者竹田定直の漢文の序と、次に國文の自序とを掲げ、次に凡例を掲げ、初めて大成を遂げたる本なり。本書は、元祿三年增補本を更に追加增補し、四十五卷本となし、正德三年を以て編輯成りたる、第三稿本にして、卽ち完成本なり。因つて此の本を採收することゝしたり。

本書作者は、宮川尙古といふ。始め宮腰秀典と稱す。兵學者なり。圖書解題に左の通り記されたり。

宮川尙古は兵學者なり。後西院天皇の明曆元年乙未(二三一五)若州小濱に生る。初め宮腰尙古と云ひ、歷齋と號し、江戸に來り、長沼澹齋に就き兵法を學び、宮川忍齋と改む。後筑後久留米に移り、兵學を敎授す。門人頗る多く、優に一流をなせり。又遁甲の術にも精しかりき。著書には「勇功記」「兵要續錄」「闕原記」等あり。中御門天皇の享保元年丙申(二三七六)年六十二にて沒せり。

と見えたり。猶本書竹田氏の序文によれば、作者は元酒井忠勝及嗣子忠直に仕へしが、辭して久留米侯に仕へし事も見えたり。また此の人、何求翁と號せし事も、此の序文の內にあり。

本書、黑川藏寫本を採收す。

大正五年八月

黑川眞道識

例言

一、原本四十五卷なるも、本編には十卷迄を收めて第一編とし、逐次四編に分冊收載す。

一、特長文字と認むべきものは、原本の儘を保存して改竄せざりしと雖、語尾を補うて通讀の平易を計れること例の如し。

一、字體不明又は蠹損等にして、讐校の途なかりしものは、餘儀なく稀に□を錯し、又時として〔何字缺〕と註記し、原本謄寫の際脱字の疑なきものと認めたるものに限り、之を補ひたれども、其他は〔 〕を附して意見を補記し、參照に資するに止めたり。

目次

目次終

關原軍記大成

序

紀事其不難乎。蓋其最善而古者左氏也。然昌黎猶以浮誇病之。東萊又著書以駁之。其次左氏者、班馬也。然班固譏司馬、范曄譏班固、且不免有蘇轍・鄭樵之誹議矣。況其自此以降者耶。吾邦中世多兵革、而文事不振。是以六國史之後、乏於繼作。或有之、亦藏於祕府而不出焉。至稗史・野乘之出於民間者、則往々鄙俚固隨〔陋カ〕、且失實傳誤。其足觀者、蓋尠矣。近世淸泰日久、文事漸起。於是諸家藏書亦多出。其新作者、亦將牛汗棟充焉。亦是非係東照宮奮神武靖海內之偉勳耶。如關ヶ原一擧、則實爲開太平之基本、而當時所記錄、不知其幾種。然或略而不詳、或訛而不實、憾其無完全者焉。同邑士人宮川何求翁、嘗有志于編錄。翁本若州之產、初事酒井忠勝侯、爲傅童、繼事嗣君忠直侯。然有故辭仕、去遊江府。晚來海西、食祿筑州。夫忠勝侯者、柳營世臣、而居元老之職、尤熟故實。嘗著述關原始末記二

册、以進叢有君。其語雖簡、其事尤確實。只以祕于官府、故罕得見者。翁初有若州、周覽其書。且若州家臣親歷戰場之輩、當旹尙多存者翁每相話、所傳聞尤詳焉。於是、始起編錄之藁、及其遊江府、則聞見益博而、所資取愈多矣。乃以始末記爲本據、旁求諸家紀載。繼以平日耳聞。詳其略、芟其繁、正其誤、從其實。間出新意附評論。纂修積歲、簡編既成。然尙恐其未精。汎咨旁詢、更加潤色、易其稿也數矣。翁暮年多病、且不幸喪明、不能自檢。然不廢其宿志、命子侄輩、昕夕修改、既久經年所。今茲正德癸巳、漸脫其稿、册數總四十有五、名曰關原軍記大成。翁之用心、其最矣哉。此編也、紀事覈實、措辭雅飾、巨細無遺、議論得正合、觀者心目快然、寔可謂諸家之大成也。敢不珍重乎。翁夙崇聖學、棲心於儒術、欲以善其身。其多才多藝者、餘事而已。如此編、亦非欲倣元愷之癖、而學相如之俳也。

正德癸巳季春

筑州後學竹田定直序

慶長五年秋、天下爪の如く分れて、萬民累卵の憂を致せり。國々所々にて、干戈を振ひ、弓矢を動かして、爭鬪更に止むべくもなし。然るに、家康公、忽ち其荒亂を治めて終に草創の大功を立てさせ給ひぬ。其後家綱公の御時、元老たる若狹の少將源忠勝、讃岐守兼法印空印、彼兵亂の事蹟を改め、林道春其子春齋・春德を語らひ、國字の軍記一編を著して、關原始末記と名付け、江口何某に書寫させて、嚴有君忠勝の館へ、御駕を枉げさせ給ひし時、羽林手づから、彼書を獻ぜらる。賤者酒井の家の子となりし故由、忠勝の始末記を、作られたる心を、伺ひ侍りしに、天正の中頃、信長公亡び給ひて後、秀吉公、恣に自立せられしを、東照大權現、御憤りありつれども、秀吉公、强大なるに依りて、時を窺はせ給ひけるに、慶長三年の秋、太閤薨去ありければ、東照君、天下の政務を、御心に任せらる。此時に當つて、信長・秀吉二代の君に仕へし人々、神君にかしづき奉ると雖も、志の淺深なきにしもあらず。殊更關ヶ原御陣の頃、戰功を立てられし諸將多し。其功勞の輕重をもしろしめし候はでは、叶はせ給はぬ御事なり。然れば此書を、台覽に供へて、御國政の御資にもせばやと、ひたすらに心を用

ひられしとなり。其書、唯二卷約めて、紙の數百葉に足らずと雖も、一亂の大綱、更に其書を出づべからず。此故に、彼始末記の正説に原き、其外家々の傳記を考へて、四十五卷の草紙を作り、妄に關ヶ原（軍脱カ）記大成と名付け、猶ほ此草紙の心を取りて、妄説を除き、遺時を捨て、拙き筆の力を盡さば、誤も少なかるべきを、身は多病なる上に、剩へ瞽ひて、齡既に傾むきたれば、強ひて他日を待つべきにもあらず。依りて一部の本末をなし嗣とする倘敬にかいつけさせて、年頃求めし人に、授く。若し幸に命あらば、亦此卷を改正し、終に梓に鏤めて、僅に格物の一助とすべし。されば此書を讀まん人、假令咎むる所ありとも、再び補はん日を待つて、罪を宥めよかしといふ事爾り。

正德癸巳春三月

凡例

一、此一亂の頃、未だ納言なる人の御諱の下に、公の字を加へ侍りしは、其後大臣に進ませ給ひし故なり。

一、内府公と記して後は、公の一字を書くべき古例あれども、三公紛れ易きにより、幾度も内府公と記せり。

一、此大亂に、諸將の軍功輕重ありと聞きし故、其實說を聞かまほしさに、延寶乙卯より、正德癸巳の此春まで、凡そ二十八九年が程、國々のつでを求めて、問に遣はし侍るに、或は其戰功を、有の儘に答へ、あるは功名を補ひ飾り、又は憚ありとて終に答へざるもあり。其答へざるに至りては、いかんともすべき樣なし。是によりて、傳記に出でたる說々と、老人の語り傳へを擧げて、爰に記す。

一、誠しき說々は、善惡知り難きにより、其諸說を列べ記して、あやしの誤說は、人の惑なるべきを憚りて、爰に記さず。かへりて所々に、此辯論をなせり。

一、此戰に、勤めたる將士の智計に、巧拙あり。勇義に邪正あり。其巧拙邪正を、所所に論じて、識者に讓らず。止み難き所ある故なり。

一、世に行はるゝ記錄を見るに、或は唐・大和の古事を引きて、面白く書きなし、或は鬪のかたち、威を華やかに記して、筆を揮ひ、又は古き和文にならひて、優しく書きたるもあり。此書は、文章の拙きを厭はず。矢張誠めきたる事蹟を、巨細に記せり。

一、其頃、國名・官名の輩は、無位・無官なるも、なべて下司を唱へたり。縱へば石田三成從者大場土佐守・大橋掃部頭が類なり。是れ用ひ難きにより、此書には、皆下司を記さず。但し上杉景勝の宰從直江山城守、侍從なるを、普く人の知らざる如く、大名・高家の家老・頭人は、官位に進みたるも、知り難き故に、下司を書きたるもあり。

一、此戰に逢ひたる將士の中に、數度の戰功を立てたる輩あり。其前の功勞を擧げて、本條の末に記し侍るは、書漏せるを、後人に附錄させしむる爲めなり。

一、内府公の御歌といふは、官位ある輩は、其官職を憚り、あながちに卑しめて記さず。但し其言行に於ては敵も味方も、唯有の儘に書付く。

一、歌書に限らず、假名物は、萬葉集に基づきて、假名遣に心をつくべき事なり。眼力疎くなりて後は、人に書かせ侍る故に、假名の誤、覺束なし。書寫す人、假名に心を附けて、改むべき事勿論なり。

一、此草紙に、俗語字を、其儘に用ひたる所あるは、人の讀み易く悟り易すきが爲めなり。

一、傳記に出でたる諸説と、人の語り傳へに、虚説あるは知らず。むづかしく書きなして人を欺き、實錄の本意を空しくせば、己が心もいとゞ惜しかるべし。ひたすら戒め愼みて、此書を記す。

一、此書の題號、始めは伊吹物語といひしに、歌書の名號に似て、軍記に相應せず。願くは改めよかしと、人のいひし程に、慶五戰記と名付け侍りしが、いなし難き故ありて、關ヶ原記大全となし、其後十五年を經て、今又關ヶ原（軍記ノ二字脫カ）大成と

名付く。

關原軍記大成　巻之一

豐臣太閤天下平治附薨去

秀吉の幼名

傳へ聞く、豐臣太閤秀吉は、天文五年丙申の春正月朔日、丁巳の日癸卯の時、尾張國愛知郡中中村（中村は上下の三所あり）の民家に、生れ給ふ。其幼名を、猿といひしとかや。異本に、太閤の幼名を、猿といひしは、其面貌猿に似給ひたる異名なりと記す。是に依りて林道春も、秀吉を猿面郎と書けるにや。又異國より渡る雜書には、木に上る事、能くせられし故の名なりとあり。尙ほ古を按ずるに、此說々、更に用ひ難し。いかにとなれば、秀吉の面貌、猿に似給ひしとあるも、定かならず。縱ひ彼れ猿に似給ひたるとも、父母の身として、猿と名付けらるべき樣もなし。其上猿に似られしは、成長の後の樣に、記し置きたり。然れば幼少の時より、父母の名付け

られ、猿といふに相違せり。又木登りの譽ありて、其名を得たりと書けるも、謂れなし。推量するに、太閤は、下賤の人なりと聞傳へて、異朝にいひ習はしたる浮説なるべし。此外異國の小説に、秀吉は吳越の間に居たる書生なりしが、及第叶はざる故に、日本へ渡り、終に和首となりて、天下を治めたりと、誠しく書きたる異説あり。是皆、信用するに足らず。又別本に、秀吉は、直人にあらず、日輪、母の懷中に入ると夢見て、やどり給ひし御子なる故に、日吉と名付けられしと記す。今按ずるに、是秀吉公、目廣め給ひし一年、異國を攻め給ひし頃、先達つて渡されたる書簡に、奇怪を書載せられしも、計り難し。又一説に、秀吉公は山王の氏子なるにより、神の御名を取り用ひて、暫く日吉と名付けられしが、俄に日吉の名を憚り、猿も山王の愛せらるゝ獸なりとて、其名をお猿と、改められたりといへり。此説、尙ほ云、私の聞傳へなれば、少しは實めきたるにや。但し又太閤、申の年の生れなるに依りて、父母何となく、其名を、お猿と呼ばれしに、成人の後、計らずも斯くいひしにや。又猿に似給ひたるも知り難し。都て此説々、言はで叶はぬ事にはあら

ねど、筆に任せて、妄りに書付く。

秀吉公の父は、木下彌右衞門といひたる人なり。彌右衞門は、信長公の御父織田備後守信秀の鐵炮の者にて、其働、同輩に越えたる人なりとかや。母は、同國御器府村の人なるが、十八歳の時、彌右衞門に娶られて、女子一人と、秀吉公を產み給へり。或書に、太閤の御母は、持萩中納言の息女なり。彼中納言罪ありて、尾張の國村雲の里へ配流せられたり。中納言卒去の後、其後室、二歳と當歳になれる息女を誘ひて、京へ上り、年經て都に座しけるに、其頃、兵亂起り、在京なり難きにより、二人の息女、十六と十五の時、又尾張へ下り給ひ、一人の息女は、秀吉の母となり、其妹は、加藤清正の母となれり。

詠めやる都の月にむら雲のかゝる住居もうき世なりけり

と詠めるも、持萩黃門の歌なりと記す。或說に、秀吉公の御母は、下知氏なりといへるは、覺束なし、又一本に、太閤の御母は、大政所文祿元年壬辰の秋七月廿五日、京都に於て逝去せらる。法名を天瑞院といふ。今洛陽大德寺の塔頭に、天瑞寺と

號する寺之あり。秀吉公の御母の爲めに、建て置かれし寺なりといへり。彼木下彌右衛門は、度々戰に會ひて、此彼に創を蒙り、軍役勤り難く、依りて仕を返し、其在所中村に歸り、天文十二年癸卯の夏、病死せられしとかや。

舊說に、秀吉、此時は八歲なり。同國光明寺の弟子となりて、程なく還俗せられしといへり。

彌右衛門後室は、女子と男子を養育して、中村に住み給ひぬ。

別本に、女子は同國海東郡乙子村の農夫、彌助が妻となれり。彌助は、後に三好武藏守となり、又三位法印一露と號す。是れ關白秀次公・丹波宰相秀勝・辰千代、總じて三人の實父、秀吉公の姊壻なり。但し武州の內室は、法名を瑞龍院といふ。今洛陽西堀川一條を上る所に、瑞龍院と號する比丘尼御所あり。是秀吉公御姊の爲めに、建て置かれたる寺なり。彼瑞龍院の門前なる町を、村雲と名付けたるは、尾張國村雲をかたどりて、唱へ來るにやといへり。又一本に、武州の三男辰千代は、太閤の御舍弟大和大納言秀長の養子となり、大和中納言秀保といひしが、文祿四

年己未の夏四月十六日、大和國吉野山にて、横死をせらる。生年十七歳、法名瑞光院殿花岳好春大居士と號す。其位牌同國壺坂の納所院にあり。但し太閤の北方政所の御舍兄木下（本氏は杉原）肥後守家貞の四男に、秀保の家を繼がせて、大和中納言秀俊と名付けられしが、謂ありて、秀俊、又筑前中納言隆景の養子となり、筑前中納言秀秋と改められしとなり。

其頃、同國岩倉の城主織田伊勢守信安の同朋に、筑阿彌と號する者あり。彼も中村の產なりしが、煩ふ事ある故に、仕を止めて、其故鄉中村に歸り居けるを、里人取計りて、彌右衞門後室の家へ、彼の筑阿彌を入れて、夫婦となす。程なく又男子一人女子一人產めり。是秀吉公御同腹の弟なり妹なり。

別本に、彼男子の幼名を小筑といひしが、成長して、羽柴小市郎秀長と名を改め、其後美濃守になり、又大納言に任ぜられて、大和・紀伊・和泉、凡て三國を兼ね治められしが、天正十八年辛卯夏四月廿二日、卒去せらる。法名大光院前亞相春岳紹榮大居士と稱す。其妹朝日姬は、家康公の御臺となりて、程なく御產の時、かくれ

給ひぬ。御法名南明院と號す。今、洛外東福寺の塔頭南明院は、此御寺なりといへり。舊本に、秀吉公の童名を小筑といひて、實に筑阿彌の子なりと記す。尙は古を按ずるに、是秀長の幼名を、聞誤りて、斯くいへるなるべし。

秀吉の幼時

秀吉公、中村に座して、未だ幼き時より、才智世の常の小兒に變り、殊更猛勇の行ひあるに依りて、其里の童部、皆恐れ從ひけるを、朝夕之を語らひ招き、武將の兵士を驅り使ふ眞似をして、輿を催されけるとなり。實父彌右衞門死去の時、永樂錢一貫文あり。母、之を分け與へられしに、秀吉十六歲、天文二十年辛亥の秋、父母に暇乞して、彼錢を持ちて、同國津島に至り、女の縫物をする針を買取りて、針賣となり、身には兒服綿といふを著て、遠江國まで下向ありけるが、疋馬といふ所にて、同國頭陀堂の城主松下加兵衞之綱に遇ひ給ふ。秀吉、松下が供の者を賴み、我等は、奉公の望ありて、東國の方へ下る者なり。願くは召置きて給はれかしといひければ、加兵衞、其生國、又は在所などを問はせ、秀吉を召具して、濱松へ赴き、城主飯尾豐前守顯玆に對面し、秀吉を連れて頭陀堂へ歸り、奉公に召出して、草履取を勤めさせけるに、夜晝

となく、能く仕へられし故、程なく納戸役となせり。此時、木下藤吉と改名せらる。一本に、織田信長、伊勢國淺香の城を攻められし時、木下藤吉先陣なるが、城主大宮大之丞に、左の股を箆深に射られながら、之を事ともせず、追手の門を打破つて、攻入りたり。信長公、今日、木下藤吉、股に創を蒙りながら、城門を打破りたる働、朝比奈義秀にも劣るべからずと、宣ひければ、藤吉、甚だ悦び、義秀が諱を顚倒して、秀吉と改む。但し義秀の字は、公方の御諱に憚りてありて、文字を書替へられしといへり。尙ほ古を按ずるに、此說、實事なるに於ては、秀吉と改名せられたるは、遙か後の事にや。

年頃、加兵衞に仕へし者共、藤吉と中惡しく、口論度々に及べり。此故に、傍輩秀吉を妬み、より〳〵讒言しけれども、加兵衞、秀吉の咎なきを知りて、所詮暇を出すべしとて、鳥目三十匹を與へて、故鄕へ歸す。時に秀吉十八歲なり。中村へ歸り給ふ時、信長の小人頭岩卷一若といふ者に、逢ひ給へり。此一若は、秀吉の父と因ある者なれば、秀吉を見知りて、汝は此年月、母の慕ひ悲しめるを知らず、何國に居けるぞ。

早々對面せよとて、秀吉を誘ひて、筑阿彌が家に行きて、父母に引合せけり。其後も猶ほ、秀吉、武家の仕を乞ひ給へども、其願叶はで、年月を送り給へり。或説に、武田・朝倉・桑山三家に、仕へられしといへり。此間の事なるにや、覺束なし。

秀吉の青年時代

斯くて時の至れるにや、秀吉廿三歲、永祿元年戊午の秋、岩卷一若が計を以て、信長公の小人に出で給ひしが、一月も過ぎず、岩卷一若・大鐘藤八・丹波助太郎などいふ者、同小人頭となり、甲冑を鎧ひ、太刀・刀を帶びて、戰士の列に入り給ひ、又是より數年の間、度々戰功により、信長、深く感じ給ひ、同七年甲子の春、百貫の地を給はり、同九年丙寅の秋、三千貫の祿を請け、元龜元年庚午の秋、江北橫山の城主となり、天正元年癸辰の秋、同國大谷淺井備前守長政采地の城地十二萬石を給はりて、羽柴筑前守と改名せらる。

羽柴筑前守と改む

一本に、天正三年乙亥の夏、信長公參內あり。家臣、秀吉・長秀・光秀等、官位に進められしが、秀吉、此時、羽柴筑前守と名を改めらる。但し丹羽・柴田兩人の氏の一字を取合せ、羽柴と改名せられしといへり。

明智光秀を討つ

其後、又いよ〳〵武功あるに依り、同五年丁丑の冬、播磨國を加へ給はる。彼國、未だ治まらずして、叛く輩多かりけるに、悉く攻め靡けて、但馬國まで斬従へ、其後播磨の姫路に城を築き、同八年庚辰の夏、因幡・伯耆に至りて、敵の城を攻破り、同十年壬午の春、備中國に赴き、冠の城・河屋の城を攻落し、又高松の城を圍む。既に毛利輝元を退治せんと、催されしに、同年六月二日、信長御父子、惟任（本氏明智）日向守光秀に弑され給ひたりと聞きて、急ぎ軍を返し、同月十三日、山城國山崎表にて、嚴しく相戰ひ、忽ち打勝ちて、逆臣光秀が首を斬る。夫より尾張の國清洲へ下り、信長公の御子達、其外老臣を招き、國を分ちて、各其地を領せらる。爰に信長の老臣柴田勝家は、其頃、越前の國主なるが、秀吉の威勢盛にして、信長公の御子孫を退け、其身、天下を知るべき萌ある事を憤りて、信長の三男美濃守平信孝、勢州長島の城主瀧川左近將監一益を語らひ、秀吉を誅すべき企あるにより、同十一年癸未の夏、秀吉軍を出し、江州志津が嶽に於て、相戰ひ、卽時に、柴田修理亮勝家を追崩し、越前の國へ攻入りて、北の庄（一字缺）城を圍まれしに、柴田も左右なき强將なるが、防戰の術盡きて切腹

柴田勝家自害

す。信孝、是に計を失ひ、戰ふ迄もなく自害せらる。瀧川一益も、流石勇將なれども、冑を脱いで、降人となる。是に於て、信長の二男尾張守平信雄公、領地に伊勢國を加へ、美濃國を分けて、諸將に授け、越前の國を、丹羽五郎左衞門尉長秀に給はり、加賀半國・越中半國・能登半國を前田又左衞門尉利家に與へらる。爰に於て秀吉の威、天下に著し。斯かりければ秀吉公、攝津國大坂に城郭を構へ、移り給ふ。其頃、尾張内府

秀吉の武威

信雄公の家臣岡田長門守（尾州岡崎の城主）・津川玄蕃允（勢州松島の城主）・淺井多聞（尾州苅安賀城主）、此三老、秀吉へ内通して、主君を蔑にする聞えあり。依りて信雄、甚だ怒り給ひ、彼三老を誅戮せらる。此事に依りて、信雄と秀吉の弓矢起り、同天十一年甲申の春、秀吉多勢を從へ、

秀吉・信雄不和

大坂を出馬して、尾州犬山に著陣せらる。信雄も同國小牧山に陣を据ゑて、互に挑み戰はれしが、秀吉公、主君の恩義忘れ難くや思はれけん、戰を止めて、解を入られければ、信雄、忽ち和睦せらる。又越中國富山の城主佐々内藏助、後に（陸奥守と號す）成政、信雄に屬して兵を發し、未だ秀吉の下知を請けざるにより、秀吉數萬の兵を率して、北國へ馳下り、海陸より攻め圍まれければ、成政も罪を謝して、秀吉に屬す。外三州に德

秀吉關白となる

秀吉島津征伐

川源家康公、加賀に前田又左衞門尉菅原利家、備前に浮田秀家、越後に上杉藤原景勝、中國に毛利大江輝元、各此年の前後に、秀吉公に從はれければ、年を經て後、之を天下の大老となし、又生駒雅樂頭親正・中村式部少輔一氏・堀尾帶刀吉晴を、中老と名付け、前田德善院玄以・增田右衞門尉長盛・石田治部少輔三成・長束大藏大輔政家・大谷刑部少輔吉繼、（後吉隆と號す）を五奉行と定められけり。斯て秀吉公、師を紀伊國へ出して、所々の一揆を從へ、其後舍弟秀長を將として、阿波國へ之を進めて、長曾我部土佐守元親・同弟長曾我部親安を攻めて、其降を請け、四國悉く治りぬ。是等の大功あるに依り、忝くも大相國となつて、關白職を司る。又豐臣の姓と柴羽氏を、因みある諸將に許されけり。斯くて秀吉公、聚樂に座して、國家の政務を行はれしかば、國々の諸大名、皆我先きにと從ひ靡く。爰に島津修理大夫源義久は、薩摩國鹿兒島にありて、多年猛威を振ひ、秀吉の下知に背きければ、關白殿、之を怒り給ひ、此上は我れ西國へ馳せ下り、島津を退治すべしとて、天正十五年丁亥の春、京都を進發せらる。其兵、總て十六萬五千餘人とぞ聞えし。島津も思ひ設けたる軍なれば、鹿兒島を本城とし

秀吉歸陣
秀吉上洛

て、所々に砦を構へ、義久の舍弟島津兵庫頭忠平後義弘と號す、子息又八郎後薩摩守又與陸守と號す忠恒、豐後國迄出馬して、秀吉の先鋒を防がれけれども、戰に利を失ひて、本國へ馬を入れらる。其外九州に於て、楯籠る所の城々、或は攻落され、或は明け退きて、手にたつ者なかりければ、關白殿、軍を進めて、薩摩國に至り、千代川の此方太平寺に陣をかけ、先鋒の兵士十萬餘人、鹿兒島へ攻入るべしと、評議せらる。島津、終に詮方なく、頻に和睦を乞はれしかば、秀吉やがて許容せられ、太平寺に於て、島津修理大夫義久・同兵庫頭忠平・同右衞門大夫俊久・同又八郎忠恒の一禮を請け、大隅・薩摩を、島津父子に給はり、其外の領地沒收して、諸將に分ち與へらる。筑紫、既に治りしかば、秀吉、大坂の城へ御馬を入れらる。其後上洛して、行幸を聚樂の亭に催し、叡感に預り給ひ、又東國に、北條相模守平氏政、數國を領して、相州小田原の城に居られけるが、關白殿、使者を立て給ひ、急ぎ上洛せらるべしとありけれども、氏政、更に承引なく、剩へ頃日の秀吉は、輕者なりし。憚なき事をいふ者かな。縱ひ上方の人數を拂ひ盡して、此表へ來るとも。昔平家の輩が、富士川より京へ逃上りたる如く、忽ちに追返

すべきものをと、廣言せられければ、秀吉、大に怒をなし、天正十八年庚寅の春、京都を進發あり。其兵凡そ廿五萬五千餘人とぞ聞えし。氏政、兼て箱根の山中に砦を構へ、松田右兵衛を入れ置きしが、小勢にては危かるべしとて、北條左衛門行方彈正・間宮・推津・朝倉等を、山中へ差向けらる。去る程に、秀吉公の先鋒の諸將、山中の城へ攻め近づき、中にも中村式部少輔一氏、諸軍の魁首とて、一時に攻破る。之を見て諸勢、一同に鬨を作つて、攻め入りければ、城主松田を始め、行方・推津・間宮以下、忽ちに切腹して、北條左衛門・朝倉能登、小田原へ引退く。斯かりければ、關白殿、箱根を越えて、相模國へ至り、石垣山に本陣を構へ、小田原の城を攻め取るべしと下知せらる。彼城には氏政・氏輝・氏直・氏房父子兄弟、其外氏政の父氏康以來物に馴れたる將士、三萬五千人立籠る。防戰の武略を運らし、戰ふと雖も、北條譜代の家老松田尾張守を先として、内應の者多かりければ、城兵防ぐに術なきに依り、氏政、罪を謝せられけるに、秀吉、許容あるに依りて、氏政、城中を出でられければ、やがて檢使を立て給ひ、氏政・氏輝兄弟に腹切らせ、其首を京都へ遣して、獄門に梟け、氏政の子息氏直・氏

秀吉關白を秀次に讓る

秀吉朝鮮征伐

房兩人を、紀州高野山へ籠居させて、其領地伊豆・相模・武藏・上總・下總・上野を、家康公へ授け與へらる。斯くて關白殿、小田原より直に東國へ、御馬を進め給ひ、出羽・奥州の士民に安堵させて、夫より帝都へ還入せらる。斯かりし後は、天下一統の政に歸すと雖も、秀吉、猶も宣ふ事あり。我れ凡下より出でて、名を顯はし、既に日本國中に於て、我上に立つ人なし。然れども僅に、六十餘州の主たらん事、若干の功名に非ず。又當今の御讓を請けて、太上天皇の位を踏むべしとすれど、本朝は、異國の例に變り、天照大神の御苗裔ならでは、卽位の例なしといへり。是犯すべきにもあらず。所詮中華へ攻め入りて、大明の世を奪ひ、四百州の帝王となつて、高麗・大和を治め正さん事、何ぞ難かるべしとて、同天正十八年辛卯の冬より、秀吉公、養子近江中納言秀次卿へ、關白職を讓り給へり。是より秀吉公を、太閤御所と申すなり。明くれば文祿元年壬辰の春に至り、頻に異國を攻めらるべき御沙汰あり。關白秀次公も、帝都を守護の爲めに、聚樂の館に留め置き、太閤は諸將相具して、三月廿六日に、京都を打立ち、肥前國松浦郡名古屋迄下り給ひ、彼所に於て、軍評定あり。日本

より渡海の直路なれば、朝鮮を攻取るべしと、仰含めらる。是に依りて、備前中納言秀家卿・安藝少納言輝元卿に、相從ひて、四國・中國・九州二島の軍勢二十萬五千餘人、朝鮮へ渡り、家康公・利家卿・景勝卿・其外東北の軍十萬二千三百人、名古屋の御本陣を堅むべしと、評定せらる。　肥後國熊本の城主加藤主計頭（後肥後守と號す）清正・同國宇土の城主小西攝津守行長・豐前國中津の城主黑田甲斐守（後筑前守と號す）長政・豐後國府內城主大友豐後守義統等、左右の先鋒として、四月十二日の辰の時、肥前國名古屋の浦より、纜を解き、程なく異國の地に渡り、平安道・慶尙道を經て、朝鮮の都へ攻め近付き、昔神功皇后の三韓を從へさせ給ひし後は、聞きも傳へぬ珍事なれば、朝鮮八道はいふに及ばず、大明四百州の上下、驚き騷ぎて、此時、朝鮮の兵士、數萬人、身命を捨てて、防ぎ戰ひしが、日本勢、終に討勝つて、朝鮮の都を攻破る。　然れども爰彼に敵ありて、年月を經るにより、文祿二年の秋、太閤、名古屋を出で、大坂へ上り、同三年伏見に城を築きて、彼地に隱居せられしが、去年の秋、太閤測らずも、男子を設け給ひ、捨君と名付けて、甚だ御寵愛あり。　關白秀次公、未だ御子なき上は、捨君御成長の後は、秀次

秀次薨去

公の御養子たるべしと、人皆いひあへりしに、秀次のいかゞ思召しけん、御父太閤に對して、謀叛の企ありと、聞えしかば、文祿四年丁未の秋、高野山に於て、其家老又八嬖妾まで、悉く誅せらる。去程に朝鮮へ渡りたる諸將、彼國に數年在陣して、日本の武威をしめすと雖も、未だ全き功なき所に、慶長三年戊戌の夏頃より、太閤、御不例あるにより、療治を盡すと雖も、更に驗なく、六月二日より、御腰立たず。七月十六日、殘暑に當りて、絶え入り給ひしが、漸くにして息出で給ひぬ。縱ひ太閤、斯く重病に冒され給ふとも、關白秀次公、事故なく、座するに於ては、天下靜謐の基たるべきを。去る未の秋、秀次公亡び給ひ、御實子拾君僅か六歲になり給へば、必ず天下をしらせ給はんともいひ難し。殊更高麗陣の最中といひ、彼是を思ひつゞけて、太閤の御不例を歎かざる人はなし。秀吉公も、此事を心苦しく思はれて、八月八日、德川家康公・羽柴本氏前田利家卿を、御寢所へ召し給ひ、我計らざるに、大病を請けて、心地死ぬべく覺えたり。我死なば、深く隱して、暫く葬禮を止め、秀吉が下知なりと號して、淺野彈正・石田治部に、德永法印・宮城長次郎を相添へて、朝鮮へ遣し、日本勢を引取

るべし。若し此方使相違して、我死したると、異國へ聞えば、敵は勇み、身方は氣を失ひて、引上ぐる事ならずば、家康渡海して、下知せらるべし。若し又日本に叛く者あらば、家康渡海なり難し。利家代り渡海すべし。」大事の引口なれば、粗忽に下知をすべからず。又秀賴、未だ幼稚の間は、家康後見して、大坂の城へ移し、家老・奉行相談の上、正しく沙汰すべし。若し不義の者ありて、秀吉が死後の弊を窺ひ、秀賴に背くに於ては、其國の方角に依りて、大老一人・諸大名を召具し、馳せ向ひて、速に退治すべしとなり。此外、後年の事共を、懇に仰置かれ、八月十八日の巳の時、太閤、終に薨せらる。御歳六十三とかや。此事、朝鮮へ聞えざる爲に、密に長束大藏大輔政家一人、御遺骸を供奉して、京へ上り、東山に移し奉る。其後、敕命によりて、神に崇められて、阿彌陀が峯の麓に宮居し給ひ、忝くも豐國大明神といふ敕額を賜ふ。

一說に、秀吉は、新八幡の神號を、願はれけれども、敕許なかりしといふ。

豐國大明神の社、成就する頃、吉田侍從と卜部兼治弟萩原を、神司となし、社領一萬石を寄附せらる。每月十八日、伶人・舞樂・師子・田樂あり。貴賤老若、彼神に詣で、信

仰の思をなしたりとかや。凡そ太閤一生の事、又は新撰太閤記に、精しく顯すべき設あり。爰には、大略を記して、軍記の首篇とするものならし。

淺野・石田・藤堂・筑紫下向附諸將誓約

去る程に、淺野彈正少弼長政・石田治部少輔三成は、太閤の御遺言に任せて、筑紫へ下り、淺野は、筑前國名島に著、石田は同國博多に著。内府公、朝鮮の引口危く思召しければ、御親ら彼國へ御渡海あるべしと仰せらる。利家卿は、其頃病中なれども、內府、朝鮮へ渡り給ひては、日本の守輕かるべし。某渡海すべしと、頻りに申さるゝに依りて、內府公、然らば、先づ藤堂佐渡守後和泉守と號すを遣し、朝鮮の安否を聞くべしとて、藏堂を筑紫へ差下し給ふ。然る所に、朝鮮より使者來り、頃日羽柴本氏島津兵庫頭義弘、大明の加勢と戰ひて、大に勝利を得たるの由、註進あり。淺野・石田・筑紫に於て、之を聞き、此上は引取るに、手間入るまじと相計り、德永法印・宮城長次郎兩人を、使者として、太閤の仰を、朝鮮へいひ遣はし、筑紫に逗留する內に、藤堂高虎も、博多に著、

大老・奉行等の誓詞

淺野・石田・藤堂筑紫に居て、異國の便宜を待つ所に、案の如く、日本勢、輙く敵兵と取離れ、歸朝に赴く由、又註進しければ、藤堂は、先達て筑紫より、伏見へ歸り、朝鮮へ渡海したる諸將も、追々歸朝するにより、淺野・石田、俱に十月廿八日、大坂に著、翌廿九日、伏見へ馳集りて、各太閤の離を歎く。斯くて亡君の御遺言に任せ、大名・小名、捨君へ二心あるまじきの神文を、調へらる。中にも大老・奉行の面々は、太閤御在世の内に、誓詞を捧げられける。其詞に曰、

敬白天罰靈社上卷起請文前書の事

一、奉ㇾ對㆓秀頼樣㆒御奉公之儀、太閤樣御同前、不ㇾ可ㇾ存㆓疎略㆒事。附表裏別心毛頭存間鋪事。

一、御法度御置目之儀、今迄如ㇾ被㆓仰付㆒彌不ㇾ可㆓相背㆒、各相談の儀者、多分に可㆓相付㆒事。

一、公儀之御爲、存ㇾ上者、對㆓傍輩㆒企㆓私之遺恨㆒不ㇾ可ㇾ及㆓存分㆒事。

一、傍輩中、不ㇾ可ㇾ立㆓徒黨㆒、公事若喧嘩口論之儀、自然雖ㇾ有ㇾ之親子・兄弟・緣者・親類・知者・奏者にても、依怙贔屓不ㇾ存、如㆓御法度㆒可ㇾ致㆓覺悟㆒事。

一、御知行方之儀、秀頼様、御成人之上、爲御分別、不被仰付以前、不依難御訴訟雖有之、一切不可申次候。　況手前之儀、不可申上候。　縱被下者候とも、拜領仕間鋪事。

一、對御奉公之衆、誰々讒言之仔細雖有之、同心不可申。　何時も直申屆可隨其品、自然不相屆儀承候者、無隔心可令異見候。　依事同心無之候共、遺恨存間鋪事。

一、公私共、以隱密被申聞儀、一切不可有他言事。

一、此方一類幷に家來之者共、自然背御法度不相屆族有之者、無隔心被申聞候者、可爲祝着事。

右條々、若於相背者、忝茂此靈社上卷起請文御罰、各深厚可罷蒙者也。　仍前書如件。

敬白天罰靈社上卷起請文の事

謹請敬供再拜。　夫惟、慶長第三戊戌季、月數者十二月、日數は三百六十餘箇日、擇吉日良辰、而信心請曰、大施主謹奉勸請、梵天帝釋・四大天王・日光菩薩・月光菩薩・北

斗・南斗・七耀・九耀・廿八宿・三千星宿・四天・八天・十二天・三十三天・三千界中、所顯現之大小神祇、上到有頂天下到金輪際所在之諸佛・諸神、皆悉、驚白於諸佛者、本師釋迦如來・東方藥師如來・南方寶生如來・西方無量壽佛・北方徵身如來・中央大日如來・當來下生彌勒尊佛・觀世音菩薩・虛空藏菩薩・地藏菩薩・大聖不動明王・降三世明王・軍荼利・夜叉明王・大黑尊天・毘沙門天・大辨財天女・宇賀神・十五童子・三寶大荒神・愛染明王・摩利支尊天・過去・現在・三世諸佛菩薩・諸天・諸神・一切軍神等、忝茂日域宗廟天照皇大神宮・四十末社・內宮外宮兩宮・風宮諸末社・八幡大菩薩・加茂上下大明神・松尾大明神・平野大明神・稻荷大明神・春日大明神・日吉山王・祇園牛頭天王・北野天滿天神・御靈八所大明神・住吉大明神・三十番神・愛宕四所大權現・御香宮大明神・貴布禰大明神・三輪大明神・熊野三所大權現・十二所權現・九十九所權現・廣田大明神・金峯山權現・吉備津宮大明神・對馬天王・羽黑山大權現・葛城大權現・容之藏王權現・關東守護神・伊豆箱根兩所權現・三島大明神・鹿島大明神・富士大權現・白山大權現・立山大菩薩・諏訪上下大明神・出雲大社大明神、總而日本國中大小神祇二千大

社・五百九十二所・小社等、殊氏神刀八毘沙門天王・天狗主領太郎坊眷屬九億四萬三千四百九十餘神、是善坊・次郎坊八萬四千眷屬・飯綱大明神四十四萬一千眷屬・城中山々峯々大天狗等、閻魔法皇・五道冥官・俱生神等、仗希正路之旨照鑑給。若僞心於有之者、立處受白癩・黑癩・重病、八萬四千毛孔・四十二之骨節、日々夜々苦痛無止、四百四病、常侵身心弓矢冥加永盡、向佛神三寶雖作祈願不叶、都蒙神罰冥罰於來世者、隨在八變八熱、無間地獄到未來永劫不可在浮期者也。仍靈社上卷起請文如件。

慶長三年戌八月五日

江戸内大臣家康御血判

德善院玄以法印

淺野彈正少弼殿

增田右衛門尉殿

石田治部少輔殿

長束大藏大輔殿

利家・景勝・輝元等の誓詞

此外、利家卿・景勝卿・輝元卿、又は江戸中納言秀忠公・越中宰相利勝、(後利長と號す、)各誓詞を捧げらる。神文前書右同じ。

敬白天罰靈社上卷起請文前書の事

一、奉レ對二秀頼様一御奉公之儀、太閤様御同然、不レ可レ存二疎略一事。附表裏別心毛頭存間鋪事。

一、御法度御置目之儀、今迄如レ被二仰付一、彌不レ可二相背一。各相談之儀、多分可二相屬一事。

一、傍輩中不レ可レ立二徒黨一候。公事邊喧嘩口論之儀、自然雖レ有レ之、親子・兄弟・緣者・親類・知音・奏者成共、依怙贔屓、不レ可レ存、如二御法度一可レ致二覺悟一事。

一、對二諸傍輩一、以二私之遺恨一、不レ可レ及二存分爭論一事。

一、五人間之儀、互無二隔心一、別而令二入魂一、公儀御爲可レ然樣、可二申談一候。

一、諸事申談儀付、多分可二相究一候。但五人之中、不レ私二仔細一候而於二相違一は、殘衆中可二相究一候。到時參會之衆中、小分に而相究儀雖レ有レ之、不レ私二相違一之上、存分有間敷事。

一、公私共以御隱密被仰聞候儀、一切他言不可仕事。
一、此方一類幷家來之者共、自然背御法度不可相屆族於有之者、無隔心被仰聞候者、可忝存事。

神文省略す

此靈社起請文御罰深厚可罷蒙者也。仍前書如件。

慶長三戊戌八月五日

長束大藏大輔政家判血
石田治部少輔三成同
增田右衞門尉長盛同
淺野彈正少弼長政同
德善院玄以法印同

內大臣殿
大納言殿

大谷吉隆が事

大谷刑部少輔吉隆は、數年癩病を患ひ、近年は癩瘡眼中に入りて、盲となりければ、

五奉行の職を、度々辭退ありけれども、彼刑部少輔は、政所の御母朝日の局の甥にして、政所の御爲めには、從弟といひ、其上才智ありて、貞實の人なるにより、太閤、深く惜しみ給ひ、暫くは願を許し給はざりしが、心地好からぬとて、評定の日、多くは缺座せられし故に、淺野彈正少弼長政を、五奉行にぞ加へらる。彼長政の妻は、政所の妹にて、いみ名をおこひといひしとかや。同十八日、家康公・利家卿、太閤の御遺言を聞き給ひて後亦、誓書を捧げ給ふ。其詞に曰、

敬白天罰靈社上卷起請文前書の事

一、今日御直被仰出候趣、少茂不忘存、秀頼樣江御奉公疎意不可存事。

一、武藏守にも、御諚意之通、具に申聞候。是又、秀頼樣江御奉公疎意不可存之事。

右之條々、若私曲僞於申上者、忝茂

神文省略

此靈社起請文御罰源厚可罷蒙者也。仍前書如件。

慶長三戊戌年八月八日　江戸内大臣家康御血判

德善院法印
淺野彈正少弼殿
增田右衛門尉殿
石田治部少輔殿
長束大藏大輔殿

敬白天罰靈社上卷起請文前書の事

一、今度御直に被仰出候趣、少茂不忘存。秀頼樣江御奉公可仕事。
一、肥前守茂御諚之通、具に申聞。是又秀頼樣江御奉公疎意不可存候事。
一、以御隱密被仰出候儀、不可致他言事。

右條々若私曲僞於申上者、忝茂

神文省略

此靈社起請文御罰深厚可罷蒙者也。仍前書如件、

慶長三戊戌年八月八日　　加賀大納言利家血判

德善院法印
淺野彈正少弼殿
増田又衛門尉殿
石田治部少輔殿
長束大藏大輔殿

同十一日、又五奉行より捧る前書。

敬白天罰靈社起請文前書の事

一、秀頼様江御奉公之儀、最前以誓詞雖申上、猶以今度重々御直に、何度も被仰聞通、不存忘、無油斷御奉公可仕事。

一、今度如被成御諚、對五人之御奉行衆、不可存隔心候。如何様中絶申候共、御直御理申入可相濟候。其上切々得御意、秀頼様御爲、可然様抽忠切事。

一、此方五人間之事、是亦致入魂無隔心、切々致參會、諸事可申談事。

右條々、若私曲僞於申上者、忝茂

神文省略

此靈社起請文之御罰、深厚可罷蒙者也。仍前書如件。

慶長三戊戌年八月十一日

長束大藏大輔政家血判
石田治部少輔三成同
增田右衞門尉長盛同
淺野彈正少弼長政同
德善院法印同

內大臣殿
大納言殿

中にも家康公の御誓書一封は、太閤棺中に入るべし。冥途迄身を放さるまじきと、仰置かれしに依りて、是又御遺言に任せられしとかや。頃日、利家卿の館にて、御遺物を、夫々に與へ給はりけり。

客の云、家康公の、御誓約に背かせ給へども、終に神罰なかりしは如何。主敬んで

答ふ。信長、御在世の頃、家康公と秀吉の尊卑、遙に變り、姉川合戰の時、信長・家康、姉川の河原にて、御密談あり。此時、信長公は、敷皮に坐し給ひ、家康公は、平砂に御坐ありしに、秀吉、敷皮を捧げて、家康公の御側へ參り、是に坐し給へと、申されたるにて、其尊卑を思ひ見るべし。秀吉、程なく播磨國を給はり、西國の先鋒となりて、威勢盛なれども、家康公の御末座に、列なり給へり。信長の御沒後に、家康公、尾張内府信雄の身方に、參り給ひて、秀吉と戰ありしに、信雄、終に秀吉と和睦をなし、家康公も、御憤なきやうに、度々御異見あるに依りて、家康公、酒井左衞門尉忠次を召して、此事いかゞあるべきと、仰せられければ、左衞門尉、申していふ、信長公、不慮に亡び給ひしかども、御子孫餘多ましますは、何れなりとも、天下を知らせ給はん事、勿論なり。其間は、秀吉と御交厚くありて、所望ならば、御誓詞をも調へらるべし。若し秀吉、謀叛の企あるに於ては、彼誓約を破り給はんに、不忠なせる人の、故なく求められし誓紙に、いかで利罰の候べき。是は某に任せらるべしと、諫むるに依りて、家康公、終に秀吉と御和談ありたりと聞く。

其後、秀吉公、則闕の官に昇り給へども、家康公、御官位の次第に依りて、内大臣に御昇進あり。凡そ古より、君臣、同じ三公に列りたる例を聞かず。然るに太閤、常に家康公を、家臣に準へ、殊更臨終に至りて、家康公の二心なき御誓詞を、見るべしとありしは、所謂要盟に等しく、其上内府公、萬民の安住を思召して、少節に御かゝはりなきにや。鬼神の祟なきも、宜なるにや。又問ふ、太閤は、智計、古今に秀でたる大將なるが、家康公、曲げ隨ひて、時を窺はせ給ひしを、終に悟り給はざりしは如何。答異域の昔を按ずるに、曹操が己れ多智なりといひて、人にも其自負を許しながら、劉備を一旦僞りて、從はれしをも、知らざるが如し。

秀忠公御歸國附秀頼公大坂移徙

太閤薨去ありつれども、表向へは未だ漏れ聞えず。依りて内府公も、之を知らせ給はず。翌十九日の早朝に、御不例を伺ひ給はんとて、太手の門迄、御出での所に、石田治部少輔家來八十島道與といふ者馳來り、内府公の御乘物に近付き、密に主人の

口状を述べていふ、昨日太閤薨去ある上は、もはや御出仕を止らるべしとあるに依りて、内府公、やがて途中より御歸館あり。其頃、秀忠公、關東へ御下向の御沙汰ありけるが、太閤の御不例重きにより、未だ伏見に御座ありけるを、急ぎ江戸へ御下向あるべしと、内府公仰せらるゝによりて、同十九日の午の時、秀忠公、伏見を御立ありて、九月二日、江戸の城に入らせ給ひぬ。是は太閤、御病中より、四老・五奉行参會して、何事とは知らず、度々密談あり。内府公、之を御不審に思召して、御父子一所に御座ありては、御爲めに惡しかるべしと、御遠慮を廻らされて、今斯く秀忠公を關東へ下し申させ給ひしとなり。

秀忠江戸下向

或説に、其頃、秀忠公、關東へ御下向の御沙汰なかりしに、内府公、御計らひとして、俄に江戸へ下し申させ給ひ、若し四老・五奉行より、咎むるに於ては、太閤の逝去を密に傳へ承り、領内の守、覺束なさに、中納言を江戸へ下したりと、仰せらるべき御内存あり。されども四老・五奉行は、太閤御在世の時、御暇出でたる樣に、思はれしにや。始終此事の疑問なかりしといへり。

其頃、太閤御薨去の事、外樣へも披露あり。上下愁傷の折節なれば、萬物靜かなりけるが、同年の冬の頃、秀頼公を大坂の城へ、移し參らせ申すべしとて、老中・奉行、内談をせられけるは、頃日、内府の行萬づ心得難し。然るに捨君の御後見として、内府に、伏見に居給ひては、諸國の大名・小名、出仕の序に、必ず内府へ參向して、彌〻此人に威勢付くべし。然れば、御遺言に任せて、捨君を、早く大坂へ移し奉り、家康も伏見より、大坂の城へ出仕せられ候やうに、相定むべしとなり。則ち捨君の御母堂、此事御願ありと號して、内府へ申入れけるに、内府聞召して、太閤薨〔じて脱カ〕程もなし。又朝鮮へ渡されたる諸將も、未だ歸朝なければ、先づ差延べらるべしと、仰せられけるに依りて、暫く其沙汰なかりしが、明くれば慶長四年己亥の春、頻に捨君を、大坂へ移し申さんとあるにより、家康公も、此度は御同心あり。斯くて正月十日、秀頼公大坂へ越し給ふ。此時、老中奉行、其外の諸大名、秀頼の供せらる。内府公も、同大坂へ下らせ給ひて、片桐市正且元が家に、御止宿あり。此日、老中・奉行の面々相談して、大坂中勤番、其外法禁を定めらる。其趣に曰、

秀頼大坂城に移る

秀頼様御前へ、不レ依ニ何時一、可レ有ニ伺公一衆

江戸內府　加賀亞相　備前黃門　會津黃門
安藝黃門　江戸黃門　羽柴肥前守　淺野彈正少弼
增田右衞門尉　石田治部少輔　長束大藏大輔　片桐市正
前田法印　古河備前守　石田木工頭　石川掃部頭

詰衆御番之次第

一番

杉原伯耆守　堀加賀守　毛利河內守　羽柴孫四郎
宮部中務少輔　同捨吉　淺野忠兵衞　伊東美作守
木村虎松　橋本中務少輔　山中紀伊守　加藤孫六郎
村井右近　伊藤武藏守　蜂屋勝千代

二番

大野修理亮　石田主水正　有地市藏　羽柴長吉

山口左馬助　奥　於　龜　毛利長門守　土方丹波守
山岡彌平治　小西式部大輔　長谷川吉左衞門　石田右近
青山右衞門太夫　木村右京　堀田淸十郎
右一日一夜づゝ、無₂懈怠₁可ₗ被₂相勉₁者也。
定番之衆
蒔松越後守　垣原八藏　菊阿彌
定番詰衆之外可有₂伺公₁衆
增田兵部大輔　長束兵部少輔　石田隼人　前田主膳正
右書の外、無₂御用₁衆參上候者、爲₂當番₁堅可ₗ被₂相改₁者也。
進物にて御禮可₂申上₁衆
公家衆　門跡方　國大名衆
右出仕の時は、加賀大納言・羽柴肥前守父子の内一人、伺上候而、可ₗ有₂御取次₁事。
右の衆の外、無案內心安進物に而、御目見可ₗ有ₗ之衆之取次は、石田木工頭・石川備

前守・石川掃部頭・片桐市正、此內可レ爲ニ奏者一事。

此四人の內、形儀法度女中方幷若衆狠藉の族、於レ有レ之者、是又不ニ見隱一不ニ聞隱一者、四人可ニ申上一事。

詰衆御咄の衆、自罷出候而後、掃除坊主以下、自ニ唐門一外に、可ニ罷出一候。然共不レ依ニ夜中一御用之時者、右四人當番可ニ罷出一候。

右之掟、違背有間敷也。條々如レ件。

慶長四年亥正月十日

長束大藏大輔
石田治部少輔
增田右衛門尉
淺野彈正少弼
前田德善院
安藝中納言
會津中納言

備前中納言
加賀大納言
江戸内大臣

翌十一日、大名・小名登城して、秀頼公に御禮あり。其後、大廣間に列座ありければ、大老奉行出座ありて、仰出されけるは、天下の諸法度は、先御代の條目を讀みて、彌々違背あるべからず。又近年、伏見に居住の輩は、各前々の如く、大坂へ、私宅を移さるべしとなり。其前代の諸法度、左に記す。

御掟

一、諸大名縁組の儀、御意以其上可二申定一事。
一、大名・小名、深重契約誓紙等、御停止の事。
一、自然喧嘩於二仕出一者、致二堪忍一之輩者、可レ被レ爲二理運一事。
一、小身之儀者、不レ可二申及一。雖レ爲二大身一、目掛之女房大勢不レ可二相抱一事。
一、酒者可レ限二根器一、大酒御制禁之事。

一、乘物御赦免之衆、家康・利家・景勝・輝元・秀家、幷公家・長老出〔缺一字〕之衆、其外雖レ爲大名、若年之衆は、可レ爲二騎馬一、年齡五十以後之衆於者、及二路次一里一は、駕籠之儀、御赦免被レ成候。於二當病一者是又駕籠御免之事。

右之條々於二違犯之輩一者、可レ被レ所二嚴科一者也。

文祿四年八月二日

景勝
輝元
秀家
利家
家康

又御掟追加

一、諸公家・諸門跡の嗜、家之通を勤、可レ被レ守二公儀一候、是奉公之事。

一、諸寺社之儀寺法・社法相守、專修二造學問一、勤行不レ可レ致二油斷一事。

一、天下領知方之儀、以毛見之上、三分二者地頭、三分一者百姓、可レ取レ之。兎角田地

不レ荒樣可二申付一事。

一、小身衆、本妻之外、仕者一人者、可二召仕置一、別家不レ可レ持。雖レ爲二大身一、手掛者、不レ可レ過二一兩人一事。

一、知行分限隨諸事進退可二相勤一事。

一、直訴可レ致儀、於擧目安先十人衆に可レ申、十人之衆、訴人之儀馳走を以、相方召寄慥可レ被レ聞二申分一。直訴之目安者、格別之儀候間、可レ被二申上一事。

一、衣裳之紋、御赦免之外、菊桐不レ可レ付レ之。於二御緣拜領一者、其御吳服、所持之間者、可レ着レ之。染替、別之衣裳御紋堅不レ可レ附事。

一、酒著可レ限二根器一。但大酒御制禁之事。

一、覆面仕往來之儀、堅令二停止一事。

右之條々、於二違犯之輩一者、可レ被レ所二嚴科一者也。

文祿四年八月　日

景勝

輝元

秀家
利家
家康

斯くて同月廿二日、内府公、伏見へ御登りあるべしとて、淀川を御舟に召されけるに、牧方近くなりて、舟中より遙に見れば、川岸に人多く群り居たり。人々思ひけるは、大坂より、人數を出して、御先を遮り、内府公を失ひ奉るべき謀と、見えたり。舟中、無勢なれば、萬に一も、御運を開かるべき戰に非ずと、手に汗を握り居る計りなり。内府公も、之を御覽ありて、あれは如何なる者ぞと、仰せられけれども、御答申す者もなし。稍ありて、御供の中より井伊兵部少輔が足輕の者と、見えたりと申上げければ、内府公、悦ばせ給ひ、やがて御舟を差寄せ、陸へ御上りありて、御覽ずれば、案に違はず、井伊直政の足輕なり。物頭數輩、道の傍に、踞り居けるに、御言葉を懸けられ、御跡を押へて、罷歸れと仰せられて、其日の申の刻に、伏見へ御歸館ありしとかや。太閤の御後室政所は、其頃、大坂の城中西の丸より出で、京へ登り、洛外三本

に居給ひしが、後又上立賣に、館を構へておはします。其所を、時の人、政所町と名付く。

政所と政所町

舊說に、彼政所は、尾張國春日井郡朝日の里に、居たりし杉原助左衞門入道道松が娘なり。其頃、同國津島の住人淺野又右衞門長勝と號する者あり。彼杉原道松・淺野兩人、共に木下七郎右衞門家利が婿なるにより、杉原氏が娘を、淺野が方へ呼取りて、育てけるに、秀吉、小人頭の時、前田利家の媒にて、妻となせり。但し秀吉へ熬婿となり給ひしに、淺野長勝は、富人の聞えある人なれども、其頃は、萬侘しき風俗なるにや、長屋を取繕ひ、簀子の上に、緣取を敷き、婚禮あり。此簀子・緣取の事は、政所、常に御物語ありしとぞ。彼淺野長勝は、淺野彈正少輔長政の父なる故に、政所と長政は、從弟なり。彼政所の御法名を、高壽院といひ、今洛外東山に、高臺寺と號する禪寺あり。是れ政所の御願に依りて、建て置かれたる寺なりといへり。

松丸殿

松丸殿も、同時伏見の城を去りて、御舍兄京極高次の大津の城に入り給ひ、翌年の秋、

之も京へ登りて、中立賣口に住み給へり。

一本に、彼松丸殿は、京極長門守高秀の息女にて、京橋宰相高次・同侍從高知の妹なるが、隱なき美女の聞えある人なり。初は若狹國小濱の城主武田孫八郎元明の内室なり。孫八郎、一年、淺倉義景に内通の風聞ありて、信長公の不審を蒙り、世間を憚りて、居られけるに、信長歿後、天正十年午七月二日、秀吉公、丹羽に仰せて、孫八郎に腹切らせて、其内室を呼迎へて、甚だ寵愛せられ、後に伏見の城松丸におはしけるに付、時の人、松丸殿といひ習はしたりといへり。

淀殿は、秀頼公と共に、大坂に入りて、本丸に移り給へり。

或說に、彼淀殿は、江北小谷の城主淺井備前守長政の息女なり、備前守、天正の初め、信長に攻圍まれて、自殺せられしが、女子三人・男子二人あり。長政、此内室諱阿市に向つて、我れ年頃、信長と不和になり、今此難に遭へり。御邊は、正しく信長の妹なれば、よも罪科の沙汰はあるべからず。三人の娘を連れて、信長の方へ、歸り給へとありければ、内室、涙を流し、相供に死ぬべき身が、長らへて、再び人

に面を會はせん事、女とはいひながら、餘り淺ましき事なれば、我をも共に害して給はれと宣ひけるを、長政こまぐ\と教訓して、娘三人の命を賚くる事、偏に御邊の心にありといひければ、内室力なく、三人の息女を誘ひ、藤掛・參河・木村小四郎を召具して、終に圍を出で給ひぬ。二人の男子も、所を見て、深く隱し置くべしと、長政いひ置かれしによりて、萬福丸には、家人木村喜内附添ひ、小谷の城を忍び出で、越前の國、敦賀に隱くれ居けるを、信長、之をさがし出し、秀吉に仰せて、江州木下に於て、串刺といふものにせられしなり。其弟は、中島左近・小川傳十郎、守り育て、江北長澤村福田寺の弟子になしけるが、信長住所を知り給はざるか、又は出家なる故に、一命を賚けられしにや。後又咎なかりしとなり。長政の後室と、女子三人を、信長公舍弟織田上野介後長野と號す信兼に、預け置かれしが、後室は、柴田勝家に再縁せられ、勝家滅亡の時、同じく自害して、失せ給へり。彼三人の息女、漸く成長あるに依りて、長女、諱おはつ・京極宰相高次の内室となれり。法名を常高院といふ。今若狹國後瀬山の麓に、常高寺と號して、公儀より、寺領を寄附せらるゝ

寺あり。是れ常高院の爲めに、建て置かれたる寺なりとぞ。其次は、諱おちや秀吉公の側室となりて、秀頼公を產み給へり。中頃淀殿・淀の城に置かれしより、後迄も淀殿といひしとなり。法名大虞院。其次は、諱阿德、初め織田信兼の家臣佐治與九郎に嫁し給ひ、其後丹波宰相秀勝の夫人となりて女子一人產み給ひしが、其女子九條殿の御簾中となれり。秀勝卒去ありて、繼子なきにより、御後室は、淀殿に歸りおはしけるを、文祿四年の秋、太閤の御息女となし、秀忠公の尊室とせらる。御法名崇源院殿といふ。秀頼公の夫人京極若狹守忠高の室、小松中納言利常の室、越前少將忠直の室、大猷院君東福門院駿河大納言忠長卿、是れ皆台德公の御子、崇源院殿の御腹なり。

彼政所・松丸殿、御兩人に、秀頼公より近江國に於て、粧田を參らする。是は太閤御在世の時、淀殿・松丸殿、政所に、政所にはあらずと、重ね〴〵唱へ置かれし故なりとかや。

異說に、淀殿・松丸殿も、太閤の北方なり。寵妾とはいひ難し。いかにとなれば、淀

殿は、信長公の御妹の御息女といひ、殊更秀吉迎へられし時も、妾の樣にはなかりしと聞く。又松丸殿は、淀殿の御爲には、主君の筋目ある人なれば、之も妾女というふべからず。總て其頃、此類の事あり。一年、上杉景勝、秀吉の旗下となり給ひ上洛あり。或時、秀吉公、景勝に對して、我れ貴殿の奥方を、媒すべしと宣ひければ、景勝承り、某先年、武田勝頼の妹を呼迎へて、妻となし候ひぬ。若し上方に妻を召置かるべしと、思召すに於ては、本國より召上すべしと、申されけるに、秀吉、さにあらず。凡そ國を保ち、天下を知る者は、妻は幾人もありて、苦しからず、曲げて我に隨はれよと、ありけれども、景勝は、秀吉の仰に隨ひ難く思はれしとぞ。又羽柴（本氏蒲生）飛驒守氏鄕の内室、貞婦の聞えありとて、文祿の初め、氏鄕、死去の時、秀吉、蒲生の家臣を召され、急ぎ後室を、會津より呼上すべし。信長の御息女なれば、別殿を構へ、淀殿・松丸殿の如く、御臺所に備へ置くべしと、仰せらる。同じく文祿の頃、秀吉、大明帝の婿になるべしと、催事もあり、是等の證據あれば、淀殿も、太閤の北方とし、小督・藤壺・常夏等が類を、嬖妾と名付くべしといへり。尙は古を

按ずるに、太閤、御在世の時、淀殿・松丸殿も、尊室に備へ置かれたるに於ては、今更論ずべき樣なきなれど、政所まします上は、是彼の夫人を置かれては、齊の桓公に、等しき誤なるべし。太閤も聊か此憚ありけるが、淀殿・松丸殿を、折節は妾の樣にせられしとかや。是に依りて、林羅山も、秀吉の昵妾と書けるなるべし。されば女姓と雖も、此理を知れるにや。景勝越後に置かれたる內室、諱おきく、乳母に向ひて、我れ世に誠ある人を聞くに、一人の妻あれば、又異妻を娶らず。若し家を繼ぐべき子なければ、適〻女にまみゆるなれど、妾と名付けて、妻といはず。然るに秀吉公、邪の仰なるを、若し景勝卿承引して、二人の妻を迎へ、都鄙の間に置かるるに於ては、世の聞く耳もうたてかるべし。さればとて、今我れ故鄕へ歸らんとすれども、武田家亡びて、身のよるべなし。此上は頭を薙して、世を遁るゝか、さなくば又死するより外はあるべからずと、いはれしが、其憤を、秀吉公聞き給ひ、景勝の婚姻止みしとかや。又氏鄕の御後室は、太閤の仰を傳へければ、一向に聞きも入れ給はず。昔より、貞女は、二夫にふれずとこそいひつれ。我れ、宰相殿の妻

となり、今は鶴千代後藤三郎又飛驒守が母といはれ、殊更政所ましします上は、いかでさる事あるべきとて、忽ち尼となり給ひし故に、秀吉、本意を失ひ給へり。又太閤、明帝の淑女を、夫人にすべしとせられしも、異國本朝の和睦破れて、婚姻の沙汰止むとかや。異說に。景勝卿、婚禮を調べらるへしと聞えければ、景勝の內室、乳母に意趣を語りて、終に自害せられたりといへり。今按ずるに、慶長九年甲辰二月十六日、景勝の內室、伏見の館に於て、病死せらる。法名大儀院殿梅周香大姉と稱せらると聞く。彼自害とあるは、妄說なるべし。

關原軍記大成　卷之一　終

關原軍記大成　巻之二

伏見・大坂騒動附左近諫の事

家康有馬法印亭に來駕

去年、太閤薨去ありて、後武家久しく物靜かなりしが、程なく年も立歸り、殊更秀頼公、大坂へ御移りあるにより、諸大名の家々賑ひ合へり。同正月十七日、内府公、有馬法印の亭に入らせ給ひて、猿樂を御覽ありけるが、御饗應の品々、又は舞曲の笛鼓まで、御心に叶ひたりと宣ひ、終日、御遊興ありて、暮方御歸館あり。同十九日、又法印の宅に於て、猿樂興行あり。大名・小名、彼宅に集り、能を見物して居られけるに、内府公、俄に御來駕ありければ、法印斜ならず悦び、書院の奥の間を、屛風にて圍ひ、内府の御座所となして、取敢ず御饗應あり。申の刻計りに、内府の御家人井伊兵部少輔直政馳せ來り、何事とも知らず、御密談申して、内府公の御前を退く。是は藤堂

佐渡守高虎、大坂より伏見へ馳せ上り、內府の御館に來り、井伊兵部少輔へ、其旨を申したりとかや。內府御歸館ありければ、佐渡守、御直に申して曰、頃日、利家卿の宅に於て、老中奉行密談の事あり。是れ偏に、內府の御身の上と聞ゆ。更に御油斷あるべからず。近日、不慮の事ありとも、某の家の存亡は、御當家と、共に仕ふべしとなり。家康公御弱冠の時より、御曲にて、何事に寄らず、俄なる事を、申上ぐれば、甚だ駭かせ給ひ、暫くありて、御平生の如く、御面色和らぎ給ひしが、此時は、更に如何思召しけん、御氣色を變へ給はず、佐渡守は、此方に懇志ある人なり。其れ崩せよと計り、兵部少輔に仰せられて後は、ひたする亂舞の御物語あり。佐渡守も、猿樂を好む人なれば、大坂の密事をほの聞きて、天下兵亂のきざしなりと思ひ、胸塞がり歎き入りて、內府の御物語をさへ鷹揚に承りて、席を退きたりと、高虎、後に物語なり。同廿二日、老中奉行の使として、相國寺の塔頭豐光寺は、兄長老に、生駒雅樂頭・中村式部小輔・堀尾帶刀三人の相添へて、御殿へ參り、兄長老御直に申して曰、去年、太閤逝去の後、內府の行、萬づ憚なきに似たり。中に附きて、諸大名の緣組は、御先代よ

石川康昌秀吉に附隨す

り、御法式ある事なるに、此方へ相談なく、御一人仰せらるゝ事謂れなし。此御返答分明ならずば、十人の衆、加判を除き申すべしと、聞くもあらけなき口狀なり。是は羽柴本氏伊達越前守政宗の息女を、內府の御子上總介忠輝の奧方となし、內府の御家人牧野右馬允康成が娘を、羽柴本氏福島左衞門大夫正利が繼室となし、御家人小笠原上野介秀政が娘を、蜂須賀長門守大坂陣後松平阿波守と號す至鎭に、妻にすべしと、內府御許あるに依りてなり。彼小笠原秀政の內室は、家康公の御嫡子信康の御息女なる故に、至鎭の奧方は、內府の御曾孫なりとぞ。彼小笠原上野介を、內府公の御孫婿にせられし故を聞くに、秀政父右近大夫貞慶は、信濃國松本の城主にて、家康公の御旗本なるにより、天正十一年の春、長子幸松丸貞政に、家來丸田左馬・口木吉內を相添へて、濱松へ人質に出されしに、家康公、石川伯耆守後備前守と改む康昌に預け給ひ、同御家人江戶右衞門七、御目代に附置かれけるに、天正十三年、長久手御陣の頃、石川伯耆守、彼幸松丸を盜み出し、濱松を出奔して、大坂に至り、石田治部少輔に附きて、秀吉の御家人になるべき事を願ひければ、秀吉頓て許容せらる。此時、伯耆守申して曰、能き土產を持參

小笠原秀政が事

申したりとて、幸松丸を披露申しければ、秀吉公、小笠原は小身なれども、歴々なる故に、御悦喜ありて、信濃守になし給ひ、御名諱の一字給はりて、秀政と改名せらる。家康公、江戸右衞門七の人質を、盜み出されたる罪科を怒り給ひ、三年の後、磔に懸けらる。其後、家康公、秀吉公と御和睦ありしが、秀吉公、又彼秀政・其父右近大夫を、家康公御旗下になし給ひし故に、秀政を御孫婿とせられしとぞ。秀政、始めは、信濃守といひ、中頃、上野介となり、後に兵部大輔と改められしとかや。

異本に、內府の御舍弟松平因幡守康元の息女、淸洲侍從正則の長子福島備後守忠勝の內室となし、內府の御婿吉田侍從輝政の娘と、大崎少將政宗の嫡子忠宗に、妻すべしと、內府公、御下知あるに依り、四老・五奉行咎められしと記す。今按ずるに、此說、甚だ疑あり。知れる人の正說、聞かまほし。又同本に、內府公、伏見の城に御住居も、此時老中奉行咎められしとあるは、必定、時節の相違なるべし。內府公、彼使者の口狀を聞かせ給ひ、太閤薨去ありて後、此方の行、萬づ憚なしとの事は、重ねて申承るべし。頃日、自他の願により、約束させたる緣組は、先代の御法

度を、いつしか思ひ忘れたり。失念は我等に限らず、事は兎も角も、仰を背くべからず。願はくは悪息武藏守を、各の末座に加へ給はる樣に、兄長老、又は三人の面々、御取持ありて、給はるべしと、いかにも障らぬ御返答なり。同時に、羽柴正則・羽柴正宗・蜂須賀至鎭三人の方へ、奉行中より使者を立て、各天下の御法度を破り、此方へ伺もなく、內府の家中と、緣邊を結ばるゝ事、心得難し。申譯あるに於ては、分明に答へらるべしとなり。政宗、使者に會ひて、此緣組の事は、泉州堺の町人今井宗薫、始終取持ち申すに依りて、我等は知るも知らざる事なりと、挨拶せらる。正則は、緣組の事、內府の申かけたるには非ず。我等は、秀賴公の御身の端なる故に、內府と親しくなるに於ては、御爲にも宜しかるべしと、此方より談合に及びたりとなり。至鎭は、我等弱年といひ、內府より仰聞けらるゝにより、力なく承引仕りたりとの返答なり。正則、此時、我等は秀賴公の御身の端なりと、いはれたる故を聞くに、尾張國二寺といふ里に、新左衞門と號する者あり。彼れ常に、桶の輪を入れて、我が身過の業となせり。是れ則ち正則の父は、太閤の實父木下彌左衞門と、兄弟なる故、秀吉と

正則は、同姓の從弟なりとかや。斯かりければ、大坂には、內府、其外の返答により、罪科に行はるべきかと、風聞ありて、諸大名の家中、一門に騷ぎ立ち、馬・武具よと犇きあへり。伏見にも此事聞えければ、武家・町人の騷動夥し。近日、戰となるに於ては、誰の方人すべくやと志を、定めぬ人も多かる中に、黑田甲斐守長政は、羽柴左衞門大夫を初めて、因ある人多きにより、內府公へ、大坂より使者の來らざる先に、伏見を馳せ廻り、大名・小名を、內府の御身方に相語らひ、我等父子は、一向に覺悟を、極め申したりとて、其意趣を述べられけるに、內府の威德智計に於ては、さる事なりと思はれし。長政の異見に相從ひ、廿一日の暮方より、御館へ馳せ參る人々には、織田有樂・子息河內守・京極宰相・舍弟侍從山形少將・子息修理大夫・大崎少將・吉田侍從・池田備中守・淸洲侍從・舍弟福島掃部頭・細川幽齋・子息丹後侍從・舍弟玄蕃頭・羽柴本氏森右近大夫・黑田如水・子息甲斐守・藤堂佐渡守・加藤主計頭・加藤左馬之介・有馬法印・子息玄蕃頭・金森法印・子息出雲守・富田信濃守・氏家內膳・古田兵部大輔・新庄駿河守・田中兵部大輔・山內對馬守・水野和泉守等、其外小身の輩には、指折るに遑なし。此輩十

人・十五人宛、毎夜御館に止宿あり。中にも羽柴右近大夫忠政は、御近所に居宅ある故に、手の者數人召連れて、御館へ來り、二三日は、家來の食物を運ばせて、晝夜となく、勤番せられける。大谷刑部少輔は、病人故に、御館に來らず。大坂又は下屋鋪に居たる家來を召集む。是は內府の御用を承るべき爲めなりとぞ。黒田甲斐守長政は、老父如水と相談して、廿二日の朝、居宅へ歸り、手の者に、具足を着せ、馬に鞍置かせて、御館に不慮の事あらば、一番に馳せ付け、御用に立つべしと用意せらる。其旨、井伊兵部少輔方迄、申入れられければ、直政、返書を送る。其趣に曰、

昨朝者過分至極に存候。御存分の通、夕部懇に申聞かせ候書狀に者、御返答不ㇾ被ㇾ申候儘、懸ㇾ御目ㇾ候而、可ㇾ被ㇾ申候。何樣にも近罷成候事、一段承被ㇾ分申候。御存分の通、愛宕白山に御感被ㇾ申候。何茂々々御目にかゝり可ㇾ被ㇾ申上ㇾ候。夕さり御出の事は、藤佐渡次第に可ㇾ被ㇾ成候。其時分、我等も勝手に居可ㇾ申候儘、御用候は可ㇾ承候恐惶謹言。

正月廿三日

井伊兵部少輔
直政

黑田甲州樣
人々御中

舊本に、內府公、程なく利家卿と御和睦の後、伏見の御館、又は藤堂佐渡守、大坂の居宅に、御止宿の時、黑田甲斐守長政を、御前近く召し給ひ、御邊度々の心入、甚だ御悅喜なりとて、長政の手を戴かせ給ひたりと記す。尙ほ古を按ずるに、北川の覺書と號する書物は、實錄なりとて普く人の見る物なり。其書中に、黑田甲斐守、諸大名を語らひ、一番に內府へ、歸伏せられしとあり。又此井伊直政より、送りたる書狀にも、內府公の御悅喜分明なり。されば大坂に於て、內府公、長政の手を戴かせ給ひ、御一禮を仰せられたるも、正說なるべし。又一本に、兄長老・生駒・中村・堀尾等、大坂へ歸府の後、石田治部少輔、內府に內通をなし、此後、老中奉行の方より、大坂へ御下りあれと申すとも、輙く御承引あるべからずと、申したりと記す。今按ずるに、太閤逝薨の後、治部少輔、如何なる故やありけん、頻に內府公を慕ひ

奉りしかど、其心中を、覺束なく思召されたりと聞く。然ば此時内通して、大坂の御下りを止め申したるも、實說なるべきにや。

頃日、家康公の御家人番代りの時節なり。榊原式部大輔康政、御家人を召連れて上りけるが、尾張國熱田にて、伏見の騷動を聞き、我れ劣らじと馬を進めて正月廿八日、伏見に馳せ着き、式部大輔、旅裝束にて、御前へ參りければ、内府公御悅喜ありて、御手自ら熨斗鰒魚を給はり、休息せよと仰出さる。是より先に、舊冬の御所務、又は萬の御勘定を聞かせ給はんとあるにより、伊奈熊藏後備前守と號す・大久保重兵衞後石見守と號す・長谷川吉左衞門、其外小代官十人を、本多佐渡守正信、召具して上りしが、是も道にて、伏見の騷ぎを聞付け、夜を日に繼いで馳せ上りしとぞ。是は家康公、兼てより、大坂の物音を聞かせ給ひ、御用心の爲めに番代り、其外御用ある面々、急ぎ罷上るべしと、御下知あるに依り、彼輩、旅行を急ぎしが、道中にて件の變動を聞くと等しく、あはやとて一騎駈に馳せ上り、大津・山科・醍醐・狼谷を、關東の御人數、引きも切らず通りし故、京・大坂にて、夥しき樣にいひあへり。

俗本に、內府公の御家人數十人、遠乘と號して、伏見を乘出して、關東より御人數の上る樣に見せ、每日伏見へ乘込みたり。是れ內府公の御下知なりと記す。今按ずるに、晝夜御用心の折柄、御家人を他方へ、分ち給はん事覺束なし。其上類本にもなき異說なれば、此說用ひ難きにや。

家康・島左近の意中を索る

又頃日、內府公は、御家人柳生又左衞門後但馬守と號すを召され、汝は石田治部が家老島左近と、同國の因ありと聞く。急ぎ彼が宅へ往きて、此程の有增を語り出し、其啄を聞きて來れと仰せらる。又左衞門、頓て左近が宅に至り、彼是といひかはす序に、件の一儀を語り出し、是は何と成行く事やらん、我等などの了簡には、及び難しといひければ、左近あざ笑ひて、今の世には、松永・明智が樣なる曲者はなき程に、安堵してあられよと事もなげに返答す。左近が此時の挨拶に付きて、老人の物語を聞くに、其頃、石田治部、家老を呼びて、去年、太閤御他界の後、內府の行、心得難きにより、邪正をたゞすべき內談あり。品によりて、人數を出す事あるべし。其心得せよとありければ、島左近、誰よりも上座に居ける故に、他人に讓らずして申しけるは、秀賴公の御

爲を、計り給はん御方は、此心得なくては叶はぬ事故、大納言殿、其外各御參會ありて、他事なく御内談ある上は、必定殘る所あるべからず。但し某老人に似合はざる短慮を、申したき趣あり。縱へば人の病を、能く療治する藥は、其病根を伺ひて、稍もすれば、烈藥を與へ、其根を絶ちて命を救ふ。若し此見立を過れば、病必ず裏に入りて、藥の力及び難し。今既に天下の煩を、御救ひあるべき御方として、去年の秋より、此春に至りて、度々時を失ひ、今に至りて、其理非を正し給はんとあるは、恐らくは連滯の御沙汰なるべし。唯今にも御議定ありて、功を一時に立て給はゞ、天下は長く治るべし。又近年の模樣を見るに、御交疎き輩は、各内府に因深く、御背語惡しき風聞あり。是れ偏に、御家の衰を、目の前に待つと申すものなり。彼是を思召し續くれば、一日の暮るゝも殘念なり。然れども御議定區々にて、一定せらるゝ所あらば、なまじいの事は、思召置く迄、一向御下を下げ給ひ、又中惡しき人々には、御心の限り、御意見ありて、互に遺恨をなき樣にと、心を第一に示し給ひ、自他の交を厚くして、時を窺ひ給はんも、又捨て難き一術なるべし。某公儀の祿を受けて、殊更

石田三成の密謀

暗愚の者と雖も、先年、太閤の御前に召され、人がましき仰を蒙りてより、及ばず乍ら、天下の政まで、晝夜心に懸りし故、我身の程を、思ひ忘れて、例の憤を申すなりと、涙ぐみていひければ、治部少輔、小聲になりて、其方の論ずる所、流石一理なきに非す。去ながら、大事をし濟しても、後日の患は測り難し。此故に、手荒き下知は、遠慮すべしと、各相談ありてといひければ、左近、重ねて申しけるは、御本意を遂げ給ひて後は、楯をつく者なかるべし。縱ひ殘黨御敵をなすとも、皆小身の輩なれば、其勢二三萬に過ぐべからず。此方には、加賀大納言殿・備前中納言殿・安藝中納言殿、各御大身といひ、御國もさまで遠からず。其外御家を初め、身方の御領地近國にあり。召文を遣し給はんに、五萬・七萬の御人數は、時日を移さず馳せ參るべし。其多勢を、前後に手分して、大坂・伏見に徘徊する溢者を追拂ひ、猶ほ近國に、頭を差出す者あらば、息をもくれず攻靡け、其後、會津中納言殿、諸將を相具して、關東を攻め給はんに、さのみ御手間入るべからず。唯爰に、歎き入りたる御事あり。何とは知らず、猶ほ語り出さんとするを、客人ありて、治部少輔は、其座を立ち、家老の輩は、暫し居殘

りしに、樫原彥右衞門溜息つきて、左近殿の仰せらるゝ所、始終我等は御同意なり。つら〳〵思ひ廻らすに、松永彈正・明智日向は、己れ己れが君を戮して、儔少き逆臣なれども、事を決斷するに於ては、一際知れたる者共なり。長らへて今の世にあらば、信に詮議の破手に賴むべきものをと、戯れて、島・樫原以下、席を退きけり。此說に依りて按ずるに、左近、柳生に對面の時、松永・明智を引きて、身になり顏にいひたるは、樫原が苔葉の末なるべし。彼左近は、先祖より大和國を分知して、京都の公方に仕へし者なるが、義昭、都を退去の後、阿波の公方義榮の下知を請けて、三好三家隨ひ、信長の敵となるにより、松永久秀に攻められて、領地を失ひたる其一人なり。

一書に、島左近は、筒井順慶が家老なりと記す。今按ずるに、此說、實事なるに於ては、島左近、領地に離れて後、筒井氏に仕へ、其後浪人となりしにや。

此外、筒井・郡山・松倉・萬歲・黑小路・小泉・福住・窪座・溝口・端井戶・高田・布施・十市等、松永が爲めに、領地を失ひたり。島左近は、浪人の後、近江國へ下り、高宮の里に傍ら草庵を結びて、籠居しけるに、天正の末、石田三成、同國水口を給はりて、入部の時、わ

島左近、秀吉に對面

りなく招き出されて、賓客の樣にて、彼家にあり。石田上洛ありければ、秀吉公、治少を召して、此度加增を與へて後、武士をば如何程召抱へたるぞと仰せらる。島左近と申す者、只一人召置きたりと、御答へ申しける。秀吉公、島左近は、我等も、內內聞きたる者なり。會釋を能くせずば、其方などが所に、暫くも足を休むる者にてなし。知行何程得させたるぞとあるにより、某に給はりたる四萬石の領知を、一萬五千石與へ、情を懸け申すなりと答へければ、秀吉公、御笑ありて、主從の知行に、さまで高下なきは、珍しからずと宣へり。左近、京都へ上りければ、秀吉公、御前に召し給ひ、其方は、物每に功者なりしと、聞き及びたり。治部少輔と相談して、天下の政道にも、心を附けて吳れよと、懇に宣ひ、菊桐の御紋附きたる御羽織を、手づから左近に與へらる。其後、三成、同國佐和山へ移り、月分の食祿十九萬石に、代官所五萬石を加へ、都て廿四萬石の分限となるにより、左近に加恩すべしとありけれども、五十萬石の大名にならせ給ふとても、某が知行は輕からず。末々の者共に、御心附あるべしとて、加增を固く辭するにより、左近の嫡子新吉に、新知三千石を與へけ

るとかや。

內府・亞相御和睦附內府御移居

五奉行の中に、縱ひ爭論の事ありと（も脫カ）、生駒雅樂頭・中村式部少輔・堀尾帶刀、此三人和議取計るべしと、太閤仰せ置かれしに依りて、此度、內府公、四老・五奉行と、不和にならせ給ひし事、堀尾吉晴、殊更に歎き、內府の御家人井伊兵部少輔直政を招き、頃日、老中奉行方より、申入れられたる緣組の事、內府御承引ある上は、此方より御手を入れられ、前々の如く、御和睦あらば、偏に天下の悅なるべし。各も我等と御同意ならば、內府の御心底を承る迄もなく、取計ふべしとありければ、兵部少輔、此咄を聞きて、甚だ悅び、內々此事に付、參向申度折柄、仰聞けらるゝ事、上への御爲めとは申しながら、內府に對して、御等閑なき故なり。此上は如何にもして、和睦を調へられ、世の中靜なる樣に、御心を盡さるべし。內府機嫌に於ては、某に任せ置かれよと、申すにより、帶刀、頓て生駒・中村を同道して、老中奉行の宅に至り、先日各より

家康の誓約書

仰入れられたる緣組の事、內府則ち承引ありて、且は公儀の御爲めといひ、且は世上の人口とあれば、疾く和談ありたしとの趣なり。旣に內府は、秀賴公の御後見、世の固めせらるゝ事なれば、聊の事は捨て置かれ、前々の樣に、御入魂あれかしと、彼三人、理を盡して述べられければ、四老・五奉行同心ありて、然らば互に誓約をなし、未來の爲めを計るべしとて、各相談の上、誓約の案文出されければ、內府公、誓書を調へらる。　其前書に曰、

敬白靈社上卷起請文前書の事

一、今度緣邊之儀に附而、御理之通承。　然上者、向後遺恨不レ存候間、前廉に不二相替一諸事可レ令二入魂一事。

一、太閤樣御置目十八、連判誓紙之筋目、彌不レ可レ有二相違一候。　若失念も候而、誰々於二身上一茂相違有レ之者、十八之內聞付次第、一人・二人にて茂、互に異見可レ申候。　其上同心於レ無レ之者、殘衆中一同に、異見可レ申事。

一、今度雙方へ入魂之通、申仁有レ之迚、對二其者一遺恨含存分不レ可レ有レ之候。　但背二御法

度、御置目於ㇾ申者、十人而遂ニ穿鑿ニ可ㇾ被ㇾ所ニ罪科ニ事。

右條々、若於ニ相背ニ者、忝茂（神文略）靈社上卷起請文、御罰深厚可ニ罷蒙ニ者也。仍前書如ㇾ件。

慶長四巳亥年二月五日

江戸内大臣

家康 御血判

加賀大納言殿

備前中納言殿

會津中納言殿

安藝中納言殿

德善院入道殿

淺野彈正少弼殿

增田右衞門尉殿

石田治部少輔殿

老中奉行等の誓詞

長束大藏大輔殿

斯く書き認めて、老中奉行の披見に入れられければ、各も又誓約あり。其趣に曰、

敬白靈社上卷起請文前書の事

一、今度緣邊之儀に付而、御理申入候處、早速御同心畏入存候。然上は、向後御遺恨無御座候旨、於各忝存候之條、前廉不相替、諸事入魂可仕候事。

太閤樣御置目十人、連判誓紙之筋目、彌不可有相違候。若失念も候而者、誰々於身上も、相違有之者、十人之內聞付次第、一人にても、互に異見可申候。其上同心於無之者、殘衆中一同に、異見可申事。

一、今度雙方へ入魂之通、申仁有之迚、對其者遺恨含存分不可有之候。法度御置目、於背申者、十人而遂穿鑿可被所罪科事。

右之條々、若於相背者、忝茂（神文略之）此靈社上卷起請文御罰、各深厚可罷蒙者也。仍前書如件。

慶長四己亥年二月五日

長束大藏大輔入道

石田治部少輔入道
増田右衞門尉入道
淺野彈正少弼入道
德善院法印
輝元
景勝
秀家
利家

内大臣殿

此二通の誓約書、堀尾吉晴方に預け置きて、和睦の事調ひければ、三老・五奉行、内府の御館へ參向あり。内府公、御對面ありて、今より後は、互に隔心なく、申承るべしと仰せらる。

異本に、四老・五奉行、内府公と此誓約の後、御館へ參向なかりしと記す。然れど

も三老・五奉行、同時に內府の御館へ參られ、五奉行の中一兩輩は、其後、御館へ伺候ありたりと、老人の物語申されし。

其席にて、各一同に申されけるは、大納言殿病中なれば、願くは內府、大坂へ御下向ありて、利家に御對面あれかしとなり。內府公聞召して、仰に任すべしと宣ひけるが、如何思召しけん、大坂御下りの事を、御違變あるにより、奉行中、又憤を含みしとかや。其外、本多佐渡守正信も、關東より馳せ上り、伏見に居けるを、御前へ召され、此間の事共、御物語あり。佐渡守承りて、始終御思慮ある御計らひなり。利家へ御對面は、遲からぬ御事なりと申し、序に淺野彈正は、前々に拘らず、御館へ御出入あるかと申しければ、さればとよ、淺野も志替りて、今は疎くなりたりと、仰せらるゝにより、然らば某、淺野殿へ參り、彼人の心中承るべしとて、佐渡守、淺野長政の宅へ至り、頃日、江戶より罷上り候故、伺候申したりといひ入れければ、彈正出でて佐渡守に會ひ、過ぎし頃の荒增、物語り過ぎて、佐渡守申しけるは、今斯く互に、御心解けたる上は、昔に替らず、內府へ御因あらんといひければ、申聞けらるゝ如く、御懇に會

ひたる我等なれば、御顏振良からぬ故、憚りて、いつ頃よりか、御遠々しくなりたりと返答あり。

一本に、四老・五奉行、秀吉公の逝去を隱し、太閤の仰なりとて、口切の茶壺を、例年の如く、內府へ參らせられしに、內府公、御氣色ありて、其茶壺を、庭上に投棄てよと仰せらるゝに依りて、御使者淺野彈正迷惑して、是より御館へ伺候なかりしと記す。內府公、縱ひ秀吉公の逝去を、內々知らせ給ひたりとも、太閤よりの賜とある茶壺を、投捨てよと、仰せらるべき樣もなし。其上太閤の薨去を、內府公、久しく知らせ給はぬ樣に、書きたるも覺束なし。

佐渡守承り、左樣の輕き御恨を、よそながら仰せらるゝは、似合はざる御事なり。內府へ御越ありて、御直談宜しかるべし。某御供申さんとて、則ち長政を誘ひ、御館へ參る。內府、長政に仰せらるゝは、其方先年、名古屋に於て、太閤の御意に背き、身命危かりし時、密々に其方の居宅に至りて、心を添ふる事あり。今は早や失念せられしにや。去年の秋、太閤逝去の時、常々因なき石田治部さへ、太閤の薨去を、我等に

告知らせ、既に出仕を止めたり。貴殿、我等に志深くば、石田より先達つて、此内通せらるべき事なり。此故に、去年より、貴殿に對し、疎略するにより、貴殿も又、我等の無意を、情なく思ひ、身を引かるゝと見えたり。若し又手前の過あらば、申聞けられよと仰せければ、長政、殊の外迷惑して、何とて內府の御懇情を忘れ、御爲めを疎意にすべきとて、落涙せられしとなり。

或說に、淺野長政の家來、名古屋にて似せ金をしたるを、秀吉公、甚だ怒り給ひしに、內府公、頓て長政の方へ御越ありて、其始終を聞かせ給ひ、彈正努々知らざる事なりと、太閤へ仰せらるゝにより、長政の危難なかりしといへり。

家康・利家向不和

其夫よりして長政は、家康公へ親しき樣なれども、殘る奉行は、更に心を許さず。上利家卿、未だ打臥し給ふ程の病體とも、聞えざるに、誓約の後、終に御館へ來り給はず。秀家・景勝・輝元も、利家と心を合する人々なれば、此頃、內府公へ親しからず。斯くて互の誓約も、徒事になるべしと、皆人いひあへり。內府公も安からず、思召すの所に、羽柴越中守忠興は、羽柴肥前守利勝卿と、緣者となれば、最前堀尾吉晴、和平

取計る時も、忠興・利勝へ、色々異見を加へて、利家の承引を勸めけるが、今度は、加藤主計頭清正・淺野左京大夫〔後紀伊守と號す〕幸長を語らひ、各相談して、利勝へ申述べられけるは、内府大坂へ越すべしと宣ひて、御親父利家卿へ對面なきは、禮儀も、内府の心に叶はず。又は御父子の御心中も、覺束なく思はれての事なるべし。然れば利家卿、伏見へ御越ありて、内府へ御對面あらば、内府も亦、大坂へ下向せらるべし。奉行中の申す所をのみ、用ひ給はんは、御思慮なき御事なりとて、詳に其意趣を述べ、利家の家老神谷信濃・片山伯耆・德山五兵衛を呼びて、是に又旨趣をいひ含めらるゝにより、利勝承引ありて、頓て利家卿の館に至り、近日伏見へ、赴き給へかしとありけれども、利家卿、更に同心なく、内府よりの和談なれば、此方へ來りて、禮儀を述べらるべきを、高官の人なればとて、先日、老中奉行、彼宅に至りて、和談あり。されども我等は、病中といひ老人といひ、伏見へ上るべき樣なしとありけるを、利勝、又忠興・清正・幸長の異見に、自分の了簡を加へ、樣々と諫め申されければ、老いては子に、隨へといふ事あり。此上は其意に任すべしとあるに依りて、利家より忠興へ、此旨

をいひ遣し、忠興、又內府公は申すに及ばず、御家人各悅び合へり。抑も丹後侍從忠興は、一筋に內府の御爲めを、計られたる故を聞くに、秀次公、在世の時、葉金と名付けて、密に金銀を、大名・小名に貸し給ひし事あり。越中守も、黃金二百枚、借用せられしに、文祿の頃、秀次公の金奉行大山新介・堀金右衞門兩人より、忠興の家老松井佐渡の方へ、使者を立て、諸大名の借金、各俄に返納あり。侍從の御借物も、御皆濟あらば、帳面を消し申すべし。然らば公儀の御沙汰に、なり申さんといひ送りたり。俄の催促なれば、金子の才覺、なり難きに依りて、越中守、難儀に及ばれ、此上は有の儘に、申出でて、御咎を蒙るより外はなしといはれければ、松井佐渡、思慮を廻らし、今少し御控あるべし。江戶內府は、賴母しき人といひ、其家來本多佐渡に、某年來ちなみあれば、彼に申聞け、喙を承るべしとて、佐渡守が宿所に赴き、件の旨趣を語り出し、此借金、我等一人の謀にて、越中守は、更に知らざる事ながら、若し公儀の御沙汰となるに於ては、必定侍從の身の上危かるべし。貴方如何御思慮あるやと、いひければ、佐渡守、聞きも敢ず暫く待ち給へといひて、內府の御前へ參り、其旨を申

したりしに、松井を連れて來れとて、御前近く召し給ひ、御次の人拂ありて、御具足櫃を持來れと、仰せらるゝにより、人々承り、御具足櫃を、御前に搔据ゑたり。佐渡守仰を承りて、其蓋を開き、金子の入りたる箱を、取出しければ、其年號月日を見よと仰により、佐渡守、其蓋の書付を見て、廿一年前のいつの日附なりと、申上げけるに、其時、松井に仰せられけるは、金奉行にも知らせずして、密に用所あるべきかと思ひ、斯様に認め置きたるが、此度の急用に用ふる事、我等に於て、祝着なり。片時も疾く、此金子を持ちて歸り、返上せよと仰せらる。松井謹みて、佐渡守に向ひ、恐多き事ながら、有難き御恩德、言語に申上げ難し。頃日、丹後へ飛脚を差下し候ひぬ。近日、金子を差登せ申すに於ては、前の如く、御具足櫃に、納め奉るべしと申しけるに、内府聞召され、夫は惡しき分別なり。此事、上の御耳に入りては、越州は勿論の事、我等が爲めにも如何なり。再び言葉にも、出すべからずと、仰せらるゝにより、松井畏り奉りて、御前を退き、彼金子、秀吉公の奉行兩人に相渡して、帳面を消させ、是れ偏に、内府公の御懇意なりとて、越中守其外家老中、安堵の思をなせり。其

後、丹後侍從、御館へ參りありて、內府公御對面ありて今日は、公用もなく、我等も暇日なり。緩々と語り給へ。茶を參らすべしと仰せらる。侍從承り、逆もの事に、御手前にて、御茶をたべ申したきと、願はれしに、內府御笑ひありて、其方は、茶禮に長ずる入といひ、殊更餓のもてなしといひ、彼是憚ありと雖も、教を請くる爲なれば、所望に任すべしと宣ひて、忠興を御數寄屋に、召入れられ、御手自ら茶を給はり、事終りければ、忠興、本多佐渡守を呼出して、此間、內府公御惠、又貴殿の取持に依りて、急難を逃れぬ。今より度々、御館へ出入すべき御事なれども、他に障あらんも計り難し。然れば此後、出入を止め、時節を待ちて、某が志を現し申さんとて、其後は內府へ疎略せられしが、此時、家康公と利家卿と、不和になり給ひしに、越中守、心を盡さるれども、內府公へ、偏頗の樣にもなくて、御無事調へけるとかや。斯くて二月廿九日、利家卿、羽柴越中守・加藤主計頭・淺野左京大夫を伴ひて、川舟に乘り、伏見へ上り給ふ。家康公、小舟に召して、御出迎ひ、舟中にて御對面あり。先づ貴殿の宅へ入り給ひ、緩々休息ありて、我等が方へ、御出であれかしと、仰せられけれども、直に

御館へ參るべしとあるにより、內府公、先達つて御歸りなり。利家卿は、內府の御屋敷の下にて、舟より上り、御館へ參向あり。羽柴忠興・加藤淸正・淺野幸長三人步行にて利家の乘物の側に、同道せらる。利家卿は、羽織・袴を着給ひ、內府の御家老は、各長袴なり。家康公、又御出迎ひ、御館へ請じ入れ、御相伴にて、御饗應あり。忠興・淸正・幸長は、御次にて、井伊兵部少輔・榊原式部大輔・本多佐渡守相伴なり。御酒の時利家家臣神谷信濃守を召出され、御盃の上に、御腰物を給はる。其席にて、利家卿宣ひけるは、此度、各同意し、憚を申入れたりしは、少しも私の宿意に非ず。是皆、御幼君の御爲めを相計るの外、更に他事なき御事なれば、構へて御心に、懸けらるべからず。但し御屋敷に御座ありて、輕々しき樣にて、御用心も薄きに似たり。向島へ御移り。然るべきかとあるにより、兎も角も、仰に隨ふべしと仰せらる。暮に及びて、利家退出せられければ、結城參河守殿、河岸迄見送り給へり。其後、家康公、丹後侍從を召して、利家の病氣御見舞、又御和睦の後、始めて伏見へ參られたる御禮、旁大坂へ御下向あるべき由、仰せられければ、如何にも左樣あらまほしき御事なりと、

申さるゝに依り、三月十一日、川舟に召され、大坂へ赴き給ふ。忠興の嫡子與市郎は、利家卿の壻といひ、其上忠興・利勝は、久しき親友なれば、若し未だ、御心置かるる事もあらんとて、父幽齋を、人質の心に、御舟へ參らせらる。大坂へ御着ありて御舟より上らせ給ひしに、古き女乘物を、川岸に搔据ゑ置きたり。人々、いかにと見る所に、藤堂佐渡守、彼乘物內より這ひ出で、家康公へ謁し奉りて、今朝より是へ罷出で、大坂の樣子を伺ひ候ひしが、更に不審なる氣色なし。去りながら利家卿の居宅迄、道すがら御用心あるべしと、某が人數をも、申付け置きたりと、申上げられければ、家康公、御祝着の由、仰せられけり。斯くて利家の館へ、入り給ふ時、利勝・利政、御迎に出でて、忝き由を申して、家康公、利家卿と御對面の內も、利勝は內府の側を、暫くも去らず、嚴しく守護せらる。此故は、兼て利家卿、利勝・利政の兄弟を近付け、頃日、內府の振舞を見るに、末々天下を、恣に治め給はん事疑なし。さればとて、今又退治せんもたやすからず。此上は秀頼公、天下をしろしめさん事は、天に任するのみなりと、歎息して宣ひけるを、二男利政、つくぐ\と聞きて入られけるが、

此度、内府、利家の館へ來り給ふこそ幸なれ。忽ちに刺違へて、父の憤を晴らさんと思ひ定めて、舍兄利勝へ、密に此事を相談せられければ、其方の思立、謂れなきにはあらず。さりながら見えたる事もなきに、内府を打果さば、眼前に、天下の兵亂を起すなり。構へて此事、思ひ止り給へ。内府の心中を、よく〳〵伺ひて、秀賴公へ對し、實に二心あらば、時節を待ちて、退治すべしと、いひ含められけれども、利政、粗忽の働あるべきやと、深く用心せられしとなり。利政は、舍兄の異見を、上べには、用ふる體にもてなしけれども、兎角備前兼光の脇差を差して、席に居て、家康公の傍近く、參られけるを、利勝はたと睨みて、氣色を替へられければ、利政、粗忽の事を仕出し、若し利勝に組み留められては、本意なき事と思はれけん。其後は、御側を立去り給ひしとなり。斯くて家康公、表へ御出あり。利勝と淺野長政御相伴にて、丁寧の御饗應、盃の御取交せあり。此時、利家の家人富田越後・山崎内匠・同次郎兵衞、三人の劍術を御覽ぜらる。此一流は、相模國壽福寺に居たる神僧より起り、與山慈音中條兵庫頭・甲斐豐前守・大橋勘解由・富田治郞左衞門・同九郎右衞門、既に九代に及べり。

越後守が父祖の家に傳へて、世に富田流といひ習はす。内府公、其術の長ずるを感じ給ひ、彼が門弟櫻井六郎左衞門を、御家人に召出され、劔術を試み給ひしとかや。然る所に、内府、御來駕の悦とて、石田治部少輔三成、利家の館へ入來ありければ、内府公の御供の人々、覺束なく思ひしに、式臺より退出して、夫より小西攝津守が居宅に參會して、密談に時を移しけるとなり。家康公は、利家の館を御出でありて、藤堂佐渡守が中島の屋敷へ、入らせ給ふ。夜更けて、後、淺野幸長に、利家の家人德山五兵衞相添ひて、佐渡守が宅に來り、家康公、今日利家の館へ入らせ給ふ禮儀を述べ、次には息利勝へ對し、御疎意なき樣にと、願ふ所なり。然らば御誓紙を給はるに於ては、利家卿生前の悦たるべき由となり。家康公聞召し、利家の願ひ迄もなく、利勝に對し、疎略あるべからず。但し誓紙は、伏見より差越すべしと、仰せらる。兩人承り、御覽ずる如く、利家重病なり。存命の内に、御誓紙を見せ申したき御事なり。願くは、只今御誓紙を給はり、罷歸りたき由、再三申しけるに、有馬法印、席を進めて曰、總じて内府公、常々御詞に出さるゝ事相違なし。然るに伏見にて、御誓紙を調へ

らるべしとあるを、覺束なしとせらるゝに於ては、縱ひ只今、御誓紙ありとても、猶ほ疑あるべし。然らば一向差置かれ、然るべしとて、面色を替へられければ、兩人口を閉ぢて、座を退く。翌十二日、家康公、大坂を御出でありて、伏見へ御歸りなり、榊原式部大輔康政は、組の輩を召連れて、御先を拂ひ、井伊兵部少輔直政は、是も組の人數を引きて、御跡を押へ、事故なく、伏見へ入り給ひ、翌日利家卿、所望の誓言を遣さる。利家、泣く〳〵家康に對し、二心なきに於ては、御疎意あるまじきの由を、書調へられしとなり。

或說に、利家、望み申されし御誓紙、其後、御沙汰なかりしともいへり。

其後、內府公、伏見の向島へ、御座を移さるべき御沙汰あり。彼向島といふは、太閤御在世の時、別殿を建て置かれて、折節の輿を催されし所なり。先日、利家卿、家康公へ對面の時、向島へ御移り、然るべきかと宣ひしを、內府公、御承引あるにより、爰彼引繕ひ、事調ひければ、三月廿六日の辰の刻計りに、內府公、向島へ移り給ふ。五奉行の面々、御移徙の祝儀を申さん爲めに、大坂より馳せ上り、豐後島迄罷出でら

る。太閤、薨去の時落髪して、未だ半俗なる故に、皆十德を著て、途中へ出向はれしなり。

増田・石田・長束等會談

内府公、利家の館へ入らせ給ひける日、石田三成、同志の輩へ使を立て、今日、小西攝津守宅に於て、相談申したき事あり。各參會あるべしとなり。淺野長政は、利家卿に賴まれ、内府の御挨拶に參るにより、返答あり。殘る輩、皆仰に任すべしとて、各小西行長が居宅に參り、饗應過ぎて、三成語り出しけるは、過ぎつる頃、此方何れも相談の上、兄長老生駒雅樂頭・中村式部少輔・堀尾帶刀を遣して、内府の邪曲を責むる所に、内府、殊の外迷惑せられ、今より後、深く愼むべき由返答あり。此上は雙方心を置かず申通せば、秀賴公の御爲めにもなるべしと、堀尾帶刀賴み取持たるゝにより、互に誓約をなして、事濟みぬ。然れども内府、大坂へ下り給ひて、一禮をも〔脱字アルカ〕羽柴越中・加藤主計・淺野左京等、色々利家を申し宥め、先日、利家、伏見へ越し給ひ

て、内府と對談あり。又今日、家康、利家卿の館へ來り給へり。斯くては各我等の本意空しく、剩へ身上を果さん。遠流・死罪の身とならん事、眼前なり。各は如何御思慮あるかとありければ、小西行長、聞きも敢ず、總じて去ぬる頃よりも、延々の御相談、更に心得難し。利家卿を初めて、殘る老中、皆内府の我儘を怒り給ふ事、今以て同前なり。幸今夜、藤堂佐渡守が宅に、内府一宿なれば、押懸けて、燒討にするか、さなくば明日、伏見へ歸宅せらるゝ所を、途中に於て、打果すか、此二つの外あるべからず。内府を打取るに於ては、秀頼公を主君と思ふ輩は、悦の眉を開き、又頃日、内府の權勢に恐れて、諛ひ從ひたる輩も、一時に志を飜して、此方へ與すべし。然らば其殘黨を、退治せん事、大風の草を偃す如くならん。唯速に決行せらるべしとなり。是は内々、三成と行長と、密に相謀り、各列座して、いひ出したりとかや。然る所に、前田德善院も、京都より下りて、此座に居られけるが、增田長盛を顧みて、某存する所、御兩人の御思案に相違せり。如何となれば、今、秀頼公の御膝元に於て、戰を初むる事率爾の至なるべし。其上今宵、佐渡守宅へ、參向の輩ありて、内府を守護すべ

き由、兼て風聞あり。物の數ならずとも、某が婿堀尾信濃守が宅に、馳せ集ると見えたり。かく內府の方に備あれば、今宵の夜討も、又明日の途中一戰も覺束なし。若し戰に時移らば、結城參河守、關東を率ゐて、伏見より馳せ下るべし。然らば忽ちに利を失ひ、却て身方の殃をなし、謀叛人と呼ばれん事、誠に殘念なり。增田殿は、如何思召すやとありければ、長盛が曰、某も御同意なり。總て石田殿、此度の一議に於ては、いつも短慮を宣へり。其上頃日、大谷刑部少輔に逢ひて、世の中の事共語り合ひしに、刑部申されて曰、此度、內府を亡さんとする人々の志を案ずるに、秀頼公の御爲を一筋に思ひ、又は內々遺恨ある輩を、打果さんが爲めに、事を左右に寄する事あり。是等の了簡を廻らして、事の是非を定むべき事、勿論なり。內府、實に天下を、知らんとせらるゝに於ては、太閤の御恩を蒙りし輩、皆謀を合せ、時至らば退治せんに、何の難き事かあらん。然るに率爾に事を巧み出し、面々御身上を果すのみならず、秀頼公の御爲迄、宜しからぬ事に成行かば、必ず後悔あるべしと、歎き入りて申されたり。是れ其理なきにあらず。先づ急速なる企は、思ひ止り給へかしとあ

りけれども、石田・小西、未だ同心なく、互の問答に、時刻を移し、漸く薄暮に及びければ、長束大藏進み出で、雙方の御思案、さもあるべし。さりながら藤堂が宅に、人を附置きたり。定めて追々、立歸るべし。其一左右を聞きて、彼宅淺墓なる様子ならば、是より直に、取懸けらるべし。若し又、玄以の仰せらるゝ様に、警固嚴しくば、思ひ止り給へとある内に、政家が物聞の輕卒、追々に立歸りて、事の由を告ぐる。彼宅に集る輩は、織田有樂・羽柴左衞門大夫・羽柴三左衞門・羽柴越中守・黑田甲斐守・加藤主計頭・堀尾信濃守・有馬法印・金森法印・山岡道阿彌・岡江雪等、其外數十輩馳せ集り、內府の御供は、井伊兵部少輔・榊原式部大輔・阿部伊豫守、又は小身の面々、藤堂が屋敷の內に居餘り、門外迄滿々たりと、註進しければ、此上は取懸らん事、然るべからずとて退出せしとなり。

加賀大納言卒去附利勝・利政任官

去る程に、利家卿の煩、日に添ひ月を越えて、漸くに重りければ、在世久しからじと

や思はれけん、嫡子羽柴肥前守利勝・二男羽柴孫四郎利政を呼びて、遺言せられけるは、我れ太閤の恩顧を受くる事、年久し。是れ兩人の知る所なり。然るに去年の秋、思はずも太閤隱れ給ひ、愁傷暫くも止まず。此故に、我病いとゞ重くなりて、此世を去りぬべく覺えたり。是に依りて、兩人を賴み置くべき趣あり。今秀賴公、御幼少にして、世の形勢も測り難し。縱ひ如何なる不思議の世に逢ふとも、秀賴公に對し奉りて、更に二心あるべからず。兄弟志を同じうして、專ら忠義を盡すべし。凡そ人の臨終に、語り置く事なれば、親しきも疎きも、空しくせず、是れ人倫の法則なり。況や父が遺言に於ては、聊か忘却あるべからず。若し其誠を飜し、秀賴公を後にし奉らば、不忠不義の行ならん。相構へて、堅く此旨を守るべしとありければ、利勝・利政頭を擡げ、何とて仰を徒爾になし申すべき。ゆめ〳〵御心にかけらるべからず。但し御病體、未だ賴みあらば、御心を持ちて、猶も御養生あれかしと、申されければ、利家、今は心にかゝる事なしとて、心地も輕げに見え給ひ、又備前中納言秀家卿を招きて、無き跡の事共、懇に語り置かれしとなり。是より先に、內室後芳春院と號す

の執筆にて、一對の遺言を利勝へ授けらる。其詞に曰、

一、我等煩、彌踠と無ㇾ之間、近々と存候。相果候はば、長持に入れ、金澤へ下し、野田山に塚を築せ、則我等死骸と、一度に、女共、加賀へ下し可ㇾ被ㇾ申事。

一、孫四郎儀、金澤へ下し、留守置可ㇾ申候。我等人數、堅く一萬六千程、可ㇾ有ㇾ之と存候。八千宛にかはらせ、大坂に詰めさせ、半分金澤に有ㇾ之人數、孫四郎下知に付候樣に被ㇾ申付、自然上方に申分出來、秀頼樣へ對し、謀叛仕者候は、大坂に詰置候人數を以て、一戰仕樣に見合、他國へ踏込可ㇾ申候。彼時、孫四郎、金澤の人數召連、後詰いたし、乘破り見可ㇾ申候。若軍難儀に及候はゞ、其時の首尾たるべく候。金澤居城の留守には、篠原出羽、扨貴殿家來の內にてなじみ深き者を、一人相添へ被ㇾ置、右申候通り、孫四郎上洛仕、一手に被ㇾ成候樣に、仕置尤に候。其故は出羽は、悴より我等傍に召仕、心持能存候。堅く律義成者に候間、城など預置能者に候。其上末森の時分、若年に候得ども、手前殊外能候間、我等姪婿に致候。關東陣の刻、に八王寺にて能働候、然は姪相果候に付、青山佐渡婿に可ㇾ仕由、女ども扱ひ被ㇾ申候

間、跡に何樣共と申儀に候事。　私曰、此關東陣とあるは、小田原陣の事なり。

一、其方、子もなく、兄弟にも孫四郎計の儀に候間、利勝へ對し、非義致す間敷候。大納言同前に、親とも兄とも、可レ存の由、利政に誓紙を書せ置候間、進レ之候。可レ有二御覽一候。彌子とも弟とも思はれ、萬事行儀も能成候樣に、被レ致二異見一、尤に存候事。

一、判金千枚・脇差三腰・刀五腰・札を附置候。是は孫四郎へ遣候間、佐渡可レ有候。此外、遺物に遣候物、金銀如二申置一遣候。其外一々日記にして、不レ殘利勝に遣候事。

一、金澤に有レ之金銀・諸道具、是又何茂其方へ進候。三年、加賀へ下り申儀、無用に候。其内何とも埓明可レ申事。　私曰、家康公未だ和睦の無二對面一内に、此書置被レ認。故に斯くかゝれしにや。

一、兄弟へ申置候、第一合戰の刻は、他國へ踏込尤に候。自國に被二押籠一候はゞ、縱ひ其軍に、利ありといへども、草の蔭にても、尤と存間敷事。其仔細は、拙者、若年より織田信長公御側に居申候而、度々御供に罷出候故、見覺候。信長公、小人數の時より、終に御國内より、合戰被レ爲レ成事無レ之候。敵國に踏入、度々利を得させられ候事。

一、奉公人の儀は、はや二十年程召仕候者は、其家作法能存候間、本座と同前にて候。利家人數佐々內藏助と取合の時、又は關東松枝八王寺被ㇾ解、又乘崩の時分も、新座聞及、過分の知行を遣、呼寄候ても、本座を爲ㇾ越事無ㇾ之候。我等家に不ㇾ限、信長公、尾張一國御手に入候刻より、萬事本座衆の御懇に、被ㇾ遊候。兎角本座を捨る事、可ㇾ爲㆓越度㆒候。人は出來不出來有物に候間、其方は、三箇國の主に候間、萬事心持大事にて候。近所に召仕申者、能者見立候て、六七人、不㆓心置㆒諸事申付、又は談合をも被ㇾ致、召仕尤に候。家久敷者抔者、武道の心懸有侍は、聞立呼出、懇に仕可ㇾ申候。其上新座は、我身威勢の時は、奉公仕物に候、自然手前惡敷時分には、身の片付を本として、結句表裏を致す物に候。又本座は、日頃、主人に對し、不足を存候而も、左樣の時分、其身の爲を存候而は、不ㇾ遁物なり。此儀は、不ㇾ申とも、信長公、御遠行の時分、安土より、其方內儀を引連退候刻、路次にて本座・新座の定、可ㇾ有ㇾ之候。其は心懸肝要に候事。

一、武道計を本とする事、無用に候。文武二道の侍、稀なる間、分別を極め、位能者を

見立、斯樣の者は、新座にても情をかけ、召仕尤に候。我等一代本座の者に、仕置させ、合戰の刻、先手をさせ候得ども、終に越度を不レ取候。第一諸侍共之身上成候樣に、痛り可レ被レ申事。

一、長九郎左衛門私曰、九郎左衛門は、數代能登國にあり。今利家に屬し、長谷部信連が末なり。高山南坊私曰、高山右近南坊といふ。世上をもせず、我等一人を守り、律儀人に而候間、少宛茶代をも遣し、情を被レ懸可レ然存候。片山伊賀事、自分の身上より、大氣を本とする者にて候間、自然の刻、致二謀叛一事可レ有レ之候。嗣て懇なる被レ致體に、油斷有間敷候。徳山五兵衛世上を致し、我等陰にて他國の大名と近付き、然れども我等存生の内は、致二惡心一候ては、足の立とも有間敷と、主も分別たて成者にて、時分を待有レ之かと、見付候條、我等相果候はゞ、心表裏を企可レ申も、知れ不レ申候間、左樣之仕置尤に候。山崎長門、能者にて候。越中砥之刻も、鳥越にて能候。然れども一の惡敷は、かたくなしき分別に候間、侍三四十の頭者、可レ然存候。大きなる大將無用の事。

一、三箇國の事、此頃迄、一揆の國にて候。民への當り樣、萬事に付氣遣尤の事。

一、村井豐後・奥山伊豫事、子供に家を渡し、隱居致させ、今程樂させ置候。然れども我等、相果候は彌々情を被ㇾ掛、髮など剃せ不ㇾ申、祝儀抔の時分は、此兩人年寄に候間、被ニ呼出一尤に候。其上大事の合戰の刻、右兩人は、左樣の事をも、爲ニ仕附一者にて候間、人數千程宛預け、前後を守らせ可ㇾ申候。伊豫は、一頃我等と中遠き、致ニ浪人一有ㇾ之候時、越前義景陣の刻、能首取參り候間、其時召置候。其後、内藏助と取合候時、（私曰、助右衛門といひし時なり。）末森預け置候得ども、持濟し忠を致候間、東陣の刻は、彼等も先陣を申付くる處に、無ニ越度一仕濟し候。豐後は江州金が森といふ所にて、佐久間玄蕃と、一所に居合、一番乘仕、其上能首取り、信長公へ掛ニ御目一候。大坂合戰の刻も、（私曰、信長と光佐との取合なり。）鑓を致し、無ニ殘所一候。越中内藏助と取合候時分、末森後巻先手をさせ、又蓮沼を燒候刻も、度々先陣を申付候所に、貴殿被ㇾ存候如く、度々手柄を致し、忠節仕たる者にて候。別而此者に、被ㇾ懸ㇾ情尤に候。

一、岡田長右衛門事は、算用なことさせ候而、能奉公人にて候間、其分際に過候と、貴殿可ㇾ被ㇾ存候へども、是はなじみの者にて候間、隱居分に二千石とらせ候。但此者、

貴殿への奉公ぶり、御覽候而、目かけぶりは其分別次第に候。次に青山佐渡に、魚津を預け置候、此者律儀人にて候間、彌、情をかけられ尤に候。神谷信濃方へ、宗伴娘遣し可ㇾ申かと、をしやう（私曰、中川宗伴といふは、利家の聟をしやう女宗伴書なり。）申候間、貴殿分別次第に候。佐渡・信濃、是等何茂可ㇾ然者共に候。能々取廻し、情をかけ遣し、尤に候事、未申度事候得共、氣分惡敷候故、早々申殘候。右の條々、心はろく候得ども、口上にては、跡先忘れ候心持、專要候間、如ㇾ斯候。以上。

慶長四年二月廿一日　　利家

羽柴肥前殿參

利家卒去

斯くて閏三月三日の夜、利家卿、終に卒去せらる。行年六十二歲。贈一位。高德院。

利家の來歷

彼利家の父は、尾張國荒子の住人、前田縫殿助利春といひし人なり。嫡子藏人・二男三右衛門・三男孫左衛門・四男利家・五男左近といひたり。利家の幼少の名を犬千代といふ。又孫四郎といへり。後に又左衛門と改めらる。十三歲の時、信長の小姓に出で、永樂錢三十貫給はり、十五歲の冬、信長の茶道坊主、利家の笄を盜みて、堅く爭

ひ、剰へ惡口するにより、利家之を怒り、信長の次の間にて、手討にせられし罪に依りて、利家忽ち浪人となり、弘治二年、信長御舍弟武藏守信行と、合戰の時、利家十六歲なるが、信長の先鋒に組して、太刀討の高名せられけれ共、信長歸參を許し給はず。其時、利家、又敵陣に馳せ入りて、力戰せられしが、信行の家臣宮井勘兵衞、弓を以て、利家の面を射たりしに、忽ち鑓つけて、宮井が首を取り、麾を添へて、實檢に入れられけれぱ、信長、其時、機嫌を直し、世悴の入らざる事をと、宣ひしが、歸陣の後召返して、百五十石給はり、程なく三百石與へらる。其頃、利家の舍兄藏人子なきによりて、瀧川義太夫が弟慶次郎を、養子にせんと內談ありしに、信長、之を聞き給ひて、又左衞門を養子にせよと、下知せられしに依りて、是より舍兄の家を續ぎ給へり。永祿三年、參州桶狹間合戰に、首二級を討取り、明年、永井甲斐守と戰の時、又首二つ取り、赤母羅を許されて、差使官となり、同八年、江州箕佐山を攻めらるゝ時、木下秀吉の陣所へ、使に赴き、敵兵突いて出でたりしに、利家一番に首を取り、元龜元年、大坂春日井堤の合戰に後詰して、竝なき武功を顯し、天正三年、長篠合戰に鎗を突い

て、右の足に創を蒙り、此外、功勞あるに依りて、年々官祿進み、終に越前國府中の城主となりて、三萬五千石を給はり、天正九年、越中國魚津の城攻に、利家一方の將となり、同十一年、秀吉公と柴田勝家と合戰の時、信雄公の下知を請けて、秀吉の身方となり此時、加賀國金澤の城主となる。其後、越州末森の後攻して、軍功を建て、秀吉公、相州小田原陣に、利家・利勝父子ともに、戰功を立てらる。中にも越州末森の武功、比類なしとて、秀吉、自筆の感狀を給はり、殊更秀吉の姓名を讓り與へられて、羽柴筑前守となり、又大老の職に任ぜらる。凡功勞ある輩、秀吉感狀を與へられし先例、數多あれども、自筆に調へられたるは、唯一兩人なり。中に付きて、利家に與へられたる感功の狀、文言委細にして、此類更になし。斯かる重恩を思ひ續けて、臨終の夕部まで、秀賴の御爲を深く計り置かれしにや。彼秀吉、自筆の感狀左に記す。

自筆にて申入候。去年より佐々內藏助表裏之者故、致謀叛、度々加賀堺迄、人數出し候得共、貴殿心中丈夫成故、末森後卷之時、代勝追崩。其後越中へ押入、度々働、殊蓮沼といふ所を燒掛、段々手柄の段、上方に而茂具及承、誠に可申樣無之候。

其故日本國中への聞と存候間、我等馬を出し申候處、內藏助御本所（私曰、信雄の事なり。）を賴み、色々詫言申、其上貴殿も、其通免候樣にと、被ㇾ申候間、無二是非一越中新川郡を、遣し申候筈に仕候。然者越中を、其方へ進候事は、貴殿骨折られ、鎗先にて取被ㇾ申候間、滿足にも思召され間敷候。先今度の御禮には、我等名字名共進候間、今日より前田又左衞門を被二引替一、羽柴筑前守と、名乘可ㇾ被ㇾ申候。扨は子息孫四郎儀も、（私曰、利勝を始孫四郎といふ。）羽柴を名乘可ㇾ被ㇾ申候。其方不ㇾ劣心中に候。一々骨折手柄も承及、滿足申候。就ㇾ夫越中三郡の內は、孫四郎へ名付に、折紙所望の儀、是又如何樣共、貴殿次第と存候。將亦貴殿舍兄前田藏人入道、扨は魚住隼人、此者從ㇾ昔存仁にて候。此兩人末森・蓮沼の時、金澤城代に、被ㇾ置候處、心靜なる心中の體、聞及候。老ての武篇と感申候。扨又家來前田右近・不破彥三・村井又兵衞、此三人の者共の儀は直にも如二申渡一候手柄共不ㇾ及ㇾ申候。又は能登に、被ㇾ置候前田五郎兵衞・長九郎左衞門・高留源四郎・中川淸六・奧村助右衞門・瀧澤太郎八なども、骨折申候。此者共にも禮を被ㇾ申候而可ㇾ給候。猶淺野彌兵衞口上に可ㇾ申候。恐々謹言。

九月十一日　秀吉

羽柴筑前守殿利家參

利家卿の書置の中に、我死骸を加賀へ下して、野田山に葬るべし。奥方も同時に、金澤へ下向せらるべしと、あるにより、利勝大老奉行中、此旨を伺はれしに、遺言に任かせらるべしとありければ、閏三月下旬、利家卿の遺骸、次に芳春院、加賀へ下向せらる。神谷信濃・村井勘十郎橋本宗右衞門等、遺骸に隨ひて、大坂を立ち、程なく金澤に至りければ、四月六日、野田山に於て、葬禮あり。利勝卿の名代前田對馬、棺の前轅をかく。篠原出羽、位牌を持ち、村井勘十郎、太刀を持つ。神谷信濃、天蓋を翳す。寶圓寺如雲和尙、結緣なり。其外炬普說は、略して記さず。篠原出羽・神谷信濃・村井勘十郎等、此時髮を落す。利勝、父の遺命に隨ひて、諸器・金銀を、群臣に與へらる。其後、大老奉行相談ありて、利勝を從三位中納言に任じて、大老職となし、利政は、四位下侍從に敍せらる。孫四郎を改めて、能登守となして、利勝、此時、諱を利長と改められしとかや。

一本に、慶長三年戊四月二十日、秀吉公、利勝を權中納言に任ぜられしと記す、是正説なるにや、覺束なし。一説に、利勝は、大老職に非ずといふ。其外、見來る慶長軍記に、利勝五老の列たりと記せるはなし。今按るに、增田・石田・長束等、家康公を亡し奉んとて、諸人を語ひ入たる廻文は、利家卿卒去の後なるに、御奉行五人、一人列形の事と書き、又五人奉行の内、羽柴肥前守方の事と記したるにて、利長大老たる事明けし。夫のみならず、利長五老の列ならずば、斯はある可ずと、考へ知らるゝ事多し。但關原御陣の後、秀家・景勝・輝元は、勿論の事、御身方せられし利長と雖、大老の職を除き給ひし故、世の人、利長の暫く此職たりし事を、知らざるにや。

又其頃、利家卿に仕へし德山五兵衞は、內々內府の御懇を受くるにより、或時、伏見の城へ參りければ、家康公、御側近く召し給ひ、故大納言の遺言は、如何ありけるぞと、御尋あり。五兵衞承り、利家死すべき一兩日前に、身の後の事共、細々と書付く。嫡子肥前守に、授くと雖も、某體の見るべき物にあらず。但し今はの際になりて、芳春院泣く〳〵枕元に近付き、未だ御年若かりし頃より、あるは自ら鎗・刀を取り、あ

るは手の者に軍させて、多くの人を殺し給ひし罪業の程も、いと恐ろし。日頃見苦しと宣ひつれども、自らが爲に、仕置きたる經帷子あり。之を著せ參らせて、棺中に納むべしと、申されければ、利家打笑みて、我亂世に生れて、此彼の鬭に赴き、敵するものを殺すと雖も、故なく人を苦しめず。然れば何の罪ありて、地獄にはさまよふべき。若し牛頭馬頭等、我を侮り、妄に呵責せんといはゞ、我に先達つて、世を去りたる當家の勇士、餘多なれば、彼等を前後に、引從へて、鬼を攻靡け、武威を冥途に振ふべし。やくたいもなき事など、宣ひそ。我等は死後の行先きより、今生に思ひ煩ふ事あり。捨君幼く座して、御父太閤に後れ給ひ、其後は、内府と我等を召さるゝに、江戸祖父・加賀祖父と、仰せられし。御いとほしさも、限りなきを、斯くむだ〳〵と煩ひ死なば、御力なき樣にも覺すらん。せめて五七年の餘命あらば、秀賴公、天下を治め給はん樣をも、慥に見屆け奉るべきを、人生の限り力なし。見ぬ世の末の變り行く樣、つく〴〵と思ひ續くるに、何となく恐る心ありて、眼を見張り、歯を嚙みしめけるに、病愈速になれば、側に置きたる新藤五國光の脇差、つと取つて、鞘なが

ら胸に突立て、二聲三聲喚きて、頓て絳れ候ひぬと、申しければ、家康公も、利家の志を感じ給ひ、漫ろに御落涙ありしとかや。又其後、十年計り過ぎて、加藤主計頭清正、密に人に語りて曰、利家晩年に及び給ひ、聊か學問の志ありつるやと、頃日思ひ合はする事多し。中にも太閤薨去の後、秀家と淺野幸長、我等を招き、物語せられし事の序に、大節に臨みて、奪ふ可らず、君子の人か、君子の人なりといふ語を、語り出されたり。其頃は、我等、今よりも猶文盲にて、其心も質ねざりしが、近年論語を、明暮見るに、誠に今の世に住みて、此語を事とせざらん人は、恐くは不義に陷るべし。利家も元來不學にて、儒佛王覇の議論に於ては、卒去せられし折節までも、未疑ありしなど、疇昔や人の語りしが、我愚ながら、倩〻思ふに、利家、今に存命ならば、學問の功驗あるべかりし。惜むも餘ある人なりとて、深く慕はれけるとかや。

關原軍記大成 卷之二一 終

關原軍記大成　卷之三

加藤・小西訴論

加藤・小西訴論 附 石田三成逼塞

爰に加藤主計頭清正・小西攝津守行長は、朝鮮の先鋒たりしが、互に武功を爭ひて、不和なる上に、朝鮮より歸朝の時、加藤主計頭・鍋島加賀守・黑田甲斐守・毛利壹岐守、此四人と小西行長、爭論に及びしが、小西、其遺恨忘れ難きにより、寺澤志摩守と相談して、一封の訴狀を書調へ、大老奉行の披見に入れけるを、老中奉行、彼四人の輩に、小西が訴狀を見せ給ひて、此返答せらるべしとあるにより、四人の人々、一通の返狀を捧げらる。其趣に曰、

今度朝鮮在陣の軍勢、不レ殘可二引取一旨上意之由、石田・淺野より被二申越一候に付、加藤主計頭・淺野左京大夫・鍋島加賀守・黑田甲斐守・毛利壹岐守相談仕、致二放火一陣拂

仕候を、拙者共釜山海致在陣、其手筈相違仕、むざと罷越之旨、小西言上之處、何も皆僞にて候。其仔細は、此條口之內、證據相見え可申候。其上先年、御無相濟候由にて、遊擊幷官人等渡海之時、上樣へは、自大明詑言申上る申上候得共、大明より申分は、太閤樣御所望に付、從大明王勅許之旨にて、日本國王被任綸旨進上申候。彼綸旨を御出、御覽可有之候。若此上にも御不審候ば、主計頭所に、大明よりの證文共有之事候。太閤樣御存生之御時、小西數年僞り申候樣、聞召被屆候に依て、大明との御無事扱、主計頭可被扱旨被仰出、小西事は、向後彼扱於罷出候は、曲事の旨被仰出候。則御成敗可被成候得共、朝鮮退口の樣子により、可被仰出旨に候。然間任御諚、大明と御無事之儀、主計頭方より申遣候。主計頭方よりは、正直に申遣故、無同心候。小西表裏計り申扱候に付て、大明人も其趣存、度々出抜申候。今度退口之樣子、能々御詮議被仰付專一之事。

壹岐守申分

一、釜山海之城番寺澤志摩守被仕候。爲加勢壹岐守被仰付候處、十月十六日。

丸山打明、西目へ罷越由承候間、同名九左衞門を爲使、丸山明候事いかゞ候哉。左あらば、拙者一人可殘非儀。同前打明、可相働申遣候處、志摩守儀は、小西同前、最前より無事の扱を仕候間、罷越候由被申候所に、早此表にも、敵の武見相見、殘順天籠之城上、御無事之儀は、事成間鋪候。主計頭・甲斐守、明日は可罷越候間被待付、以相談後卷を丈夫に仕、可然と申候得共、無事可相濟之旨被申、西目へ被越候間、此上にも御無事於相濟は、日本の御外聞に候間、其方次第と申遣候。如斯之時分、何の道にても相抱候へば、御忠節と存、彼丸山をも請取、兩城御番仕候。其身に御預被成候城を、不明渡而已、剩御無事も不相濟、結句小西善惡をも不見屆、番船は追被散、南海の城を開退、五里十里非ず三十里餘、其日逃退事者、前代未聞と存候。其上釜山海へ各打入、一兩日前逗留之內に、御兵糧有之候。上樣御船三百艘渡海候間、可積來儀に、其刻は釜山海、一國一城に罷成樣子に候。御爲をも存候ば、縱其身御無事被扱被越候。其外に有之兵糧をも、丸山の城へ可被入置の處に、結句城中に有之御兵糧さへ、悉く船に積被申候間、御城米の

儀、一粒も拙者共不レ存候。 次に釜山海引取候刻、放火仕候儀者、四人令二談合一、各西目へも相談の上、使を遣候處、何も船に乗浮、此方之使者、無二對面一候間、此上者陣拂可レ然と相談仕、致二放火一歸國仕候事。

一、小西攝津守御無事仕由にて、九月十九日、大明人爲二對面一罷出候處、攝津守返り公事申掛、其儘追立候故、其身之居城へ取入、兼軍兵も數多討れ、剩對面所に附置候雜兵以下をも捨殺、沙汰の限成仕合にて籠城仕候。 然處同廿一日、蔚山へ人數遣し、押寄候間、同夜討申付、先鋒一陣打崩申候に付、翌日廿二日、城際之陣を引取、其身用心に、所廻りに土手柵を付、明る廿三日辰之刻より、以二總勢一押寄候條、柵際へ引付、諸口鐵炮にて打立、其崩口を見合、諸口より擊て出、首數千討取候其外、死人手負人其數不レ知候。 然間敵之兵其手を失ひ、本陣へ引入在陣仕、色々武略仕候得共、別に術もなく、同廿五日、諸陣を放火仕候て、五里程の間へ引入、每日足輕武者付候を、出有レ之體に候。 同廿七日、羽柴兵庫頭抱候泗州之出城へ、敵押寄、彼出城へ身方取入刻、敵得二勝利一。 就レ夫敵利に乘、泗州之城へ、十月一日押寄候處に、

羽柴兵庫頭衆切出、被㆓追崩㆒候。如㆑斯所々に於、敵を打果候故、順天を取卷候海陸の敵も、十月十日引取候事。

又連判中申分

一、右之如く敵引取候に付て、主計頭存候は、兎角太閤樣薨去被㆑爲㆑成候由、有增聞候間、朝鮮表を、無㆓越度㆒引取候へば、日本之御爲に候付、引取候て可㆑然かと、甲斐守迄令㆓談合㆒候へば、尤と被㆑存候。同御使德永法印・宮木長次郎逗留之內に、可㆓相談㆒と甲斐守申候て、くちやんに於て出合、志摩守に談合之處、尤に候間、西目衆中へ可㆓申渡㆒之由にて、御註進狀以下、志摩守差圖を以、東西同前に仕候へと、甲斐守堅申合候得共、註進狀之文言も申合に候。然處に、重て御無事被㆓扱申㆒之由、小西申越之旨、寺澤觸狀、十月廿五日の日付にて、被㆓申越㆒候。又々返り可㆑爲㆓公事㆒候得共、各分別次第と返事仕候。左候而霜月十二日之日付にて、又々小西出候而、羽柴兵庫頭・同左京大夫居城へ引拂候註進狀、寺澤方より差越候。如㆑此之上は、諸城引拂、釜山海へ差出られ、可㆑有㆓相談㆒之由申越候。主計頭・甲斐守返事仕候は、十

五日夜半の儀に候得ば、翌日引拂候儀不㆓罷成㆒候。同十七日に引拂、釜山海へ罷出、任㆓書中㆒可㆑令㆓談合㆒と申遣候。右之首尾にて罷出候處、主計頭・甲斐守を不㆓相待㆒、釜山海の丸山打明、出船之由に候。然に依て同十八日、西目衆、行に不㆑及と存、拙者共出船候て、於㆓加德㆒鍋島令㆓相談㆒候。同十九日之曉、彼西目衆、於㆓船手㆒敗軍之由、其聞候に付て、早船を以て相尋候處、唐島瀨戶口迄で引入候。左候へば、順天善惡如何候哉、於㆓相果に㆒は、各早々加德迄も可㆑被㆓引入㆒候半哉。若又小西善惡をも被㆓聞屆㆒候者、是迄後詰と志候間、善惡可㆓承屆㆒之由、羽柴兵庫頭・同左京大夫・寺澤志摩守方へ、十九日申遣候處、早々唐島に至りて差越、但は令㆓談合㆒、小西善惡を承屆度由、寺澤志摩守方より申越候。羽柴兵庫頭・同左京大夫事返事に、委細志摩守方より、可㆑被㆓申越㆒と有㆑之儀にて、如㆑此之處に、小西二十日の曉、南海の南の浦を廻り、唐島瀨戶口に至、相著之由、寺澤志摩守註進候。如㆑此候へば、此衆中油斷の樣に被㆓申上㆒處も、被㆑遂㆓御穿鑿㆒候ば、無㆓油斷㆒小西攝津守墨付御座候。然所に小西善惡爲㆑可㆓承祉㆒行に可㆑及とは存寄候得共、此上は早々釜山海浦へ被㆓打入㆒可

然由申遣、此方衆中は、釜山海浦一國一城に候。　其上東目之敵、悉差向之由相聞候。左候へば、一日も無心元候間、先樣へ相越由申遣し、霜月廿二日に至り、釜山浦差越候。　翌廿三日、西目之衆中、釜山浦瀨戶迄被相著候。　同日の曉に、可有相談之由、志摩守申越候。　就夫廿四日の朝、有相談との儀は、如何樣の可爲儀候哉、內々承度之由、志摩守處迄申遣候處に、一ヶは、椎木島瀨戶口番船之爲、押あたけを掛け置候半哉、二には、唐人於西目人質を出候。　此取納樣、日本へ可被遣候哉、樣子如何有之べく候哉と、寺澤內三井角右衞門を以申越候。　此趣此方の衆中不能分別候。　番船押へのあたけ船被付候而、不入事に候間、此談合に不及候哉、人質被片付候事は、其方に被任分別儀に候條、此方不及談合候旨、返事申候。　兎角程遠く候ては、談合難成候間、丸山へ打寄可然存、志摩守處へ、小西攝津守・羽柴兵庫頭・同左京大夫被打寄候ば、夫へ可參と申遣候へば、不及打寄候間、以使可申承と返事に候。　其上にて彼方相談之儀者、此御朱印にて分別仕候へとて、德永法印・宮木長次郎渡海之時、被差渡候御朱印、最前は雙方へ令隱便、此砌

差出候。其返事に、從此方申候樣子、此御朱印は御無事相濟上を以、御仕置と相聞候。左樣に候得者、不入物に候やと申遣候。唯今之御仕置は、博多より、淺野彈正・石田治部被差越候書中之趣歟。又は伏見より、內府公・大納言殿より、被仰下候筋目歟。此兩條の內に可然と存候由申遣候。然處彼方より返事に、右之兩條之內に、分別候へば、不人相談之由、小西申候。重て申遣候ば、釜山浦城被請取度之由、事の筋目も候哉、又は西目衆被打入候。船の乘後も候哉。自然釜山浦に、各御自分隙入茂候哉と申遣候得者、小西被申候は、不謂人之心中をばと、左樣被仰候而者御談合にては無之候と申候へば、有無之返事も無之に付て、別に被仰分も無之かと、再三使者共申候處に、志摩守申分は、今一應御朱印を能頂戴有て可然申候旨。右之使者共罷歸申聞候に付、重て御朱印取遣、種々樣々に拜見仕候而、令談合候得ば、右之趣に替、樣子の分別も不被致候間、其通申遣、御朱印返候所に、早寺澤・小西・羽柴左京船に被乘浮候由にて、御朱印請取者も無之樣子に候へつる。左樣間、寺澤內梶原六兵衛と申者に尋逢、右之御朱印相渡候旨、使者之者共

申レ之候に付、此上は各〻出船可レ仕候條、城中之儀者、陣拂可レ然旨令二相談一、其上を以放火仕候事。

加賀守申分

一、順天表番船差出に付て談合可レ申條、早船にて急度可二罷出一之由、寺澤志摩守被二申越一候間、九月廿五日、同城へ罷出候處、翌日寺澤志摩守、南海より被レ參、樣子承候へば、番船如何にも手弱き體に被レ申、乗行に可レ及之由。被レ申候。某存候者、大明・朝鮮相二催海陸爲一レ取諸事一に候間、日本之衆、後卷可レ有レ之と、敵可レ致二覺悟一候と、令二推量一候。殊小西、堅固に城被二相抱一候由、被二申越一候間、然時は卒爾に被二仕掛一、自然越度茂候得者、結句小西可レ被レ及二難儀一候。公儀の御爲、不レ可レ然候間、諸城各相談之上を以、丈夫に支度候而、被レ仕懸候は、可レ然之旨令レ申候得共、同心無レ之、先取二掛於難儀一は、可レ被二引取一由被レ申候。左樣に候へば、可レ爲二敗軍一體に候間、不屆之儀とは乍レ存、不レ及二是非一拙者も可二罷出一由申候。然者日限を承り候而、竹島に差置候船人數可二召寄一と申候得者、三日、可二相待一由に候。左候ても、順天・竹島之

間、凡そ海陸片道さへ五六日に而候間、今少延られ候得と、重て斷申候得共、無承引候。然時は、無思掛所、早船二三艘之體に而罷出候而も、御用に罷立儀無之候間、自分之儀は不能出、親類之內三人、鐵炮相添差出候へ共、始之被急候旨に相違、被差延由、二三日過承候に付、手前に於ても、兩城相抱候條、猶以於相延者、我等者共可被差戾由、申遣候。させる無儀所に、色々物構敷被申上儀、不及是非候。申上度儀共候得共、先以若還候。猶被聞召候者、可申上候。

甲斐守申分

一、小西、朝鮮陣中勤骨仕候由、言上之旨、各可爲御存知候得共、申上候。先年平安道相勤、川端に陣取候所に、小西先鋒は敵朝掛仕、先手之者共追立候へ共、其見繼をも不仕所に、甲斐守駈合、大明人悉打捕候。此等も彼人の手柄にて可有御座候也。又晉州攻候刻も、小西は何茂より遲候得而攻落申候條、片桐市正家來共之取候而、鼻を缺、捨たる首を拾ひ、大明之首爲擊捕由申出、剩一番乘仕候而、手柄爲致樣に申成、言上仕の段、珍敷存候事。

又甲斐守申分

一、小西、平安敗軍の刻、大友城の傳にて、甲斐守家來小河傳右衛門と申者入置候しよほんの城迄、正月九日曉に、小西逃來候を、彼城主甲斐守所迄致註進候に付、甲斐守迎に參り、小西召連罷歸、五六日も休息させ候內に、都に御座候備前宰相殿・石田治部少輔・增田右衛門尉・大谷刑部少輔迄、此表可被相抱哉と令註進候所に、かせんほと甲斐守との間に傳る城をも、無屆引拂ひ、かせんほをも可引入相定候。第一かせんほと都の間に大河御座候。氷解候而より、人數引取事不成候間、兎角早々可打入旨、返事に候。其上、大谷刑部少輔爲迎、かせんは迄罷越候間、此上は不入儀と存、小西幷大友召連、都へ罷出候處に、寒天之時分御座候處、迯來候を小袖以下、其外品々遣し、膚迄隱させ、都へ召連候を、結句惡敷樣に於名古屋に申上候由、斯樣之儀、此旨能々被聞召屆可被下候事。

右之條々、能々可被遂御吟味候、朝鮮在陣中、表裏計を申扱越度を取り、日本之御外聞を失候樣に仕成候之事、誠に前代未聞に候。秀賴樣、御法度可爲始候之間、

早速御紕明被仰付可被下候。以上。

三月廿三日

毛利壹岐守

黑田甲斐守

加藤主計頭

鍋島加賀守

家康公

利家卿

秀家卿

景勝卿

輝元卿

御奏者御中

今按ずるに、此連書の文も、爰かしこ分明ならぬ所あり。傳寫の誤なるにや、覺束なし。

此訴論起り、未だ譯斷なかりし頃、加藤主計頭淸正・黑田甲斐守長政・淺野左京大夫幸長、此三人相談して、羽柴三左衞門尉輝政・羽柴左衞門大夫政則・細川越中守忠興・加藤左馬介嘉明を語ひ、三月十三日、石田治部少輔三成方へ使者を立て、我等共朝鮮の在陣中軍功を顯し、本朝の武威を振ふと雖も、終に太閤の御意に叶はず。中にも去年の冬、大明の利玲・楊鎬・痲貴等、多くの兵師を順へ、左京大夫が守る所の蔚山の城を圍む。其頃主計頭機張にありけるが、蔚山の後卷の爲に、手勢を引具し、兵船二十艘に込乘り、大明の兵士數百艘にて押へたる番船の中へ一文字に乘入れ、散々に追散し、卽時に蔚山の城に入りて、左京大夫と一手となり、大明勢を追拂ふ。又此時、黑田甲斐守は梁山にありけるが、蔚山の後攻めして、大敵を切崩す。是等は莫大の働き、人々の知る所なるを、御目附に定め置かれたる福原右馬介・垣見和泉・熊谷內藏允・太田飛驒守等私を構へ、委しく註進せざりしと聞く。歸朝の後、彼等を踏殺すべきを、福原は貴殿の緣者、垣見・熊谷・太田を目を掛けらるゝ者なれば、貴殿に對し、差置き赦し置くと雖も、聊か存ずる仔細あり、急ぎ彼等に切腹を申付けらるべしと

羽柴利家
逝去

ぞ申されける。治部少輔、彼使者に逢ひて、仰聞けらるゝ趣、曾て心得難し。各〻に限らず、朝鮮國に於て功を立てられたる輩には、其時々に御感狀を給はり、殊更其戰功の旨趣を委しく御文言に載せられたれば、今更何の疑かあるべき。又加藤・黑田・淺野殿へ重く御褒美なき事は、上の御計ひにあるべき所なれば、之も彼人々の所爲にあらず。然れば、何の故もなき我等一人の計ひとして、彼太田・垣見・熊谷・福原に腹切らすべき樣更になし。此所を能く〳〵思慮あるべしとぞ答へける。七人の面々重ねて申されけるは、弓矢取る者共の言掛り居るを、空しくせらるゝも無禮なれば、是非此事を果さるべしと、使度々なり。家康公伏見に於て、此爭論を聞召し、羽柴輝政まで御使を立てられ、取扱はせ給へども、各〻承引に及ばず。其頃、利家卿の煩ひ重りければ、石田も利家の館に晝夜相詰め居たるによりて、彼三人、殘る四人の輩も暫時を延べられしが、閏三月三日、利家卒去せられしに依て、秀賴公へ此弔禮を申さん爲に、大名小名登城ありしが、七人の輩、今夜石田を討果すべしと密談せらる。爰に秀賴公の御旗本の侍に、桑島治右衛門といふ者あり。彼は元來三成を以て、秀

吉公へ召され、常に三成と親しかりけるが、彼七人の密談を餘所ながら聞きて、石田が方へ來り、密に語りけるは、此度一議既に大事に及びたり。七人の輩、此館へ押寄する事、時日を過ぐべからずと告げければ、石田殊外に驚き、羽柴秀家卿・上杉景勝卿へ對面して、此事如何すべきと異見を乞ひしに、兩人も辨へ難きに依つて、未だ評議區々なり。其頃佐竹義宣は、伏見に居られけるが、常々三成とちなみありければ、此確執を聞きて、急ぎ大坂へ赴き、人數を守口に殘し、手廻り計りにて三成が宅に至り、三成を同道して、羽柴秀家卿の備前島の館に移る。

一說に、佐竹義宣は、利家卿の弔を申さん爲に、伏見より大坂へ下向されしといへり。

此時三成は、舍兄木工頭が乘物に乘替りて出でける故、人々知らずといへり。佐竹申されけるは、内府公へ申入れ候て、和談致すべきとて、又、三成を伴ひ大坂を出でらる。秀家卿の家老又は守口に置かれたる佐竹の人數、是等三千計りにて押包み、伏見へ趣き、七人の面々、石田大坂を退きたりと聞きて、甚だ驚き、手延びにしたる

を後悔して、各〻手廻りの者を召されし。既に追掛けんとせられけれども、石田はや遙に落延びたりと聞えければ、皆々大坂に留り、三成は伏見の城内に入りて、我屋敷に楯籠る。

別本に、七人とも伏見まで追上られしといへり。正說なるにや、覺束なし。七人の輩、猶も石田を誅戮せんと評議せらる。家康公、井伊兵部少輔・本多佐渡守を召して仰せけるは、此事一往取扱ふと雖も、各〻聞入れざる上は、縱ひ捨置くといふとも、世の嘲もあるべからず。然れども思ふ樣あれば、ひたすら宥め置くべきなり。其方共は、如何思案しけるぞと御尋ねあり。佐渡守申して曰く、存ずる所も石田を立置かれ、御疎意なき樣にありたき御事なりと、申上げければ、家康公御思案と、佐渡守がいふ所、符を合せたる樣なりと、御悅びあり。

一本に、佐渡守申しけるは、石田殿を御見放しありて、七人の輩の本意に任せらるるに於ては、又大名中黨を立てゝ、誰を申請けん。彼を果たさんと訟へらるゝ時、御許しなくば、石田治部をば人々の心に任せ給ひ、何某をば御構ひありとて恨を

含み、天下兵亂の本となり申すべしと、諫めければ、內府公御同心ありたりと記す。今按ずるに、此時御相談の正說分明ならず。然れども本多正信、內府公の御胸中を計り奉り、石田殿立置かれ、御疎意なき樣にありたきと申したるを、內府公甚だ御悅喜ありたるは、深き御思慮ある故なりと、いつぞや人の語りし。是正說なるにや、覺束なし。

然る所に、佐竹義宣、向島御館へ參られ、石田、大坂を退きし事を申出だし、此事を靜め給はんは、偏に內府の御心にあるべき事なりと、申されしかば、如何にも御心安かるべし。我等も內々其心得ありと仰せられて、軈て彼七人の方へ御使を立てられ、秀頼公未だ御幼稚といひ、其上太閤御他界程もなきに、斯樣の爭ひ然るべからず。御幼君の御爲なれば、是非憤りを止めらるべしと、仰せられけれども、各〻仰せに隨ひ難き由申されければ、重ねて家康公より、御書を以て仰せられけるは、秀頼公の御爲をも計らず、本意を遂げられしとの事、所存の外なれば、此上は石田を引きて、各〻を敵とするより外はあるべからずと、宣ひければ、七人の輩、差置き難き事なれど

も、内府の仰せ重ければ、暫く怒りを抑へ、後日をこそ期すべけれとて、石田を退治の沙汰は止みけり。

一本に、三成七人の面々と常に不和なるは、福原・垣見・太田・熊谷と心を合せ、其戰功を押へし故に、此論起りしといへり。今按ずるに、加藤清正・黒田長政・淺野幸長此三人、蔚山の軍功を徒らになりしといふ事、此事の第一なり。然れば羽柴政則・羽柴輝政・羽柴忠興・加藤嘉明は、荷擔せられしなるべし。彼長政・幸長、石田と不和なる事を尋ぬるに、朝鮮征伐の頃、秀吉の御下知を傳ふ事ありて、黒田如水・淺野彈正、高麗へ渡海ありければ、増田長盛・石田三成・大谷吉隆の三奉行、秀吉公の命を聞く爲に兩人の方へ參會す。時に兩人碁を挑み居て、兎角の挨拶なし。三成其無禮を怒り、吉隆が袖を引き、長盛に目配せしに席を立ち、跡より人を出だして止めけれども、三成更に聞入れず。先づ急ぎの碁を打たれよといひて、終に我營に歸去る。此事日本へ聞えければ、秀吉公、如水・彈正が三奉行を輕しむる事を怒り給ふ　是よりして、如水・彈正はいふに及ばず、其嫡子長政・幸長、共に三成と間

よからず。又、淸正と小西行長、互に勇功を爭ひて、其中惡し。三成は小西と無二の親友なれば、自ら淸正と飩略なり。是等の含みありて、彼三成、三將の功を秀吉公未だ御在世の時、御耳に入れざるか、又秀吉公御心解けざる所ありて、三將を重賞し給はざるを、石田が所爲なりといひ立てゝ、難問に及びたるも測り難し。又一說に、三成姦佞にして、常に人を讒しけるに、曾て七人に限らず、諸人疎んじていへり。諸本に、關白秀次公吏に叛心なかりけるを、三成讒して、失ひ奉りしと記す。又異本に、太閤薨去の後、三成自立の志ありて、家康公を亡し奉らんと圖りたる由、記し置きたり。此說々の中に疑はしき所ありて、聊かいはまほしき理あれども、無益の業にや。又尙古思へらく、秀吉公の選に遇ひて、大名小名の數に備はりたる輩は、殊に心を一にして、忠を君にいるゝ事、兄弟親に任ふるが如くなるべきを、左なくして中惡しき人々少からず。是秀吉公不德の大將なる故に、群下和合せずして、斯の如くなるにや。

其後、內府公、中村式部少輔一氏と、御家人酒井右兵衞大夫忠世（後雅樂頭と號す）を御使として、

治部に仰せられけるは、今天下の騷動、偏に貴殿の一身にあり。秀頼公御幼少の御事なれば、理非を糺明せらるべき時節にあらず。先づ貴殿の領地佐和山へ下り、隱居せらるべし。子息隼人を貴殿の如く、末々五奉行の列になし、領地等相違なき樣に御沙汰あるべしとなり。三成兩人に向ひて、內府の仰せ有難しとあるにより、兩人罷歸り、其旨申されければ、又御書を遣され、我等申す所、貴殿の爲に宜かるべし。彌〻同心せらるべしと仰せらる。此時三成、竊に上杉景勝・佐竹義宣、其外ちなみある輩を招き、此事內談ありしに、家老島左近進み出でて申しけるは、卒爾に御領地へ御下向あらん事、然るべからず。如何となれば、此度七人の面々非道を申掛けらるゝ事、皆內府取持なり。然るに詮もなき懇ぶりを御用ひありて、速に佐和山へ下り給ひ、途中に於て不慮の事あらば、末代迄の嘲りたるべし。凡そ當家の人數を計るに、一萬に餘るべし。急ぎ人を遣し、千餘人を佐和山に殘し、八千を呼び上せて四手に分け、某に二千人、舞兵庫に二千人、蒲生備中に二千人、旗本三千人、斯くの如く手分けして、先づ目の下なる淺野左京大夫が館を初め、其外諸大名の家々に火を放ち、某と

蒲生備中・舞兵庫三人先手となり、豐後橋より內府の居所へ斫入るべし。內府も心ある人なれば、手の者に防矢させ、其身は退去せらるべし。大和路へ懸り退るとも、宇治の邊にて追付くべし。又山科に赴き給はゞ、蒲生備中に先手をさせ、木幡越を追ふ程ならば、勢田をば越すべからず。大坂の諸將、俄の事なれば、有合うたる人數にて、思ひの儘に馳來るとも、はかぐ〵敷き事あるべからず。其間に內府を討取らば、味方は勇み、敵は屈して、勝利を得らるべし。此方便、若し相違して、當家忽ち亡ぶとも、天下の御爲には然るべからんと申しければ、三成つくぐ〵と聞きて、其方のいふ所、一旦は其理ある樣なれども、未だ上策にあらず。各〻申合せたる事もあれば、旁〻居城へ赴くべし。爰をば此方に任せよとあるに依つて、然らは御人數を呼上せ、醍醐・山科、又は鏡山の伍に伏兵置かれ、其後伏見を打立つべしとて、三成家人八十島助左衞門を佐和山へ差遣す。是に依つて、舞兵庫・高野越中・大場土佐・大山伯耆、三千餘人にて醍醐・山科迄馳來り、蒲生備中・同大膳・北川平左衞門・同十郞・牧野傳藏・松田十太夫等、是も三千餘人にて、江州鏡山の麓に控へたり。其後、三成方より、

内府公へ使を以て、某是に罷あれば、秀頼公の御爲に宜しからざる由、度々仰を蒙る上は、近々佐和山へ罷下るべしとの趣なり。家康公聞召し、申聞けらるゝ所左もあるべし。貴殿伏見に居住あれば、何とやらん物騷がしく、世上穩便ならざる故、下向の事を勸めたりと仰せらるゝ。斯かりければ、閏三月十一日、三成伏見を發足す。家康公より、犬塚平右衛門を遣し給ひ、我等名代として、三河守に安藤彦兵衛後帶刀と號すを差添へ、見送りの爲に遣すなり。又、生駒雅樂頭・中村式部少輔兩人、貴殿と舊友のちなみあれば、三河守相共に貴殿を同道せられよと、兼ねて差圖したりとぞ仰せられける。

彼三河守殿と申すは、家康公の御二男なり。御嫡子左京大夫信康なくなり給ひて後、此秀康卿、德川の御家を繼ぎ給ふべきを、天正の中頃、秀吉公と家康公と御和睦ありて、秀康公を秀吉公御養子となし給ひ、羽柴三河守秀康と改め給ひぬ。其後秀吉公の仰に依つて、下野國結城右衛門督晴朝の養子となり、結城の家を繼ぎ給へり。此故に秀康卿の御舍弟秀忠公、御家を繼がせ給ひしとなり。

斯くて三成、伏見を出でゝ醍醐・山科邊を過ぐる時、物音騷しぎにより、三河守殿其外送りの面々、聊か駭き給ひ、治部も覺束なく思ひたる體なり。島左近進み出でゝ、更に御氣遣あるべからずとて、駈拔けて見るに、舞兵庫・高野越中・大山伯耆・大場土佐等三千餘人、道の傍より人數を出だして、治部少輔・三河守殿・生駒雅樂・中村式部を包み、行軍の如くに連り行き、下醍醐にて、三成乘物を止め、送りの面々へ使を立てゝ、御覽の如く、某家人迎として罷上りたる上は、路次の氣遣ひ更になし。是より御歸りあるべしといひければ、秀康卿を初め、生駒・中村同心なかりければ、又追分にて、是より御歸りありて給はるべしとありけるを、秀康卿仰せられけるは、佐和山の切通し迄送り屆くべき由、内府の下知なれば、御斷り用ひ難き由、御返答あり。夫より膳所の高木といふ所に至りて、三成又送りの辭退あるにより、三河守殿、生駒・中村と相談ありて、三人倶に伏見へ歸られけり。此時三成、秀康卿へ正宗の刀を引出物せらる。今彼刀を石田正宗と名付けて、越前の御家にありとかや。斯く三成は、熱田を打越えけるに、鏡野にて蒲生備中・北川平左衞門等、又三千人にて出迎ひて、

三成佐和山城に入る

三成、家康を失はんと謀る

彼是七千餘人を引纏ひ、佐和山の城に入りにけり。是より後、三成晝夜憤りけるは、去る頃、大坂・伏見に於て、七人の面々と爭論の事、秀頼公御幼少と雖も、内府御後見の事なれば、速に邪正を正さるべきを、さはなくして、我等を世になし者にせらるゝ事、皆家康の計ひなり。内府をさへ失はゞ、天下の患、當家の禍もあるべからず、と、父隱岐守・舍兄木工頭等と密談して、人目立たざる樣に城郭を嚴しくしつらひ、内外の塹を深く掘らせ、名ある浪人を數多召抱へけり。此事伏見へ聞えければ、家康公、増田右衞門尉・大谷刑部少輔を召して、治部佐和山へ下向の後、しかじかの風説あり。各〻は聞かれずやと宣ひければ、兩人承り、いかで去る事の候べき。佐和山は往還の道筋なれば、定めて城外の掃除等申付にて候べし。去り乍ら、人を遣し、石田が心中承り候べしとて、長盛・吉隆兩人より、三成へ使を立てゝ、内府の仰を言遣し、相構へて愼み給へと告げければ、三成兩人の使者に逢ひて、世の浮説是非もなき事なり。久しく修補なき城郭なれば、塀櫓破れ倒るゝに依つて、爰彼處引繕ふ計りなりと陳ずるに依り、使者歸りて、此旨を申しければ、兩人も左こそあるべけれとて、家康公

へ御理り委しく申入れられ、其後は異故なかりしなり。

一本に、石田治少、佐和山へ下り、後籠城の用意ありと聞えければ、内府公、本多中務を佐和山へ遣し給ひ、此事御糺明あり。治部、此時國光の脇差を本多に與へ、更に別心なき旨を御理申すに依つて、其後御不審なかりしといへり。今按ずるに、此說疑ひあれども、必ず虛說なるべきとはいひ難きにや。

家康公伏見御入城井井伊直政誓書

其頃、黑田甲斐守長政は、聊か所勞の事ありて籠居せられしが、堀尾帶刀を居宅へ招き、頃日、內府向島へ居給へるは、故大納言殿の御勸めなれども、なか〳〵彼所に居住あらんも如何なり。然れば、內府の伏見御城へ移り給ひ、京・大坂を守護せらるゝ様に御沙汰ありたき御事なりと、內府に心を寄する輩いひあへり。貴殿も此方と同意なるに於ては、御同職の生駒・中村と相談して、老中奉行の內意を得らるべしとありければ、帶刀も內々內府公に歸服せらるゝ人なるにより、甲斐守と同心して、生

駒・中村を誘ひ、夫より前田德善院、淺野長政の宅に至りて、此旨を談合あり。兩人も然るべからんとあるにより、堀尾吉晴、又、增田右衞門尉・長束大藏大輔に逢ひて、內府を伏見の城へ移し給ふ樣に、備前中納言殿・會津中納言殿・安藝中納言殿へ仰入れられては如何あるべきといはれけるに、兩人暫く同意せず。彼是議論に及びしが、前田玄以・淺野長政、此事承引ある故に、兩人も終に同意なり。是に依つて、四奉行、三老の館に參り、內府、秀賴公の御後見なるに依つて、故大納言殿も內府に向島へ移り給へと、差圖せられし上は、此後、伏見の城へ御移しありては如何候べき。我我に彼御城を預け置かれ、月代りに在番仕るにより、聊か御用も勤め難し。此所をも御思案あれかしといはれければ、景勝卿の曰く、內府末々向島に居住せられべきにあらず。聊か大坂の御城中か、又は伏見の御城へ移すべし。內々、此方相談あり。各〻も其所存ならば、是より內府へ申入るべしとて、生駒雅樂頭・中村式部少輔・堀尾帶刀三人、秀家の宅へ招き、伏見の御城永く明け置くも如何なれば、內府御移りある樣に申入れらるべしとあるにより、彼三人向島の御屋形へ參り、此旨を申し入れら

家康伏見入城

れければ、兎も角も各〻の差圖に任すべしと仰せらる。斯くて閏三月十三日、家康公伏見の城へ入り給ひぬ。此時、前田玄以彼城の在番なるにより、堀尾吉晴、德善院と相談して、天守・櫓其外城門の鎖鑰を井伊兵部少輔に引渡しければ、是より伏見の城家康公の御計ひとなる。此事關東へ聞えければ、秀忠公、黑田長政へ御自筆の御書狀を給はる。其趣に曰く、

一筆令㆓啓上㆒候。今度以㆓御肝煎㆒、内府被㆓罷移㆒之由、承り候。御番等被㆑致候段、定而斟酌に可㆑被㆑存候得共、各〻御異見之儀候間、被㆑任㆓其儀㆒候と存候。其元之儀、始中終被㆑入㆓御精㆒儀共、書中難㆓申盡㆒次第に候。彌可㆑然樣に御指引賴入候。將又、久久不㆑懸㆓御目㆒、御床敷存候。猶、上洛之節、萬々可㆓申述㆒候。恐惶謹言。

三月廿三日　　武藏守 秀忠

黑田甲州樣
人々御中

此時、丹後侍從・加藤清正・淺野幸長、其外内府公の御爲計りたる人々、秀忠公御書を

與へらる。其文言、黒田甲州に給はりたる御書と、大概似たる故に、略して記さず、是より先に内府公、利家卿と御和睦の時、秀忠公、鵜殿兵庫頭御使者にて、始終を盡されたる人々に御書を給ふ。所謂黒田甲斐守・羽柴越中守・堀尾帯刀・羽柴右近大夫・藤堂佐渡守・加藤主計頭・淺野左京大夫等なり。其一通の御書曰く、

先度者、以㆓使者㆒申入候處、御口報殊口上之趣、得㆓其意㆒存候。誠此度者、色々御精を被㆑入候旨、滿足難㆓申盡㆒存候。久々不㆑掛㆓御目㆒、御床敷存候。煩すきと本腹仕候者、罷上り可㆓申入㆒候。猶、鵜殿兵庫頭、口上申含候間、令㆓省略㆒候。恐々謹言。

三月廿九日　　武藏守　秀忠

黒田甲州様
人々御中

家康公、又、堀尾吉晴を召して仰せけるは、貴殿と羽柴越中守兩人の計ひに依つて、先日の出入も無事になり。今又伏見の城に入る事、悉く皆各〻の粉骨故、せめて向後疎略なき爲に、誓約をなすべしと仰せければ、吉晴承り、先日、大老・奉行中、御理を

井伊直政の神文

申されし時、又、奉行の面々へ寸志を申し、又、此度の內談も天下の御爲を存ずる所なれば、內府の御一禮に預り、御誓紙を申請けん事、某の本意にあらざる由、固く辭退申されしに依つて、其理りに任せらる。四五日過ぎて、御家人井伊兵部少輔・堀尾帶刀方に來り、今度色々御心を盡されしに依つて、不慮の出入も無事になり、某の祝著身に餘り、內府の誓紙御辭退といひ、且憚り多けれども、一通の神文を捧げ申さんといひて、懷中より紙誓を取出だし、血判を据ゑて、吉晴に授く。其詞に曰く、

今度出入の儀に付、御書付之通、具に披露申候處、連々御心入不レ始て、今儀別而滿足に被レ存候。向後何に而も、彌〻可レ被二仰談一儀、御尤に候。以來少茂疎略御座有間敷候。如レ斯申含候上、自然內府忘却被レ仕候者、我等男を止申候條、其御心得候而、諸事御相談取仰候、右之旨相違於レ有レ之者、

神文略レ之

慶長四己亥年閏三月十七日　　井伊兵部少輔直政血判

堀尾帶刀殿

島津義弘父子加增

羽柴忠興堀尾吉晴の加增

是より先に、內府公、老中・奉行と御相談ありて、島津兵庫入道惟新に、其一族島津又七郎が闕地薩州出水・高城、大隅の內一萬石と、都べて五萬石を惟新父子に加增せらる。是は去冬朝鮮引口の時、島津父子並びなき武功あるに依つてなり。又頃日、內府公の御計ひとして、羽柴越中守忠興に豐後の木付五萬石、堀尾帶刀吉晴に越前府中五萬石を加增せらる。是は當春爭論の時、兩人取扱ひし故なりとぞ。又、羽柴右近大夫忠政に、領地信州川中島近邊にて二萬五千石御加恩あり。是も爭論の時、內府の御館を各〻守護せられし中に、忠政終に退出なかりし故とかや。此頃、浮田秀家は、家老明石掃部頭を近付け、太閤の御恩を受けて、今中老の職となりたるに、太閤薨去ありて後、同職の前をも憚らず、一向內府に馬を繫ぐ。然るに內府、伏見の城に入り給ひし頃、堀尾帶刀に誓書を受くべしとありけれども、吉晴辭退せしは、御法度を守る所なりとて、會津中納言、帶刀を褒美せられしに、我等一向同心せず。然れば井伊兵部が隱密の誓紙を受納したるも、御忠功にやといひければ、各〻之に屈服して、實にもさる事なりと申されたり。今見よ、內府の計ひとして、一廉重き加增を請

け、大坂・伏見の時めきありて彼帶刀は、弱年より人の知りたる武功多く、實も兼ねたる者なるが、城付の五萬石に、己が一心を眩まされて、既に一生の危きを取る、末末迄も賴母しからずと、密に評判されしを、年經て後、明石掃部、大坂にて人に語りしとかや。

一說に、前田玄以、堀尾帶刀吉晴と內談して、伏見の城悉く家康公の御計ひとなしたるを、三老不與せられけれども、家康公へ憚りて、其糺明もなかりしが、太閤の御時より、五奉行各〻其司所ありて、前田玄以は、禁中を始め洛外の事に携はりしを、家康公關東へ御發向の後、老中の下知として、今より京都に居住して、萬づ沙汰すべしとあるにより、五奉行の列に漏れずと雖も、此時より德善院は、權威衰けるとなり。　堀尾帶刀も三老の前を憚りて、越府へ入部せし後は、隱密の樣にてありしとかや。　俗本に、石田三成、諸將の心を攬らん爲め、又は人數を分くべき謀に、太閤仰置かれしといひて、羽柴越中守に豐後の本付を與へしといへり。今按ずるに羽柴忠興一人に限りて、此謀あるべからず。　其上、忠興に加增を與へ給ひしは、

石田、佐和山へ蟄居の後なれば、此説用ひ難きにや。

内府公豊國御社參附内府御執政

同年四月十八日、豊國大明神御社移あるにより、秀頼公の御名代として、羽柴左衛門太夫・青木紀伊守兩人、社參を勤め、内府公の御社參には、中村式部少輔・堀尾帶刀・藤堂佐渡守・山内對馬守・有馬法印父子、又は常々御知音の輩隨ひけり。其外、大老・奉行各〻社參せらる。妙法院御門主に高野山木食興山相添ひて、遷宮の規式を刷ふ。

一本に、細川・福島・加藤・黑田以下、加賀中納言利長卿に隨ひて、豊國へ社參せられしを、内府公へ心を寄する人々之を譏り、きたなくも利長卿に諛ひ、内府公を餘所になし奉る者哉といひたりし故に、口論ありて、危かりしと記す。今按ずるに、此說用ひ難し。如何にとなれば、先輩の秀家卿・景勝卿・輝元卿を閣いて、利長に諂ひ、身立つべしとは、各せらるまじきにや。又一說に、太閤の遺言に依りて、豊國大明神神號を敕許ありしに、神に三熱の苦みありとて、吉田兼治、佛に崇めたる故

に、毎月十八日の祭禮止みけりと記す。今按ずるに、吉田はト部氏にて、代々唯一の神道を行ひ來れり。今豐國大明神を佛になしたる說は、覺束なし。然れども妙法院門主となり給ふ不食興山、祭禮を勤めたるが實事ならば、別に故ありて、兩部の神道を用ひられたるにや、覺束なし。

家康橫目の邪正を正す

此時、內府公照高院に入らせ給ひ、天台の論義を御聞きありて、伏見へ御歸城ありしとなり。去年、太閤薨去以後、大老・奉行不和の事ありて、國政怠り勝ちなりしを、家康公、伏見の城へ御移りありしかば、是彼御沙汰あるべき由を仰出ださる、中に付きて、先日加藤主計頭・黑田甲斐守・淺野左京大夫等、石田治部を打果たさんとせし濫觴は、橫目の面々私を構へ、諸將の戰功を申掠むとの事なれば、三成縱へ逼塞の後たりとも、橫目の邪正を正し給はんとて、前田德善院・淺野彈正少弼・增田右衞尉・長束大藏大輔を判者に定められ、福原右馬介・太田飛驒守・垣見和泉守・熊谷內藏允を伏見へ召し、面々高麗在陣の頃、密に石田三成に通じ、諸將の軍功を申掠る聞えあり。若其私曲なきに於ては、速に申開くべしとなり。各〻一同に御答へ申しけるは、我々

不肖の者なるを、太閤の御目代として、異國へ渡り給ひし事、誠に冥加の至りなれば、聊か邪なき様にと、形の如く謹み候ひぬ。泥んや諸將功あるを申妨ぐべき様なし。猶此書付を御披見あらば、さのみ御不審あるべからずといひて、高麗より日本へ註進の控へ、又は大老・奉行中、高麗へ渡されし奉書并秀吉公諸將へ給はりたる御感書の寫、一通も殘らず奉行の前へ差出だす。家康公、前田德善院玄以を以て仰せけるは、陳じ申す所一往理の樣なれども、石田近年奢りを極め、糺からざる行ひ多し。然るに横目の身として、馴れちなみ、中にも福原右馬介は、三成兄弟木工頭が婿となりて、私の親しみ深きと聞く。然れば此度、返答の趣正直なるべしともいひ難し。先づ御城中を退出すべしとありけるが、四五日過ぎて、福原右馬介が領地豐後國府內を召放され、太田・垣見・熊谷は逼塞の體にてありしなり。

諸說に、朝鮮の横目七人の內、四人・三人相分かれて公事に及ぶ事ありしが、福原・太田・垣見・熊谷四人は、諍ひ負けて領地召放され、毛利民部大輔・早川主馬頭、竹中伊豆守三人は、仔細なかりしといへり。按ずるに、七人の横目の公事趣は、如何な

る故とも知り難し。最前加藤清正・黑田長政・淺野幸長等の七人として、石田三成が方へ難問ありたるに依つて、重ねて横目面々に御不審ありしにや。然らば毛利・早川・竹中、此事に携さはるべきに非ず。其三人も伏見へ召されたるが、實事ならば、横目の七人の內なるに依つて、御吟味の爲には、暫く召さるべき事なるべし。殊更福原直高を始め、太田・垣見・熊谷も領地を沒收せられしとあるは、舊說と雖も覺束なし。いかにとなれば、明くる慶長五年の秋、太田政信、上方の方人となり、豐州臼杵の城に楯籠りけるを、中川修理大夫秀成、同國岡の城異本に志賀城と有は非なりより人數を出だして、彼政信を攻圍み、又、垣見・熊谷兩人も石田に組し、濃州大垣の城の備、中丸を堅く守り、領地に留置きたる一族家人、其城を守ると聞く。黑田如水、豐前の中津を出でゝ豐後に至り、垣見家純が富來の城、熊谷直陣が安岐の城を攻落されたるに紛れなければ、太田・垣見・熊谷三人も、福原と同時に浪人したるといふは、信用仕難き說なるべし。又、別記に、七人の横目公事の起りは、加藤清正の難問より出でたるに非ず。高麗陣中に於て、横目の面々依怙贔屓ありとの御不審に依

つて、一方は竹中伊豆守・毛利民部大輔、相手は福原以下四人なるが、四人共に爭ひ負けたりといへり。按ずるに、予の弱年の頃、此時代を記せる日記を見侍りしに、福原・垣見・太田・熊谷を伏見の城へ召して、御不審ありたる事をあら〳〵と書きて、其奥に、爭ひに負けしも道理、右馬介・熊谷とても、虎に恐るゝといふ狂歌を、其頃伏見の城の大手に立てたりと記し置きたり。下劣の口吟みと見えて、狂歌の言葉柄もふつゝかなれど、此歌を以て按ずるに、加藤主計頭、始め虎之助といひし故に、馬熊の猛獸も虎には恐るゝといふ事にや。然れば、彼淸正・長政・幸長等の難問より出でたる爭ひなるべし。又、垣見を筧と書きたる傳記あり。秀吉公の御時、垣見彌五郎といひし人、和泉守になりたるが實事なり。但、垣見を筧と唱へ來ると、老人の物語なり。

又爰に、羽柴雅新の家人伊集院右衞門入道幸侃、老中・奉行に諂ひ、身を立つべしとするに依つて、此春三月九日、雅新入道、彼伊集院を誅戮せられしに、幸侃が郞徒島津に叛く。是に依つて、伏見の城下物騷しく、内府、伊奈圖書を使として、島津の兵

士不足なるに於ては、御人數を加へらるべしと仰せらる。抑も此幸侃は、太閤の御時、御前へも召出だされたる者なるを、大老・奉行の差圖もなく、又、其罪科をも披露せずして、恣に誅戮したるは、島津が越度なりと、各〻沙汰せらるゝによりて、惟新此旨を傳へ聞き、洛外高雄寺に逼塞して、居られしを、此頃内府公、又伊奈圖書を御使者として、惟新を召し給ひ、急ぎ本國へ下り、幸侃が領地を治めらるべしとあるにより、惟新薩摩へ下向あり。然るに七月に至りて、幸侃が嫡子源次郎、其領地日向國庄内の城に楯籠り、十二箇所に砦を構へて防ぎ戰はんとするに依つて、惟新父子、兵を進めて攻むれども其功なし。是に依つて、同九月、寺澤志摩守加勢として遣し給ひ、島津・寺澤兩家の兵士、伊集院と相戰ひ、明年の暮れに至り、解になりて、源次郎日向國を退き、其行方を知らずとかや。

内府公伏見御寫居附諸將歸國

内府公、伏見の城へ入らせ給うて、漸く三月に餘りけれども、大坂へ赴き給ひ、秀頼

公へ御對面あるべき御沙汰なかりけるに依つて、淺野長政・本多佐渡守を招き、內府大坂へ御下向ありて、秀賴公又は御母堂へも御對面を遂げられ、又當暮、伏見の城へ御移徙の祝儀として、備前中納言殿・會津中納言殿・安藝中納言殿三人、共に伏見へ赴かれし御一禮も有り度き御事なり。是は差當りたる事なれば、內府御心の付間敷きにも非ず、又事を新しく御直に申すも憚りあり。貴殿我等と同意ならば、御序に思召しをも伺ひ申されよとあるに依つて、佐渡守申しけるは、內府大坂へ下向せられ然るべく思召しの由、誠に餘儀なき御事なり。內府も心に掛けられ候やらん。大坂下向の用意など、折節に申付けられしなり。日限未だ知らずと雖も、定めて餘日なかるべし。猶ほ某を召し給ひて、仰せ聞けらるゝ御內意の趣、內府に申聞かすべしといひて退出す。其後、長政、御館へ伺候ありけれども、家康公大坂へ御下りの事は、何の仰せもなく、又佐渡守も、此事挨拶なかりしに依つて、長政さらば家康公、御同心なきと推量して、直に大坂に下り、大老・奉行參會して、內府大坂下向なくては、世間の思はく如何なり。いかにもして此理を申叶へ度き由、內談あり。四五

片桐且元家康に大坂下向を勸む

日ありて、片桐市正且元伏見へ參り、內府大坂へ御下向ましく、秀賴公・御母堂へも御對面あらば、最前何かとあらん物いひも、無事になりたるしるしあれば、世上の雜說彌〻止みて、天下靜謐なるべき由、頃日何れも申し合へり。此旨御許容ましくて、近日にも大坂へ御下向あらば、當春の御吉例に任せて、某御宿申すべき由、據なく申しければ、家康公聞召し、我等も內々其地へ赴き、秀賴公の御成長を見申し度き願ある上に、頃日心を付けたる人もあれば、旁〻參向申すべき所、去冬より、度々持病の寸白發り、心地まめならず。然る所に、此城へ移り、程もなく豐國供養の爲に、押して京都へ上り、其後も天下の政に揣き思慮を廻らす故か、又は極暑に當てられしにや、此程は食事進み兼ね、折々眩暈の心もあれば、暫く閑居して保養を加へ、世間涼敷くなりし頃、必ず下向申すべし。此由、大老・奉行中、其外秀賴公御近習の人々へも宜しく申傳へられよ。いつに限らず、大坂に至らば、貴殿の宅に止宿すべしとぞ宣ひける。且元何と仰せられ候とも、大坂へ御下向の事を一向に進め申さんと、兼ねて詞を正しけれども、御煩ひとあるにより、兎角を申し得ずして、大坂へ歸り、

内府の仰せを述べたりとかや。

或說に、大老・奉行密談して、內府大坂へ下向あらば、失ひ申さんとありけるを、家康公其の前を兼ねて知し召され、御下向なかりしといへり。正說なるにや、覺束なし。

其後、家康公、淺野彈正・增田右衞門・長束大藏を召され、我秀賴公になり替り、天下の政務を行ふ上は、高麗へ渡海せられたる秀家・輝元以下、兩國大名はいふに及ばず、近年伏見・大坂に集りたる諸大名に、歸國の暇を遣すべし。但し朝鮮兩度の陣を勤めたる輩は、太閤御存命ならば、定めて其品あるべけれども、秀賴公御幼少の事なれば、是も來年秋冬迄の在國を免すべし。此旨老中へ內談せられよとあるに依つて、三奉行大坂へ下り、景勝卿の御館に於て、右の仰を述べければ、各〻內府の御計らひに過ぐべからずとある中に、會津中納言・加賀中納言、三奉行を賴み、內府へ申し入れられけるは、秀家・輝元歸國の上は、此方兩人殘り止り、內府の御末座に連り中度き事ながら、景勝去年國替として、越後より會津へ移り、入部の御暇給はると雖も、

諸侯歸國

間もなく伏見へ上りし故に、領內の仕置精からず。內府御存知の如く、奥筋へ罷下り、國法をも申付け度しとなり。又利長は、當春父の家督を繼ぎ、未だ入部せざりし故に、是又領內覺束なし。願くは能登守を召連れ、北國へ下り、國中の掟前代の如く申付け度しとの趣きなり。三奉行、又伏見へ上り、此由を內府へ申しければ、兩人の願理りなり。然れば當秋歸國せられ、來春上洛あるべしとぞ仰せられける。斯くて、秀家・輝元・景勝・利家の大老を初め、生駒雅樂頭・中村式部少輔・堀尾帶刀三人の中老奉行には、長束大藏大輔、其外諸國の大身・小身、七月・八月兩月中には、各歸國あるべしと定められけり。抑も會津は、羽柴（本性蒲生）飛驒守氏鄉の領地なり。子息藤三郞秀行相繼ぎて、彼地百萬石の守護たりしを、去年景勝へ與へられし事の起りを聞くに、氏鄉卒去せられし時、秀行幼少たるにより、蒲生四郞兵衞といふ家老、領內の政事を司る。然るに秀行長となるに付きて、行儀亂れ、父氏鄉少年の頃、稻葉伊豫守目利して、只人に非ずと、いひたるには似るべくもなしと人いひあへり。是皆近臣亘八右衞門が仕業なりと、會津へ聞えしかば、仕置家老蒲生四郞兵衞、亘が方へ書狀を

三成の諫言

遣し、色々意見しけれども、其甲斐なかりしかば、須賀太左衞門・大塚七右衞門といふ兩士を伏見へ上せて、彼八右衞門を放し討ちに討たしむ。秀行是を大に怒り、蒲生源左衞門・蒲生庄內等の殘家老に內談して、四郎兵衞に腹切らすべしと議せられけれども、太閤御存知の者なれば、卒爾の計ひ如何なりとて、軈て大老・奉行を賴み、四郎兵衞が罪科を訟へ、死罪に申し付けたきとありければ、秀吉公聞召され、蒲生四郎兵衞が亘八右衞門を討せたるは、誠に粗忽の働きなれども、其實は主人の爲を計るなるべし。然るに秀行、弱年といひながら、作法を亂すのみならず、四郎兵衞を誅せんといふも心得難し。此旨申聞かすべしとぞ宣ひける。去れども秀行、太閤の仰を押返して、某の領地を召放さるゝとも、四郎兵衞申請け度しとあるにより、主從誤りなきに非ず。其上秀行が願ひなれば、領地會津を取り上げて、四郎兵衞には腹切らすべしと仰せけるに、石田三成申しけるは、先年氏鄕死去の時、秀行未だ幼少なれば、會津の仕置何事によらず、家老に任せ置かるゝ由、御朱印を給はり候ひぬ。秀行、近年元服して、飛驒守になると雖も、今年僅に十六歲なれば、仕置申付くべき

年來に非ず。然れば家老四郎兵衛が、亘八右衛門を切らせたるも、さまで罪科とは申難し。願くは死罪一等を御免しあれかしと諫めければ、秀吉、此議を用ひ給ひて、蒲生四郎兵衛を肥後國へ流し、秀行には、宇都宮彌三郎國綱が采地、野州宇都宮十八萬石を給はりけり。斯りしかば、會津を越後中納言景勝卿へ給はるべき由、御内意あり。景勝御返答申されけるは、某數代越後にありて、國中民にちなみあり。其上越後・佐渡兩國の主なるを、奥州を分けて給はらん事、御情なしとありければ、申さるる所は去る事なれども、百萬石を領するは、本朝に於ては大身なり、只々同心あるべしと宣ふに依つて、景勝御請申されければ、會津十九郡百二十萬石を景勝に給はり、越後一國四十五萬石を羽柴本氏堀久太郎秀治に與へられけり。慶長五年の秋に當りて、石田三成、大軍を催す由聞えしかば、一言の恩を報ずべしとや思ひけん。竊に配所を出奔して、播磨の國までり上けるが、上方の軍敗北して、諸將數輩討たれたりと、人の告げければ、又肥後へ下り、川尻の大慈寺にて、四郎兵衛其子忠兵衛父子共に切腹せしとかや。

或說に、蒲生四郎兵衛は、加藤清正の手に付きて、高麗へ渡り、彼國に於て討死せしといへり。實事何れとも知り難し。一說に、蒲生四郎兵衛が亘八右衛門を殺したるに付きて、蒲生源左衛門・同左門等相殘る家老と、四郎兵衛不和になり、會津騷動するにより、太閤彌〻怒り給ひ、秀行の領地を沒收せられしといへり。又一說に、秀行の父氏鄕は、武將器量備はりて、軍功をも數度に及びしかば、會津百萬石を與へられしが、父右兵衛督堅秀、信長公の旗下に屬してより、人に勝れて御恩を蒙り、殊に氏鄕は、信長公の御聟なれば、一旦秀吉に從ひ、終に信長の子孫を守立て、天下を窺ふ事もやと、太閤常に疑ひ給ひ、文祿の頃、毒藥を與へて殺し給ひぬ。其子秀行にも、猶御心を置き給ひて、領地を削り給ふといへり。又一說に、秀吉、氏鄕の後室を妾に仕給ふべしとありけれども、承引なかりしを、太閤、家老の業なりと、內々惡く思召して、今斯く計らひ給ふといへり。尙右按ずるに、此三說、皆其理ある樣に聞ゆれど、何れに隨はんともいひ難し。但し、秀行、弱年といひ、亡父宰相の勳功もあるに、罪に應ぜず嚴刑を行はれし故に、時の人あまりに怪しがりて、此說々

をなしける。又、四郎兵衞が人品を論じて曰く、渠を赤座隼人といひし頃より、勇材人に勝れ、其身の愼みもありし故に、終に氏鄕の選びに遇ひ、苗氏と名乘の一字を許され、蒲生四郎兵衞鄕安と改め、氏鄕會津拜領の後は、三萬八千石の地を領して、松崎の城主となる。然れども四郎兵衞、元より才德を兼ねたりしが、秀行の代になりて、信用し難き行ひあり。如何となれば、彼亘八右衞門疑ひもなき咎罪をなだめ置きて、幸秀行は、內府の御聟にて、御等閑なき事なれば、蒲生源左衞門、同左門と相談して、亘が罪科を內府へ申し、大老の指圖を請くるに於ては、後の過なかるべきを、左なくして、猥りに亘を殺す。又、四郎兵衞肥後にて報恩の爲に自害したるも、大方氣違の行ひなるべし。いかんとなれば、縱へ秀行筋なくて、四郎兵衞を憎まれたりとも、弱年といひ、主人といひ、憤り更になかるべし。然るに秀行は、家康公の身方たるべき筋目なるに、知らぬ顏にて、石田に語らふ。是私の恩を思ひて、公儀を廢する心あり。いひ續くれば、渠が人品取るに足らざる樣なれども、又左も覺えぬ所あり。一年氏鄕死去の時、曾根孫四郎といふ者、殉死の志

ありけるを、一類朋友制し止めて、刀脇差をも取隱し、人を附けて守らせけるに、或夜、孫四郎密に番人の脇差を奪ひ取り、押肌脱ぎて、腋腹に突立てしを、番の者共眠を覺し、はた〳〵と取付きて、脇差を取返す。四郎兵衞之を聞きて、急ぎ孫四郎が宅に至り、其方幼かりし頃、父の本祿を與へ給ひし御恩を思ふは理なれども、御家中に數多其類あり。かまへて思ひ止るべしと、色々教訓するに依つて、孫四郎殉死を留りけるに、家中の面々譏り笑ひ、縱令道理は兎もあれ、仕掛りたる切腹をば、人に留めらるゝ法やある。父曾根内匠は、武田信玄の下にて、口をきゝたる者なるが、夫には遙に劣りしなどゝ、口々に四郎兵衞・孫四郎兩人をいひしろひて、人の交りもなかりけるに、四郎兵衞猶も孫四郎を勞り、彼御供を思ひ留りて、若武士道の瑾にならば、孫四郎よりは、我等は越度ならんと、逢ふ人毎に語りければ、家中の諸士聞分けて、曾根を嘲り止みしとなり。此行に付きて、其心を量るに、曾根孫四郎が實心あるを悅び、亘八右衞門が邪なるを怒り、石田に與して命を失ふ。某忠不忠はいかんもあれ、善人を愛し惡人を憎み、恩に感ずるといひやす

べき。去れば猥りに渠を譏り。却りて彼を罪人となさんも口惜しかるべき説なるにや。

關原軍記大成　卷之三　終

關原軍記大成 巻之四

内府御參内附大坂御下向

同年八月始め、内府公、前田德善院を召し給ひ、近日御參内あるべき御内談あり。玆以やがて禁中へ參り、内府の御願を叡聞に入れられければ、則、勅許あるにより、同月十四日、御參内あり。禁裏を御退出あつて、高臺院のおはせし上立賣の館へ入らせ給ひ、其日、伏見へ御歸館あり。翌日十五日、石淸水八幡宮へ御社參有るべしと仰せ出だされけるが、祭禮の日なれば、定めて諸人群集すべしとて、次の日御參詣あり。其後、淺野彈正・增田右衞門・長束大藏を大坂より召して宣ひけるは、疾にも其地へ罷下り、秀頼公幷に御母堂へ御目に懸るべきを、病に支へられて遲滯に及べり。此程は病愈り、氣力も本の如くなれば、重陽の御禮として、必ず參向申すべし。兼ね

家康、大坂へ下向

ては片桐市正の所に止宿すべしといひつれども、亭主の心遣ひも笑止なれば、石田治部少が空屋敷に滯留すべしと仰せらる。三奉行承り、急ぎ大坂へ罷歸り、仰の趣披露申すべしと、御返答あり。其頃、奉行の面々も代る〲歸城あるべしとて、既に長束大藏には、先日御暇出でけれども、内府、大坂へ御下りあるべしと、仰せらるゝに依つて、政家此時承りて、某暫く逗留仕るべしと、御挨拶あり。斯くて九月七日、御船に召して、大坂へ御下向あり。井伊兵部少輔・榊原式部大輔・本多中務大輔・本多佐渡守、其外數十輩御供に參る。同日申の刻に、御着府ありければ、彼地に有合うたる大名小名、御旅館へ參り集ふ事市の如し。夜に入りければ、增田長盛・長束大藏參向ありて、御密談數刻に及べり。是は彼兩人御館へ參り、加賀中納言隱謀の企あり、御用心あるべしと申し、内府公を欺き奉りけるとかや。兩人歸宅ありければ、井伊兵部・榊原式部・本多中務・本多佐渡を召され、羽柴肥前守内々の約を飜へし、先日加州へ下向の時、淺野彈正・大野修理・土方勘兵衛を招き、我等大坂へ下向せば、面々評議を相定め、殿中に於て、討果すべしと示し置きたる事分明なり。此事に付きて、

家康、大坂登城

汝等存寄りあらば、意見すべしと仰せらる。佐渡承り、是大切の御事なれば、御煩ひと仰せられて、御出仕を止め給ひ、伏見より御人數召寄せられ、其後、當地を御引拂ひ然るべからんと申し、兵部・式部・中務は御用心ありて、御登城ましまさば、さまで苦しかるまじきにやと、互に利害を論じけるが、内府聞召して、雙方の是非決し難し。去り乍ら、佐渡守が諫に任せて、伏見より人數を召寄すべしとて、翌日八日の未明に、伊奈圖書を以て、伏見へ上せらる。

一書に、增田・長束と御對坐の時、御手水に立たせ給ひ、密に伊奈圖書を召して、伏見へ上せられたりと記す。又一説に、伊奈圖書が伏見へ上りたるは、九日の未明なりといへり。今按ずるに、此兩説、いづれも正説なるにや、覺束なし。

其日の暮方に、增田右衛門尉居宅へ入らせ給ひ、又、密談ありて、御歸りありけるが、明くる九日の辰の刻計りに、御登城あり。本多佐渡守御留守を承り、井伊兵部・榊原式部・本多中務・御供に參る。本丸の式臺へ上らせ給ひける時、井伊・榊原・本多、其外彼是十二人、袴の括を解きて、奥迄御供仕る。内府、今日用心せられ候事ありて、我

大坂の大行燈

我推參申すなりといふ中にも、井伊・榊原・本多三人は、秀頼公・淀殿のましますの間迄參りけるとなり。御對面終りければ、家康公表へ御出でありけるが、千疊鋪の廊下の前を、直に、右の方へ臺所へ御出でありけるが、其頃、大坂の本丸の上臺所に、二間四面の行燈あり。之を大坂の大行燈というて、時の人珍しき事にいひあへり。家康公、彼行燈を立ちながら御覽ぜられ、關東の者の目馴れぬものなり。供の者共にも見せよと仰せければ、酒井備後守承り、中の口へ出でて、御供の面々數十人召し入れて、彼行燈を見せしむ。御走りの面々は、未だ座敷へ通らざる内に、家康公、はや内玄關へ御出でありて、御供の面々を引纏ひ、城中を退去ありて、伊奈圖書伏見へ上り、結城殿は伏見の御留守せられ、家康公の御家人は、急ぎ大坂へ馳參るべしとあるにより、九月八日酉戌の頃、各〻伏見を立ち、既に九日の早天に大坂へ馳せ集りたり。

別本に、九日の夜、御家人伏見を出でゝ、十日の朝大坂へ來るとあり。

其勢都合三千八百人とぞ聞えし。御人數、石田三成が空屋鋪に居餘りければ、石田木工頭が屋敷に分ち置き給ひぬ。

一説に、三成逼塞の時、兄木工頭も領地に蟄居せし故に、御家人木工頭が屋敷に居たりといへり。

家康、伏見歸城

内府公も九日の夜は、木工頭が屋敷に御移りありし由、沙汰しけれども、三成が屋敷に御坐せしとかや。翌十日、伏見へ御移りあるべしと、仰出だされしが、如何思召しけん、十一日迄御逗留ありて、九月十二日、伏見へ御歸城ありしとかや。

俗本に、此時淺野長政、密に大野修理・土方勘兵衞にいひけるは、各〻勇義更に勝劣なかるべし。去り乍ら土方は、先年齋藤龍興に賴まれて、齋藤山城守道三が子供兩人を一度に斬殺し、又、勢州長島にて、岡田を討たれし譽あれば、土方は初太刀、大野は二の太刀にて、内府を殺害せられよとありければ、土方がいふ、それならば某、内府を組臥せ、匠作に突かせ申さんと、三人謀を定め、所は千疊鋪の廊下と約束したるに、前日より此事露顯して、爰彼處に潜めり。故に淺野は、病と號して出座せず、大野・土方は透間を見て、本意を遂ぐべしと謀りけれども、增田長盛・長束政家、其外御家人十餘人、内府の御側を去らざりければ、大野・土方兩人も、手を空う

して居たりといへり。尙按ずるに、增田・長束御館へ參り、僞りて此一說を告げ奉りて、御出仕の時、彼兩人、內府を守護し奉る體にもてなし、御傍を去らざりけるが、但、淺野・大野・土方の企、正說なるにや、覺束なし。又或說に、羽柴利長・利政歸國の時、其從弟土方勘兵衞を招き、內府大坂へ下向せらるゝに於ては、貴方と大野修理相計り、殿中にて本意を遂げ給へ。然らば我等兄弟多勢を從へて馳上り、天下泰平の全功を立つべしと、密に內儀せらる。彼利政は、始終內府公に歸服せざる人なるにより、舍兄利長を頻りに勸めて、此密談せられたりといへり。今按ずるに、此說實事ならば、淺野長政も利政方なりしにや。

淺野逼塞附大野・土方流刑

斯くて內府公、羽柴利長・淺野長政・大野・土方が罪科の御沙汰あるべしとて、先づ御家人本多佐渡守を召して、御內談あり。正信申しけるは、加賀大納言殿御死去ありて、未だ一年も過ぎざる內に、中納言殿と手切れありては、御情なしと人々も思ひ、

本多正信家康の寵を蒙る

且つは利長の御一類中納言殿・淺野左京大夫殿・羽柴與一郎殿を始め、常々緣みある人々迄、いかなる所存かおはすべき。願くは罪をなだめ給ひ、此後彌〻利長卿志變じ給はぬ樣に、御才覺あれかしと申しければ、家康公打頷き給ひ、いつも佐渡が論ずる所と、我等が分別は一致なりと仰せられて、甚だ御機嫌よかりしとぞ。彼佐渡は、始めは居鷹匠なりしが、いつの頃か選み上げ給ひ、御家老の中に加へられ、誰よりも御意に叶ひしにや、御寢殿迄、案內なく參り、頭巾被り、安坐して御物語など申せし者なり。或時家康公、御物語の御序に、我母なりし人、三河國鳳來寺峯の藥師へ參詣して、我等を申乞はれしとあれば、若くは藥師の再誕にて、斯く何事も心に叶ひ、官祿迄重くなりしやと、餘りの事に思ひ續けるなりと、戲むれ給ふ。佐渡、萬の御挨拶、人の及ばぬ事共なれば、此時の御返答、如何あるべきやと、人々御次にて聞き居たるに、いかにも殿は、疑ひもなく峯の藥師の御再誕にて、御側をはなれぬ某などは、脇立なるべしと申しければ、家康公、殊更興ぜさせ給ひしなり。佐渡守此時の御答、傳記にはなき事なれど、內府公の御侍に居たる人の語り傳へて、正しく聞きたりと、牛

大野治長
土方雄久
流罪

淺野長政
武州府中
に逼塞

込時樂軒の物語なり。去る程に家康公、増田右衞門尉・長束大藏大輔を召連れ、此度大坂へ下向せしに、大野・土方兩人して、我等をあやしめんと謀りし事、利長の下知といひながら、差當り罪科兩人にあり。死罪に申し付くべしと雖も、當時、彼是遠慮あれば、大野を下野國、土方を常陸國へ流すべし。此旨申渡されよ。又、淺野彈正は、我等本丸へ出仕の時、所勞といひて出座なければ、其罪さまで重からず。各の心得にて、宜しく沙汰せらるべしと仰せければ、兩人承り、御憐愍の御裁許にて、彼等悅び申さんといひて、御前を立ち、大野・土方を評定所へ召出し、各〻今度の罪に依つて、内府、流罪の御下知ある由、申し渡す。結城・佐竹兩家の家人、大野・土方を請取り、大野は十月二日、土方は十月三日、大坂を立ちて配所へ下向あり。淺野彈正は、増田・長束と相談して、領知を差上げ、嫡子左京大夫に養はれ罷りあり度しと申しけれども、領知を沒收せらるべき程の罪に非ず。但、領地へ下向の事は、心に任すべしと宣ふによりて、長政も十月五日、大坂を立ちて領地へ赴きしが、内府の思召に憚りて、武藏の府中に籠居せらる。秀忠公より、此旨を内府へ仰せられしに、淺野が心に任す

べしと、御下知に依りて、翌年迄、御領地武州に居られしとかや。

一書に、増田・長束相謀り、淺野・大野・土方を嚴科に行はるゝに於ては、手切せらるべし。去る程ならば、内府の身の上危くなりて、此本意を遂けなんと、數日口を碎きけるに、思ひの外なる御下知故に、兩人の謀、都て空しくなる。彼増田・長束の祕計も、佐和山の狐の所爲なりと記す。今按ずるに、此説の虚實更に知り難し。但、大野・土方を翌年御赦免ありて、淺野長政にも御懇意なれば、増田・長束が陰計分略といふ時勢測り難きに依つて、加賀陣の起り、又は淺野・大野・土方三人の企、今更評判なり難きにや。

内府大坂御移徙附利長陳謝

其頃家康公、増田右衞門尉・長束大藏大輔を召して、仰けるは、秀頼公未だ幼少なれば、我等御後見申しべしと、太閤仰置かれしかども、秀頼公大坂に移り給ひて後は、太閤の御遺言空しきに似たり。然れば、我等大坂の城中西丸にありて、天下の政務

家康、大坂城に移る

家康・利長・利政を討たんと企つ

を執行ふべし。秀家・景勝・輝元も、大坂・伏見兩城の内に、我等住所を定めよかしと、當春申し聞けられし上は、今更相談にも及ぶ間敷きにやと宣ひしに、兩人承り、仰誠にしかるべしと御返答あり。抑も大坂西丸には、秀吉屋形を建置かれ、殊につぎつぎしかりければ、彼是取繕ふ迄もなしとて、軈て御移徙ありしなり。

一説に、家康公重陽の御禮として、大坂へ御下りありし時より、直に西丸へ移り給ふといへり。何れが實說なる事を知らず。一說に、此時奉行中、西丸に大廣間又は天守を建てゝ、內府に參らせんとあるは覺束なし。

其後、內府公、又兩人の奉行を召し、淺野彈正・大野修理・土方勘兵衞三人、死罪一等を宥め申す上は、利長定めて各を賴み、我等に件の一禮を述べ、其身の罪をも陳謝すべし。左もあらば、其品によりて、和睦すべしと思ひしに、利長領地へ引籠り、兎角の會釋なき事、一方ならず不禮なり。斯く我儘を振舞ふ事、君を侮る所にして、其罪謀叛と同意なれば、近日諸將を相伴ひ、自身加賀へ出馬して、利長・利政を討果すべしと仰せらる。兩奉行承り、仰せとかう申し難し。此上は御人數を召寄せられ、然る

べしと御挨拶あるに依つて、國々へ御陣觸あるべき御評定あり。此頃、石田三成に仰聞かるゝ事ありて、御家人柴田左近を佐和山へ下し給ひけるに、三成、內府の御音信を悅び、柴田を色々馳走して、國光の脇差を與へしとなり。

一書に、此時、柴田左近が佐和山へ下りし故を聞くに、家康公、利長と御手切の事あらば、三成は籠居の身なれども、御賴みありたき仔細ある由、わりなく仰せ懸けられければ、三成內々一物を備へながら、少しも否む氣色なく、內府の御使、饗應して、引出物まで與へしとなり。

此時、羽柴本氏丹羽加賀守長重、御館へ參りて申しけるは、我等數年加州松任を領して、今又、同國小松にあれば、案內者手先きといひ、かたがた他人に讓り難し。金澤へ御出馬あらば、先陣を勤むべしとなり。家康公其志を感じ給ひて、吉光の小脇差を長重に與へられ、歸國の御暇を給はりける。彼長重父雅任越前守本名五郎左衛門長秀は、尾州兒玉の人なるが、十五歲の時、信長に仕へ、壯年の頃、城主となりて、宿老の中に連り、天正十一年の夏、柳ヶ瀨に秀吉公の身方して、軍功人に優りしかば、本祿若狹國に越

前と加賀半國を加へらる。同十二年の夏、長秀卒去せられければ、其子五郎左衞門尉長重に父の家督を與へらる。同十三年の秋、長重越中の陣の先手たりしが、家人軍法を背くに依つて、秀去公仰せけるは、長重僅に十五歳なれば、其家人下知を用ひざるも理なり。然れば亡父長秀に與へし加增の地、暫く預り給はんとて、越前・加賀を召上げられ、越前を堀久太郎に與へらる。

一說に、長秀癪の煩を苦しみ、自害せられし故に、加增の地を召上げられしといへり。

同十五年の春、筑紫陣に長重の軍士、又法禁を犯すに依つて、若州を召放たれ、加州松住に於て、四萬石の地を下し給ふ。長重人となるに及びて、秀吉の御意に叶ひけるにや、文祿四年の春、加州小松にて十二萬石の地を與へ、羽柴加賀になして、宰相に任ぜられしなり。此故に加賀守、其頃小松在城して、金澤の先手を願はれけるとかや。去る程に家康公、加州へ御出陣あるべしと聞えしかば、未だ御催促はなかりしかども、在國の大身小身、飛脚を以て、內府公金澤へ御出馬あらば、面々も御人數に

利長、家康に謝す

召し加へ給ふべしと、申し入れらる。家康公斜ならず御悦喜ありて、御一左右あるべき由、御返答あり。西國の諸大名は、久しく高麗在陣とひ、國の手よりもありければ、方々今度の御軍役を許し給はんとあるに依つて、左もあらば、せめて弓鐵炮の者なりとも、相應に召連れ給へかしと、各より願はれけるとなり。斯かりしかば、丹後侍従忠興を始め、利長の緣者又は親しき面々より、金澤へ飛脚差遣し、秀頼公を輕しめ給ひ、御謀叛の聞えあるに依つて、近國の面々はいふに及ばず、東國・西國の大名・小名、悉く内府に隨ふ由なれば、御家の大事此時にあり。急ぎ内府へ御手を下げられ、和睦あれかしと告げられければ、利長舍弟利政を能登國より招き、相談して、更に逆心なき由を委く書狀に書認め、家老横山山城守長和に、彼書を持たせて登らせ給ふ。山城守大坂に至り、羽柴與一郎忠隆の屋敷にありて、井伊兵部少輔を賴み、内府へ斯くと申入れければ、御館へ參れとあるにより、山城守西丸に至る。家康公上壇に御座を構へられ、井伊・本多・神原等の御家老は、皆緣側に伺候し、御傍に座をつらね、座中晴が間敷かりけれども、山城守少しもわるびれたる氣色なく、家康公の

御前に參り、黃門の書狀を捧げて申しけるは、中納言、此度太閤の御懇情を忘れ、父大納言の遺言に背き、御幼君に對して二心あらば、誠に天下の惡名なるべし、縦へ利長狂病に犯され、世を覆へす企ありとも、家老の者共諫言をなし、不義を正さん事勿論なり。此所を能々御察しありて、御疑散じ給へかしと申しければ、家康公、猶けしからぬ御氣色にて、中納言隱謀を工まん爲に、當春、老母芳春院を父の遺言と號して、金澤へ下し、我等を欺き申されしかば、並々の使者を給ふに於ては、旅宿より直に追ひ返すべけれども、其方を給はるに依つて、斯く我前へ呼び出したり。今はさしたる用事なければ、とく〳〵歸國すべしと仰せられて、利長の書狀をも御披見なかりしを、山城守申していはく、無實の仰せは兎も角もあれ、中納言より捧げたる書狀をば、御披見あれかしと、憚りなく再往申し上げければ、家康公、書狀を御覽ありけるが、何とて誓紙は添へられざる哉と御尋ねあり。山城守承り、去年、太閤御逝去の時、末々逆意なからん爲め、誓約をなし候ひぬ上は、今更誓紙に及ぶべからず、若先約を疑ひ給はゞ、重ねて百千枚の誓紙を捧ぐる迚も、反古にならん事目前なり。唯、

利長、利政人質として芳春院を家康に送る

其人の實不實は、平生を以て御覽あれかしと申す。家康公聊か御面色和らぎて、然らば老母芳春院に家老一兩輩相添へて、大坂へ返すべしと仰せらる。山城守承り、是れ肥前守・能登守兄弟の計ふ所にして、某卒忽の御請に及び難しと申しければ、家康公、其方の遠慮理なり。急ぎ加州へ罷歸り、利長・利政に此旨を告げて、重ねて返答申すべし。芳春院、大坂へ登り申さるゝ事、此度の肝要なりと仰せられて、山城守に御暇給はりけり。山城守、内府の御前へ召され、旣に退出に及ぶ迄、手をつき頭を低くして、如何にも敬ふ體なりしが、御返答申す品々に於ては、怖ぢたる氣色なかりしとて、家康公の御家人等、彼山城守を感じあへり。斯くて山城守金澤へ歸り、内府の仰を述べければ、利長卿・舍弟利政、其外家老參會して、色々相談ありけるが、人質出ださるべきに定まりけり。此旨、家康公へ御返答ありければ、殊の外に悅び給ひ、今は利長・利政に對して、聊か御疑ひなしと雖も、御心にかゝる事あれば、一日も早く御老母を御上せあれと宣ふによりて、霜月中旬の頃、芳春院に村井豐後・山崎安房を相添へて、大坂へ上せらる。其後家康公、増田・長束を召して仰せけるは、利長

老母芳春院、大老奉行の差圖を請けて、當春、加州へ下向ありしが、此度利長、老母に家老を相添へて、大坂へ上せ申されし事は、我等と和睦のしるしなり。然るを公儀の質の如く、當地に置かんも如何なれば、近日、江戸へ遣し申すべしと思ひ、各へも知らせ申すなりと仰せければ、兩人承り、仰せの如く、今度の人質は、何方に置かせ給はんも御心任せといひながら、太閤、天下を平治し給ひてより此方、公儀へ差出す人質の外、私として此の取遣なし。今利長の御老母を關東へ御下しあるに於ては、若誤りになり申すべきや。願はくは、御同職の思召をも御聞きあれかしと申す、家康公兩人の意見を用ひ給はずして、宣ひけるは、此後逆意を企つる輩、我等を失はんとせん事、必定なり。其品に依つて、領知を削り、又は人質を請取りて、我等の城下に留置きて、天下靜謐の謀とすべし。其始めなれば、芳春院を江戸へ下しあるべしとなり。兩人又申しけるは、御遠慮の程はさる事なれども、利長・利政兄弟、共に定めて御請けあるべからず。去ればとて、事を御破りありては、天下の御爲にも成難し。又、御出言徒爾らになるも、內府の御威光薄きに似たり、返す〳〵御思案ある

べしとなり。家康公は、利長・利政兄弟、共に此事をいなみ申さるゝ事は、成難からんと思召けれども、長盛・政家押返して、心強く御意見申すに依つて、然らば加州へ御使立てられ、其返答に御任せ有るべしとて、利長へ御書を以て、芳春院を江戸へ下し給ひ、一兩年御留めあり度き由、懇に仰せらる。利長、舍弟利政を呼びて、此旨相談ありければ、利政涙を流し、内府今度の人質を關東へ下し給ふ事を、此方夢計りも察するに於ては、芳春院殿大坂へ御上りありし時、何とぞ思案もあるべきを、貴方・某家老の面々も、此心つきなかりし事、誠に後悔千萬なり。繰り事を申す樣なれども、當家へちなみ深かるべき備前中納言殿を始め、老中・奉行の面々も、日頃疎くなり給ひ、萬御相談なかりし故に、芳春院殿の御身の上迄、實は斯樣になりたりしにや。此上は何かと申しても、皆益もなき御事なれば、内府の所望に隨ひ、芳春院殿を關東へ下し參らせ、重ねて天下の御爲に、若し據なき事あらば、御痛しさは限りなけれども、芳春院殿に御自害を勸め、面々切腹すべき由、村井・山崎兩人に仰聞けらるべしとありけれども、利長は家康公と永く和睦すべき心あるに依つて、利政の故なき事に思

芳春院、關東下向
七人衆

ひ、芳春院殿を江戸へ御下しあらん事、兎も角も心に任せらるべしと返答あり。是に依つて、芳春院を江戸へ彌〻御下しあるべきに相定り、芳春院又は村井豊後守・山崎安房、翌年五月二十日に伏見を立ち、六月三日に江戸へ下着せられしといへり。

俗本に、羽柴利長・羽柴左衞大夫・羽柴三左衞門尉・黑田甲斐守・羽柴越中守・淺野左京大夫・加藤主計頭、此七人互にちなみ深かりければ、時の人之を七人衆といひあへり。然るに家康公、加州へ御出馬の評議ある頃、羽柴正則・羽柴輝政・羽柴忠興・黑田長政・淺野幸長・加藤清正此人々、皆家康公の身方たるべき由聞えしかば、利長、扨は全功なかるべしと了簡して、内府と和睦せられしが、彼六人の面々に、利長深く恨みを含み、一生不通をせられしといへり。此說の虛實、覺束なきに依つて、加州に相知る人ありて、いつぞや尋ね侍りしが、終に此事知らぬといひおこせり。按ずるに利長、家康公と和睦の上は、假令六人の面々に利長融けずといふ事、表面の不通は有間敷きにや。殊更此翌年、利長より黑田長政へ送られし懇切の書狀あり。かたがた此說覺束なし。又說々に、加賀陣の起りは、利長歸國せられし

後、謀叛の聞えあるより、家康公御征伐の評定ありしといへり。按ずるに、淺野彈正・大野修理・土方勘兵衛三人が、家康公を討ち奉らんと謀りたるが、加賀陣の起り、〔脱字アルカ〕強ちに利長、金澤に於て謀叛せられしといふは誤りならんか。客の曰、利長此時、淺野・大野・土方に內府を討たせ、其身は居城に楯籠りて、秀頼公に叛かんと、內々思ひ立たれしならん。如何となれば、慶長の末、秀頼公關東と手切れあるべき催の時、秀頼公より利長を頼まれけれども、同意なかりしと聞く。爰を以て、利長の心中を計り知るべしといへり。主答ふ。凡、時勢を察するに至りては、利長流石に聞えある人なり。此時籠城して本意に任すべき勢なし。其後、大坂御陣の前に、秀頼公に從はれざるは、又勢を知る所なり。其上、或說には、秀頼公に同意なかりしは、利長の子息利常なりといへり。然れば此時、利長卿謀叛の企ありしといふは、信用し難き說なるにや。

內府公御威光附御鷹狩

家康の權勢

此程、家康公と利長卿と、鉾楯に及び給はんと聞えけれども、日數を經ずして和睦調ひ、利長卿、老母芳春院に家老の嫡子兩人相添へて、人質に出されしかば、世間彌〻靜かになる。惣じて太閤薨去の頃より、此秋の末に至るまで、內府の御身の上に、度々危難ありけれども、皆事故なく治りて、今は大坂・伏見の中に、家康公と權威を爭ふ人なかりければ、天下の政治大小となく、御心の儘に行はる。中にも當春、老中奉行の方より、御理り申入れられたる御直參と御家人緣邊の事、左までは相止むべからずとて、又一兩輩仰出さる。最前羽柴正則のいはれし如く、家康と睦しくならば、秀賴公の御爲にも宜しからんと思はれけるが、又は一向に家康公と好みを結ばんと、志やありけん、妻を離別して、緣を求むるも多かりけるに依つて、翌年の春夏迄も、餘多婚禮ありしとかや。或時長束政家、增田長盛にあひて、內府公重陽の御禮として、大坂へ下向あるべき由、各我等に申されしかば、某休息の爲に、先日御暇給はりしかども、大坂へ御參向の頃迄逗留して、相應の御用をも承るべしといひけるに、內府、我等が挨拶を悅び給はぬ面色にて、同じくは早く在所へ歸り、然るべからんと

申されたり。去れども、内府を馳走の爲計りにもあらず、秀頼公、内府へ御對面の御座敷にも罷出で度き志ありて、指出がましく滯留せしが、重陽の禮儀事終らば、早く歸城すべしと思ひしに、淺野・大野・土方を内府折檻せらるゝ相談に連り、又引續き、加賀陣の評議あるにより、思ひの外に長居して、頃日、内府の行を見るに、彌〻心得難き事多し。第一に内府、當春御法度を破り給ひ、私に縁邊を結び給ふに依つて、利家卿を初め老中・奉行同意して、彼邪を改めけるに、未だ一年も過ぎずして、又此事の催あり。其志を察するに、縁組に事寄せて、黨を結び、根を深くするの謀なるべし。第二に伏見の御城中に住居の中は、普請等、假令心の儘に申し付らる。我城の樣にせらるゝとも、大坂へ移り給ひて後は、伏見の御城を差上げ給ふべき事なるに、今に至りて其沙汰なし。第三に西丸に移られて後は、彌〻萬づ心の儘に計ひ申さるゝ中に、太閤の御時、其例なき一人の判形にて、書付けを出ださるゝ事度々なり。此類の私曲餘多あれば、太閤の御恩を請けたる人は、疎みはつべき事なるに、却りて靡き隨ふ輩、指を折るに暇なし。斯かる不思議の世にあはんよりは、暫くなりとも領地へ歸

り、頃日の胸を開くべし。貴殿は久々此地におはして、心に叶はぬ事計り見聞給はんも傷思なれども、太閤の御恩を思ひ出でゝ、御心を慰め給へといふ。長束は水口へ歸りしとかや。其後、内府公、增田長盛を召され、近日鷹狩の御爲に、茨木邊へ御出であるべし。それ〴〵の役人に此旨を申し聞けらるべしと、宣ふに依つて、長盛館へ諸役人を召集め、内府の仰を申渡さる。斯くて十一月五日の早天に、家康公大坂を御出であり。太閤の御時、鷹方を承りし佐々淡路守行政・堀田若狹守重氏兩人は、御鷹飼・犬牽・餌刺等數十人召連れて、半時計り御先に立ち、又、前代に御咄衆ありし織田有樂・細川幽齋・有馬法印・金森法印・靑木法印・山岡道阿彌・岡江雪・前波半入、此外御家人井伊兵部少輔直政・榊原式部大輔康政・酒井河内守忠重・同弟備後守忠利等は、御乘輿に後れて御供なり。其日、茨木に至り給ひて、御一泊あり。其頃代官所と號して、本祿の上に公領を預け置かるゝ事ありしが、此邊は川尻肥前守宗久が代官所たるに依つて、肥前守御膳を獻ず。翌六日大坂へ御歸りありけるが、此度鷹狩の御供せられし輩はいふに及ばず、鷹匠・犬牽に至る迄、時服・金銀を夥しく與へら

る。かゝりし後は、世間靜になりて、大坂の城下賑ひあへる内に、年も暮れぬ。明くれば慶長五年正月朔日、家康公御本丸に至り給うて、秀頼公又は淀殿へ年頭の嘉儀を述べ給ひ、西丸へ御歸りありければ、其頃、大坂にありける大身小身、各〻西丸へ參り集ひ、御本丸の儀式に聊か替らず。太刀折紙にて御禮あり。其外秀頼公の扈從馬廻りに二千七百人、組々を引合せて、元日より五日迄、家康公へ拜禮せらる。同月の中旬、諸將を饗應あるべき爲に、四座の大夫を召寄せられ、西丸に於て、數日猿樂を催されしかば、是彼に付きて、西丸へ出入する貴賤引きも切らず。總じて家康公、頃日の御威光、太閤在世の御時に少しも劣り給はぬと、都鄙に沙汰しけるとかや。又頃日の事にやありけん、平塚因幡守爲廣親しき輩を一兩人招待して、夜ふくる迄物語ありけるに、中島式部がいはく、天正頃、信長公御自害ありしかば、丹羽長秀・池田信輝等の宿老を始め、其外の諸大名、秀吉の御幕下に屬せられたり。然るに三介殿・三七殿、此外柴田勝家・瀧川一益・佐々成政、東國に北條氏政、西國に島津義久等、秀吉公と勝負を爭ひ、或は忽ち身を亡し、或は和を乞ふて一命を助かるあり。是偏に秀吉

公の智謀無雙なる事を知らざる故なり。今又之に似たる事あり。秀吉公隱れ給ひて後は、年來といひ、官祿といひ、內府に增さる人なくして、諸人も心を寄する中に、やゝもすれば隱謀を工みて、內府を討たんとする人あれども、終に此事成就せず。却て公私の爲を損なふ。此故に我等の思ふ事あり。秀吉公、彼岐阜中納言殿へ、天下を授け給はぬ先例もあれば、內府も又秀賴公を主君とせらるべき樣なし。去ればとて、各〻我等は、太閤の御恩を空しくして、內府に隨はんも口惜しければ、木造左衞門が勢州戶木の城を捨て、秀信の臣となりたりし如く、秀賴公の臣となり、御下にて、僅の事にて妻子をはごくむべし。若し某がいふ所御心に叶はぬ方あらば、御意見を受けんとありければ、因幡守答へて曰く、天正の頃、秀吉公と雌雄を爭ひし人あれども、其志の邪正知り難し。又過ぎたる事なるを、今更いふも無益なり。但、互の爲なれば、向後の覺悟を論ずべし。秀賴公、縱へ天下を失はせ給ふとも、一向他人に組せずして、御家にあらんと宣ふは、誠に殊勝なる御事なり。去り乍ら、秀賴公本より天下の御主なれば、何者か御治世を妨ぐべき。若し逆心の者世に起りて、秀賴

公の天下を傾け奉らば、二心なき輩同意をなし、時を待つて逆心を誅すべし。兼ねてより、秀頼公の御零落を計り置き給はんは、餘りに隱便なる御思慮なるべしとありければ、中島此旨を聞きて、宣ふ所は然る事なれども、大納言利家卿、弱年より信長に仕へて、御恩も殊に深かりしかども、先年柳ヶ瀨陣に當家へ降參せられ、其後大老の中に連なり、秀吉公へより〳〵御理申し上げられしに依つて、三法師殿を中納言に任じ給ひ、信雄卿を配所より召返し給へり。此故に利家卿、二君に仕へられしを譏る人なし。利家卿、其外前田玄以・池田・細川等の人が信長公の子孫を守立て、秀吉公と天下を爭はんとせば、其身の事はいふに及ばず、主君の家を亡すべし。然れば此後、大身小身の事共に此心得あるべき事にや。返す〳〵も御思案あるべしといひたりしに、因幡守又曰く、羽柴利家卿は尾張内府の下知に依つて、御當家へ歸服の事なれば、信雄の計ひは如何ともあれ、强ちに利家卿の降參とはいひ難し。然れども三法師殿、天下の主にもなり給はず、信雄も官祿に放れ給ふに依つて、利家卿本意なき所にも非ず。此卿も心ある人なれば、定めて後悔あるべけれども、太閤の御

恩漸くになれば、昔を忍ぶ心も絶えて、太閤御一世の中は、勿論の事、秀頼公の爲をも懇に計り置かれしならん。況んや各某は、悉皆太閤の御取立にあひ、御恩山よりも高く海よりも深し。今若し御幼君に對し奉り、少しも不實の行あらば、婦人・小兒迄もいひならはす、彼義理知らずの名を取るべし。信長公に仕へし人は、又、秀吉公に隨はれたるが、自他の心得になり難し。御存知の如く、某は小身といひ、愚昧といひ、人並の事はあるまじけれども、明日にあれ、大老の面々、秀頼公の御爲めに、人數を催促せらるゝに於ては、豐國大明神も照覽ましませ、二言ともいはず同意して、骸を戰場に晒すべし。願はくは、各も我等が志に隨はれよとありければ、中島未だ承引せず。然らば昔源三位頼政、高倉の宮を勸めて兵を起し、近代には柴田勝家、三七殿を唆かし、江北志津が嶽の一戰ありしが、其軍利なくして、君臣共に滅亡せり。此類を道理に叶ふべしや。御批判聞かまほしくといひたりしに、平塚因幡守重ねて曰く、遙に過ぎたる勝負の跡は、殊更論じ難しと雖も、平家物語に本づき、此事の起りを按ずるに、源家再興の時至らずして、頼政は兵を擧げられしは、怒より起る誤りな

らんか。又近代の柴田勝家、實に三法師殿を天下の主となすべき爲に、秀吉公と鋒楯に及ばゝ、信雄・信孝と心を合すべき事なるに、信孝計りを語ふに依つて、諸將信雄の前を憚り、又、秀吉公を私に叛く人も、信雄に心を寄すると號して、信孝の身方する人なし。是勝家の越度ならんか。若し又、三七殿を始め、柴田・瀧川三將ながら、信雄をいひ甲斐なき人と見て、わざと內談せざりけるか、此の儀如何とも知り難し。彼は兎もあれ、若し幼君の御爲めを計り、兵革を動かす事あらんに、敵强大にして成功ならず、君臣共に亡ぶとも、後世に恥辱なかるべし。最前申聞けられたる北條・島津兩人に於ては、御了簡の如く、秀吉公の方智勇謀を知らずして、粗忽の戰に利を失ひ、君臣共に深く後悔せしと見えたり。今某がいふ所は、其類にはあらざるべし。構へて疑ひ給ふなと、據なく論じければ、一座の面々同心して、平塚殿の宣ふ所、理りなりといひしとかや。彼平塚因幡守は、太閤黃母衣を御免しありし二十六人の其一人なるが、秀吉公、取分けて平塚を信じ給ひけるにや。いつの戰とは知らず、使番を以て、先鋒へ下知せらるゝ事ありしに、其使者先手より馳歸り、あれへ參りたり

といひも果たさず、太閤殊の外怒り給ひ、斯く不審しき折柄なれば、事の紛れぬ樣に覺悟すべきを、何某と名をもいはずして、唯あれへ參りたりといふ事やある。沙汰の限りと仰せられて、平塚を召して、又他の陣へ遣し給ふ所に、最前の御怒りを因幡守知らざりけるか、若し心ありていひしにや。彼も又あれへ參り候と申しければも、此度は太閤すこしも咎め給はずして、御返事の始終を聞屆け給ひ、平塚もあれへといふは、始めの使者越度といひしは、却て此方の無理なるべし。罷出でゝ返答を申すべしとて、忽ち機嫌を直されしとぞ。此說、舊說になしと雖も、尙、古筑後國久留米に居たりし頃、平塚因幡守が家族武藤氏の物語を聞きて爰に記す。

宇喜多家臣諍論

同春の頃、備前中納言秀家卿、家老浮田左京亮・戶川肥後守・岡越前守・花房志摩守四人を、內府公の御計ひとして、前田玄以と增田右衞門尉に兩人づゝ預け給ひぬ。此事の起りを聞くに、秀家の父和泉守直家の時、戶川平右衞門・長船又三郎・岡平內此

三人、家老職を相勤む。但し長船又三郎は、後に越中守となり、岡平内は、豐前守と名を改む。戸川平右衞門は、秀家の時、隱居して、其子肥後守家老になりけれども、未だ年若く、其内に長船越中守、病氣にて死するに依つて、岡豐前守一人にて、國政を司る。天正の頃、盛に相勤む。秀吉公の御意にも叶ひ、家中の輩も深く敬ひけるとなり。小田原陣の時は、豐前守國に殘り、長船越中守が嗣子又左衞門家老となりて、紀伊守になり、戸川肥後守と兩人にて、陣中の事を相計る。高麗陣の時は、岡豐前守も秀家卿に隨ひて、已に臨終に及びければ、秀家卿、豐前守が小屋に至り給ひ、其方の煩、斯く大切になるべきとは思ひ寄らざる所なり。年も漸く傾きたれば、日本に留め置くべきを、萬づ相談の爲めに誘ひ來て、異國の土となさん事、返す〳〵も不便なり。此上ながら藥を用ひて、猶々養生を加へよ。若し叶はずして死するとも、末々氣遣ひすべからず。嫡子越前に彌〻疎略なかるべし。猶も思ひ置く事あらば、直に遺言せよとて、秀家卿落涙し給ひければ、豐前守も淚を落して、某所存あらば、御直に申し置くべき由、忝き御事なり。去り乍ら、申し置きたりとも、末々御許容あ

岡平內の遺言

るべからず。是無益の事ならんと申しければ、秀家卿、こは由もなき申し樣かな。其方の申聞けたる事共、我等承引せざる事やある。平に申し聞かせよとあるに依り、然らば愚意を申し上ぐべし。某此度死するならば、定めて紀伊守一人に御仕置を任せ給はん事、必定なり。左もあらば、御ために惡かるべし。相殘る家老共に、紀伊守を思召しかへ給ふなと申しければ、秀家卿、其方の申す所は、いかにも其理なきにあらず。向後其心得すべしとありければ、豐前守も安堵の氣色見えて、終に翌日空しくなる。其の後、秀家卿朝鮮より歸朝ありけるが、未だ弱年の過ちにやありけん。豐前守が遺言に背きて、長船紀伊守に國政を任せらる。秀吉公姫路に在城の頃、宇喜田家老花房志摩守に、萬づの仕置すべしと、御下知ありしに、去る頃、伏見の城普請の總奉行を、長船紀伊守勤めてより後は、太閤の心に叶ひ、備前・備中・美作の國政、總べて長船紀伊守に沙汰すべしと議定せらる。彼紀伊守は、戸川肥後守が妹婿なれども、常職を奪はれし故、此兩人の中宜からず。殊に其頃、中村次郎兵衞とて、秀家の內室に附きて、加賀より來りたる輕き者を、紀伊守が薦めに依つて、二千石の

地を與へ、刑部と號して、紀伊守に劣らず懇意を加へ、又明石掃部頭を家老となし、紀伊守・掃部頭・中村刑部三人、相談の上仕置しけるが、中村刑部米穀の得失を計り、三國を檢地する故に、家老、其外小身の輩迄も、代々の知行を打出だして取返され、又は領地を替へられ、紀伊守・刑部を恨むる者少からず。是より家中騷しくなりて、浮田左京亮・岡越前守・花房志摩守・同助兵衞・戸川肥後守等は一方に別れ、長船紀伊守・明石掃部頭・延原土佐・浮田太郎左衞門・中村刑部、是等の輩數十人、徒黨を結びて、一方を嫉む。然るに慶長四年の春、紀伊守急病を受けて死するにより、其弟吉兵衞、紀伊守が家を繼ぎて、家老職となりけれども、是より又、浮田左京亮・戸川肥後守・岡越前守・花房志摩守等、國事を計ひけるに、中村刑部密に秀家卿の前へ出でて、長船紀伊守は毒害に逢ひて、果て申したりと、頻りの風聞なる由申しければ、秀家卿も此事覺束なく思はれけれども、累代の家老といひ、殊更浮田左京亮は、秀家卿の父直家の弟忠家入道安心が子なるに依つて、罪を糺明せずして置かれしが、中村刑部己が親しき輩に逢ひて、紀伊守殿は才智も人に勝れ、御爲めを思ふ人なるが、

毒害に逢ひて失せ給ひぬ。惜しき御家老は亡くなり給ひ、佞臣數輩時めきて、御國政に邪曲餘多あり、行末覺束なしと呟きけるを、四人の家老傳へ聞きて、此頃迄も小身なりし刑部が、此方を何角と譏る事、言語道斷の徒づら者かな。きやつを如何すべきといひあへりけり。又是より先きに、紀伊守、刑部が方人して、仕置の役に連りたる寺内匠作といふ用人あり。四人の家老、渠を切腹させ、猶又、中村刑部を誅戮せんと犇めきけるに、刑部と親しき面々、其外、紀伊守が懇志に遇ひたる大身小身數十人同意して、殿の仰せならば兎も角もあれ、家老中の心として、寺内匠作を切腹させ、剩へ中村刑部を誅せんとあるは、憚りもなき企なり。若し粗忽の計ひあらば、戰ひに及びなんと相定め、此事隱れなかりしかば、大谷刑部吉隆、内府の御家人榊原式部康政を招き、彼騷動を語り出だして、秀賴卿御幼少といひ、天下もうゐうゐしき折柄なるに、秀家卿の御家中、斯く物騷にては如何なり。内府の御下知を請けて、雙方を宥めんと思へども、左あるに於ては、公儀の御下知を請くるに似たり。然れば貴殿、秀家卿の家中へ我等の心底を申聞けて、能き樣に取扱ひ給へ。我

等は秀家卿の御手前を取り靜むべしとありければ、式部大輔承りて、今程御病氣に付きて、萬づ御たづさはりなき所に、某を召し給ひて、此事を仰聞けらるゝ上は、御辭退申し難し。中納言殿の御家中へ仰を申し聞かすべしとて、式部大輔、戸川肥後守が宅に至り、件の意趣を述べければ、相殘る面々に申し聞かせ、重ねて返答すべしとなり。大谷吉隆は、秀家卿の館へ參り、此度の諍論は、我等に任せ置かるべし。兎角し取扱ひ申さんとありければ、秀家卿、兎も角も貴殿を賴み申すとの事なり。兎角して數日を經る所に、或夜家康公、御物語の席に仰せけるは、榊原式部大輔は、他家の諍論に心を盡し、平岩主計頭勤番の代りに登りたれども、何角といひて數日を送るならば、此事首尾するかと思へば、今に至りて其沙汰なし。是榊原が欲に耽けりて、無用の解をすると見えたり。能き程に物を欲しがれと宣ひければ、式部大輔、内府の仰せを聞き傳へて、やがて大谷吉隆の館に至り、秀家卿の御家中の騷は、色々と解き申すと雖も、某言葉たらざる故か、各未だ同心せず。内府も此事落着せざるを、不埒なる樣に思はれしやらん。某に對し、機嫌能らず、殊更頃日、番代として平岩主

計頭罷り上りたれば、某は御暇給はりて、關東へ下向申し度しといひければ、大谷刑部答へて曰く、其方の言葉たらずして、此事和談なきにはあらねども、內府の御心に叶はず。殊に番代りの時節とあれば、强ひて貴殿を留むべき樣なし。とく〳〵歸國せられよとあるによりて、榊原驅て江戶へ下る。其後吉隆、增田長盛と參會して、備前中納言殿家中の諍論、捨置き難き事なれば、榊原式部を差加へて取扱はんとせしに、式部大輔欲に耽けり、此相談に交りしやと、內府の御咎めなりしと聞き、御存知の如く、某は數年、內府の人がましき御懇請を受け、榊原も又彼家中にて、官祿重き者なれば、某、式部兩人共に賤しき心あらんと、內府さまで御疑あるべからず。推量するに、此爭論穩便ならぬ事なればぼ、假令雙方靜まりたりとも、內府、各と相談ありて、重ねて糺明せらるべき爲めに、解けて妨げ給ひしなるべし。貴殿と御內談ありて、雙方を靜めらるゝに於ては、內府何れに事を好みて、重ねて糺明せらるべきや。去り乍ら、某、內府へ參り、何となく御內意を伺ひ見るべしとあるによりて、此上は貴殿の御差圖を請ひて、又此解をすべしとて、私宅に歸へる。斯かりしかば、

秀家卿の家老の面々、榊原が關東へ下りしを解を破れとや思ひけん、中村刑部を此方へ御渡しあるべしと、秀家卿へ申す。斯かりければ秀家卿一向許容なく、何の故ありて、刑部を汝等へ渡すべき。其上刑部、先日屋敷を立去りぬるとの返答なり。然れども家老の面々同心せず、何條刑部何方へ參るべき。只面々に御渡しあるべしと申す。秀家卿、刑部に申されけるは、此上は速かに屋敷を立去るべしとなり。刑部申して曰く、此節に至り立去るに於ては、武家の惡名を蒙るべし。さればとて、此儘屋敷にあらば、彌〻此事治るべからず。所詮某切腹すべしと申しければ、秀家卿又宣ひけるは、我等が下知にあらずして、汝此度切腹せば、其方に心を寄する面々、忽ち事を破るべし。然れば我等が爲にならず。急ぎ屋敷を出づべしとあるに依て、刑部其意に隨ひければ、刑部と親しき輩相計り、風雨烈しき夜更方に、刑部に簑笠着せ、下部十人計りの內に引裹みて、屋敷の外へ出だし、夫より加州へ下しけるとなり。其後秀家卿、家老の方へ申されけるは、中村刑部屋敷にあらぬといふを、面々不審をなすと聞く。急ぎ屋敷中を詮索して、刑部を探し出だし、心の儘に計ふべし。

若し刑部屋敷にあらずば、面々落度なるべしと宣ひける。屋敷の內にも、家老中へ內通する者ありて、刑部出奔したると告げければ、家老の面々手を空しくして、備前島の屋敷に籠り居たり。斯くて秀家卿より、此事の始終を內府公へ申入れられければ、家康公、前田玄以・增田長盛を召して、御評議ありけるが、家老の面々罪科となりて、浮田左京亮・戶川肥後守を前田玄以に預け給ひ、岡越前守・花房志摩守を增田長盛に預けられ、志摩が嫡子助兵衞を、佐竹義宣に預け給ひけり。其後家康公、會津へ御發向あるべしと聞えければ、戶川・浮田兩人は、德善院に內談して、本國より家來を密かに召上せ、內府の御跡より、會津へ下りけるとかや。

一書に、長船越中守・戶川肥後・岡越前・花房志摩は、秀家の父直家の時より、他家にも並びなき程の家老なり。然るに秀家卿、豐前が遺言を徒になし、佞臣を寵愛せられしに依つて、武前にありつる家老を四人まで失ひ、其知行八萬石の軍役をかき給へり。其頃の人も秀家卿を譏りて、

われて後つがれぬ物は備前鉢つかふものにも用心をせよ

と、ざれ歌をつらねしと記す。尙古を按ずるに、秀家卿の父直家は、主君浦上備前守宗景を殺して、其地を奪ひ、岳男の中山備前守を、口詫にふけりて殺害し、婿の後藤刑部少輔に毒藥を與へて之を殺し、此外備・作二州の城主、罪なうして、直家に殺さるゝ者餘多あり。彼長船越中・岡豊前守、無雙の家老といふまでもなく、聊か義理の心あらば、此暴虐に隨ふべきや。推量するに、渠は利害に敏くして、其功人に勝りたるべし。秀家卿の代になりて、浮田・戸川・岡・花房等、長船紀伊を毒殺したるが實事なりと、いつぞや人の語りぬ。其勢ひを知らずと雖も、今より知れば不審あり。且彼四人相談して、中村刑部を誅戮せんといひかゝりて、秀家の心にさかひたるも心得難し。中にも浮田・戸川兩人は、誰の許しも請はず、關東へ下り、程なく上方へ馳せ上りて、秀家卿に栖をつきしも、人臣のすべき業にあらず。秀家卿の人品を論ずるに、八郎と號して穉き頃、直家におくれ給ひし故に、父を諫むるの過ちなし。秀吉公に仕へて後、器量も人に越えけるにや、年少くして大老の職になり、太閤の名代として、高麗へ渡り、軍功殊にいちじるし。但し

浮田信顯
戸川正利
秀家を諫む

老臣豐前が、長船を斥け給へといひ置きしは、機微を察する所なるに、許容なかりしは、弱年の不覺なるべし。然れども、長船紀伊守・中村刑部兩人ながら、奸佞といふべき證據なければ、秀家卿の兩人を誹り請け給はぬも、必ず非なりといひ難し。彼四人の家老衆密談して、長船に毒を與へ、又寺内匠作を誅し、それのみならず、中村刑部を殺害せんといひたる時も、秀家卿雙方を靜められしと聞く。此卿本より威德あらば、此諍論もあるまじけれども、末を治むるに於ては、聊か遠慮ありとすべし。其後一亂に及びしかば、伏見の城攻・濃州池尻口の戰、同關ヶ原の合戰に、秀家の下知拙からず。是彼を以て按ずるに、秀家卿を暗將といひ、家老中を忠臣といひならはしたるは、隨ひ難き說なるに哉。又或說に、浮田左京・戸川肥後、關東より馳上りけるに、秀家卿、濃州大垣邊へ出張せられしと聞えければ、浮田信顯・戸川正利兩人より、秀家卿へ使者を上せ、御家の大事此時なれば、内府の身方仕給ふべし。然らば我々より、江戸へ註進申すべき由、懇に申入れければ、秀家卿殊の外に怒り給ひ、我等に降參せよといふは、己等に似合し分別な

り。縱ひ兩人我陣に來り、首を陳べて諫言するとも、曾て其意に任すべからず。重ねて使者を越す事無用なり。若然らずば、不便ながらも、其使者の首を切るべきなり。罷歸り、此旨兩人に申聞かせよとあるにより、彼使急ぎ馳歸り、秀家卿の仰を兩人に述べければ、浮田・戶川がいふ、其方今度の戰に、晴れなる討死をすると思ひて、又秀家の御陣に參り、仰は一理ある樣なれども、佞人の石田に隨ひ給ひて、其家を亡し給はんは、近頃本意なき御事なり。只々此方兩人に御身上を任せ置かるべき由、再三申上ぐべしとなり。使者秀家卿の陣に至りて、又此旨を述べければ、秀家卿、此度は聊怒る氣色なく、彼使者を召出だして申されけるは、兩人昔の好により、再往の異見は祝着なれども、八幡大菩薩も照覽ましませ、內府には屬すまじきを、能々申聞かせて、兩人に合點致させよ。是は汝に得さするとて、刀を使者に與へらる。使者腰の物を給りて、御前を立ち、兩人の陣家に馳歸り、秀家の命を告げければ、此上は力及ばずとて、其後は諫を止めたりといへり。此說世間に普ねからず。使者の姓名さへ知らずと雖も、秀家の領地なりし備前の

國人吉村氏が物語りなれば、强ひて疑ふべくもあらず。適々此説を聞きて、或人の曰く、浮田・戸川押返して、斯く降參を勸めけれども、秀家承引なかりしに依つて、力なく敵になりたりし上は、さして不義とも定め難し。其上秀家、臣を見る事土芥の如くせられしにより、寇讐をむくゆ、宜ならずや。尙古此論を疑ひて曰く、浮田・戸川軍使を馳せて、頻りに秀家卿の滅亡を歎き、實心より斯く計ひしともいひ難し。今按ずるに、彼兩人功を貪るの私あるか。如何となれば、諸將上方へ打立つ時、內府公仰せられけるは、各清洲へ着陣せば、いかにもして敵の將を味方になし、此方へ註進せらるべし。戰に功を立られしよりも、遙に優らんと宣ひければ、各仰せを承り、何樣敵の便宜を伺ひ、件の才覺申すべき由、一同に御請申しけるが、浮田・戸川兩人共に、秀家卿を內府公の御身方になさば、莫大の忠節ならんと思ひて、此才覺に及びたるも知りがたし。縱へ又、秀家卿を救はん爲に、彼是思慮を廻したりとも、是は僅の補ひなるべし。されば其罪重き中に、浮田左京は殊に親族といふ。其恩義いと深かりしを、無下に思ひとるのみならず、忽ち

舊君の敵となりし、天誅遁れ難きにや。且石州津和野にて、四萬石餘の地を領すと雖も、大坂夏の御陣に當つて、秀頼公の御臺所を己が陣中へ取參らせ、此恩賞に、彼御臺を申請くべしと思ふ所に、本多中務に給はりければ、安からぬ事に思ひ、彼御輿を奪ひ取りて、討死せんと企てけれども、其志も遂げずして、家人の爲に殺されしと聞く。又秀家卿、臣を見る事土芥の如くせられしとあるも、猶ほ覺束なき議論なり。今若一事を上げていはゞ、浮田・戸川兩人よりの使者に、引出物せられしも、軍の計策は知らず、情ある樣なり。然れども秀家卿に識りなきといふには非ず。一人に限る罪にはあらねど、既に大老の職となりて、終に太閤の邪曲を諫め給はず、此故に君も久しからず、其身の榮もなかりしにや。客ありて問ひて曰く、是より先きの卷を見るに、秀家卿、去年の秋、歸國の御暇給はりしとあり。然るに家臣爭論の頃、大坂におはせしはいかんあるぞ。答ふ、秀家卿、此春大坂におはしけるを、予も久しく疑ひをなして、是彼の書を考へけるに、未だ此事さだかならず。去れども秀家、此前の秋、病ひ給ふと記す書あれば、養生として、

逗留の中に家中の騷動起りしかば、此事相濟みて後、秀家卿も歸國せられしならんか。又曰く、秀家卿の本氏、爰に宇喜多と記して、かしこに浮田と書けるはいかん。答ふ。予も此事を疑ひなきにはあらず。去れども、より〳〵此氏を考ふるに、三字二字のかはり分明ならず。其頃北川といふ氏を、喜多川と書きたり。何れが實事なるにやと、かれによしみある人に問へば、其家にも二樣に書きしといひし。秀家の氏も此類にや。

關原軍記大成　卷之四　終

内府・黄門鉾楯

上杉景勝會津下向

神刺原築城

上杉景勝卿は、去年の秋、會津へ下向せられしが、家老直江山城守と相計り、會津山の内は、蘆名氏數代の居城なれども、卑濕の地にて、要害も全からず。是より八里隔りたる神刺原は、佐野川を一方に請けて、類少なき地勢なり。此原に、新城を築くべしとて、島倉惣左衞門を、普請の總奉行として、二十餘郡の人夫八萬人を召集め、二月十日に事始めあり。植島より大石を引下し、其外竹木の運漕夥しく、同時に越後海道・津川口の道を作り、領内の城々に、糧を入れさせ、浪人數多召抱へ、兵具を過分に用意せらる。是皆、防戰の企なりと聞えければ、内府公、前田德善院を京都より召し給ひ、洛中・洛外、住居する諸浪人、會津へ馳下り、又賣買人・武具・馬具を、同所へ

景勝の謀叛

差下す。此後、堅く制禁せらるべしと仰せらる。

一本に、此時、會津へ馳下る浪人、三百八十人と記す。今按ずるに、景勝、會津を拜領の時、數多の浪人を、召抱へしと聞く。然らば此時に限るべからずにや。

其後、増田右衞門尉・大谷刑部少輔を召呼ばれ、景勝、會津へ歸城の後、叛逆の風聞あり。各も聞かれたるかと仰せらる。兩人承り、景勝卿、太閤の御恩德を、徒らになし、御幼君を叛き奉りて、旗を揚ぐべき様、更になし。聞召したる諸説は、申付けある事なるべし。御檢使を立てられ、御糺明然るべきかと、御返答あり。然る所に、羽柴（本氏堀）久太郎秀治の家老堀監物、越後より馳上り、景勝の謀叛疑なしと申すにより、又増田右衞門尉を召し給ひ、此上は人を差下して、其實否を糺すべし。貴殿も使者を相添へて、景勝、上洛の事を、勸めらるべしと、宣ふに依りて、右衞門尉家來川村長門といふ者、內府の御家人伊奈圖書に相副ひて、奥州へ馳下る。川村長門は、景勝の家中に、親族あるに依りてなり。此時、內府公、御口上計りにて、景勝へ御書通なかりけるが、兌長老、內府の御下知を請けて、景勝の家老直江山城守が方へ、書狀を送ら

る。其趣に曰、

態以飛札申達候。然者景勝卿、御上洛遅滞に付、内府公御不審之儀、不少候。上方雑説隠使に無之に付而、伊奈圖書・川村長門被差下候。此段者、使者にて口上に可申達候得共、多年申通候上者、愚僧笑止に存、如此候。神刺原に新地被取立、越後津川口道橋被作候段、何廉、不可然候。中納言殿、御分別相違候共、貴殿異見油斷被存候。内府公、御不審無據歟と存候。

一、景勝卿、御別心無之候者、靈社の起請文を以、御申開き、可被成旨、内府公御内存に候事。

一、景勝卿、律儀御心入者、太閤様以來、内府公御存知の事に候得ば、被仰分之品さへ、相立候はゞ、異儀不可有之候事。

一、近國の堀監物（私曰、羽柴秀治家老、）一々申上候間、御陳謝堅無之者、御申分相立申間敷候。何爲御心中に可有之事。

一、當春、北國肥前守利長、異議有所に、内府公順和なる思召に付、無別儀思之儘

に、靜謐仕候。是皆前車之戒に而候。其許儀、兼而御覺悟可ㇾ爲ㇾ尤歟之事。

一、京都にて、增右刑部少輔、（私曰、增田右衛門尉・大谷刑部少輔、）萬事內府公へ被二申合一候間、御申合候はゞ、御申越可ㇾ有ㇾ之候。榊式大へも被二仰越一可ㇾ然歟之事。（私曰、榊原式部大輔なり。）

一、千萬も不ㇾ入、中納言殿御上洛遲々に付、如ㇾ此之間、一刻も早く御上洛候樣に、貴殿可ㇾ被二相計一之事。

一、上方にて、專被二沙汰一之事者、會津に而武具被ㇾ集候與、道橋被ㇾ作候與之事にて候。內府公に者、中納言殿、御待被ㇾ成候事は、亦高麗に御使者、被ㇾ遣候間、降參不ㇾ仕候はゞ、來年歟來々年歟、御人數可ㇾ被ㇾ遣候。其御相談可ㇾ被ㇾ成由候之間、御入洛近々、可ㇾ然候。其上に而、無二陳意一被二仰分一候之樣に、少茂早く、御上洛尤之事。

一、愚僧與貴殿、數箇年、無二等閑一申通候得者、何事も笑止に存、如ㇾ斯候。其地の存亡、上杉家興廢の堺に候條、被ㇾ廻二思案一之外、他事有間敷候。萬端、使者口上に申含候。頓首。

卯月朔日　　豐光寺承兌判

直江山城守殿
御宿所

斯くて伊奈圖書・河村長門兩人は、夜晝馳せて、會津へ至り、內府の御口上を述べて曰、景勝卿、此春、上洛あるべきを、今に至りて、其沙汰なく、剩へ新城を築き、本國越後へ道を作り、領內の城々へ、糧を入れさせ、諸浪人を召抱へ、武具を用意させらるる事、心得難し。若し別心なきに於ては、時日を移さず、上洛ありて、御幼君の守護あるべしとなり。景勝卿、返答せられけるは、某何の恨ありて、御幼君の秀賴公に、背くべき。仰聞かさるゝ品々は、皆是國の仕置なるに、事がましく御不審の曰くなり。此上は讒者を引合され、實否を糺し給はるべし。左なき中は、上洛成り難し。縱ひ上洛したりとも、聊か存ずる旨あれば、內府の御末座に列りて、國政を相計る事、御免あるべしと、答へられける。

一書に、景勝卿、此時、伊奈圖書に對面して、內府、近年、御國政に私曲あり。其品を申し、扨は御失念もあるべしとて、十一箇條の書付を授けて、此旨を御改めなきに於ては、我等上洛すべからずと、あらけなく答へられしと記す。是正說なる

にや、覺束なし。

家康、佐竹義宣を詰る

又常陸國水戸の城主佐竹右京大夫義宣は、景勝の方人なりと聞えければ、内府公、御家人島田治兵衞を、水戸へ下し給ひ、貴殿、何とて景勝と相語らひ、逆心を企てらるるや。若し異心なき證據あらば、分明に答へらるべしと、仰せらる。義宣、陳謝せられけるは、景勝と某同意して、御治世を妨ぐべき樣、更になし。去りながら、誰にてもあれ、御幼君を蔑にする人あらば、一矢射懸け申さん事は、覺悟の前なりと答へらる。是は内府公、御國政に邪ありと思ひて、底意ある返答なりとかや。斯かりければ、上杉・佐竹兩家の大事、此時なりと、世の人いひあへり。爰に會津領津川城主藤田能登守は、景勝の名代とて、去冬、大坂へ上り、此春、本丸・西丸へ出でゝ、年頭の御禮申しけるに、内府公、能登守を御前近く召され、今程の事多く、亦は豐國大明神へ參詣の爲め、急ぎ上洛ある樣に、其方申述ぶべしと、仰せられて、藤田能登守には、青江直次の御腰物・銀子百枚・御小袖二十與へ給はる。能登守、内府の御懇意を請けて、二月上旬に、會津へ下りしが、景勝の企、由なき事に思ひけるか、又己が危難を遁

れ、却て、身を立つべき爲めにやありけん。一年、石川伯耆守、後號ニ備後守數正となり、濱松を逐電して、秀吉公へ參りたるに準らく、三月廿五日の夜、密に會津を立退き、廿八里の所を一日一夜に馳せて、下野國那須に至り、夫より江戶にかゝりて、大坂へ上り、景勝別心を訴へければ、內府公、藤田が降附を御喜悅ありて、御家人となし給ひ、其夜、烏山二萬八千石を與へらる。景勝卿は、藤田が出國の後、鮎川帶刀を、津川の城に入置かれたり。又藤田が、會津を出でたる頃、栗田刑部も妻子・家來を召連れて、會津を急に出でけるに、景勝、藤田を無事に、立退かせて、無念に思はれければ、岩井備中城戶監物に、栗田を討止むべしとあるにより、兩人透間なく、追懸けて南山口にて、栗田刑部、其外百廿七人討取り、其首を獄門に懸けて、會津へ歸りけるとかや。

一書に、栗田が末子一人、此時死亡を遁れ、寛永の頃、栗田刑部と名乘りて、水戶中納言賴房卿の御家人となる。彼栗田刑部は、先祖より武田信玄に仕へて、戰功もありたりとなり。然るに景勝の父謙信の時、宇佐美駿河守定行、信濃國野尻の城に居て信玄を押へけるが、永祿三年申の七月十日、駿河守、同國川中島へ出張し

て、栗田刑部と相戰ひ、刑部父子、利を失ひて引退く。此時、宇佐美が嫡子佐太郎は、勝に乘じて、善光寺迄攻入り、如來を取りて歸りしに、刑部が方より、手を入れて、自分の知行八百貫と、如來を替々にして、善光寺へ納め置き、同永祿五年の秋、宇佐美佐太郎、武藏國上尾に居て、北條氏邦と相戰ひ、佐太郎戰死するにより、如來の佛罰なりとて、恐れたる者もありと記す。尙ほ古を按ずるに、宇佐美定勝が戰死を、佛罰なりといふは、栗田刑部が南山口にて、誅戮に遭ひたるは、彼永祿の頃、善光寺の如來を、敵に取られ佛體を穢されたる罰なりといふても、相應すべし。去りながら、父栗田刑部、一年、遠州高天神の城に籠り、家康公に攻落されて、死亡せしに、其子刑部恨もなき景勝を、敵となし、内府公の御味方に、參るべしと計りたるは、甚だ不義なる故に、忽ち天罰を請けたり。宇佐美佐太郎が、上尾にて、討死したるは、節義を行ひたりとすべきにや。

斯くて伊奈圖書・島田治兵衛は、會津・水戸を發足して、大坂へ馳上り、景勝・義宣の御返答を申しければ、内府公、甚だ御氣色あり。此時、直江山城守（侍從會津にて三十萬石領す）兌長老に

送る返狀に曰、

今朔日の尊書、昨十三日到着、具拜見多幸候。

一、當國之儀、於二其許一、種々雜說申候付、內府樣御不審之由、尤無二餘儀一候得共、伏見の間に而さへ、色々雜說無二止時一候。況遠國と云、景勝若年と云、爲二似合一雜說と存候。不レ苦儀候條、可レ被レ安二尊意一候。速々可レ被二聞召分一候之事。

一、景勝、上洛延引に付、何角申解候由、不審存候。去年、國替、無レ程、上洛被レ申候而者、早晚之間、國々仕置等可レ被二申付一候哉。就中、當國者、雪國にて、從二十月一三月迄は、何事も不自由の事、當國案內者に、可レ有二御尋一候。然は正敷雜說は、景勝上洛延引之故に候。何者歟景勝逆心具存申候哉。其段不レ能二推量一候事。

一、景勝別心無レ之者、以二誓紙一可二申上一之由、去々年以來、數通之起請文、反古に成候はゞ、重ては不レ入御事候事。

一、景勝、心中毛頭別心無レ之候得共、讒人之申成無二御糺明一、逆心と思召候者、不レ及二是非一候。兼而者亦無二御等閑一候はゞ、讒者被二引合一、是非御尋可レ然候。左樣無レ之內

者、內府樣御表裏與可ㇾ存事。

一、太閤樣以來、景勝律儀仁に思召候者、今以別儀不ㇾ可ㇾ有候。世上之朝反暮化之儀、存合候事。

一、北國肥前守殿之儀、思召儘に被㆓仰付㆒候由、御威光不ㇾ淺存候事。

一、增右尉・大刑少御出頭之由、珍重候。自然用所之儀候者、可㆓申越㆒候。榊原式大輔、景勝表向之取次にて候。然者景勝逆心歷然候共、一往及㆓異見㆒候而社、侍之筋目、又者內府樣御爲も、可㆓罷成㆒之所、讒入堀監物奏者被ㇾ仕、種々之以㆓才覺㆒可ㇾ被ㇾ妨にて者無ㇾ之候。忠臣歟佞臣歟、御分別次第、重而可㆓賴入㆒事。

一、雜說之第一者、上洛延引故歟被㆓仰聞㆒候得共、御使者に申含之如く〔の一字脫カ〕事

一、第二、武具集候事、上方武士者、今燒之茶器・炭取・瓢以下之人たらん道具、御取持之由候。田舍武士者、鎗・鐵炮・弓箭之道具、支度申候。其國々の風俗與、思召御不審有間敷候。縱世上に無ㇾ之支度、不似合用意被ㇾ申候共、景勝不肖之分限、何程之事可ㇾ有之哉。天下に者不似合御沙汰與存候事。

一、第三、道造・舟橋、被㆓申付㆒事、往還之煩無㆑之様に與被㆑仕候者、國を被㆑抱候役儀にて候條、如㆑此候。於㆓越州㆒も、舟橋・道造仕候。然者端々殘候而、可㆑有㆑之候。洲底堀監物可㆑存候。當國に被㆓召移㆒刻、新仕置無㆑之事に候。本國と云、久太郎（私曰、羽柴久太郎秀治之事）蹈潰候。何の手間入べく候哉。道造迄行たらず候。景勝領分越後之儀者、不㆑及㆑申、上野・下野・岩城相馬、政宗領分仙臺、最上・由利・仙北へ相堺作道、何も同前に候。自餘之衆は、何共不㆑被㆑申候に、堀監物計り道造怖候て、色々之儀申候。弓箭之道を不㆑知無分別者與、可㆓思召㆒候。景勝對㆓天下㆒逆心之企有㆑之者、諸堺目塹切道塞、防戰之支度をも、可㆑被㆑仕候。十方ゐ道造逆心の上、自然御人數被㆓差向㆒候は、一方之防さへ、罷成間敷候。況十方を防可㆑成者候哉。縱他國ゐ取出候共、一方ゐ社、景勝相應之出勢も、可㆓罷成㆒候に、諸口に如何可㆓罷成㆒候哉。中に不㆑及㆓是非㆒、うつけ者と存候。景勝領分道橋申付候儀、從㆓江戸㆒切々御使者、白川口之體、被㆑有㆓御見分㆒候。其外奥州筋にも、御使者被㆑致㆓上下㆒候間、御尋尤に候。猶御不審候はゞ、御使者被㆑下、所々堺目等之様子、被㆑爲㆑見候はゞ、御合點可㆑然候事。

一、無二御等閑間一にても、以來虚言に成樣之儀は、爲二自他一與被レ仰間敷候事に候。高麗降參不レ申候得者、來年歟來々年歟、御人數可レ被レ遣與、有レ之ば、誠可レ爲二虚言一歟、一笑々々。

一、景勝事、當年三月、謙信追善に相當り候條、左樣之隙を明られ、夏中者上洛可レ被レ仕所存故、人數・武具以下、國之爲に仕置候條、在國中に急度相調候樣に、用意被二申付一候處、增右尉・大刑少より、使者を以、被二申越一候。景勝逆心の沙汰、不レ隱便一候條、於レ無二別心一者、上洛尤之由を、內府樣御內證之由に候迚、無二御等閑一候はゞ讒人之申成有樣、被二仰聞一、急度御糺明候て社、御懇切之可レ爲驗所に、無二旨取一逆心と申觸候條、無二別心一者、上洛候得抔と乳吞子あひしらひに被レ成候事、不レ及二是非一候。頃日迄、企二逆身一候者も、其方便はづれ候得而、知らぬ顏にて、上洛仕、或緣邊或新知行を取、恥不足をも不レ顧、人の交をなし候。當世風者と、景勝身上に不相應に候。心中無二別儀一候得て、逆心天下に無二其隱一候を、むざと上洛せば、累代律儀之名、弓箭之覺も失候條、讒人被二引合一、御糺明無レ之者、上洛能成間敷候。右之

趣を、景勝利歟非歟、不可レ過ニ尊慮一候。就中景勝家中藤田能登與申者、去月半、當國を引切、江戸ゟ罷越、夫より上洛仕候由に候間、萬事知可レ申候。景勝罷違候歟、内府様御表裏歟、世上沙汰次第候事。

一、千萬句も不レ入、景勝別心毛頭無レ之候。上洛之儀者、不ニ罷成一様に、御仕置候條、不レ及ニ是非一。此上者、内府様御分別次第、上洛可レ被レ仕候。縱此儘、在國被レ申候共、太閤様御置目、相背數通之起請文を、反古に成し、御幼少の秀頼様を見放被レ申候ては、内府様ゟ降参被レ仕候而、天下の主になられ候共、惡名難レ遁候條、末代之恥辱可レ爲候。此所無ニ遠慮一、何迚逆心可レ被レ仕候哉。可レ被ニ御心易一候。但讒人の申なし、僉議與思召不義之於ニ御疑一者、不レ及ニ是非一候條、誓紙も堅約も、入申間敷候之事。

一、於ニ其許一、景勝逆心與申成候如く、於ニ隣國一も會津働廻候而、或は城々口人數を入、兵糧支度、或は堺目(せきめ)人質を取、所々口留を居ゑ、様々之雜説申候得共、無分別者之仕事候故、聞も入られず候事。

一、内府様に以ニ使者一成共、可ニ申遂一候得共、隣國より讒者、相談種々申成、家中より

直江兼續が事

藤田能登候得者、逆心歷然可ㇾ被ニ思召一候處、御音信抔、被ㇾ申候、表裏者之第一御沙汰可ㇾ有候條、右之條々、無ニ御糺明一內府樣被ニ申上一間敷候。全疎意無ㇾ之通、折節之御取成、於ニ我等一も可ニ畏入一候事。

一、何事も乍ニ遠國一推量仕儀候條、有樣可ㇾ被ニ仰聞一候。當世樣々餘情が間敷事候得者、自然實之事も、僞之樣に罷成候。無ニ申迄一候得共、被ㇾ懸ニ御目一候と云、天下之黑白を、御存知之儀に候條、萬被ニ仰越一候儀者、實儀に可ㇾ存候。御心易儘、如ㇾ此候。慮外者奏達。恐惶敬白。

四月十四日　　直江山城守 兼續判

豐光寺 侍者御中

追而宜樣條、一通申述候。亦者中納言樣歟內府樣、御下向之由候間、萬端御下知次第可ㇾ仕候。以上。

彼直江山城守は、越後國與坂之城主樋口與三左衞門兼政が子にて、始めは樋口與六郎といひたり。此樋口氏は、木曾殿の郎徒樋口次郎兼光が末孫なりとぞ。與六郎は、

家康、景勝を討たんとす

景勝の亡父謙信の時、側に仕へたる者なりしが、上杉の家老直江大和守實政が家來に森名左衛門といふ者、亂氣して、忽ち主人を斬殺す、此時、大和守女子一人ありて、男子なかりけるに依り、樋口與六郎を、大和が死後に婿養子となし、直江が家を繼がせて、家老となし、莊嚴下戸島の城主とせらる。今の山城守兼續是なり。謙信の眼が明かなるにや。山城守、度々武功を顯し、景勝、會津入部の時、米澤の城主となり、三十二萬石の分限となる。天下に名ある陪臣あれども、直江に優る大身なし。太閤常に直江を懇にし給ひ、小早川隆景・直江山城守・堀監物が如き調ひたる者は、天下に珍しかるべしと仰せらる。内府公も内々は、御懇意ありけるが、此時の返事を御披見ありて、殊外に御機嫌惡しく、我六十三に及べども、斯かる無禮の文を、手に取らず。是偏に、景勝が所爲なるべし。近日、會津へ發向して、速に退治せんと宣ひける。其頃、前田玄以は、京都にありけるが、大坂へ赴き、增田長盛と相談して、御出馬を止め、景勝卿に御無事ありて、然るべき由、諫められけれども、内府、御同心なかりしかば、生駒雅樂頭・中村式部少輔・長束大藏大輔方へ、飛脚を以て、此旨をいひ遣

し、各同意なるに依りて、重ねて一通の連書を、内府へ捧ぐ。其趣に曰、

今度、會津表御出馬之儀、被仰出候に付而、面々存候條々。

一、迚茂秀頼様御取立の儀に御座候間、上方御座候而、天下靜謐被仰付、遠國出入も候者、名代被遣被仰付候様に、存候事。

一、各懇意之故、憚多候得共、自然申事之刻、如何様にも罷出可成程、肝煎候様に、被仰付候故、如此御座候。今度、直江所行、不相届儀、御立腹御尤存候。乍去田舎人に御座候間、不調法故、如此御座候。當年中、被加御遠慮、其中不成候はゞ、至來春、御出馬尤に存候事。

一、太閤様、御不慮以後、如何程下々出入御座候得共、何茂以御分別被加御遠慮目出度、相濟申處に、此度、御下向候得者、早速被仰付候共、日本に劍付申様に、下下可存候事。

一、第一、秀頼様御若年に御座候。然共是に御座候而社、諸人重々敷奉存候。只今、御下向被成候者、秀頼様被成御見放候様に、下々可存候。是非當年之儀、被

レ成ニ御遠慮一候樣に、達而申上度候事。

一、先々御兵糧、東山道自ニ前々ニ不ニ作仕一、殊更一兩年、飢饉仕由に候條、兵糧の事、如何可レ有ニ御座一候哉。又雪前御働差詰可レ申哉。旁來春に罷成、御出馬被レ成候樣に、奉レ存候事。

慶長五年五月七日

長束大藏大輔政家

増田右衞門尉長盛

德善院法印玄以

中村式部少輔一氏

生駒雅樂頭親正

內府樣

斯かりしかども、內府公、御承引なくして、仰せられけるは、各異見さる事なり。然れども中納言、大坂へ來り申さゞるは、我等が事は、如何にもあれ、公儀を掠むる所なるを、私に許容せば、天下の御威光薄かるべし。其上島津・北條が召せども、上洛

せざりし時、征伐せられし先例あれば、旁々承引すべからず。我景勝を攻圍みて、降參さするか、腹切らせて、程なく軍を班すべし。更に氣遣ひせらるまじとて、終に御出馬に定まりけり。

景勝卿防戰會議

景勝、諸城を堅む

會津七口の守りとして、蒲生宰相氏卿、諸城築き置かれければ、景勝卿も、會津へ入部の後、其城主を分ち定めらる。米澤に直江山城守、福島に本庄越前守、南山に大國但馬守、白川に安田上總介、小峰に五百川縫殿介、長沼に島津玄番允、金山に色部長門守、白石に甘糟備後守、簗川に順田大炊介、猪苗代に杉原常陸介、鮎貝に中條與次郎、藤島に木戸元慮、二本松に下條駿河守、大寶寺に志田修理亮、大浦に松本伊賀守、森山に水谷孫次郎、津川に鮎川帶刀、須賀川に千坂對馬守等在城して、口々を堅めたり。

景勝の防戰準備

此度內府公と、景勝卿手切れに及ばれしかば、米澤の城主直江山城守・福島の城主本庄越前守、其外老功の輩を召集めて、防戰の利害を相談せらる。是より先きに、

直江山城守は、常陸國へ馳赴く。是は水戸の城主佐竹義宣も、景勝と同意して、旗を揚ぐべしとあるにより、萬づ相談すべきとなり。

一說に、相馬大膳亮利胤も、景勝と同意して、家老近藤主膳に、手の者を相添へ、三春の大竹山迄、出されたりといへり。

直江、水戸より馳歸り、此時、評定の座に出でゝ曰、佐竹殿、彌〻無二の御覺悟なり。內府、江戸迄下着あらば、義宣は、家老物頭に先手させて、水戸を打立ち、御領內棚倉に陣を据ゑ、屋形の御差圖を請けて、戰を決すべき由、御直の返答なりと申しければ、景勝卿の曰、當家の將士、志を合するに於ては、上杉の鋒先に、少しも瑾は附くべからず。增して義宣も、合力すべしとある上は、人數も不足なかるべし。然れども口々の堅めは、其方角の城主に、任せ置きて、大手の防ぎを、第一とすべし。敵、若し搦手より、攻入りて、何れなりとも、危しと聞かば、速に加勢を遣し、追拂はんに、手間は入るべからず。此謀、如何あるべきと、內談せらる。

一說に、景勝、出馬の留守を伺ひ、伊達政宗、最上義光領內へ攻入るべきも、測り難

しとて、諸城に加勢を、入れられたりといへり。今按するに、福島・簗川の兩城に、加勢を入れられたる事は、別卷にあり。福島・簗川には、政宗兵を進めて、方面なるに依りて、兼てより、加勢を入れられしなるべし。

直江山城守申して曰、仰の如く、大手の御防戰肝要なり。但し白川の城主安田上總は、武功ある者なれども、大敵を引請けて、始終の守り覺束なし。此手當、如何あるべきといひけるに、景勝の曰、内府父子の出馬あるを、我等居ながら先手を、下知すべきにあらず。當家の人數、十にして六七八、白川へ差遣し、我等も近日發向すべし。直江・本庄兩人も、白川表へ出馬して、武士共を下知すべき事、勿論なりとありければ、本庄越前守申しけるは、某、先年、御意に背きて、浪人となり、齡も漸く傾きたれば、他國の土となるべきに、不思議に御免を蒙りて、父子共に歸參仕り、此御大事に遇ひ申す事、誠に武家の本望なり。賤息出羽守に先手をさせ、一足も去らず、突懸るに於ては、縱ひ目に餘る程の大敵なりとも、一方へ捲り立て申さん事は、案の内なりと申したりしに、景勝、機嫌よげに、打笑みて、其方の武勇・智謀に於ては、誰にか劣

り申すべきと、挨拶せらる。去る程に、景勝卿は、亡父謙信の菩提寺雲洞庵の毘沙門堂に到り、家老武主物頭、其外數百人の諸士を召集め、景勝卿、直に申されけるは、今度、內府を敵になし、防戰の謀を廻らす事、更に私の遺恨にあらず。去年淺野彈正・石田治部を、罪をいひかけて、逼塞させ、今又我等に、難題を申し懸けらるゝも謂なし。其上御幼少の秀賴公、天下を失ひ給はんとするを、知らぬ顏して、閣くに於ては、故太閤の選み置かれたる大老の職には、當るべからず。此故に、汝等が一命を乞ひて、勝負を決せんとする所なり。我若年より、弓矢を取り、攻戰每度に及びたれども、終に一度も不覺なし。身命に係りて、寄手に押手を見する者は、當家の名譽を汚すといひ、主人の恩を忘るゝといひ、旁比興の振舞なるべし。然れば諸人の見懲の爲めに、忽ち引出して、其首を切り、勇功を立つる輩には、其輕重に隨ひて、必ず賞祿を施すべき事勿論なり。近日我等に具せられて、一の城戶へ赴く輩は、合戰の勝負に依りて、我等と一所に、白川を墓所とすべし。彼是違變なき爲めに、毘沙門尊天又は謙信公の御牌前にて、上下誓約をなすべしとて、景勝卿、手づから牛王の血を濺

ぎて、信義を下に示しければ、大身・小身の面々は、血判を居ゑ、末々の輩は、皆神水を呑みて、君と共に生死を決すべしと、堅約をなす。時に一人進み出でゝ曰、此御合戰の勝負を測るに、御勝利更に疑なし。如何となれば、凡て並々の敵國さへ、五倍十倍の人數ならずば、切取り難き法なり。縱ひ家康左右なき智將にもせよ。十萬に足らぬ集勢を下知して、五萬に餘る練卒を敗り、百萬石の領知を掠めらるべき事、思も寄らぬ所なり。此謀の辨へなく、率爾に出馬せらるゝ事、家康一生の不覺なるべし。然れども味方の將士、御法度を破り、又は寄手を侮るに於ては、勝敗更に測るべからず。各々只今の君命を逐一に承り。又は我等が申す所をも、覺悟仕れと、高らかにいひたり。諸人、頭を上げて、之を見れば、米澤の城主直江山城守兼續なり。抑も會津の追手二口あり。一口は下野と陸奧の堺の明神より、會津迄十四里を隔て、其間に白川の城・長沼の城あり。安田上總・津島玄蕃、其城に籠り守りて、長沼より勢至堂を過ぎて背炙の山中に十町計り、左右なき節所あり。夫より山頭に上れば、出羽越後の海面迄、遙に見え渡りまして、會津は目の下なり。背炙の別名を、登這坂とい

ふ。此山の絶頂に、狼煙竈を塗らせ、土櫓を揚げて、石弓を仕懸け、又白川・長沼の海道に、左靭・右靭とて、節所をあり。此所悉く切塞ぐべしと、景勝卿下知せらる。是は往還の通路を斷つて、革籠原へと寄手を引付け、一時に勝負を決すべき爲めなり。此故に、數千人の人夫を召寄せて、革籠原の竹木を悉く切取らせ、民家を燒拂ひて、地形を引き、平均三里四方を、疊の上の様に拵へたり。又白川の西南に、二里計り續きて、谷田川と深沼あり。此沼に落入りては、人馬も助かり難き要害の地なり。其沼の西の方に、西原といひて、一里四面の萱原あり。武隅川を此野にせきかけて、皆其邊を足入れとなす。

一本に、中畑の浪人、蕪木といふ者に仰せて、大なる酒桶を、二千計り取寄せて、此野に埋め。人馬の落入ぬる様に、拵へたりと記す。今按ずるに、謙信の時より、斯様の奇計を、用ひられたる先例なし。殊更、内府公、景勝の領内へ、兼てより忍びの者、數兵入れられたる上を、件の張計聞えざる事は、有るべからず。景勝卿、其遠慮なく、彼酒桶を埋み置きて、人馬を落し入るべしとは、せらるまじきにや。

亦一方追手に、南山より會津へ、僅に四里半あれども、羽太・鶴生といふ所、甚だ難所にて、多勢攻入るべき地形に非ず。然れども敵若し兵を馳せて、此口へ働く事もやとて朴坂を切崩して、道を塞ぎ、根子鷹助より、黒川郡に懸り、白坂の西へ道を付けて、身方の出入すべき通路を開き、又小峰の城主五百川縫殿に、平林内藏を相添へ、三千計りにて、城を守らせ、白川の合戰勝負區なる時、手を合すべしと下知せらる。又五百川縫殿、景勝の內意を請けて、蒲生秀行の領內監原・鹿沼の卿人に、一揆を起すべしと、密にいひ遣す。南は山王峠を、後に當てゝ、大國但馬守、横川の宿に陣を据ゑ、近邊の谷川をせきて、湖水を湛たへ、鶴淵の山を切塞ぎ、山王峠の此方なる山頭に、遠見を置きて、相圖の貝を、聞くと等しく、但馬守、絲澤の宿より、切つて出づべき約束なり。去る程に佐竹義宣は、家老梅津半右衞門・戶村豐後に、五千餘人を相添へ、南關より先鋒の兵を、進められしかば、義宣の領地東關館岡等、山川・三野山・淺川・石川・竹實・仁井町・蓬田・滑田・赤埴・管野・三森・高城・鹿島・定倉・小川・行方・新張・玉造・竹田・手賀の村里に居たる、國士數百人、梅津・戶村が手に屬す。澁井內膳は、二千餘

義宣、棚倉出陣

人を帥ゐて、景勝の領地、寺山鏡城に續きければ、屋代・櫻岡・仁井田・小井堀・老髮・哀坂・近邊の浪人、我も〳〵と馳集り、兜の緒を締めたる兵二萬餘人、梅津・戸村・澁井に屬す、義宣も、水戸を打立ち、南關大洪より、伊餘臺の宿へ懸り、棚倉に陣を取りて、會津へ使者を立てられければ、景勝卿、直江・本庄其外數十人の武將を召具して、白川に至り、旗本八千を率して、長沼に陣を居ゑらる。爰に新津右近は、謙信の時より、武功ある者なるが、此時景勝卿を諫めて曰、先の屋形謙信公御出陣の時、八千を具せられし吉例あり。然れども其頃は、御身脇の百騎衆を始めて、老弱共に武者道を覺悟仕候ひぬ。近年は、天下無事なるに依りて、戰を忘れ、其上老功の輩は、過半死失せて、若き衆は、皆初陣なり。願くは御旗本に、御人數を加へらるべきかと、申しければ、景勝卿、承引ありて、新津右近・澤根刑部・潟上權之丞・甘糟加賀、然らば旗本を隔てゝ、勢至堂に陣を取るべしとて、彼是都べて六千餘人、旗本の後に控へたり。一本に、岡左内・栗生半左衛門・外池甚五左衛門・志賀與三右衛門等の蒲生浪人加勢として、勢至堂に備へたりと記す。今按ずるに、蒲生浪人數輩、瀬上の在番を勤

め、後に福島に籠城したりと聞ゆ。然れば彼輩、大手白川へ出でたりとあるは、異說なるにや。覺束なし。

直江山城守は、一萬餘人を隨へて、高原に陣をかけ、本庄越前守・同出羽守は八千餘人にて、根子鷹助に陣を取る、西關より白川迄、二里計り續きて、生ひ茂りたる松山を、關山といひ、此山に陣を取る。北東には、千坂對馬守・齋藤下野・毛利上總・高梨源五郎・松平内匠・長尾權四郎・中條越前・山本庄藏・泉澤河内・淸野助次郎・市川左衞門・山村源五郎・沼掃部・松本大隅・竹俣參河・須賀守右衞門・木戶監物・村上源五郎・山岸宮内・柏崎日向・桃井右近・神藤出羽・黑川右衞門等、都べて一萬五千人、半分は顯れ、半分は隱れて、備を立つる。又長沼の城主島津玄蕃が老父島津右京入道月下齋を、此表の武者奉行となし、白川の城主安田上總に相添へて、一番合戰は安田・津島兩人相計るべしと、下知せらる。此時、會津より白川へ出でたる景勝手勢に、出羽陸奥の浪人國士相交り、都べて四萬六千人、此外白川・長沼・南山・小峯、兵一萬二千人、彼是都べて五萬九千人とぞ聞えし。景勝は長沼に、出馬なき内に、密に會津を出で、背炙・勢至

兼續、高原出陣

堂・長沼・白川を通り、西の關を越えて、東西の地形を見計り、黑川郡根子鷹助より、鶴生・刎太を經て、會津へ馬を入れられしが、又長沼に在陣の後も、白川に赴き、本庄越前・安田上總・島津月下齋等を召連れ、革籠原より白坂に出で、蘆野近邊迄乘廻し、又白川に馬を立て、本庄・安田・島津以下の輩を呼びて、內々定め置きたる戰の下知、少しも違變せざる樣に、武主共に申し聞かせよとて、夫より又長沼の陣所へ、馬を入れらる。是より前に、景勝卿、家老其外老功の輩を曾津の本城へ招き、合戰の始終を議定せらる。敵の旗本先づ蘆野へ近付く時、足輕を出して、敵を革籠原へ引懸け、安田上總・島津月下齋、旗を進めるを見て、關山麓に控へたる輩、備を立寄せ、數百挺の鐵炮をつるべかけ、敵の色めく時、乘切り乘込みて、馬・足輕を入れて、敵の陣を駈破り、一同に合戰を始むべし。內府は、先手の戰、始まる時口給はば、鬼怒川を渡り、旗を進めらるとも、佐竹の陣將澁井內膳、多勢を下知して、內府父子の間を取切り、景勝は、一萬四千の强兵を率して長沼を打立ち、井伊出・古田川・布馬瀨より、關山の陰を廻り、小井堀・老髮を過ぎて、白坂の西に馬を立て、本庄越前父子と、一手になりて、江戸黃

門の旗本へ、無二無三に突懸るべし。其時、關山に殘りたる七八千の伏兵、横を入れて、三方より稠敷揉立て、大國但馬・五百川縫殿・平林內藏・島津玄蕃等は、相圖の狼煙を見て、南北より馳付け、息を付かせず刈立て、谷田川・西原の足入れに、追込むべし。同時に直江山城守は、高原より兵を進め、鹽原・奈須・湯島の麓高林・鹿野原・八田地を經て、佐久山・太田原の間へ押出し、佐竹の家老梅津半右衞門・戶村豐後は、富田道場宿より、石井の渡りを越えて、嫗井筋を推通り、是も佐久山・太田原の間へ出でゝ、直江山城守と一手になり、內府の跡より切懸り、寄手を中に取込みて、悉く討果すべし。此所一里半が間は、深田・切崖等の節所あり。寄手は地形知らず、進退途を失はん事、必定なり。內府、若し此地を退去せらるゝとも、烏山・千本口・鬼川の地嶮あり。其上直江・梅津・戶村が兵、跡より嚴しく突懸るに於ては、寄手の多勢、奈須・湯島の方へなだれ引くべし。此時、佐竹義宣は、棚倉より騷梨・伊王野に懸り、蘆野口へ押出して、淺井內膳と手を合せ、直江・梅津・戶村と立挾みて、必死の戰をせば、身方の勝利疑なし。是は手に餘りたる時の策なり。大方は箒川の此方にて、內府父子を、討取

るべしと、戰の勝負を決斷せられしとかや。

一本に、本庄越前守、謙信・景勝に仕へて、始終を記して曰、彼越前守重長は、上杉の一門にて、初めは彌次郎といひたり。彼が一代の武功、都べて百度に及べり。永祿の頃、謙信と不和になりて、其領地本庄の城に栖籠り、數年の後和睦して、上杉の家臣となれり。天正の頃、景勝・景虎、戰の時、越前守、景勝に忠節あるにより、上杉十郎憲景が知行を、一圓に給はりて、米祿十萬石なり。其後、最上出羽守義元の陣將、田川郡大浦の城主東禪寺右馬頭義光の隊長、草岡虎之介と、出羽十五里原にて相戰ひ、越前守打勝ちて、草岡虎之介、命を落す。彼東禪寺右馬頭は、常に勇義あつて、人にも知られたる者なりしが、戰に利を失ひ、剩へ隊長虎之介を、敵に討たれ、口惜しく思ひ、首一つ提げて、越後勢に交はり、我等は越前黑川の者なり。今日の合戰に、旗頭を討ちたりといひて、越前が旗本へ近付き、東禪寺右馬頭が首を見よといひて、彼提げたる首を投付けざまに、其日差したる正宗の刀を拔打に、越前が被りたる明珍の筋兜を、切削りたる上に、打付けながら、引組みて臥し

けるが、越前守事ともせず、右馬頭を取つて押へ、二刀差して、其首を取り、刀を添へて實檢に入れたりしかば、刀は越前に返し給はりぬ。又其後、出羽國庄内の地頭大寶寺義興を攻亡し、越前守が二男千勝丸を、大寶寺義勝と名乘らせて、秀吉公へ御禮させたる罪に依りて、景勝卿、越前守父子に暇給はり、二三年計り、浪人して居たりしが、越前守・家の子郎等、數多召具したる故に、忽ち貧窮に及び、東禪寺が差したる正宗の刀を、本阿彌が取持ちにて、內府公へ捧げたりしに、黃金百枚與へ給はり、彼刀を常陸介殿に參らせられしが、今紀伊國の御家に傳りて、本庄政宗と名付けらる。其後、越前守景勝の赦免を請けて、歸參したる故に、今御大事に逢ひ申す事、本望なりとはいひしと記す。尙按ずるに、此說、大概正說なりと聞ゆ。又頃日、異本を見るに、本庄越前守景勝の下知に依りて、伏見の城の普請奉行を勤めけるが、勝手差詰りければ、彼正宗の刀を、本阿彌が取持を以て、內府公へ捧げたりといひて、越前が、景勝へ歸參は、會津へ入部の時なりと記す。前後相違なるにや。又予が父族陽村式部と號する者、可笑記といふ草子を作り、其一

族東禪寺右馬頭が本庄繁長に、討たれたる始末を書きたり。但し東禪寺が差したる正宗の刀は、二尺七寸なるを、内府公へ上りて、二尺五寸に摺上げられたりといへり。一書に、内府、會津へ御發向なき頃、藤田能登守を召され、景勝の家來に、兼て知りたる者多し。汝が方より手引きして内通させよと、仰せらるゝにより、能登守、會津へ書狀を送り、其外井伊兵部・榊原式部、書狀を遣して、景勝の家人に降參を進めけれども、返答する者一人もなし。剩へ藤田を討洩して、無念口惜しとのみ、下々迄いひあへり。又蒲生秀行、會津より宇都宮へ所替の時、蒲生浪人數十人、景勝の家人になるに依り、秀行、彼輩が方へ書狀を遣し、汝等舊恩を忘れざるに於ては、返忠すべし。然れば内府へ申して、重ねて賞祿を得さすべしとありければ、岡左内・粟生半左衞門・外池甚五左衞門・町野主水・志賀與三右衞門等、答へて曰、仰せの如く、昔の御恩忘れ難し。然れども差當りては、景勝を主君に賴み、殊更勝負測り難き戰なるに、景勝を旣に返忠仕るに於ては、天下後世迄の譏なるべし。但し秀行公、此度の戰に、若し御難儀に及び給ひ、某等馳向はゞ、馬を控へ、之を

報恩に仕べし。降參・內通の仰に於ては、幾度も御斷り申しなんといひて、一人も承引せざりしといへり。又異本に、太閤御在世の時、石田治部、密に直江山城守を招き、秀吉公は匹夫なれども、天下の主となり給ひぬ。又我等も、太閤薨去の後、天下に旗を揚ぐべき大志あり。御邊は、景勝を進めて、弓矢を起し、其後景勝を弑し給ふべし。然らば京・鎌倉の時代の如く、貴殿と我等兩人にて、天下を平治すべしといひければ、直江も同意したりとて、其謀の品々を記す。倚古を按ずるに、石田治部、天下の主となるべき爲めに、此企をなしたりと、諸說に出でたるさへ、覺束なきに、增して直江が自立すべき爲めに、景勝を勸めて、此一亂を起したりとするは、所謂過なき中に、過あるを求むるに似て、更に信用するに足らず。又同本に、景勝は、去年九月廿八日、直江は十月朔日に、大坂を出で、會津へ下向あり。此時、直江山城、佐和山へ來るべしと聞えたれば、石田三成、高宮迄出向ひ、直江を佐和山へ同道して、內々申し合する如く、來年は、東西に旗を揚ぐべしと相定め、直江、佐和山を出づる時も、三成、垂井迄送りたりと記す。今按ずるに、秀家・景

勝・輝元・增田・石田・長束以下、秀頼公の御爲めを計り、內々密談の事ある故に、景勝會津へ下向の時、直江を佐和山へ寄せられたるも、知り難し。然るに石田・直江、唯兩人の企にて、內府公と景勝と、戰に及ばれたりといふは、時勢を知らぬ異說なるべし。

內府公關東御下向附諸將出馬

去る程に、家康公、軍を奧州へ出し給はんとて、六月八日、大坂の西の丸に於て、軍評定あり。此時、羽柴秀治の老臣堀監物、末座より進出でゝ、謀の利害を申しけるが、殊更地形の得失を上げて、白川より會津迄の道中に、背炙・勢至堂と申す節所あり。彼所に於て、御先手の輩、越度なき樣に、御遠慮廻らさるべきかと申しければ、家康公、聊か御氣色ありて、縱ひさうなき節所にもせよ。味方、鑓一本なれば、敵も又鑓一本なり。此方の者共が、會津の鑓にいかで劣るべきと仰せらる。其後、攻口を定め給ひ、方面の諸大名に仰渡さる。

異本に、此時、大久保相模守仰を承り、筆を取りて、口々の軍令を記したりといへり。尙ほ古を按ずるに、相模守は、頃日、江戸に居て、內府公御下向の時、駿州三枚橋迄、御迎に出でたるが、實事なれば、用ひ難き說なるにや。

謂山道口へは、佐竹義宣向ひし、伊達信夫口へは、羽柴政宗向ふべし。米澤口へは、最上（本氏斯波）義光馳向ひ、羽柴秀治・村上周防守賴重・溝口伯耆守宣勝、同所の先手を勤むべし。家康公・秀忠公は、白川口より直に、會津へ攻入り給ふべし。各御下知を相待ちて、一同に兵を進むべしと仰せらる。又內府公に隨つて、白川口へ向ふ輩には、追追江戸迄下着せらるべしと、仰出さる。同九日、伏見の城に、御家臣を止め置かるべしとて、御內談あり。頃日、石田治部、未東權大夫（異本に鈴木權六とあり）といふ者を、使者として、下某も、遂に、關東へ下るべし。若し御免なきに於ては、賤息隼人を名代として、下し申したしとありければ、貴殿は遁塞の身なれば、此度の出陣然るべからず。子息隼人に、家老相添へて、差下さるべしとぞ、仰せられける。同十五日、御暇乞として、本丸へ御出でありければ、秀賴公、又は御母堂へ御對面ありて、內府へ餞別の引出

家康關東下向

物を參らせらる。翌十六日、內府、大坂を御出馬あり。西の丸の御留守居は、佐野肥後守正吉なり。此時の御出立は、淺黄の御帷子に、廣袖の黑き御羽織、越前より出る戶の口の御笠を召し給ひ、島津駮といふ名馬に召されしなり。其日、伏見の城に入り給ひ、爰にも御家人を、差置くべしとて、鳥井彥右衞門元忠（上總國兵佐の城主四萬石）・內藤彌次右衞門家長（上總國佐貫二萬石）・松平主殿頭家忠（下總國小美川二萬石）・松平五左衞門近正（上野國大戶三倉五千石）を召して、仰せけるは、四人共に、留守居して、此城に止るべしといふ事に、及ばぬ事ながら、關東の供せざるを、必ず不足に存ずべからず。人多き中に、取分けて汝等を殘し置く事は、惜に念ふ所なり。但し鳥居は、西丸にありて、城代を勤むべし。內藤は、松丸を守り、主殿と五左衞門は、三丸を堅むべしとて、鐵炮二百挺を、主殿と五右衞門に預け給ふ。其頃、在番として、城中にありける輩は、皆大坂へ歸り、木下若狹守勝俊計りは、初めの如く、本丸を堅めらるべしとぞ宣ひける。斯くて六月十六日、家康公、伏見を御出馬あり。御供の家人には、酒井左衞門・同宮內少輔・大久保加賀守、同治右衞門・本多美作守・同內記（後出雲守と號す）・奧平美作守・同大膳亮・同藤兵衞・本多彌八郎（後上野介と號す）・平

岩主計頭・小笠原信濃守・松平玄蕃頭・戸田左門・同采女・青山常陸介・同伯耆守・松平和泉守・阿部備中守・本多豐後守・高力左近大夫後攝津守と號す・大須賀出羽守・内藤三左衞門・松平内膳正・天野三郎兵衞・石河長門守・本多縫殿介・菅沼大膳亮等、都べて三千餘人とぞ聞えし。其頃、京極宰相高次は、江州大津に居られけるが、御首途を祝ひ申さんとて、城中へ請し奉り、晝の御膳を獻ぜらる。御膳過ぎて、奥へ御通り、高次の内室へ、御對面あり。是は秀忠公の御簾中の御姉なるに依りてなり。又高次の妹松丸殿も、去年の春より、大津の城内におはしけるが、此時、内府公へは、初めてま見え給ひしとかや。其後、表へ御出でありて、高次の家臣佐々加賀・龍寄圖書・山田三左衞門・山田大炊・赤尾伊豆・黑田伊豆守・養寺門齋・今村掃部・友岡新兵衞等を召出され、御詞を懸けられし中に、淺見藤右衞門といふ者を御覽じて、あれは彼志津嶽にてはなきやと、御尋ある。高次承り、御意の如くなりと、御答へ申されければ、能者を扶持せられたり。總じて貴殿は、武道の心懸深し。是へ出たるは、勿論の事、此外の輩にも、用に立つ者多かるべし。然れば當家の諸士に於ては、賴母しく思召すとの仰なり。

彼淺見藤右衞門は、其始め、柴田勝家に屬して、江北志津嶽の戰に、比類なき働ありたる者なるを、家康公、兼てより知らせ給ひ、今斯く仰せられしとなり。斯くて內府公、大津を御立ありしが、貞宗の御脇差を、高次へ與へらる。其晩、石部に御著あり。水口の城主長束大藏大輔・同伊賀守・御膳を獻ずべしと、兼てより披露ありけるが、大藏父子、石部へ參り、必ず明朝、立寄らせ給ふ樣にと申入れて、大藏父子は、水口へ歸る。然れども家康公、如何思召しけん。其夜の戌の刻計りに、石部を御立あり。水口へ渡邊半藏を、長束大藏が方へ御使者を立てられ、俄に御用の事ありて、路次を急がせ給ふ故に、御立寄なしと仰せければ、長束、大に驚き、此上は力及ばずとて、其晝、土山の驛に來り、御殘多き由申しければ、誠に懇切なりと宣ひ、來國光の御脇差を、政家に給はりけり。

異本に、石部の御代官篠山利兵衞、內府へ密に申しけるは、水口の城主長束父子、明日御膳を獻ずる用意とて、何事とは知らず、彼所夥しく騷ぎ合へり。御心得にもなるべきかと、告げ奉るなりと、申しければ、內府も、內々、長束父子異るかの

由、疑ひ思召して、笹山を御案内者となし給ひ、間道を經て、石部より關の地藏へ、御出である事記す。尙ほ古を按ずるに、此說の實否知り難し。然れども水口を迫させ給ひたるを、長束父子、曾て知らず、御使者にて、驚きたりとあるを見るに、間道を御通りありたるが、實事なるにや。又別記に、此時、長束政家、御餞別として、小筒の鐵炮、二百挺捧げたりとあり。正說なるにや、覺束なし。又俗本に、內府、石部を御出馬ありしが、中地袋といふ所にて、本多忠勝、馬を立て乘懸け、馬を先きへ通し、騎兵を水口河原に止め、鐵炮頭服部半藏・渡邊半藏・加藤次郎九郎・水野太郎作・酒井與九郎・阿部掃部・成瀨小吉・渡邊彌之介が組の足輕に下知して、火繩に火を附けて、どつと聲を揚げ、町中を馳廻りたりと記す。今按ずるに、此說、舊記になし。逹人の忘說なるべきにや。

其曉、勢州關に御止宿、二十日、四日市場に御止り、此所より桑名の城主氏家內膳正行廣が方へ、小栗大六を、御使者に立てられ、兼ては御立寄りあるべき由、仰せけれども、道を御急ぎあるに依りて、御心に任せ難しと宣ひ、兼光の御脇差を遣さる。廿

一日、四日市より、御船に召して、三州笹島異本佐々島ともありへ御上り、此所は岡崎の城主田中兵部大輔吉政が領地あるにより罷出で、御膳を獻じければ、行平の御刀を與へらる。水野和泉守忠重も、同國刈屋より出でゝ、謁し奉る。廿二日、同國吉田にて、羽柴三左衞門輝政、晝の御膳を献ぜらる。其曉、遠州白須賀に御止宿。廿三日、同國濱松にて、堀尾信濃守忠氏、晝の御膳を獻ず。父帶刀も、越府より此所へ出でて、謁し奉る。嫡子信濃守、關東に於て、御心に叶はぬ事あるとも、未だ弱輩の者なれば、御宥免を加へらるべしとぞ申されける。

一說に、此時、家康公、帶刀吉晴を御前へ召して、御密談あり。是石田三成が事、御推量ありて、彼若兵を擧ぐるに於ては、速に誅進せらるべき由、仰附けられたりといへり。

其晩、同國中泉へ御止り、廿四日、佐夜中山にて、掛川の城主山內對馬守一豐、晝の御膳を進む。其曉、駿州島田に御止宿あり。明日は、御供の面々、鞠子を立ちて、御先きへ參るべからずと、仰出さる。是は兼て大坂より御陣觸ありける時、駿府の城主

中村式部少輔一氏、御返答ありけるは、某此程、膈を煩ひ出でたり。愚見一學、幼少にて、名代を勤むる者に非ず。旁、出勢なるまじとありければ、陣代として、人數を出だされ然るべき由、重ねて御下知ありけるが、式部少輔が、煩を頃日不審に思召し、聊か御用心ありしとなり。廿五日、島田を御立ありしが、用捨より、村越茂助を駿府へ遣し給ひ、式部少輔、病體を御尋あり。斯くて駿府に至り給ひければ、式部少輔、頻りに立寄り給へかしとあるにより、場内へ御入れありければ、二の丸に於て、式部少輔名代横田内膳、晝の御膳を獻ず。城主式部少輔、所勞重く、座中の歩行さへならざるに依り、漸く乘物に助け乘せられて、御前へ參る、內府公、衰への甚だしきを御覽じて、兼ての御疑も、一時に釋けて、哀れにや思召しけん。一氏の手を取り給ひ、是程の病體とは、露もしろしめさず。今更驚き給ふ由、懇に仰せられて、御落涙あり。式部少輔も、涙を流し、死後の事を御願ひ申す序に、家來新村加兵衛・大藪新八郎・小倉忠左衛門三人を、內府の御家人になし申度と申されければ、御許容ありて、後に江州蒲生郡にて、彼三人に食祿を與へらる。斯く內府公、御座を立たせ給ひしが、備

家康、鎌倉八幡宮參詣

前長光の御刀を、式部少輔に與へらる。其曉、淸見寺に御宿止。廿六日、沼津に御止り、三枚橋の城主中村彥左衞門一榮、夕御膳を獻ず。御膳終りて、彥左衞門を召され、式部少輔病體を御覽ずるに、中々出陣なるべからず。彌〻其方、陣代を勤むべき由、仰せられて、信國の御脇差を與へらる。此所へ大久保相模守忠隣・本多佐渡守正信、御迎に出でければ、御前へ召し、御密事を仰聞かさる。廿七日、相州小田原に御止り、廿八日、藤澤に御止宿。是より鎌倉へ立寄らせ給はんとて、江島に入らせ給ひし折節、干潟となりて、陸路に續きければ、岩本坊の邊より、御乘物を下りさせ給ひ、御步行にて、岩窟へ御出で、辨財天の像を、拜し給ひぬ。海邊へ御出ありければ、獵師共、船を浮め、數々の魚類を取りて、捧げ奉る。是より下の坊に入らせ給ひ、晝の御膳過ぎて、上坊・中坊、又は獵師共に、白銀を與へ給はる。御歸路の時は、潮滿つるにより、御船にて陸へ上らせ給ひ、片瀨・腰越を經て、稻村崎の道筋、又鎌倉山・星月夜など御覽じて、雪下に著かせ給ひ、又爰にて、御裝束を改め給ひ、八幡宮拜禮あり。其後、別當蹲踞もて、申して曰、當社草創の由緖を、御尋に任せ、申して曰、後冷泉院

家康江戸城に入る

御宇、源頼義、敕を請けて、東夷貞任・宗任を征伐の時、此八幡宮大神に祈願して、成功あるにより、新に社頭を建立せらる。又其後、源義家、羽州夷武衡・家衡を誅して、又戰功顯せり。時代遙に過ぎて、源頼朝卿、此神を祈りて、終に平代を亡し、天下を保ちたりと申しければ、內府公、始終聞かせ給ひ、御先祖より尊崇の靈神なれば、此後社頭を、造らせらるべしと、仰せらる。其夜は、彼所へ御止宿あり。明くれば七月朔日、瀨戸の明神を拜し給ひて、金澤に御止り、同二日、金澤を御立ありて、武州品川に御著ありしに、秀忠公、彼所迄御迎に出でさせ給ひしを、御同伴ありて、其日の申の下刻、江戸の御城へ入らせ給へり。其後、中村一氏、病死の註進ありければ、一氏の舍弟彥左衞門、又は家老橫田內膳方へ御書を給はる。其趣に曰、

就式部少輔死去、其國諸仕置等幷軍法以下の儀、式部少輔如被申付不沙汰御座有間敷候。恐々謹言。

七月十七日　家　康

中村彥左衞門殿

一書に、内府公、伏見を御出馬もありと聞えければ、石田三成、家老島田左近を將として、樫原彦右衞門・島新吉・川瀨左馬・新藤縫殿・後藤又助・百々宮內・早崎平藏・磯野平三郞・香筑間藏人・三田村織部・町野助之丞・馬渡外記・口分田伊織・淺井新六・渡部新助・川崎五郞左衞門・山本淸三郞等、其兵八百人、雜兵凡そ三千人、袖章、白一文字、相詞、誰か勇、と相定め、兵船二十餘艘に込乘りて、蘆浦観音寺の邊より、草津・石部の上手へ參り、子の刻、石部の御旅館に切入るべしと、相計りしが、其方術、相違したりと記す。今按ずるに、治部少輔、兼て老中奉行と相議して、東西旗を揚ぐべしと企ながら、比類の謀ある可らずと、然ども必定の虛說なりともいひ難きにや。又異本に、內府公、守山海道を美濃路へ懸り、御下向あるべしと聞えしかば、三成內談して、島左近・樫原彦左衞門・杉江勘兵衞に、弓・鐵炮の功者を添へて、多賀山に伏置きて、襲ひ奉るべしと、用意せしが、伊勢路に御下あるに依りて、其謀、空しくなりたりと記す。此說も、前に論ずる如く、虛實知り難し。但故ありて、樫原彥右

衞門が家傳に傳聞く、多賀山に伏勢置きたる說なし。然れば異說なるべきにや。

斯かりしかば、內府公の御跡東海道・中仙道を經て馳下る。大名・小名には、織田有樂・子息河內守・羽柴左衞門大夫(淸洲侍從)・子息刑部大輔・舍弟掃部頭・羽柴三左衞門(吉田侍從)・子息新藏(後武藏守と號す)・舍弟備中守・同吉左衞門尉・羽柴越中守(丹後侍從)・同與市郎(後號細川式部)・舍弟玄蕃頭・淺野左京大夫・生駒讃岐守、堀尾信濃守(中村式部大輔陣代)・中村彥左衞門・黑田甲斐守・蜂須賀長門守・羽柴修理大夫(伊奈侍從、後號京極丹後守)・羽柴右近大夫・羽柴伊賀守(伊賀侍從本氏筒井)・田中兵部大輔・有馬法印・子息玄蕃頭・德永式部卿法印・子息左馬助・金森兵部卿法印・子息出羽守・眞田安房守・同伊豆守・同佐衞門佐・石川玄蕃頭・加藤左馬介・藤堂佐渡守・同宮內少輔・富田信濃守・宮部兵部少輔・小出遠江守・一柳監物・太田兵部少輔・稻葉藏人正・分部左京亮・九鬼長門守・市橋下總守・桑山伊賀守・同左衞門佐・同相模守(後號伊賀守)・龜井武藏守・寺澤志摩守・大野周防守・津田長門守・同小平治・古田織部正・山城宮內少輔・佐藤參河守・佐久間河內守・田丸中務大輔・山岡美作入道道阿彌・同主計頭・三好新右衞門入道道三・同越後守・松倉豊後守・石川伊豆守・戶川肥後守・浮田左京亮・赤井五郎作・同少五郎(後號

兵庫・岡田助右衛門・疋田正五郎・中村半左衛門・大島雲八・同茂兵衛・舟越五郎右衛門・平野遠江守・舍弟九左衛門・池田備後守・子息彌右衛門・西尾豐後守・水野六左衛門後號日向守・同藏七郎後號主膳・長谷川甚兵衛・金松又四郎・沼兵右衛門・佐々淡路守・堀田若狹守・落合新八・森宗兵衛・中村久藏・同孫右衛門・能勢惣左衛門・甲斐庄喜右衛門・清水小八郎・川村助左衛門・箸尾半左衛門・柘植半右衛門・佐久間又右衛門後號備前守・舍弟源六後號大膳・多羅尾又八・鈴木越中守・庄田小大夫・同小左衛門・溝口源太郎・松波半右衛門・堀田權八・野間久左衛門・伊丹兵庫入道意頓・村越兵庫頭・加藤平內・別所孫次郎・奥山治右衛門・本多因幡守・神保長三郎・田中淸六郎・秋山右近・福富平左衛門・杉原四郎左衛門・野尾彥太郎・水野河內守・伏屋新介・佐々彥太郎・林丹波守・渡邊筑後守・山中參河守・岡江雪・同平兵衛・施藥院等、都合五萬八百人とぞ聞えし。

關原軍記大成 卷之五 終

關原軍記大成　卷之六

家康公・秀忠公江戸御出陣

此程の御催促に隨ひて、國々の軍勢馳集りければ、江戸の御城二の丸に於て、大身小身皆御饗應あり。內府公御直に仰せけるは、各〻時刻遲滯せず、是迄下向御辛勞なり。暫く人馬の足を休め、當家の吉例なれば、榊原式部大輔を先鋒として、近日出陣せらるべし。我等父子も出馬して、手始めに白川・長沼の城を攻落し、直に會津へ押入るべし。此方よりの下知なき內は、敵の境十里計り引離れて、太田原邊に陣取りて、堅く手出しあるべからずと仰出さる。此外規約事終りて、十五箇條の禁令を諸將に示し給ふ。其趣に曰、

家康の禁令

條々

一、喧嘩口論堅停止之上、若違背之輩に於ては、理非を論ぜず、雙方共に誅戮すべし。或者傍輩の思ひをなし、或は知音の好によりて、荷擔の族有ㇾ之者、本人より可ㇾ爲二曲事一者、吃可二申付一。自然令二用捨一に於ては、假令後日に相聞候共、可ㇾ爲二重科一事。

一、味方之於ㇾ地、放火幷亂妨狼藉止之事。附作毛を取散し、田畑之中不ㇾ可二押取一事。

一、於二敵地一男女、猥に取るべからざる事。

一、先手江不二相斷一物見を出すべからざる事。

一、先手を差越參る者、假令高名仕るといふとも、軍法を背の門、可ㇾ爲二曲事一事。

一、無二子細一他の備へ相交る輩あらば、武具馬・具共に是を取べし。然上、主人異議に及ばゝ、共に可ㇾ爲二曲事一事。

一、人數押しの時、脇道すべからざる由、堅可二申付一。若猥に於二通に一者、可ㇾ爲二曲事一事。

一、時之爲二使者如何樣之者一雖、差遣不ㇾ可二違背一事。

一、諸事奉行之差圖不ㇾ可二違背一事。

一、持鑓は軍役の外たる間、長柄を差置持する事、可レ令二停止一之。但、長柄之外於レ持は、主人馬廻に一本持すべき事。

一、押買狼藉すべからざる事。

一、小荷駄押之事、兼而軍勢に相交らざる樣に可二申付一。若違背の族あらば、其者可レ爲二曲事一、路次中右之方ニ付押可レ通事。

一、於二陣中一、馬を取放たざる樣に堅可二申付一事。

一、舟渡之儀、他備に交らず、可レ爲二一手越一。夫馬以下同前の事。

一、下知なくして、陣はらひすべからざる事。

一、右之條々、若相背之輩於レ有レ之者、忽可レ所二罪科一者也。仍如レ件。

慶長五年七月五日

右之通、御出陣前に御書出しなさるゝとなり。

家康領地を分與す

斯かりければ、榊原式部大輔先陣として、諸國の軍勢、七月十三日より同十七日迄、江戸御城下打立ち、會津表へ發向あり。　其頃内府公の御領地を分ち給はる人々に

は、

武藏國忍十萬石　世良田下野守殿後號薩摩守
上州高崎十二萬石　井伊兵部少輔直政
上州館林十萬石　榊原式部大輔康政
下總國笛吹三萬石　酒井左衛門尉家次
總州久留里三萬石　大須賀出羽守忠政
同國藤岡三萬石　蘆田右衛門
上州白井二萬石　本多豐後守康孝
野州古河二萬石　小笠原上總介
上州大胡二萬石　牧野右馬允
上州吉井二萬石　菅沼忠七郎或小大膳とも
武州喜左井二萬石　松平周防守康重
武州川越一萬石　酒井河內守重忠

下總國佐倉六萬石　武田萬千代殿
總州小多喜十二萬石　本多中務大輔忠政
相州小田原四萬五千石　大久保相模守忠隣
上州厩橋三萬或四萬石とも　平岩主計頭親吉
上總小幡三萬石　奥平美作守信昌
總州島戶二萬石或上州鳴戶とも　石川左衛門大夫虎道
總州城戶二萬石　石川庄右衛門
武州羽生二萬石　大久保治部大輔
武州岩付二萬石　高力河內守或三郎太郎
下總國關宿二萬石或一萬二千石とも　松平因幡守康元
下總國松藤二萬二千石　岡部內膳正長盛
上州皆川一萬石　皆川山城守康照

豆州韮山 一萬石　內藤三左衛門 信成
同國岩富 一萬石　北條左衛門大夫 勝氏
上州安生 一萬石 或阿市　菅沼部八郎 定盈
同國松山 一萬石　松平內膳正 家廣
同國深若 一萬石 或總州甘繩とも　松平上野介 康直 源七郎
總州本城 一萬石　小笠原左衛門佐 信嶺 或掃部
一萬石　屋代越中守
同國原市 五千石　西尾隱岐守 吉次 或常陸介
相州佐間 五千石　青山伯耆守 忠成
相州三浦 五千石　永井右近大夫 直勝
同國茂原 五千石　大久保治右衛門 忠佐
總州生實 五千石　西鄉新太郎 家貞 或孫九郎
武州三の尻 五千石　三宅惣右衛門 康貞

下總國多古 一石　保科彈正忠 正元 或勘四郎とも
同國相馬 一萬石　菅沼山城守 定政
武州東方 一萬石　松平丹後守 康長
同國八幡山 一萬石　松平玄番允 家清
上州八幡 一萬石　本多佐渡守 正信
同國木熊大綱 一萬石　三浦監物
武州川越 五千石　酒井右兵衛大夫 忠利 或與七郎
同國鳩谷 五千石　阿部伊豫守 正勝
武州名戸 五千石　牧野讃岐守
總州海老名 五千石　高木主水正 清秀
武州河山 五千石 或柄山とも　內藤四郎左衛門 正成
下總國駒羽 五千石　松平伊賀守
同國指羽 五千石 或內野とも　三宅彌次兵衛 正貞

總州五井五千石　松平紀伊守家信　武州五千石　天野三郎兵衛
下總國佐倉五千石　久野民部少輔　同國小佐子五千石　本多縫殿介
武州松嶺五千石　渡邊半藏守綱　同國鯨井五千石　戸田左門一西
同國葛浦五千石　柴田七九郎　豆州下田五千石　戸田三郎右衛門忠次
同國梅縄五千石或上野市川とも　石川日向守家成　武州川越三千石　酒井備後守忠也或雅樂頭
下總國小南三千石　松平隠岐守定勝　總州小井戸三千石　本多左衛門佐重次
武州松嶺三千石　服部石見守或庄右衛門　同國老葉三千石　設樂甚三郎貞光或平右衛門
總州勝浦三千石　植村右衛門督泰忠　上州新川三千石　稲葉對馬守長茂

其外、小身の面々は記すに暇なし。此時領地に留り、又は家康公・秀忠公の御出陣に随ひ奉りけるとなり。先軍既に下野國に至り、太田原・作山邊に陣を取る。斯かりければ、同十九日、秀忠公江戸御出馬あり。其兵四萬三千人なり。同廿一日、家康公江戸御出陣あり。其兵三萬八千人、前後軍勢八萬一千人とぞ聞えし。松平因幡守・石川日向守、其外數千人、江戸の御留守を勤む。其日鳩谷に御止宿あり。領主阿部

佐竹義宣叛意なきを申開く

伊豫守御膳を獻ず。其夜、上方騷動の聞えありて、內府公の御耳へも入りたりとかや。廿二日、岩付に御著ありければ、城主高刀河內守御膳を獻ず。廿三日、古河に御止り、城主小笠原上野介御膳を獻ず。此所にて御自筆にて御書を書かせ給ひ、渡邊半藏を御使者として、秀忠公へ遣はさる。御口上に、本多中務急ぎ御本陣へ馳歸るべしと仰せらる。其御書の御文言、又は本多中務を召されたる御用知る者なしとかや。廿四日、野州小山に御著ありて、此所を御本陣と定めらる。是は賴朝卿、佐竹退治の時、爰に軍を留められし吉例を用ひ給ひしとなり。又、常陸の大守佐竹右京大夫義宣は、仙道口より會津へ攻入るべしと、兼ねて御下知ありけれども、義宣仰に隨はず、彌〻景勝同意と聞えあるにより、又、島田治兵衞を御使者として、其意趣を尋ねられしに、義宣は頃日出馬して、奥州棚倉に在陣せられしが、家老の面々偽りて、常陸介義重、太田の城にあり。義宣も老父と內談の事ありて、太田へ赴きたり。是より御返答申すべし。父子共に內府に對して、別心更になしと申すに依つて、治兵衞小山に馳歸り、此旨を申しければ、重ねて古田織部正重勝を御使として、水戶へ

遣さる。織部正は、義宣の茶道の師匠なるにより、義宣、內府公に二心あらば、意見すべき爲に、是非に對面すべしといひければ、家老の輩迷惑して、義宣方へ此旨をいひ遣す。義宣も內府の御出馬を聞きて、疑惑の心あるに依り、臺宿といふ所まで旗を返して居られしが、古田織部正に義宣の返答を聞くべしと責むるに依つて、留守の輩、又此旨を臺宿へいひ遣しければ、義宣力なく水戸へ歸り、古田織部に對面して、更に異心なき旨を陣謝せらる。是に依つて、佐竹の家老津戸村以下も人數を引きて、奥州より本國へ歸る。景勝は、義宣が心變りを聞きて、直に本庄以下を相計り、兼ねて定むる如く、一番合戰は、安田上總・島津月下齋相勤むべし。戰ひ半なる頃、本庄越前守別軍の先手として、千坂對馬・齋藤下野・毛利上總・高梨源五郎・松本內匠・長尾權四郎・木戸監物・上倉治部・中條越前・村上源五郎・山本庄藏・泉澤河內・淸野助次郎等、關山より橫鑓を草籠原へ馳懸り、江戸中納言と勝負を決すべし。內府蘆野へ旗を進めらる時、直江山城守二萬にて、根子鷹助より白坂に出でゝ、內府の左へ切懸り、景勝は精兵一萬二千人にて、長沼より關山の東を通り、小井堀・老髮を過ぎて、內

府の後に廻り、無二無三に突掛りて、若田川西原の沼へ追込むべしと、再び議定せられしとかや。又是に、浮田の家老花房助兵衞は、去年の春、彼家中騷動の事に依つて、佐竹義宣に預けらる。水戸に居たりしを、内府公小山の御陣に召し給ひ、佐竹は敵になるべきかと仰せられ、花房承り、父常陸介無二の御身方なり。嫡子右京大夫、大坂の人質を不便に思ひ、一旦景勝と與力仕るとも、始終御敵にはなるべからずと申したりしに、内府公、然らば其證據の一筆に、誓書を添上げよと仰せければ、花房申して曰く、人情の反覆測り難し。證文を認め申す事は、御免あるべしと申しけるに、助兵衞御前を退きて後、内府、御近習の輩に、花房は武道功者とも覺えぬ者なりと仰せらる。之は御身方の雜兵共が、佐竹義宣御敵となるに於ては、御大事なりといひあへるを傳へ聞召して、人情の反覆は御覺悟の前なれども、身方安堵の爲に、花房に證文を書くべしと仰せられたるに、助兵衞御斷り申すに依つて、聊か御氣色ありしとなり。彼助兵衞武功ある者なるに依つて、去年常陸へ下國の時、子供一人御領内に殘し置くに於ては、召仕はるべしと御内意あるに依り、池上本門寺に賤息一人

留置きたり。内府公、御鷹野の御序に本門寺に立寄らせ給ひ、助兵衛留置きたる子を召出され、御家人となし給ひ、榊原式部大輔に、名字を得させよと仰せらるゝに依つて、榊原氏になす。後に飛驒守といひたるは、花房が子なり。助兵衛も江戸へ召寄せられしが、小山にて名將の御見限りを請けたりとて、一生後悔せしとかや。又奥州棚倉の前の地頭赤館源七郎といふ者あり。父伊賀守も浪人なり。内府公當分の召にて、伏見の城に籠りしが、嫡子源七郎が方へ使者を下し、此度御忠節せよといひ遣はす。是に依つて源七郎從者三十人計り召連れて、御先手皆川山城守康照が陣所民家の內、岩屋の地藏堂に來り、內府公に密に申入れ度き意趣ありと申すに依り、山城守人を付けて、御陣所本多彌八郎方へ差遣す。彼に對面して、事の樣を問ひけるに、源七郎申して曰く、景勝堅く領內を守るべき爲に、菩提寺の毘沙門堂にて、家老武士共誓紙血判の約束をなし、士卒下々は神水を飮み、殊更景勝に從ひて、大手へ向ひたる四五萬の人は、白川を墓所にすべしと相定む。是更に妄說に非ず。然れば、白川の御合戰御大事なりと申しければ、源七郎を御陣所に留置かれ、內

家康、小山著陣

府公江戸へ御歸陣の時、御目見を請け給ひ、御具足を給り、御先へ罷り上るべしとあるにより、源七郎上方へ馳上り、中村一學忠一陣代中村彦右衞一榮が手に付けて、九月十四日、江尻口の迫合ひに晴れなる討死したりければ、内府公も不便に思召されけるとなり。去る程に、内府公小山御著陣ありければ、先鋒の諸兵勇をなし、御下知あらば手始めに、白川・長沼の城を攻落して、戰功を顯すべしといひあへり。

一學、秀忠公御前に於て元服し、松平氏を下され、松平伯耆守忠一と號す。伯耆國一圓に下され、都合十七萬五千石になる。其後亂心となり、慶長十四年五月十一日、狂ひ死に卒去し、家永く斷絶す。

鳥居・内藤註進附諸將上方發向

羽柴利長の註進

羽柴肥前守利長、加州より早馬を馳せて、内府公へ註進せられけるは、兼ねて仰を蒙りし如く、會津津川へ發向仕るべきを、頃日世間物騷なるに依つて、出陣延引の所に、上方一圓、内府の御敵となる。某も荷擔すべき由、度々申し越すと雖も、一向

に承引せず。却つて近日、舍弟能登守を召連れて、羽柴加賀守が小松の城、山口玄蕃が大聖寺の城を攻落し、夫より越前へ働くべし。景勝御退治は、暫く閣き給ひ、急ぎ上方へ御馬を向けられ、急に御退治あるべしとなり。同時に伏見の御城代鳥居彦右衞門・內藤彌治右衞門註進を申しけるは、石田治部、佐和山を出でゝ大坂へ越し、同意の輩と相談して、諸國の軍勢を召集む。是御當家を亡し奉るべき企と聞ゆ。定めて近日、御城へ攻寄すべし。城中志を一致にして、堅固に拒ぎ守るべし。御氣遣ひあるべからずとの趣なり。家康公、此註進を聞召して、鎮目市左衞門を御使に立てられ、結城秀康卿・蒲生飛驒守等、宇都宮の居城に殘り、秀忠公、其外先手の諸大名、何れも人數をば陣所に殘し、急に御本陣に參るべし。中にも黑田甲斐守には、急に仰せられ度き御用あり、諸大名に先達つて馳せ參るべしと、御使者追々に來りしに、此時、內府の思召を甲斐守推量して、羽柴左衞門大夫陣所に至り、此度上方の動亂に付きて、內府より、我等に急用ありと告げ來たれり。是は貴殿の心底を聞屆くべき爲と覺えたり。御心中承り度しとある時、左衞門大夫答へて曰く、上

福島正則家康に味方す

方の樣子聢と知れざる故に、兎角の事申し難しとあるに依り、甲斐守聞きも敢ず、此企は、治部才覺紛れなし。然れば、我等の思案を申すべし。去年、治部を相手にして爭論に及び、終に佐和山へ逼塞させ、今又、治部が發起に隨ひて、上方の方人すべき覺悟なし。貴殿も我等と御同心ありて、內府の身方せられよといはれければ、左衞門大夫つくぐ〱と聞きて、申さるゝ所は去る事なれども、大坂に人質あり。其上、治少と中惡しきは私の事なり。秀賴公を脇になし申さん事、如何あるべきと答へられければ、甲斐守、又押返して、仰は餘儀なき樣なれども、今、秀賴公御幼少なれば、此事は御下知あるべき樣更になし。又、人質の遠慮も、去る事ながら、此度貴殿引分れて、上方へ御上りあらんに、御子息刑部殿を容易く御同道なり難かるべし。然れば、一方の人質を捨てらるべき事勿論なり。假令各〻我等大坂の人質を捨て置きたりとも、石田・增田以下、安々と殺害すべきにも非ず。然れば人質の御氣遣なく、ひらに內府の下知に隨はれよと、理を盡して意見せられければ、正則終に承引して、內府の身方すべきに定めらる。斯くて甲斐守小山へ參向ありて、我等に仰聞けら

れ度との御急用を推量して、羽柴左衞門大夫と内談を遂げたる意趣、詳に申入れられければ、長政の推量、内府の思召に相叶ひし故に、甚だ御悅喜ありて、淺からぬ忠節なりと仰せらる。其後、秀忠公又は先鋒の大名小名、小山へ參著ありければ、山岡道阿彌・岡江雪兩人を以て、彼註進の書狀を諸大名に見せ給ひ、石田治部、去年天下の面目を失ひ、其遺恨ある故に、他事に寄せて亂を興し、諸人を語らひ入ると見えたり。今推量するに、景勝も必定石田と同意なるべきか。又、備前中納言・安藝中納言、其外諸國の大身・小身、彼に與みするとて告來らば、各詮議區々なり。假令石田が邪謀にもせよ、秀頼の御爲とある上は、其催促に叛き難し。其上、大坂へ人質を置かれし方々は、石田に與すべきかと、二の足を踏む人多かるべし。之も餘儀なき所なれば、唯今始終を思案ありて、石田をひかんと思ふ人は、早く歸國せらるべし。路次の妨げあるべからずと、懇に宣ひければ、諸將暫く疑惑して、兎角の御返答申す人もなき所に、羽柴左衞門大夫は、前日、黑田甲州と議定せられたる意趣ある故に、其座を進み出でゝ、内府の仰は去る事なれども、今更石田が下知を請けて、御敵にな

諸大名、家康に味方す

り申さん事存じも寄らぬ所なり。秀頼公へ御疎意なき內は、是愛宕八幡も照覽あれ、左衞門大夫に於ては、何時も內府の御身方致すべしとありければ、黑田甲斐守之を聞き、左衞門大夫申さるゝ如く、某等、更に上方へ罷上るべき所存なし。存亡を當家と共に極むべしと、挨拶せられければ、末座に控へたる德永法印坐を進め、兩人の申さるゝ樣に私式迄、上方の援仕るべき心中曾てなしとあるにより、此三人の出語を以て、座中一同に決斷して、皆御旗下に屬すべき由を申されけり。道阿彌・江雪此旨を內府へ申しければ、甚だ御悅喜ありて、重ねて井伊兵部・本多中務兩使を以て、各の心中聞屆け祝著なり。今旣に前後に敵あり。何れをか先きに御退治あるべしと仰せければ、諸將一同に、先づ上方を御靜めあれかしとなり。是れ又家康公の思召す所に叶ひたりとて、御機嫌斜ならず。

俗本に、秀忠公、小山の御本陣に御參りありければ、內府公、井伊直政・本多忠勝・酒井家次・大久保忠佐・大須賀忠政・平岩親吉・牧野康成・本多康重・石川康通・松平家淸・菅沼定盛等を召し給ひ、今東西に大敵あり、何れを先きに退治あるべきと、御

井伊直政の計策

內談ありけるに、酒井家次申しけるは、景勝を捨てゝ、江戸へ御馬を入れさせ給ひ、諸大名を召して、二心ある方は國に歸り、時節を待つべし。御身方に志ある輩は、江戸へ集るべしと仰聞けられ、箱根を限りて持堅めらるゝに於ては、御領內へ敵攻入る事なかるべしと申したりしに、井伊直政が曰く、左衞門尉が申す所一理ある樣なれども、箱根を限るに於ては、居込みになりて、御威勢薄かるべし。駿府を御本陣となし、濱松に秀忠公、吉田に忠勝と我等罷在り、岡崎に忠吉卿、清洲に福島を召置かれ、敵清洲を攻めば、吉田より救ひ、岡崎を攻めば、福島後より敵を遮り、其外の諸大名所々に陣取らせ、敵の形勢に依つて前後より、攻擊つべしと申しければ、本多忠勝思案して、彼兩人と同意せず、石田・增田、名を秀賴にかる上は、日々に多兵となるべき事勿論なり。佐竹義宣、別心の聞えあれども、老父常陸介無二の御身方なれば、御跡の妨げあるべからず。又、政宗・義光・秀治等、會津を窺ふ上は、景勝出馬すべきにもあらず。猶又、結城殿に二三萬の御人數を差向け給ひ、公も程なく御出馬ありて、美濃・尾張・近江の間にて、敵を御退治然るべ

し。然らば、景勝は獨り轉びせん事疑ひなし。此上ながら、榊原が御先手より罷歸るを御待ちありて、謀を定めらるべきにやと申しけるに、榊原も驄て御本陣に參るに依つて、合戰の始終を御尋ねありけるに、康政申して曰、景勝は强敵なれども、小敵なり。上方は弱敵なれども、大敵なり。景勝と鬪を取組み、上方の、御出馬あるべからずと油斷する所に、不意に出馬あらば、御勝利疑ひなしと諫め申すに依つて、本多・榊原兩人が申す所を御承引ありて、上方御退治あるべきに定められしとなり。今按ずるに、此說の眞僞知り難し。然れども、御先手の諸將と御相談なき內に、御內談ありたるにや。

家康の軍備

斯くて諸將へ御料理を給はり、其後內府公、諸大名御對面ありて、此上は淸洲侍從・吉田侍從を兩先手として、諸將殘らず馳上り、政則の淸洲の城に入りて、內府の御出馬を待ち給ふべし。井伊兵部少輔・本多中務大輔・其外御家人數十人御先へ上らせられ、家康公・秀忠公は、景勝押への御下知ありて、程なく御出陣あるべしとなり。此時、山內對馬守一豐・堀尾信濃守忠氏に會釋して、某等が海道筋の城々開き申すべ

し。御人數を入れ置かれ、御馬休めあるべしと申されければ、其志甚だ御悅喜に思召す由仰せらる。かく申されし故を聞くに、家康公未だ御出座なき中に、一豐、堀尾忠氏に御挨拶の內談あり。忠氏、其頃廿三才なれども、才智ある人なれば、取敢ず答へられけるは、內府、上方へ御出馬あらば、御隔心なき爲に、各我等が道筋の城を御用に立つべしと、申入れては如何あらんとありければ、對馬守手を拍つて、之を感じて、家康公の御前にては、信濃守に先達つて、此事を申されしとなり。家康公重ねて、德永法印に仰せけるは、貴殿は美濃案內者といふ老功の人なれば、一入精を出ださるべし。又、此度の勝負に於ては、如何あらんと御尋ねあり。法印承り、必定御勝利を得らるべし。御存じの如く、石田治部籠居の身として、大事を企て、歷々を一旦招き入るゝとも、軍中の下知差支へ、却つて脆く敗すべし。只願くは、景勝の壓を置かれ、一日も疾く御上りありて、御退治あれと申しければ、家康公聞召され、德永が存ずる所の如く、凡そ軍の勝敗は、將の一人に歸る事珍しからぬ所なり。我等は才智乏しくして、大將の器量にあらずと雖も、上方の諸將と算ふるに、家康と相麾を取

りて、雌雄を爭ふべき程の人もなければ、五十日の內外には、天下一統に治るべし。各〻戰功を勵み給へと、羽柴政則に御祕藏の驪の御馬を下され、德永法印へは、驄の御馬を與へらる。諸將、內府に對し奉り、更に別心あるまじきとて、誓詞を捧げらる。去る程に、會津の押へとして、結城三河守秀康を、宇都宮に留置くべきに定めらる。松平玄蕃允、家淸を御使者として、其旨を仰せ聞けられしに、結城殿甚だ怒り給ひ、上方の鬪ひ大切なるに、此表に殘り留まる事思ひも寄らず。假令、內府の仰せにもせよ、此事に於ては用ふべからず。押して御先へ馳上るべき由仰せける。御家來梶原美濃守・原隼人兩人を、松平玄蕃に相添へて、小山の御本陣へ遣し給ひ、上方に出陣の御賴ありけるに、〔脫字アルカ〕內府公、彼兩人を召し給ひ、三河守年若き故に、其志理りなり。此事に付きて、直に仰せらるべき趣あり。急ぎ小山へ參向せらるべしとあるに依り、秀康公、頓て小山の御本陣へ御參駕ありければ、內府公御對面ありて、仰せけるは、此度上方へ馳上る諸大名、又は家來の妻子・人質、江戶に鬪ひの陣あるべからず。其上、會津の押へには、其方に玄く者あるべきや。景勝討ちて上るとも、宇

都宮にて防ぐべからず。彼利根川を越えたりと聞かば、諸勢悉く押出たし、景勝が跡を附慕はゞ、必ず取りて返すべし。此時諸勢を下知して、一時に雌雄を決すべし。其爲に御邊を留守居とするなり。又、此具足は我等弱年より著ふるしたれども、一度も敵に押附け見せず、祕藏の鎧なりとて、結城殿に與へらる。宰相殿、此時心釋けて、忝き由仰せられしとかや。

一本に、上方騷動の聞えありければ、家康公、本多佐渡守と御內談ありて、結城秀康卿を宇都宮より召され、上方に大敵起る事を仰せられて、謀の得失尋ねられしに、秀康卿仰せけるは、急ぎ御馬を向けられて、兇徒御退治あるべきなり。某不肖の身なれども、御跡に止り、景勝を壓へ申さんと、御返答ありければ、佐渡守手を拍つて、天下泰平の成功は、此御一言に止るべしと申しければ、家康公も甚だ御悅喜ありて、結城殿を野州に止め置かれ、上方へ御人數を出だされたる事と記す。今按ずるに、此說の虛實知り難し。但、文に顯はす如く、結城殿、此時の御留守を一旦承引なかりしが、實事なるべきにや。

其後、家康公、羽柴政宗・最上義光・羽柴秀治等の搦手の諸將へ、飛脚を立てられ、此段、石田治部、諸國の人數を召集め、天下の亂を起すにより、彼一黨を退治の爲に、上方へ御手遣あり。先づ各〻も攻口を退き、景勝が方便に隨ひ、攻守覺悟せらるべし。又、相馬彈正大弼盛胤は、宇都宮へ來りて、景勝が押への勢に加り、秋田藤太郎實秀・津輕右京進爲信は、近日江戸へ馳上り、家康公上方へ御出馬の時、隨ひて發向あるべしと仰遣はさる。

後號城之介

家康、上方發向の部署

斯くて上方發向の行列を定めらる。一の御先き、羽柴正則・羽柴越中守・黑田甲斐守・羽柴修理允・加藤左馬介・藤堂佐渡守・田中兵部大輔・德永法印・金森法印・羽柴伊賀守・富田信濃守・古田兵部少輔・稻葉藏人・分部左京亮・市橋下總守・井伊兵部少輔・本多中務大輔等なり。二の御先き、羽柴輝政・淺野左京大夫・堀尾信濃守・山内對馬守・有馬法印・子息玄蕃頭・中村彥左衞門尉・一柳監物・西尾豐後守・九鬼長門守・水野六左衞門等、七月廿二日・同廿七日、野州小山を打立ち、同廿九日晦日に武府に至り、質人を江戸の御城中へ入れ置きて、兩御先手、八月朔日・二日に武州を發つ。

一書に、先手の諸將小山へ歸參の時、何となく下々騷ぎ立つて、諸大名の陣所騷動に及びたり。此時、白川より二三萬の人數を出して、馳懸るに於ては、御身方危かるべきを、景勝の失計なりと記す。尙右按ずるに、太田原より白川迄、十餘里を隔たりし騷動を、白川へ聞ゆべきにもあらず。假令、又、其聞えありたりとも、敵地十里計りの長途を、出勢なり難かるべし。然らば、必定景勝の失計ありとはいひ難きにや。

内府公は、諸將上方へ馳上りし後、奧平藤兵衞を召し給ひ、黑田甲斐守に仰せ聞けらるゝ御用の事あり、急ぎ途中より馳歸るべき由、甲斐守に申聞かせよと、仰せらるるに依り、藤兵衞上方へ馳赴く。然る所に、備前中納言・安藝中納言、其外、前田德善院・增田右衞門尉・長束大藏大輔等、家康公に叛き奉り、斯く實說聞えければ、其旨を諸將へ御知らせあるべき爲、又は彌々賴み覺し召す由にて、山本新五左衞門・大塚平右衞門を御使者に立てられ、御書を御上せありしが、黑田長政は、武州原太より小山へ歸參の道中にて、其御書を拜見せらる。趣に曰、

先度御口上以後、大坂奉行（私曰此奉行とかゝせ給ふは、秀家・輝元以下の事なるべし。）別心の由申來候旨、可レ令二相談一と存候所、御上り故、無二其儀一候。委細之樣子、羽三左へ申渡候間、能樣に可レ被二相談一候。猶山本新五左衞門・大塚平右衞門、可レ申候。恐々謹言。

七月廿九日　江戸內大臣家康

黑田甲斐守殿
御陣所

黑田長政家康の疑を解く

此時、諸將へ給はりたる御書の御文言、皆斯の如し。但、家康公豫てより、奉行の別心を御推量ありて、諸將へ其御約諾ありし故に、秀家・輝元以下、別心の聞えありけれども、上方へ馳上りし諸將、一人も異心なかりしとなり。斯くて黑田長政は、小山の御陣所へ伺候ありけるに、家康公、長政を御前へ召し給ひ、彼是內談の御序に、羽柴左衞門大夫が心中、此上ながら覺束なしと仰せられければ、甲斐守承り、知し召さるゝ如く、左衞門大夫は、常に貴公に心を寄る者なり。殊に石田と不和なれば、更に御疑ひあるべからず。彼野心あるに於ては、某彌〻意見を加へ、御敵にはなすべからず。兎にも角にも、左衞門大夫が事は、私に御任せ置かるべしと、御返答ありければ、家康公

甚だ御悦喜ありて、長久手御陣に召給ひし齒朶の御盔（かぶと）を、長政に給はり、翌朝、長政發足の時、御鞍置馬を與へらる。

一說に、此時黑田長政を召して、御密談の第一は、上方の御出馬を御遲滯あるべしと仰せられしを、甲斐守御內意ありたりといへり。今按ずるに、此一說、御密談の一事といふ。時代遙に隔りて、其虛實知るべき樣なし。然れども、甲州を途中より召還へされたる御用分明ならざる上は、此說おほやう實事なるべきにや。

甲斐守、重ねて小山を出馬せられしが、申殘したる旨趣ありとて、一封の書を使者に持たせて、內府公へ捧げられければ、本多彌八郞奉書を送る。其趣に曰、

御使者幷御一書の趣、懇に申聞候。何も相濟候間、御使者返申候。然者爰元、內府出馬之儀少も不ㇾ被ㇾ存ニ油斷一候、御心易可ㇾ被ㇾ思ニ召一候。先々之儀はかゆき申候樣に、御相談尤ニ令ㇾ存候。井伊兵部ハ病氣ニ候條、本多中務を淸洲迄被ニ遣置一候。能々御相談可ㇾ被ㇾ成候。恐惶謹言。

八月八日　　本多彌八郞
正純判

黒田甲斐守様 傳報

爰に土方勘兵衛雄之は、去年の秋、内府を失ひ奉りし〔らんカ〕とする聞えありて、常陸國へ謫せられ太郷といふ所に在りけるを、此度小山へ召出され、御直に仰せけるは、上方に大敵起ると雖も、金澤中納言一筋に身方せらるべき由申聞けられたり。其方急ぎ馳上りて、利長・利政兩人に心を添へ、彌々越度なき樣に萬づ相談あるべしとて、土方を加賀へ遣さる。彼勘兵衛は、利長・利政の從弟といひ、殊更利長の家老太田但馬守が兄なるに依つて、旁々利長・利政への御懇振りに、土方を金澤へ上らせられしとなり。又、大野修理亮治長も、土方と同罪に依つて、結城殿に預けられ、富屋といふ所に居たりしを、是も此度召出され、上方へ御出陣に召連れらるべしと仰せ出さる。

一本に、大野修理亮配所に居て、觀音に祈願をなし、百日詣したりし結願の日、内府の御免を蒙り、是偏に觀音の利生なりとて、觀音堂を立てたりしが、其棟札今もありといへり。尚右按ずるに、大野氏再び大坂へ歸り、秀賴の御爲を計ふべしと、一筋に思ひ入りたるか、又は無實の罪を口惜しく思ひ、他意なく祈りし故に

鬼神の慮を請けたりしにや。

又此時、田中兵部大輔吉政は、子息民部少輔忠政（後號筑後守）を人質として、江戸の城に殘すべしとありけるを、民部上方の戰に逢ひ間敷事を口惜しく念ひ、七月晦日の未明に、手の者三十人計り召具して、急に江戸を打立ち、上方へ馳上る。父兵部大輔之に驚き、羽柴輝政へ使を立てゝ、此旨を告げられしに、輝政、民部少輔が心中測り難きにより、早打ちを三州吉田へ遣し、留守居竹村彥右衞門（後號伊豆）に、田中民部を歴置くべしと下知せらる。民部少輔、本坂越に上る由聞えければ、彥右衞門馳向ひ、鄕人に紙小旗を多く持たせて、本坂の峠の坂に立並べ、其身は山下に出向ひ、民部少輔が馬を止む。田中は押して通らんとしけれども、本坂の昇りを見て、叶ひ難くや思ひけん、是より牛窪へ立寄り、御下知次第切腹すべし。彼所まで通して給はれといひしが、彥右衞門同心せず。吉田の城へ御入りありて、御左右御待あるべき由、互に問答する內、輝政より飛脚來り、民部少輔心中分明なり。通し申すべしとあるにより、田中異儀なく、本坂を越えて岡崎の城に入る。斯くて正則・輝政等の御先手、八

水野忠重父子和談

月十二日・十三日兩日、皆尾州清洲へ參著ある。水野和泉守忠重嫡子六左衛門（後號日向守）勝成は、久しく父の勘當を受け、國々を經歴して、近年備中國にありけるが、一兩年以來伏見へ出で、去年の春、家康公向島に御座ありし頃、六左衛門毎日御館へ參向す。父和泉守是を聞きて、内府、六左衛門を近付け給はゞ、某伺候申す間敷と、御内意を申入るゝにより、山岡道阿彌を御頼み、色々御意見ありければ、和泉守、仰せに隨つて、終に親子の和談あり。勝成御恩の忝さに、内府の旗下に就き奉りて、今度小山へ參陣す。然るに先日、和泉守、加賀野江彌八郎に討たれければ、其家督を相違なく六左衛門に與へられ、御先へ上るべしとあるにより、勝成承り、亡父和泉守が家老共に、其證據の御書を給はるべきかと願はれければ、水野が家老上田清兵衛・鈴木治右衛門・同久兵衛三人に御證文を與へらる。又生駒讃岐守・蜂須賀長門守も諸將と倶に上るべきを、兩人の父生駒雅樂頭・蜂須賀阿波守、敵に組する由聞えければ、讃岐守・長門守を暫く留置かれけるが、兩人の父使者を爲し、催促遁れ難く、一旦人數を出だすと雖も、内府に對し奉り、別心なき由申し上ぐる。又、浮田左京亮・戸川肥

諸將、三州吉田へ發向

後守は、元來浮田の家臣なれば、秀家に通ずる事もやとて、是をも殘し置かれけるに、一筋に御身方申すべき由、色々申し上ぐるにより、終に御許容ありければ、此時浮田左京亮・坂崎出羽守と名を改む。此外上方に分けて故ある輩は、何れも留め給ひけるが、皆聞屆けられしかば、彌〻二心ある間敷き由、各〻誓詞を獻じ、生駒讃岐守・蜂須賀長門守・小出遠江守・寺澤志摩守・龜井武藏守・坂崎出羽守・戸川肥後守等、七月晦日に小山を立ち、各〻人質を小田原の城に殘して、八月中旬に三州吉田へ著きしとかや。

眞田父子并田丸俱忠歸城

信州上田の城主眞田安房守昌幸も、家康公に隨ひて會津へ發向せんが爲に、嫡子伊豆守信幸・二男左衞門佐幸村、其外、家老、須原若狹・佐藤軍兵衞を召具し、上州大山まで打出でけるに、石田・大谷兩人より、安房守方へ連書を送り、今般天下の御爲に、大老・奉行談じて、內府を亡す催しあり。貴殿父子共同意ありて、會津へ出陣を止らる

べしとの趣なり。

一本に、石田・大谷、秀頼の奉書を送り、安房守信濃國、伊豆守上野國、左衞門佐に甲斐國を與へ給はるべしと、書付けたりと記す。今按ずるに、此説の眞僞計り難し。然れ共、石田・大谷兩人の判にて、國郡を給ふべしとは、書載せまじきにや。

眞田昌幸父子向背を談ず

昌幸、此書を披見して、大切の一儀なれば、伊豆守・左衞門佐が先陣にあるを呼返し、佐野の天明の山へ登りて、茂みの中に座を構へ、安房守いはれけるは、只今治部・刑部兩人より申聞けらるゝ旨、却て見るに、景勝卿御幼君に對し給ひ、逆心なき事分明なり。此上は内府を敵になして、此所より引返すべし。面々如何とありければ、伊豆守承り、仰せ誠に至極せり。今度内府に随ひ給はゞ、世上の批判惡しかるべし。

眞田信幸の意見

其上貴公は、石田治部と御緣者なり。左衞門佐は、大谷刑部が聟になりて、上方に筋目なれば、此者を召具し給ひ、先づ御領地へ御歸りありて、彌々御思案あるべきなり。某は内府の御懇意といひ、殊更、本多中務と緣者の好み默し難し。哀れ御赦免あるに於ては、徳川家の旗下に屬すべし。猶ほ志す所あり。若上方の軍破れ、城々

に籠る輩迄で、內府刑罰せらるとも、父と弟の危きを救ひ、夫のみならず、眞田の氏族斷絕なき樣に、某計るべしといはれけるに、左衞門佐聞きもあへず、憚りながら伊豆守殿へ、某御意見申すべし。內府儔ひなき懇切なりとも、太閤の御恩に似るべからず。又、本多中務と御緣者の因み斷る事なれども、是私の由緖にして、公儀へかかる事にはあらず。又、上方の軍破れ候に於ては、安房殿と某の身命を救ひ給はんとの事なれども、凡そ軍に功なければ、將より士卒に至る迄、多く戰死する事なり。然れば、父と某が存命の程も測り難し。又御苗字の絕えざる爲め、內府へ屬し給はんとあるも、事六ヶ敷き御思案なり。秀賴公の御爲に、一家忽ち亡ぶとも、御先祖へ不孝あるべからず、總じて人の身の上を見るに、亡ぶべき時止みたるが、却つて目出度き所なり。事新らしく申す事なれども、天正の比、安房守殿、家康と不和になり給ひ、三河勢、上田を攻むる時、一旦當家の武功に依つて、寄手を一時に斫崩すと雖も、家康公・北條同意して、大軍を催さば、籠城危かるべきを、秀吉公御下知として、礜の上に和談あり。此時、上杉景勝卿、越後より後詰を出だされしも、淺からぬ所なり。某

信幸の憤怒

以來、秀吉公の旗下に屬する事十四年なり。然る上は、君の御恩を忘れ、景勝卿の志を捨てゝ、內府の身方仕給はゞ、人たる道にあるべからず。幸ひ貴殿は、御弱年より御器量も人に勝れ、戰功もおはしませば、いつかと御用に立ち給ふべき人の、むだむだと敵になり給はんは、殘念至極の御事なりとありければ、伊豆守大に立腹して、安房守に先達つて無用の事をいふのみならず、內府の旗下に屬せん者は、人たる道に非ずというて、恣に我等を輕しめ譏る、今一言を出だすに於ては、卽時に討つて捨つべきぞと、打物の柄に手を懸けらるれば、左衞門佐取鎭めて、我等は君の御爲に死なんとある一命なれば、是にて御手に懸け給はん事、御免あるべしと返答す。安房守兩人を制して、兄弟のいふ所何れも謂れなきに非ず。先づ豆州が心を按ずるに、去々年、太閤薨去の後、內府自から權威あるを、老中・奉行忌み妬み、無理に內府の權柄を削らんとする所より、此亂も起ると了簡して、內府に心を寄すると見えたり。又、左衞門佐が論ずる所は、大老・奉行一人も殘らず、內府を退治せんとある上は、兎角詮議に及ぶぞとて、兄を諫むと覺えたり。伊豆守がいふ所も、一應其理なきに非ず。秀

眞田昌幸兩子の意見を批判

賴公の御大事も此度に限るべからず。旁、望に隨ひて、內府の身方すべき由、打釋けて許されければ、伊豆守は是より野州を越えて、秀忠公の御手に就き、安房守・左衞門佐と此所より引返す。

一本に、眞田安房守の事、內府七月廿三日、古河に御止宿あり。此所へ上州足利の小林十郎左衞門馳參り、今日午の刻、眞田安房守佐野近所犬伏より、信州上田へ旗を返したりと申しければ、眞田が子源五郎、此時御供申すより、松平淡路守中山右助に預けられ、古河の城に召置かれしが、城主小笠原秀政、御先手として出陣するにより、源五郎を岩付へ遣し給ひ、高力權右衞門に御預け、三年の後御免を蒙り、程なく病死したり、と記す。正說なるにや、覺束なし。伊豆守、內府へ御懇志を請ひたりといはれし故を聞くに、家康公、本多中務娘を妻にすべしと仰せられしに、父安房守承引せず。陪臣の娘を娶にせん事、思ひも寄らずとあるにより、秀吉公の御前にて、此物語仰せられ、某面目失ひ申したりと、ありければ、秀吉公聞き給ひ、貴殿の娘にして、豆州が妻にせられよと仰せらるゝに依つて、家康公、本多が

娘を御養子となし給ひ、終に婚禮ありしが、伊豆守を實の御聟に變らず、御馳走あるに依り、伊豆守御重恩と思ひ、天明の山にて密談の時も、此事を語り出されたりとかや。又一說に、伊豆守上田沼田より信州へ來り、父子三人上田を打立ちけるが、上方一左右ありければ、信州神名川の中洲にて密談あり、終には伊豆守と左衞門佐と、何やらん高聲に論ずるを、川岸にありたる眞田父子の家來、何れも聞きたる事なりといへり。今按ずるに、眞田父子神名川にて相談ありたるは、上方の風說聞えし故なるべし。石田・大谷兩人よりの書狀、此所へ到來せば、安房守・左衞門佐、上州犬伏迄は出陣あるまじきにや。但、眞田兄弟の爭論を推量するに、二男左衞門佐は、上方の企てを御聞屆けありて、御出陣あるべき由、父安房守を諫め、嫡子伊豆守は、唯速に御發向あるべしとの兩端にて、兄弟怒り諍ひしにや。又一說に、眞田父子三人、下野國へ著陣せしが、上方騷動の聞えあるに依つて、安房守と左衞門佐は、家康公へ御暇を乞ひて、小山より信州へ歸りしといへり。是異說なるべし。前に記す豆州兄弟の諍論、川岸にて聞きたりし眞田家來の物語りとて、老

人佐橋氏、予に語りき。是神名川の中洲にて、兄弟諍ひし時の事なるべし。天明の山にて、父子三人密談せしを、側に居たる眞田家來、堀田角兵衞物語したりと、香西氏予に語る。又、伊豆守老父に向ひて、貴公は治少と縁者なりといはれたるは、石田治少・眞田房州兩人ともに、宇多河内守が聟なる故なりと、いつぞや人の語りぬ。

眞田昌幸同信幸上田へ歸る

斯くて安房守・左衞門佐は、犬伏より上田へ歸りけるに、上野は內府の御領內なる故に、諸勢は本道を上田へ通し、安房守・左衞門佐其家老、須原若狹・佐藤軍兵衞は、赤坂山の麓へかゝり、伊豆守信幸が領地沼田へ立寄り、伊豆守內室又は幼き子息にも對面して、上田へ通るべしとて、先づ此旨をいひ遣しける。伊豆守は、左衞門佐が沼田の城下を燒拂はんかと思ひ、家老木村土佐を沼田へ遣す。伊豆守內室、安房守の案內を聞きていはれけるは、伊豆守殿は、內府の御身方となり、安房守殿・左衞門佐殿は、上方へ寄せられしとあれば、今は敵・味方なるに、城中へ請じ奉り、自ら見參に入り參らせ、幼き者を御目に懸くる事は、如何にも叶ひ難しと、返答あり。安房守之を聞き、此心付けなかりつるは、誠に我等が粗忽なり。流石本多中務が娘ほどあり

と感悦して、城下の正覺寺へ寄宿せらる。其夜伊豆守家來石廣と號する者來り、伊豆守殿は如何にと問ひけるに、左衛門佐聞きて、伊豆守殿は浮木に乘り、風を待ちて居られたりと答へければ、石廣覺束なき返答かなと思ひて、座を退きける。翌日、安房守殿・左衛門佐は、沼田を立ち、其夜大篠といふ里に火をかけ、其明りにて、鳥居坂を打越えしが、此所にて左衛門佐、名ある百姓三人切捨てゝ、上田へ歸りしが、安房守より、石田方へ註進の書狀を遣しける。治少返書を送る。其詞は曰く、

去三日之御書狀、六日子上刻至、佐和山參著、令二拜見一候。

一、先書に度々申入候參著如何。其國一箇國之仕置、其所に可二仰付一之旨、輝元・秀家・增右長・大德玄、（私曰、增田左衛門尉・長束大藏大輔・德善院玄以也、）從二拙者一可レ申道一旨被レ申候間、其心得候而、深志・河中島・諏訪・小諸・甲州まで之儀、成程弓矢御才覺可レ被二仰付一候。何茂上方に妻有レ之衆ニ候間、不レ可レ有二異儀一候。懸意之方は、押付成敗有レ之、其知行可レ有二配領一旨、各相談之上被二申定一候間、其旨可レ被二仰付一候。被レ移時候はゝ、其詮有間敷候。但、申二御字一候衆、此方へ可レ承候。美濃衆可レ被二差向一候議定候。羽右近儀者、各別

遣恨、其故御若輩之秀頼様を申掠、新知拜領曲事と被ㇾ仰事。

一、會津へ被ㇾ越二飛脚一可ㇾ被二仰談一儀、肝要候事。

一、越後之儀、久太（私曰、久太郎）彼國に差而承引も無ㇾ之條、上方闕國多ク候間、越後を被ㇾ遣二景勝に一、久太ニハ上方ニ而、拜領の様ニとの有増事。

一、川中島之儀（川中島、羽柴右近大夫領地、）御手に餘り候に付てハ、此方より被二仕付一可ㇾ有ㇾ之事。

一、羽肥前（羽柴肥前守）江戸に老母幷家老、（村井豊後・山崎安房、）人質を置候故歟、其敷の事ニ候哉、今に慥に御請不ㇾ申刻に、五郎左（羽柴五郎左衛門、但、其頃羽柴加賀守といひけれども、前名を書たる例あり）手前へ出入數抔と申ニ付、北國へも如ㇾ形被ㇾ遣二御人數一候。羽久太、上方へ無二の覺悟候。越後筋に候間、越中へ亂入候へと申遣事。

一、丹後國之儀、一國平均申、所務半は申付候。幽齋事、色々懇望ニ付、赦二一命一令二流罪一候。（田邊籠城後幽齋□京吉田にあり。爰に流罪と書けるにや。）長岡越中事被二御法度詐一内府、御若輩の秀頼様を申掠、取二新知一候故、遺恨深候。彼が妻子大坂に居候を、燒討（内室自害の後、留守居屋敷火を懸たり。爰には燒討と

書ける被二申付一候事。

一、先書にも申候大坂西丸、家康留守居の者、五百餘名居候を追出し、大坂の城西丸へ移二輝元一候。其以後、伏見之　に鳥居彦右衛門大將にて、千八百餘人籠居候。去朔日、從二四方一乘破り、一人も不レ殘討取、城中御殿、此間雜人原踏著候間、悉懸レ火、一字も不レ殘燒拂事。

一、內府會津佐竹を敵仕、僅に三萬の人數を持、分國十五城を抱へ、二十日路被レ上事、成物に候哉、路次筋之面々、今度出陣仕上方衆如何。內府次第と申共、二十年以來、太閤樣御恩を、內府、去年一年に相二替懇情一、秀賴樣に如在を仕、剩、大坂ニ候妻子を捨可レ申候。其上內府、各へ差て懇を無之と承候。右之分別も無レ之、自分の人數一萬、上方勢一萬計洛に上り候共、尾上の間ニ而可二討取一儀、誠天の與ニ候。然ば會津佐竹、貴殿關東へ袴を著可レ有二亂入一候。但、被レ捨二天道一仕置見え候間、不二罷上一事も可レ有レ之候。唯今進候備如左、各被二相究一事。

一、乘二此書立一候衆、何茂無二の覺悟ニ候。可二御心易一候。日本國之諸將之妻子入

置候大坂ニ候間、於二仕置一無二越度一候。兎角被レ及二四方軍行一、懸意翟可レ被二討取一覺悟専要に候。此方爲二仕置一、明月尾州表に被レ出候。岐阜と申談候。不レ可レ有二御氣遣一候。一手の筑紫衆は、殘二置佐和山一、用次第可レ被レ打二出尾州表一。輝元人數一萬計、吉川・安國寺召連れ、長大同道ニ而昨日被二討出一候。其外勢州表、書立る次第に候。鈴木越を被二打出一、輝元儀、自然家康被レ上候はゞ、濱松迄被レ着候時分、人數二萬召連、至二勢州一、出馬可レ被レ仕相定候。此書立の人數、五三日已前、悉從二國々一駈上相交候。於二仕置一は可二御心易一候。其上金銀玉藥料入事候はゞ可レ承候。從二秀頼樣一可レ被レ遣候。太閤樣御之金銀幷闕地、何茂御忠節次第、それ〴〵に被レ可レ下候。今度伏見表手柄仕候。九州衆ニハ。內府、江州十萬石を割付られ、當座の引出物に金銀を添、感狀被下候。

一、定而可二聞召一候。水野和泉守、三州池鯉鮒に居候所に、加賀之江彌八郎と申者出陣仕候に、立寄致二口論一加賀之江彌八・三成と密談、此事有けれども、爰ニハ口論と書ろにや。彌八郎、和泉守を殺候。其座に堀尾帶刀居合扱、共に是も被レ斬候。痛手ニ而早相果體ニ候。帶刀ハ新地取候

仕合と相違候。中式少も（中村式部少輔）病死、猶吉事切々可ニ申承一候。御用無レ之とも、可レ預ニ御飛脚一候。御內儀方大坂御入候一段無事ニ候。宇多（本名尾藤）河內父子、當城爲ニ留守居一今日當地へ被レ參、下野事、先日攻ニ伏見一候節、被ニ取合一家中之者、少之手負候得共、父子共に無事候。可ニ御心安一候。今度九州衆、不ニ大形一秀頼樣へ御奉公候。拋レ命無二之體に候。輝元同然候。恐惶。

八月六日　石田治部少輔三成

眞田安房守殿

追而豆州之儀、（伊豆守、家康公へ屬申されしと聞えしにより、斯く書けるにや。）如何に候哉、無ニ心許一存候。夜中相認候ニ付、落字無ニ覺束一候、以上。

又、濃州岩村の城主田丸中務少輔俱忠は、家康公に隨ひて、下野國迄下向しけるが、家康公註進を聞召されて、先手の諸將を小山へ召して、石田と同意の輩は、歸國あるべしと仰せける。中務大輔申して曰く、某治部少輔と懇志を受けたる者なれば、

上方へ罷上り、三成がなれる樣を見申し度しとあるに依り、家康公、御許しありて、御服を遣され、御腰物を與へらる。田丸忝き由御禮申し、七月廿六日に小山を出で、それより直に木曾路を經て、岩村の城に歸り、其の後大坂へ馳せ赴く。此の田丸中務は、伊勢の國司北畠親房の庶流にて、數代、勢州田丸にありしが、天正の中頃、秀吉公、蒲生飛驒守氏郷に勢州松坂を給はりし時、今の中務を氏郷に付け置かれ、氏郷會津へ入部の後、秀吉公の御意として、氏郷より中務に五萬石を與へ、三春の城主とせらる。蒲生の家にては、竝びなき大身なりし。然るに去年の春、秀吉公、羽柴秀行の采地を減少せられし頃、田丸は故あるものとて、太閤へ召出され、岩村の城を給はりき。此の恩忘れ難きにより、假令大老・奉行中の其の心底は如何にもあれ、かりそめにも、秀頼公の御爲と稱する軍なるを、餘所に見るべき樣なしと思ひ、家康公の御前にては、他人の思はくを憚り、石田を見つき申すとのみいひて、居城へ歸りしかば、其の留守に置きたるものども、寄手と攻鬪ひ候へども、田丸は實心ある者にて邪なく、秀頼の御爲を圖りし故にや、罪科の御下知なかりしといへり。

關原軍記大成　卷之六　終

關原軍記大成 卷之七

羽柴秀治會議

内府公、會津へ御出馬あるべしとて、口々の御手先を定め給ひ、越後の國主羽柴秀治(本氏堀久太郎)は、津川口より會津へ攻入るべしと御下知あるにより、秀治の一族郎徒、春日山の本城に馳せ集り、城攻めの利害を計りけるに、秀治の老臣堀監物直政が四男丹後守直寄、主君秀治を諫めて曰く、先君秀政公、太閤の御幕下に屬し給ひ、逝去の頃迄八九年が程、深く御恩徳を請けさせ給ひ、貴公御家督を御繼ぎありて、又八九年が間の御懇情淺からず。然るに今度、大老・奉行の面々、秀賴公の御爲に大事を企てらるゝ聞えあれば、景勝卿と御同意ありて、天下の安危を計り給へと申しければ、秀治、此時老臣監物に向つて、御邊が了簡聞かまほしきとあるにより、監物申して曰く、丹後守

が申す所、主君と某身の上に於て、太閤の御恩澤を忘却せざると申すものなり。然れども御家は、信長公の御恩によりて起り給ひたれば、さまで秀吉公の御恩とはいひ難し。此故に御父秀政公も、信長公の御子孫、いつとなく衰へさせ給ひしを、人知らず御歎きありて、如何なる謀もあるべきかと、仰せ聞けられたる事度々なり。御隱密の仰なれば、四人の子供にも、今日まで申聞かせずと雖も、諸將其外四人の子供疑なく今度戰功を勵み申す爲に、御前に於て、御物語申すなりといひければ、丹後守、又秀治に向つて、御家の起は信長公の御恩なりと、監物が申す所はさる事なれども、貴公・某などの、物を覺えてより次來は、皆太閤の御懇遇に依つて、斯く御大身となり給ひぬ。然るに堀の御家は、信長公の御恩により起り給ひ、秀吉公の御惠はなかりしといひなして、御幼少の秀□公に二心あらば、天下の嘲を請け給はんか。某未だ若輩といひ、兄雅樂介後號監物・淡路式部を閣いて、老父と爭ひ申すは、身の程を知らざる樣なれども、戰の勝負は兎も角もあれ、弓矢の道に於ては、深く御思慮あるべき事なるに依つて、再三憚り申すなりといひければ、監物にこ〳〵笑ひながら、其方は

今度の企を、實に秀頼公の御爲と思ひ、又、内府の負け給はん事を憚りて、再三所存を申すと見えたり。さり乍ら、今度の企をなす輩、多くは實心より出でたるにもあらず。内府又並びなき智將なれば、必定戰に勝利なるべし。然るに邪なる義理立して、秀頼公の御爲にもならず、徒に國を失ひ給ふべきなり。我れ弱年より、老年の今に至る迄、國の存亡、戰の勝敗を計り、さのみ越度を取りたる事なし。一座の面々此戰に疑をなさず、武功を顯すべしといひて、相談を極めければ、丹後守其外の輩、各々席を立ちけるなり。其後内府公、大坂を御出馬ありて、江戸の城に入らせ給ひ、七月中旬、江戸を御出陣あるべしと聞えけるが、羽柴秀治は、其一族藏王山の城主羽柴美作守・三條の城主堀監物・嫡子雅樂助・二男淡路・三男式部・坂戸の城主堀丹後守・本城の城主村上周防守・新發田の城主溝口伯耆守・下倉の城主小倉主膳・椽尾城主神子田八右衛門、其兵一萬八千餘人、御下知を待つて、津川口へ出陣せらるべしと、内々議定ありけるに、秀家・輝元・増田・石田・長束以下、西北の軍勢を催促して、東西より内府を伺ひ奉る聞えあるに依つて、内府公上方御退治の爲め、野州小山より軍を返

石田三成秀治・直政に書を送る

し給ひ、羽柴政宗・最上義光・羽柴秀治等の搦手の諸將、先づ戰を止めて、馬を入れらるべしと御下知あるにより、秀治は春日山に在城せられ、國中の城主は各〻歸城して、其所を守る。此時、堀監物は嫡子雅樂介に三條を守らせ、其身は淡路式部を召連れて、春日山の本城に居たり。然るに石田三成方より、秀治と監物が方へ書狀を送り、金澤中納言・小松宰相以下の北國の諸將、皆此方と同意承り、秀治・直政と君臣相計りて、北國の通路を開き、景勝卿に合力して、御忠節せらるべしとなり。監物、此書狀を披見して曰く、金澤中納言老母に家老を相添へて、人質を江戸へ出させたる上は、內府に對して、一向二心なかるべし。然るを上方一味とあるは、正しく石田が謀なるべし。然れども、若し肥前守人質を捨てゝ、上方と同心せらるゝに於ては、前後に敵ありて、當國の守、覺束なし。此上は我等に任せらるべしとて、三成方へいひ送りけるは、秀治若輩なるに依つて、頃日內府に心を通じ、違變あるまじくとの所存なり。去り乍ら、秀頼公の御爲に、此事を企て給ふとあれば、我等に於て默止難し。秀治に諫言して、是より御返事申すべしとて、飛脚を返し、其後、羽柴利長の家

堀秀政、同直政、信長の臣となりし由來

老横山山城守の方へ使者を上せ、中納言殿上方と實に御同意の聞えあり御老母を捨て給ひ、內府と御異變あるべき樣なし。定めて世間の風說ならんか、景勝、假令國中の軍勢を打拂ひて、北國より發向せらるゝとも、當家に於ては、堅固に拒ぎ守るべし。兼ねての御約束を御違變なく、內府の身方せらるゝに於ては、御子孫も繁榮たるべし。是彼に付きて、御心中承りたしとありければ、利長卿殊の外驚きて、何とて內府に背くべき、更に疑あるべからずと、分明の返答あるにより、監物彌〻決斷して、內府公の御身方すべきに定めけるとなり。彼監物は、左衞門督秀政の從弟なり。秀政・直政兩人、織田の家人となりし後、君臣の約をなしたる故を聞くに、信長公鷹狩に出で給ひし時、民家に入りて、水を乞はれけるに、一人の老女、新しき茶碗を取出し、改めて水を參らせけるに、信長公の御心に叶ひけるにや、汝何なりとも所望あらば、叶へて得さすべしと仰せらる。老母承り、婆が昔持ちたる二人の男子は、先達てなくなり候ひぬ。其兄弟の子が形見の男子二人あり。願くは彼輩を召出されて給はれかしと、申しければ信長公、頓て兩人を扶助あり。是則ち堀久太郎（後號左衞門尉）秀

政・同監物直政なり。兩人密に相計りけるは、今戰國の折節なれば、戰を勤むべき事眼前なり。凡そ小身より大身に至る迄、身に替らざる家來を持たずしては、更に其功なき事なり。然れば明日にも出陣して、早く手に逢ひたるを主人となし、堀の家を再興すべしと、約束したりしが、秀政初陣の高名あるにより、則ち兩人の內證を信長公へ訴へければ、彼輩未だ弱年なるに、其心付殊勝なりとて、直政を秀政の臣となし給へり。是より主從戰功を勵み、終に其家を興しけるが、秀政は小田原陣の頃、終に卒去せられ、直政は慶長の比迄存命して、秀治を輔佐したり。又監物が四男丹後守直寄は、三十郎といひて、十三歲の時、秀吉公近習に召出されしが、才智人に趁えたりとて、甚だ懇志を加へ給ひ、知行一萬石與へらる。久太郎秀治に越後を給はりし頃、秀吉公の御下知として、同國六日町坂戸の城主となし、秀治より一萬石を與へ、都て二萬石になせり。此時に太閤の御恩を忘却せず、景勝卿と御同意あるべしとて、秀治を再三諫めけるとかや。

景勝一揆催促

越後の前の國君謙信・景勝二代の間に、其身の罪、又は父兄の咎に依つて、暇出されたる者共、上杉の家風を慕ひ、多くは越後の國中に居たり。景勝卿、直江山城守と相計り、彼浪人共の方へ、密に使者を遣し、汝等舊恩を忘れずば、羽柴久太郎が枝城葉城を攻落して、御忠節すべしと下知せらる。彼久太郎國替の時、去年の所務を半納させて、越前より越後へ移り、景勝は年貢を皆納させられしにより、秀治の家老堀監物、直江が方へ使者を立て、越後の半所務を返し給はるべしと、いひ遣はせども、一向承引せず。誰の下知にて、越前の年貢を半納せられたるや。必定貴殿の誤なるべし。然らば越後の年貢を返し申さん事、得こそなるまじけれと答へけるに、監物是を憤り、景勝別心の御沙汰ある頃、榊原式部大輔迄、度々書状を遣し、近日内府公御出馬あらば、津川口の御先手は、久太郎承るべしと申す。其後大坂へ上り、景勝の企を訴へ申したるに、直江も是を聞傳へて、遺恨を含み居ける故に、彌〻越後の浪人

に一揆を勸めけるとなり。増田・石田以下も、羽柴久太郎、內府の身方するに於ては、越後は景勝の本領といひ近國といひ、旁〻彼國を一揆に人數を加へられ、久太郎を御踏潰しあるべき事肝要なり。但し、久太郎、上方にて一國を與へらるゝに於ては、越後を景勝卿へ返し申さんと、分明に御請ひ申したり。何の道にも前々の如く、越後を御領あるべしと、直江が方までいひ送る。頃日三成方より、直江に送る書狀に云、

細書則及二返報一候。內府、一昨十八日、伏見出馬にて候。兼ての調略任二存分一、天の與と令二祝著一候。吾等無二油斷一支度仕候間、來月始、佐和山罷立、大坂江可レ令二越境一候。輝元・秀家、其外無二之味方に候。彌可二心易一候。其表手段承度候。中納言殿江以二別書一申進候。可然御心得賴入候。恐々謹言。

六月二十日　　治部少輔
三成判

直江山城守殿

其二

六月廿九日之御狀到來、其表諸口丈夫に被二申付一旨、大慶不レ過レ之候。先書にも申入通、越後の儀者、上杉御本領に候間、中納言殿に被二下置一候旨、秀賴公御內意に

候。彼國の事成次第に、手段御油斷不ㇾ可ㇾ有候。中納言殿勘當にて、越後に殘居候浪人、歷々有ㇾ之由、柿崎三河守・丸田左京・宇佐美民部・萬貫寺加治等、御引付御尤に候。此節に候間、聊不ㇾ可ㇾ有₂油斷₁候。堀久太、大方大坂奉公の志に候。能登に上條民部可₂差遣₁候。尙追々可₂申入₁候。恐々謹言。

七月十四日　　治部少輔　三成判

直江山城守殿

斯くて三成は、家來筵田淸六といふ者を、潛に越後へ下し、彼國の浪人宇佐美民部・齋藤八郞・柿崎三河・丸田左京・朝日采女・安田平八郞・加地右馬・萬貫寺源藏・矢坂主膳・竹俣壹岐・七寸五分監物・庄瀨新藏・神保刑部・遠藤讃岐守等に、御忠節すべしといひ遣す。彼等が中に宇佐美民部勝行は、一揆の催促に從ひ難き意趣ありて、其旨を會津へ訴へけるに、宇佐美はさるものなりとて、景勝卿急ぎ歸參すべしとあるにより、民部・其子藤三郞・大菊丸父子三人、上下百八十餘人、六月下旬、會津へ馳せ赴く。彼の宇佐美は、賴朝の近臣宇佐美次郞祐茂が末孫なり、民部が曾祖父宇佐美能登守定與・祖

上杉謙信の爲人

父越中守孝忠・父駿河守定行迄、上杉の旗下に屬して、柏崎枇把島の城主たり。永正の頃、謙信の父長尾信濃守爲景、府內の城に居て謀叛を發し、妻有・左長・森山に於て、管領上杉顯定と相戰ひ、此時戰死せらる。是より爲景强大になりて、猛威を振はれけれども、宇佐美駿河は、父越中守が遺言を守り、一向爲景に從はず、剰へ一手を下知して、出雲崎・寺泊・新潟より出羽の庄內の沖まで打隨へ、顯定の子息播磨守定憲の方人して、永正七年より大永元年迄、十年計り爲景と相戰ひしに、時の管領上杉憲房の下知を受けて、爲景・定行和睦をなす。其後、天文七年四月十一日、越中國仙壇野にて、爲景戰死せられしに、爲景の家臣三條平六郎・黑田和泉・會津伊豆逆心を企て、爲景の嫡子長尾彌太郎晴景と相戰ひ、爲景の二男平三郎康景・三男左平治景房を殺す。謙信は爲景の四男なり。其頃、虎千代といひて、十三歲なるを林泉寺天寶和尙、人を付けて潜に橡尾へ落し、淨安寺の住持門察和尙を賴みて隱し置きたり。彼虎千代、武將の器量備はりけるにや、本庄美作守慶秀・宇佐美駿河守定行・大熊備前守朝秀・庄野新右衞門實爲等、虎千代を主君に侍づき、長尾平三郎(後號彈正少輔)景虎と名乘らせて、逆臣を

訣す。

一本に、宇佐美駿河は、先祖より神得流といふ軍法を相傳するに依つて、潜龍の圓備・陰陽の軍懸り等の祕訣を景虎に授けたりと記す。 倘古按ずるに、卽ち若狹の國君に仕へし時、宇佐美が円弟玉置朴齋といふ者に、彼方術を學び、一流の傳來をも、常に聞きたる事あれど、畧して記さず。

斯くて爲景の長子彌六郎は、舍弟景虎に士民の歸服するを怒り、景虎を殺害せんと催さる。 景虎諫臣と相計り、兄兩人を逆臣に討たせたるも、舍兄晴景の智計未練なる故なり。 其上、晴景の長く子孫を保ち給はん事覺束なし。 されば當家の長久を本とするは、先祖に勤ある所なりとて、終に兄彌六郎晴景を失ひ、長尾の家を相續せられしが、景虎俄に先非に恥ぢ悔いて、十八歲の時、變を起して不識庵謙信と名乘り、妻妾はいふにも及ばず、一生の間、侍女一人もなく、肉食を止めらる。 其後、上杉憲政の讓を受けて、管領職となり、上杉政虎と改名せらる。 此時、上野半國政虎の領地となれり。

尙古、予が父祖の何某も東上野に居たりし故に、憲政の下知を請けて、是より謙信の旗下に屬す。

又其後、公方義輝公諱の一字を謙信に給はり、政虎を改めて輝虎と稱せらる。智謀勇名、凡天下に著し。然れども一人の子息もなく、其家絕えなんとするにより、斯ては又孝心なきに似たりとて、同國上田の城主長尾越前守政景の子息喜平治景勝を相續とせらる。彼政景は親戚なるに依りてなり。然るに政景、管領を妒み、自立の謀ありと聞えければ、謙信、政景を殺害すべき爲に、宇佐美駿河守に內談せられけれども、定行暫く同心せず。事も見えざるに、政景を失ひ給ひては、後日の殃發るべし。時節を御待ちあれと諫めけるに、政景の隱謀分明なるにや、謙信更に承引なく、頻りに政景を殺すべしとあるにより、然らば某に任せ置かるべし。喜平治殿も御恨みなく、上田衆も御手に附き申す樣に、潛に計り申さんというて、其頃の居城同國野尻に歸り、永祿七年七月五日、政景を上田より招き、辨財天の湖の邊に出でゝ、漁師の漁するを見るに事寄せて、政景・定行只二人、小船に乘浮ばれしが、糀ケ崎といふ所

にて、定行忽ち政景と組みて、船を乘覆し、水底にて沈み、倶に死す。時に政景三十九歲、定行七十六歲とかや。定行が殘し置きたる一封の書中に、必ず某が跡を潰し給へと書きたるに任せて、謙信不便に思はれけれども、其子民部が十五歲の時、領地野尻を追放せらる。景勝の代となりて、新發田の城主新發田因幡守治長を、景勝自身攻められし事あり。此時民部、景勝の先手に交り、放生橋の戰に、盔首二つ討取り、平林内藏を賴み、實檢に入れて、歸參を願ひけれども、實父政景を殺したる者の子なりとて、景勝更に承引なく、年經て後、小西行長に具せられて、高麗へ渡り、平壤の合戰に勝ちたれたる働あるにより、太閤御感狀を給はり、小早川隆景も感狀を與へて、民部の武功を稱美せしなり。其外黑田長政・立花統虎後號宗茂も民部に懇意を加へられしが、傍輩を斬殺して、其子弟讐を報ひなんとするにより、日本に歸り、本國越後に隱れ居て、此時一揆の催促にあひ、亡父定行が謙信に忠を盡したる始終を述べ、永祿の頃政景公を野尻にて失ひたれども、定行も御機嫌を恐れ奉り、政景の御供仕りたる上は、御宥免あるべしといひて、又歸參を願ひしかば、景勝終に許容せら

れしとかや。

一本に、宇佐美父子が謙信・景勝に仕へて、武功ありたる始終を顯はし、其卷の中に、景虎大義を發して、舍兄晴景を殺害せられたりと記す。尙古按ずるに、晴景縱へ君父に敵する罪ありとも、舍弟景虎の是を計ひ給ひしに、如何にもして、死刑を宥めらるべき事勿論なり。況んや晴景に不孝不忠の一說もなし。されば周公旦の管叔を罪に行はれたる例も引難く、又大義とすべきいはれなし。是偏に、景虎の若輩と文盲より出來たる過ちなるべし。然れども二十にも足らずして、先非を悟り、孝悌の道を知らざりし故なりとて、不識庵主となりて、形を變へ、一生の間色欲肉味を斷ちて、不悌の罪を償はんとせられし心ばへ、尋常の人に似るべくもなし。都べて謙信の氣象と行ひを聞くに、君父を敬ひ、貞實を守り、勇義を好み、邪僞を惡み、法令を愼み、賞罰を正し、威嚴を備へ、禪法を尊び、古人を慕ひ、風雅をたくみ、智計ありて敵を挫き、仁心ありて衆を懷くる、是皆父祖の語り傳へ、又見來る舊記に證據あり。されば木下順庵の作れる律詩に、

不レ忍二雙鵰變一　起將レ救二洛陽一　權謀雖レ假レ相　名分欲レ勤レ王
八翼人心折　兩旗我武揚　平生多二義氣一　四海服二剛腸一

尙古、常に聞き傳へたる謙信の仁智を揚げていふ、家人廉將監が嫡子甚四郎、不義ある故に死罪に行はれ、父將監が方へ使を遣し、甚四郎が罪をいひ聞かせて、父母に憐みを加へられしに、將監、一旦は君命を畏りて、奥へ入りたりしが、薙刀を持つて使者に立向ひ、謙信公次には其方達に恨みなし、只子を思ふ道に迷ひて、氣が違ひたるぞといひも敢ず、二人の使者を突き伏せけるに、近邊の輩馳せ集り、其外働きたる家來を悉く誅戮す。此時手負死人三十人に及びたれども、謙信更に怒り給はず、一子を失ひて、氣違ひたるも不便なりとて、其妻と娘を厚く扶助せられしも、仁心ありとすべし。又蓬澤何某罪ありて、國中を追放せられしに、越中國に越えて椎名に仕へ、謙信越中へ出陣の中、彼蓬澤、鐵炮を以て叢に隱れ、忽ち謙信を擊たんとし、鐵炮を傍へ捨て泣き居たり。謙信彼を召して、如何に蓬澤珍しといはれけるに、彼承り、さばかりの仁君智將たるを、我等が手に掛け申

さんも空恐しく、又惜みても餘りある事を、尊容に向ひて思ひ當り候ひぬ。當にも屋形の御意に背き、今又斯樣に企て仕る事、我ながら極めて重罪なりと、泣く泣く首を刎らるべしといひて、ひれ伏して居ければ、謙信から〳〵と打笑ひ、仁智は我等に當らぬ虛名なり。急ぎ在所に立歸り、椎名に忠を盡すべしとありければも蓬澤、越後に歸りて、農夫となり、一生耕して居たりしとぞ。同じく越中陣の中、境川に浮橋を架けて、先手と旗本の通路を開かれしに、田中太左衞門といふ者、先手より使者に來りたるを呼びて、浮橋の下知如何にと問れければ、田中承り、長熊手の御用意なくては、危かるべしと荅へしに、謙信傍に居たる輩、一人も田中が心を悟らず、何事にやと呟きけるに、謙信忽ち頷きて、此策に從ひ、熊手を百本計り作らせ、川上四五丁が程の兩岸に番所を建て、人を入置かれしに、或時大雨續き、河水增りたる中を伺ひ、敵彼浮橋を突き切るべき爲に、材木を流しかけたるに、兩岸の番所より、彼の熊手を出して、材木を引寄せたりし故に、浮橋の妨げ少しもなし。彼太左衞門が一言を聞きて、卽時に發明せられしも、智ありとす

べし。又彼田中の背旗に書きしは、先手引けば後殿と書きたるを、謙信評判していはれけるは、若者の血氣に任せたる誤りはさもあるべし。田中が祕藏する背旗は年來と功眼には相應せずといはれければ、田中殊の外に迷惑して、魁殿は日の宣によるべしと、書き改めたりと聞きて、機嫌を直されけるとなり。彼功眼といはれたるは、敵陣を見計りて、幾度も眼に功驗ある故に、謙信の附けられたる異名なりとぞ。又謙信、村上義淸を伴ひ、廣野へ出でゝ鷹狩せられしに、義淸曰く、此野へ御人數を召連れて、備を立てさせ、列伍の調ひたるを見申し度しとありければ、安き程の御所望なり。只今見せ申さんとて、螺を一聲吹かせられければ、四五十騎計りの甲士隊、馬埃を立て馳來り、彼野に陣を布きければ、謙信、義淸に向ひ、此次には貝に連れて、卽時に馳來る筭約なれば、先づ二隊を見給へと申されれば、義淸つら〳〵之を見て、斯く陣列の正しき事、天下にも稀なるべしと挨拶せられたるも、法令正しき故なるべし。凡謙信の十二三より、四十九の逝去まで、人の見聞きたる言行、品々いひ續くるも暇なし。但、景勝老兵を召して、

亡父謙信の昔語りを聞き給ひしに、傍にて書きたる一本を、夜話略記と名付けて、さうなき實錄あり。此書を見て、謙信の行ひ仁義に近く、覇術に遠きを思ひ見るべしと、いつぞや人の予に語りき。

去る程に景勝卿は、家來齋藤三郎左衞門・長尾喜左衞門・多田浦傳藏・朝藏人を長澤の本陣に召寄せ、汝等は本國に家族の者ありと聞く、急ぎ彼地に赴きて、一揆の武主等に力を付くべし。敵地へ踏入りて、左右前後の差引する事に付きて、辛勞なる働きなれとも、選出だされたるを面目として、越度なき樣に相計らひ、追々註進をせよとありければ、各〻畏りて、景勝の前を退き、直江山城守が陣所に至り、始終の下知を承り、七月二十日の夜半計りに、直江が陣所高原を打立ち、津川口より、密に越後の國へ赴く。是に依つて、一揆の隊長齋藤八郎・柿崎三河兩人は、赤田北の下濱に旗を揚げたり。彼兩人の父齋藤下野守朝信・柿崎和泉守景家、謙信の時代に赤田下濱の地頭なるに依り、其嫡子齋藤八郎・柿崎三河相計り、舊領の民を語らひて、一揆を發す。其外丸田左京・朝日采女・安田平八郎・加治右馬・萬貫寺源藏・矢尾坂主膳・

竹俣壹岐・七寸五分監物・庄瀬新藏・神保刑部・遠藤讃岐・柿崎源左衞門等は、妻有庄・田川・下倉・新發田・本庄・五泉・分陀川・水戸・橋本・椽尾・上條邊に發りければ、國中の浪人馳集りて、一揆の籏下に附く。中にも三俣主膳・樋口與左衞門・山若長門・宇佐美主水・有坂齋・石坂與十郎・五智院・梅龍庵等は隱れなきものなり。彼輩數年浪人して居たりければ、武具・馬具は古びたれども、手鑓提げたる勇士七百人、雜兵都合八千人、鐵炮二千鋌、時の間に集りけるとかや。

堀直政、一揆を討つ

堀直政父子武功附小倉主膳戰死

一揆の伴類數十人、爰彼處に群り居けるが、手始めに上條の城を攻め落して、國中に振ひ、剩へ羽柴秀治の本城春日山を攻取るべしと相計り、吉日吉方を撰みて、時を移しけるに、秀治の家老堀監物、七月廿七日の曉に、逆寄せに攻め懸り、一揆の隊長石坂與十郎・三俣主膳、其外百八十餘人討取りて、東西へ追散らし、梅龍庵を生捕り、卽時に誅戮して、春日山の城下に首を並べ梟くる。上方に大軍發りて、身方危き

時節なるに、監物が此日の戰功、皆人感じけるとなり。一揆の殘黨は、妻有庄に引退く。斯かりしかば、一揆の隊長丸田左京・齋藤八郎・柿崎三河・朝日采女・齋藤三郎左衞門・長尾喜左衞門・遠藤讃岐・萬貫寺源藏・庄瀬新藏、其外春日山より退き來りたる宇佐美主水・有坂齋・神保刑部・七寸五分監物、彼是五千餘人、八月朔日の早天に、上田庄下倉城へ攻め近く。城主小倉主膳政照、又は秀治の菩提寺と號する眞言宗の坊主城兵を帥して、町口を堅めたるに、丸田左京四人に下知して、其邊の竹木を夥しく運ばせ、之を仕寄にして、町口へ攻め寄せ、剩へ竹木に火を放ちければ、餘炎町家に移るに依つて、小倉主膳・蓮正寺等防ぎ兼ねて引退く。丸田左京・神保刑部、城兵を追立て、三の丸へ攻め入りしに、小倉主膳、朱具足に燕尾の盔を被り、淺黄と黑段々の母衣かけ、穗長の鑓を取りて、七八騎突伏せ、寄手を追歸して門をさす。爰に坂戸の城主堀丹後守直寄は、君父を覺束なく思ひ、春日山へ赴きしに、一揆數千人、上田の庄に集りたりと聞えければ、丹後守は、坂戸の城を心許なく思ひ、春日山より馳歸りけるに、一揆下倉の城を攻むる由を聞きて、後詰すべしと相催す。時に家老の輩諫

めて曰く、下倉の寄手一揆なれば、御領内の民も心を通じ、御出馬の跡を窺ひて、此城を攻むる事あらん。御留守を承りたる面々、一命を捨てゝ、防戰するとも、御城内の小者中間等、一揆に内通するに於ては、籠城危かるべし。同じくば弓鐵炮に騎兵を相添へて、下倉の城を救ひ給ひ、殿の御出馬は止めらるべきかと諫めけれども、直寄曾て承引せず、近年此所を知行すれとも、士民を實に勞はりて、一事も民の煩ひをなさず。然れば何恨ありて、領内の者共一揆には與すべき。若恩德を知らぬ奴原、我等が出馬を窺ひて、此城を攻むるに於ては、下倉より僅に五里を隔てたれば、蜚の如くに馳歸り、一方より撫斬にするのみならず、其殘黨を搦め取りて、磔に懸くべしと、事もなき先きに怒を顯はし、手勢千八百人を相具して、八月朔日の四更の頃、坂戸の城を打立ちて、三里計り馬を進められしに、下倉の城早や落ちたりと風聞するに依り、左右の輩又諫めけるは、寄手下倉を攻め落す程ならば、必ず坂戸へは掛るべし。然らば大敵と渡り合ひ、途中の戰覺束なし。是より坂戸へ御引返し、御籠城然るべきかといひけるに、直寄是も同心なく、汝等が論ずる所謂れなき

には非ず。然れども、是より坂戶へ返すに於ては、下倉の落城に聞怖ぢして、這々坂戶へ逃歸りたりと、世の舌頭に懸るのみならず、君父の御不審を蒙るべし。攻めては汝等がいふ如く、一揆坂戶へ寄來らば、一戰の功もあるべきを、敵下倉城攻め落し、小倉主膳を討取りて、速に彼地を退くに於ては、足摺りをするとも甲斐なかるべし。其上丹後守程の者が、敵を追散さんと會うて、此所迄馬を出しながら、血も付かぬ鑓を横たへて、すご〳〵と坂戶へ歸るべきや。片時も早く下倉へ馳せつけ、一戰に敵を切崩し候はんといひければ、諸兵一同に勇決して、二日の辰の時計りに、小倉より一里こなたに馳せ付けたり。斯くて小倉主膳は、堅固に城を守りけるが、丹後守後詰の註進を聞きて、斬つて出づべしと勇むにより、蓮正寺同意せず。丹州の先陣を待ち請け、內外より突掛つて、寄手を追拂ひ給へかしといひけるに、主膳が曰く、未ば若輩なる丹後守に一命を助けられては、更に面目なかるべしとて、手の者六十餘人前後に從へ、城戶を開きて突いて出づる。寄手の先陣六百餘人、一足も去らず相戰ひけれども、必死の城兵に突立てられ、二町計り崩れけるに、二陣に控へ

たる丸田・齋藤・朝日・石坂等二千餘人、左の方より兵を進め、城兵の跡を取切らんと、堤に添うて馳懸かり、栃崎・有坂・七寸五分・庄瀬・宇佐美・萬貫寺等は、右の方より直に切入り、三方より揉立てけれども、小倉主膳事ともせず、敵兵數輩突伏せ、宇佐美主水と突合ひしに、敵二十人計り馳け寄せ、主膳を鑓玉に揚げて、堀へ突落す。去れども主膳したゝかなる者にて、堤へ這ひ上りしを、宇佐美主水、主膳を鑓つけ、終に首を取る。城主既に討たれしかば、寄手勇み進んで、城中へ攻め入るべしとする。遂正寺、城兵を下知して堅く防ぐ。是に依つて、寄手城邊を去つて、暫く息を休めけるが、丹後守後詰すると聞きて、あな事々し。老功の小倉主膳をさへ手も取らず討取りたるに、若輩の丹後守、殊更小身なる者なれば、前後より引包み、一人も洩らさず討果たすべしと、鑓衾を作りて待居たり。丹後守は陣列を調へ、しづ〳〵と馬を進め、節を量りて、一同に突懸る。城兵も突出でゝ、丹後守に力を合せ、左右より嚴しく揉立てければ、寄手忽ち利を失ひ、神保刑部・遠藤讃岐、其外物頭八人討死して、敗軍に及びけるを、丹後守息をもくれず追立て、首三百二十餘級計り取りて、凱を揚ぐ

小倉主膳討死

堀直寄の戰功

宇佐美主水等討死

る。柿崎・宇佐美・齋藤・丸田・朝日・萬貫寺等は、妻有庄・小千屋・田川にて敗軍を集め、又丹後守に馳向ひしに、丹州此旨を聞きて、山中數馬・速水織部に六百餘人相添へ、三階笠の馬章に、釘貫の旗を打立て本陣と見せて、道筋に陣を居ゑさせ、丹後守は精兵九騎・雜兵百八十人、傍に森ある其中へ控へ居たり。

一本に、太閤一年晳長老を召して、孫子が兵法を聞かれしに以レ正合、以レ奇勝と説きたるを、丹後守、太閤の御側にて承り、此時方術を用ひたりと記す。正説なるにや、覺束なし。

斯かりければ、柿崎・宇佐美等、手の者を進めて、山中速水が陣へ馳せ懸りしを、丹州は黑革の鎧に銀の鯰尾の冑を被り、手鑓を提げて、堀丹後守是にありと名乘り、横鑓に突きゝかる。中村與左衞・建部織部丹後守に立並びて鑓を打込みたり。本道に備へたる六百餘人も、鬨を作つて突き懸かりければ、敵兵既に列伍を亂す。此時宇佐美主水・七寸五分因幡守、其外物頭踏留りて、死を致す。其從兵二百人計り討たれて、彌〻陣列亂れけるを、丹後守間なく追崩し、首數五百餘級前後に得たり。丸田

左京・齋藤三郎左衞門・柿崎三河・朝日采女・有坂齋等は千餘人を引き纒ひ、二十町計り退きて、百姓の家に楯籠り、四百挺の鐵炮を備へて、堅く防ぐ。丹後守は、悉く討果たすべしと勇みけれども、日既に暮れかゝりければ、人數を引揚げて、下倉城に歸り、生捕りたる者を城兵に手の者を添へて、城を守らせ、翌日坂戸へ歸城して、家康公・秀忠公へ此旨を註進ありければ、兩君御書を與へらる。其趣に曰、

家康の感狀

從㆓會津㆒上田庄へ手出候處、則被㆑遂㆓合戰㆒五百餘被㆓討取㆒の由、手柄の儀共、誠無㆓申計㆒候。此上、無㆓越度㆒樣ニ仕置尤ニ候。猶西尾隱岐守可㆑申候。恐々謹言。

八月七日　家　康

堀丹後守殿

秀忠の感狀

自㆓會津㆒上田の庄へ罷出候處、則其方被㆓馳付㆒被㆑遂㆓一戰㆒於㆓手前㆒五百餘被㆓討取㆒之由、誠無㆓比類㆒儀、難㆓申盡㆒候。彌無㆓油斷㆒仕置等簡要ニ候。將亦此表無㆓別條㆒候間、可㆑安㆑心候。尙追而可㆓申入㆒候。恐々謹言。

八月九日　秀　忠

堀丹後守殿

此時西尾隱岐守、內府の仰を傳へて曰く、敵又其地へ働くに於ては、眞田伊豆守・牧野右馬允・本多豐後守・平岡主計頭、加勢として差向けらるべしとなり。

諸說に、會津の兵に一揆相添へて、下倉の城を攻めたりといふ。家康公・秀忠公の御書面にも、會津より上田の庄へ働きたりと書かせ給へども、今上杉家の說には、津川の城へ加勢の事なしといへり。實事如何にとも知り難し。又一說に、堀丹後守、下倉の城內へ軍使を馳せて、我等是まで駈付けたり。寄手を追拂ふべしとありければ、小倉が曰く、我等寄手を追散らすべし。それにて御見物あれといひて、城を出でたり。此時、丹後守も倶に馳懸り、相戰ふ中に、小倉は討死せしといへり。今按ずるに、小倉が戰死、此一說の如くならば、左もあるべし。本文に記す如く、堀丹州に一命を助けられては、口惜しかるべしといひて、敵中へ駈入り、忽ち討たれたるに於ては、不覺の行ひなるべし。又蓮正寺が始終の働、兵道に叶ひたりと聞ゆ。然るに堀秀治は、勿論の事、家康公・秀忠公御褒美の御沙汰なきは、如

何なる故にや、覺束なし。又按ずるに、一揆上條の城を攻め落したりと、舊記に出でたる故に、本文に記す。然れども、其城攻めの始末分明ならず。城主の姓名もなし。實事いかにと知り難きにや。

抑も彼丹後守直寄は、太閤の御意に叶ひ、秀治に越後國を與へられし中、父監物と相倶に國政を聞くべしと、下知せらる。秀吉公の御眼力明かなるにや。此時並びなき武功を顯し、内府公・秀忠公の御感にあへり。彼丹州、常に武備を好み、諸士を激勵せられたるに付きて、老人の曰く、丹州の小姓に何某といふ者あり。兼ねて元服を願ひけれども、丹州許容なきに依つて、力なく小姓を勤め居たり。或時、永日の勤番に倦みて、書院に出でたりしが、障子に小蝶の居たりしを捕へに懸かり、爰彼處に追廻りたるに、上の座敷にて、丹後守にひしと行合ひ、赤面して退きしが、番所を立去るのみならず、童の行ひしたる上は、罪科に所せらるゝとも、更に恨みなしと、心中に思ひ込みて居たりけるに、小姓頭を呼びて、何某を召されて來たれとあるにより、彌覺悟を極めて出でけるに、丹州の曰く、未だ若年の者さへ法式を守り、

番所を去らざるに、其方法度を破るのみならず、障子に居たる蝶を捕へかゝり、偏に兒童の戲をなす。沙汰の限りなる行ひなれば、忽ち罪に所すべしと雖も、彼蝶を取らんとする中、小聲になりて、何やらん物いふを聞きしに、丹後守が者、などか其方を遁して濟むべきかと、幾度もいひ返したり。依つて思案するに、戲言なれども、思ふより出づるといへり。我等を常に賴母敷く思ひ、武勇を勵む心なくては、いかで假にも此戲をいふべき。是賞すべき所なれば、兼ねて賴みたる如く、元服させ、少知なれども、二百石得さするなりといはれければ、彼少年、思ひの外なる事に思ひ、感淚を浮めて、丹州の前を退く。家中の輩も、此言葉に深く激勵せしとなり。又丹州は、やさしき方もありけるにや、岩舟檢校、官に進みて丹州の方へ來りしに、丹後守對面して、其方檢校になりたるは幸にて、盲目たるは不幸なり。今更盲目を歎くは、やくたいもなき事なれども、流石思ひ捨て難しとて、

岩舟のあたりに拾ふ貝はあれどみるめなきにぞ袖は濡れける

と詠みて、哀を催されしとぞ。彼岩舟は、丹州の家の子なるに依つてなり。

或說に、丹後守十三歳の中、秀吉公へ召出されしといふは非なり。父の人質に出づるを、秀吉公側に召され、甚だ御意に叶ひたりとて、監物が末子なれども、坂戸の城主とせられ、家康公も丹後守は智勇ある者と思召しけん、御薨去の十五六日前に、丹後守を御前近く召され、彼是仰せ聞けらるゝ御序に、戰の中は、其方も藤堂高虎・井伊直孝と同列に先手なり、將軍家の御爲めを計るべしと、仰置かれたりと記すといへり。

三條城攻附村上・溝口援助

爰に堀雅樂助直淸は、三條の城に居たりしが、一揆に攻め圍まれては、危かるべしと思ひけるにや。家老山中兵右衛門に手の者を添へて、三條を守らせ、其身は春日山に馳赴きしに、父直政甚だ怒り、丹後守は一揆起ると聞きて、坂戸の城を守るべき爲に馳歸りたり、汝は弟に劣りたる覺悟なりとて、荒らかに折檻するにより、直淸三條へ歸りけるが、下倉より引取りたる一揆の武主朝日采女・庄瀨新藏・矢尾坂主膳・

萬貫寺源藏・安田平八郎等一手になり、三條の城を圍む。有坂齋・竹俣伊豆兩人は、城邊を去りて、押への爲に陣を取る。堀直淸は、一揆多勢にて、三條の城を取卷きたりと聞きて、三條より五里を隔て要害の地に陣を据ゑて、村上周防守・溝口伯耆守方へ加勢を乞ひたりしに、其飛脚兩人を有坂齋が手へ生捕りて、獄門に梟くる。是に依つて、又禪僧を賴み、村上・溝口に後詰を乞ひたりとぞ。此時、本庄の城主村上義明、新發田へ飛脚を馳せて云く、國中に一揆發ると雖も、皆鄕人なれば恐るゝに足らず。然るに城に栖籠り、一揆を止めざるも無念なり。其上三條の城邊に、一揆馳集る聞えあり。貴殿も我等も同意ならば、三條へ後詰めすべしとあるにより、溝口宣勝も之に同意して、急ぎ出馬すべき爲めに、家臣茂呂次郎右衛門・窪與左衛門・戶井半右衛門を遣して、領內の人質を取る。彼三人、七日町の宿を過ぎて、川を渡りけるに、涉人一揆に與みして、窪與左衛門を殺す。殘る兩人は、危き難を遁れて新發田へ馳歸り、此旨を告げたりしに、伯耆守更に驚かず、手の者七百人を從へ、八月七日新發田を出馬して、分陀川に至り、村上方へ使を立て、是れまで出陣したり

といひ送りければ、周防守も頓て出馬して、溝口と一手になる。一揆は五泉村に陣をかけ、村上・溝口の三條へ後卷するを遮るべしとて、近邊の草原に三百人計り埋伏して、村上・溝口を待ち懸けしに、溝口が家來間太兵衞、伏兵を狩り出だし、百四五十人討取りければ、一揆等五泉村を退き、橋本の古城に籠る。村上・溝口、水陸二手になりて攻め掛りければ、一揆又橋本を捨てゝ、法華山に登りて陣を取る。溝口伯州、橋本の古城に入りて、狼煙を揚げたりしに、三條にも火を合せたり。然れども一揆多勢なるに依つて、三條の城へ委しく註進をすべき樣なかりしに、村上が家來相部治郎右衞門といふ者、さうなき幻人なるが、數千人取卷きたる城中へ、やすやすと入りて、防州・伯州、後詰に來りたりと告げ知らせ、村上が陣へ馳歸る。堀直清が家老山中兵右衞門、後詰に力を得て、翌八日、城門を開きて突き懸かる。一揆の隊長安田平八郎定治は、黑母衣を掛けて先陣に進み、嚴しく相戰ひしを、終に山中の方へ討取りて、寄手を追拂ふ。此日、山中が手へ首二百討取りたり。斯かりければ、山中兵右衞門使者を馳せて、雅樂介に此旨を告げしかば、直清馳來りて、三條の城に

入り。神子田八右衞門は、三百計りにて、椽尾より馳來り、是も三條の城を堅むるにより、一揆等重ねて攻め來らず。此時雅樂介は、村上周防守・溝口伯耆守を城内へ招き、後詰の禮儀を述べけるが、兩人は領内覺束なしとて、本庄・新發田へ旗を返す。雅樂介が父監物は、三條の安否を覺束なく思ひ、手の者を具して春日山を打立ち、柏崎に著しが、身方戰ひに打勝ちて、一揆悉く退きたりと聞えければ、彼も又春日山へ馬を入れたり。

相部次郎右衞門の幻術

抑も彼周防守家來相部次郎右衞門が妙術を聞くに、或時侒輩二三人、彼術士が宅に至り、端居して物語する序に、主の術士、銀河の鮎を各は喰ひたりやといふにより、興がる事をいふ人かな。爭でさる事あるべきといはれければ、然らば今宵の翫なしにと、銀河の鮎を取つて歸るべしとて、僕を呼びて、細引を幾筋も取寄せ、其細引を皆結び付けて、庭上へ下り、彼細引の端を取りて、空へ投上げしに、其繩、竿の如く立ちて、天へ上り、庭に積みたる手繰繩皆引拂ひたるに、其繩の末に取付きて、術士空へ上る。客人奇異の思ひをなして、空を見やりたるに、空中へ飛揚して、其形見えざりしが、やゝありて其形して下人に與へ、袂の中より、生ける鮎

の見事なるを二三十計り取出し、是を調じて客に饗應す。此類ひ奇妙あるにより、周防守見物すべしとありければ、鼻紙を裂きて、喰締し大豆程の大さなるを柱に押付けて、本の座に歸りしが、暫くありて、彼の付置きたる紙の中より、露落ちたるに、周防守を初め近習の輩、目をも放さず打ち守り居たりしが、其後には瀧となりて、座中へ其水漲るにより、防州最早無用なり。術を止めよとありければ、則ち座を立ちて、先きに附置きたる紙を取ると等しく、溢れたる水なくなりて、本の乾きたる席となる。其後周防守、家老を呼びて、彼が妙術怪しむに絶えたり。若彼を我が家に召置くに於ては、世上に其隱れもなく、此頃御禁制の切支丹の稱へあるべしなればとて、暇を出だしても行末の殃覺束なし。不便なる事ながら、無益の術を覺悟せし不祥に、腹を切らせよとあるにより、家老の面々否み難く思ひ、檢使を遣して、其旨を告げければ、彼術士力及ばずとて、己が賴みたる寺に至り、住持の僧に對面して、某切腹するに於ては、長持に納めて、鎖を下して、埋葬して給はれといひ置きて、腹一文字に切りければ、傍輩其首を打落し、彼が遺言に任せ葬りて、檢使の輩城に歸り、

家老の面々に會ひて、其物語りする内に、家老の方へ、相部次郎右衛門が送りたる文箱なりとて、持出しけるを、封を切りて披見するに、某何の罪もなく、死罪に逢ふべき樣なければ、某城下を出で、そこ〳〵迄で退きたりとの文言なり。檢使の輩驚いて、彼寺に至り、長持を掘出だして其内を見るに、大なる狸の腹切りたるがありしとかや。彼松江の鱸を釣りたる太慈が幻術にも劣るまじと、世にいひ傳へ、其傍輩の何某等、濃州加納の家中に居て、相部が妙術の品々を常に語りし、遺老のいひし儘に、無益の事ながら爰に書きつく。

下田合戰附柿崎・齋藤戰死

一揆の隊長丸田・柿崎・齋藤等は、下倉城を攻め破り、小倉主膳を討取ると雖も、堀丹後守に切崩されて、下田村まで引退く。是より先きに、會津の加勢奈良澤主殿・上倉庄兵衛・小佐原土佐・南條求馬・小鏡平八郎・蓼沼河内守・中曾根小左衛門等二百騎計り、津川の城に籠りけるが、丸田・齋藤・柿崎等、津川の城を後楯にして、下田の高陵を後

にあて、沼田を前になし、三段に陣を取りたり。羽柴美作守・堀雅樂介・同淡路・同式部・堀丹後守・神子田八右衞門等、岐阜の落城を聞きて、勇み悦び、九月八日、下田へ馳向ひしが、丹後守先鋒に進み、旗本を敵の脇へ廻し、横合より鐵炮を嚴しく打たせ、敵色めくを、先手丹後守、白熊の麾を振ると等しく、先鋒の一隊無二無三に馳せ懸り、二三町切崩しけるに、齋藤八郎・柿崎三河、五百計りにして引返し、手痛く相戰ふ中にも、柿崎三河は、洗革の鎧に柳葉の立物、大根に折掛けの指物さし、葦毛の馬に乘り、左右七八十人眞丸に成りて、丹後守が備を二つに駈け割り、銀の鯰尾の冑著て、河原毛の馬に乘りたる若武者は、堀丹後守なり。あますな者共と下知する所に、羽柴美作守・堀雅樂介・同淡路・同式部・神子田八右衞門等、面も振らず馳せ懸りければ、柿崎・齋藤利を失ひ、津川を指して崩れけるに、齋藤・柿崎度々返し合せ、兩人共に命を殞す。其外討たるゝ者數百人、甲冑首百七十餘級とかや。其後丸田・庄瀨・萬貫寺・水原以下二千餘人にて、溝口が領地へ押寄せ、佐々木川放生橋にて、伯耆守と相戰ひしが、伯耆守打勝ちて、一揆百二十餘人命を落す。又加治右馬・竹俣越中等二千

家康の感狀

餘人にて、本庄へ働きしが、是も利を失ひて、加治・竹俣討たれたり。此時の戰功に依つて、內府より羽柴美作守親直に給はる御書に曰く、

其表一揆蜂起之處、早々御成敗之由、御手柄無二申計一候。彌無二油斷一樣ニ仕置等被二仰付一尤ニ候。猶西尾隱岐守、可レ申條、令二省略一候。恐々謹言。

八月十七日　家康

羽柴美作守殿

其後作州より、秀忠公へ書狀を捧られしに、其頃大坂に御座ありて、御返書を與へらる。其趣に曰、

來書令二披見一候。仍自二會津一爲二物頭一齋藤・柿崎・丸田ニ加治、一揆下田村江楯籠候則、被レ及二一戰一速被二討取一候由、無二比類一儀共に候。然者平均相濟、內府大坂へ被レ移申候。萬方被レ屬存分候間、其表堅固ニ可レ被二仰付一事肝要候。猶期二來信一候。恐々謹言。

十月八日　秀忠

異說に、一揆下田にて勝利を失ひ、津川の城へ迯歸りしを、堀監物直政勝ちに乘つて、津川の城を乘取りたり。但、下田より津川迄、行程六里なりと記す。今按ずるに、景勝卿領內廿一城の內、白石一城ならでは落城せずと、舊記に出でたり。然らば津川の落城は、異說なるにや覺束なし。又一說に、柿崎三河、此戰に勇を振ひて討死したり。流石に和泉守が勇名を恥ぢたるにやといへり。今按ずるに、景勝の父謙信の時、柿崎和泉守景家と號する陣將あり。彼が認旗の葉附の蕪を見れば、强敵も恐るゝ程の勇將なりしが、信長公へ內通するに依つて、謙信彼を誅戮せらる。今の柿崎三河は、其子なるにや。但、老兵の曰く、柿崎和泉更に別心なかりけれども、制禁に背く。尾州博勞に我が良馬を賣りたる科に依つて、謙信彼を召籠めて置かれしが、泉州とても迯れ難く思ひ、領地へ人を遣して、妻子一族を片付けを計るべしと思ひけれども、泉州が居宅、春日山の城內なるに依つて、城門の外へ人を出だすべき樣もなかりけるに、柿崎が郎等に何某とかやいひし

者の曰く、某罪ありと號して誅し給ひ、其死骸を門外へ送り出だす樣にもてなし、棺中に別の人を入れて、御領地へ遣し給へかしと、密に語りけれども、柿崎暫く承引せざりしを、彼者强ひて諫むるに依り、然らば戰場にて、晴れなる討死したるに準らへ、其方の一命を乞ひ受くべしといひて、彼を切殺し、檢使を呼びて、其死骸を見せ、夜に入りて、其棺を以て外へ出だすにより、咎がは更になし、斯くて棺中に入れ替へたる者、柿崎が領地に至り、其妻子以下を他國へ遣す。柿崎は終に死刑に逢ひけれども、子孫は殘りたりといへり。然らば彼祕計にて、死を脫れたる柿崎が子孫、此時の隊長となりて、下田に討たれたるにや。

越後國に群居たる一揆、爰彼處にて利を失ひ、村上・溝口・堀等勇を振ひけるに、景勝の下知として、甥の上杉彌五郎義昌、上杉左近將監義直（後號畠山下總守、法名一廣）兩人を軍將となし、本庄越前守・甘糟備後守・津川彈正等の武將・士人兵數三萬餘人、津川口より越後へ寄來る風聞あるに依つて、堀・村上・溝口等、各〻居城に楯籠り、防戰の用意をなしけるとかや。

一本に、堀秀治の父秀政は、其始め本願寺の末寺蓮正寺の住持なりしが、程なく還俗して、太左衛門となり、蓮正寺に知行二千石寄附して、菩提寺とせらる。下倉城に籠りたる蓮正寺は、彼寺の住持なりと記す。今按ずるに、堀久太郎秀政、初め出家せられし事を聞かず。又、太郎左衛門といひたる説もなし。若秀政の父を太郎左衛門といひて、始め蓮正寺の住持なりしにや、覺束なし。又同本に、堀監物は丹後守が弟なれども、監物が母、秀治の母なるに依つて、父監物嫡子になしたりと記す。正説なるにや、覺束なし。又別本に、本庄の城主村上周防守義明九萬三千石、新發田の城主溝口伯耆守宣勝は六萬二千石、藏王山の城主堀美作守親直は二萬石、坂戸の城主堀丹後守直寄二萬石、椽尾の城主神子田八右衛門基昌一萬五千石。下倉の城主小倉主膳政照三千石、各〻秀治の旗下又は一族なり。中にも堀丹後守は、此時の武功に依つて、四萬石になる。又一萬石御加恩ありて、其後九萬五千石給はり、同國村上の城主に仰付らると記す。彼丹州の人品を論ずるに、或人、勇才ある人にもせよ、兄監物と訴論して、監物は勿論、主君越後守迄領地を沒收せら

れたるは、丹州の詉へ故なり。君と兄との危きを計らざる心ばへ、道を失ひたりといへり。尙古がいはく、越後守若輩なるを、監物無道に誘ひ、剰へ丹後守を憎み、國政邪曲ある故、丹後守是を歎き、本多中務は舅なるに依つて、越後の國政正しからざるは、偏に同名監物が所存なり。越後守、未だ弱年なれば、御宥免ある様にと願はれしに、監物、丹後守を駿府へ召して、御糺明ありしが、監物が邪佞紛れなし。然るに、越後守、監物を退けざるは不覺なりと仰せられて、越後守、監物主從共に身上を果たされし上は、丹後守あながちに君と兄とを詉へたる人なりとはいひ難かるべきにや。

關原軍記大成　卷之七　終

政宗歸國 附白石落城

伊達政宗領國下向を願出づ

内府公、會津へ御出馬あるべしと仰出されし頃、羽柴越前守後號二松平陸奥守一政宗、大坂西の丸へ參向して申入れられけるは、知召さるゝ如く、某が領地は、會津と相境ひたれば、景勝隙を伺ひて、領地へ攻入るべきも測り難し。御暇給はるに於ては、御先きへ馳下り、防戰の下知をも仕り度しと訴訟せらる。是は政宗、領內を守るに事寄せて、御先きへ下り、敵地を切取るべき爲めなり。內府公聞召され、申さるゝ所、理あれば、我等より先に領內へ下向せらるべし。去り乍ら景勝は、さばかりの大敵なり。此方より手出し、必ず無用なりと仰せければ、政宗承り、仰を背く樣にて如何なれども、斯樣の折節、敵の領地を切取るべからずしては、爭で大名になり申すべきとあ

家康、政宗の心中を察知す

りけるを、内府公御笑ひありて、今は御邊の心中分明なり。領地を守るに託けて、我等より先へ馳下り、景勝が領内へ人數を出すべき爲と見えたり。然れども、貴殿に限らず、今度功ある輩には、重々恩賞を施すべき約諾あり。下知を待つて、軍功を立てらるべしと宣ひければ、政宗重ねて申されけるは、會津の御恩賞は、景勝亡びて後の御裁許なるべし。若し其間に、景勝降參を乞ひ申すに於ては、寶の山に入りて、空しく歸る譬なるべきか、一日も疾く罷下り、敵の虛實を相量り、景勝が領地を削り取りて、茶の代りになし申したしといはれければ、内府彌〻興に入らせ給ひ、返す返す越度なき様に下知せらるべしとて、頓て御暇給はりければ、政宗悅びて、六月十四日、大坂を立ち、領地大崎へ下向せらる。

家康、政宗の願を許す

一本に、政宗既に大坂を立ちて、領地へ下向の註進ありければ、伊達の家臣等相談して、景勝の領内へ攻入るべきに相定め、伊達阿波元實・片倉小十郎景綱、彼是七千餘人、六月廿三日、簗川の城へ兵を進む。彼城には、須田大炊助長茂居たりしが、景勝、横田大學・鬼生田大膳・金子美濃・大塔小太郎・住谷太郎左衞門・島倉孫

左衞門・猪村玄蕃等二千餘人、簗川へ差向けらる。又是より先に、佐竹義宣の家人車丹波守虎武も、水戶より簗川へ來りぬ。前の大崎の屋形義隆も、須田大炊に加屬す。城主須田長茂は、其頃二十三歲なれども、亡父相模守に劣らぬ強將なるが、政宗の軍勢寄來ると聞きて、簗川を打立ち、大被といふ所へ逆寄せに切つてかゝりければ、政宗の兵士も取合ひて、鐵炮迫合數刻に及びしが、寄手の武者色亂れ立ちて、敗軍になるべかりしを、伊達・片倉兩人、敵味方の中へ割込み、列伍を崩さず引揚げたり。須田長追ひもせず、盜級十八討取りて、簗川へ軍を打入れたり。此迫合を、上杉・伊達の矢合せといひ傳へたりと記す。尙右按ずるに、政宗は、一筋に內府の御身方なるにより、其證據を顯すべき爲め、戰の勝負に係はらず、景勝の領地へ攻入るべしと、大坂より下知せられし故、各〻簗川へ兵を進めたるか、さなくては、元實・景綱等の一族家老と雖も、恣に出陣も成難し。又、須田鐵炮に打立てられて、脆く敗北すべき樣もなし。但、此矢合せの鐵炮迫合、異說なるにや、覺束なし。

政宗、白石へ發向

政宗、白石城を攻む

斯くて政宗は、景勝の領地を過ぎて、佐竹領又は相馬・岩城を通り、所々に逗留して、七月廿二日、領地大崎へ歸り、翌廿三日の夜中に領地を打立ち、片倉小十郎景綱を先鋒となし、景勝の領內刈田郡白石へ發向せらる。彼白石と大崎の間、行程十餘里あり。景勝卿會津へ入部の時、白石は政宗が領地と相境ひ、第一の手先なれば、勇智の兼備へたる武主ならでは、召置き難しとて、甘糟備後守淸長を白石の城主に定めらる。甘糟は、始め長尾越前守正景の先手として、度々武功を立てたる强將なるに依つてなり。然るに彼、甘糟備後守、會津へ妻子を召置きたりしが、其妻身罷りたりと告ぐるに依り、葬禮の爲め、又は幼少の子供が愁歎するを聞きて、不便に思ひければ、家老豐野日向を本丸に止め、甥にて聟なりける登坂式部、二三の丸を守らせて、潛に會津へ赴きしに、白石の城下に內通する者ありて、城主甘糟備後守會津へ赴きたりと、大崎へ告げければ、政宗天の與へなりと悅び、唯一日休息して、領地を立ち、廿四日の午の刻計りに、白石に馳著き、町口に火をかけて、大手搦手より兵を進めらる。甘糟が留守に置きたる豐野日向・登坂式部は、政宗の歸國さへ知らざ

りしに、思ひの外に取懸けられて、城中の騒動斜ならず。然れども、豐野・登坂兩人、共に戰功ある者なれば、塀裏を嚴しく堅め、鐵炮を放つて寄手を防ぎ、會津へ註進の飛脚を遣す。寄手の隊長濱田治部は、弱年なるに依つて、石田豐前に濱田が後見すべしと、政宗下知せらる。濱田治部諸兵に先立つて、三の丸の門前に進みけるを、石田豐前は力量ある者なるが、濱田を敵に討たせじとや思ひけん、濱田が具足の上帶を取つて、是より先へ一足もやらじといひて引留る。此時政宗、三の丸を乘り取るべしと、頻りに下知せられければ、屋代勘解由兵衞十餘人にて、濱田と入替り、大手へ攻懸りしに、手垂の城兵弓鐵炮を放ちければ、手負死人其數を知らず。然れ共、夜に入りて彌〻追手へ攻め近づき、火矢を射懸けて櫓を燒き落し、屋代勘解由兵衞麾を振つて、子の時計りに、終に三の丸を攻取りたり。翌十五日の未明に飛脚を立て、內府公へ攻戰の旨趣を註進せらる。其趣に曰、

態以二脚力一奉レ啓上一候。仍、景勝領刈田郡白石城に、家臣甘糟備後守入置、近邊犯掠狼籍以之外に候。某事去月十四日、大坂罷出、急馳下、今廿二日大崎に下著仕、

其日一日人馬の足を休め、廿四日備定、白石を取卷攻レ之候。此所は會津より二十里、從二仙臺一十餘里也。我等の先手片倉小十郎以下、投二身命一雖レ攻レ之、城主堅相守、未レ決二雌雄一候。次に奧羽兩國の輩の事、敵味方難レ測候。猶追々承屆、註進可レ仕候。恐惶謹言。

七月廿五日　　　　羽柴越前守

井伊兵部少輔殿

白石城合戰

斯くて濱田治部は、又手の者を下知して、二の丸へ攻寄せけるに、登坂式部二百計りにて、門を開き突出でたり。濱田へ屬する兵百餘人、城兵に渡り合ひて相戰ひければ共、終に駈立てられて、岸へ雪崩落つるを、登坂式部勝に乘りて、寄手を突立て、二十四人討取りたり。然る所に、濱田治部横合より、鐵炮を打たせて突き懸かりければ、登坂式部、敵を追捨てゝ、引取りけるに、濱田治部大音揚げて、附入りにせよと下知して、追駈けしに、城兵取つて返し、又寄手を七八人突臥せ、二の丸へ引取りけるを、濱田治部手鑓を取りて、一番に馳懸り、中目大學・山川帯刀・木村隼人、濱田に續いて

追詰めしに、登坂式部・甘糟三十郎・鹿子田求馬、又引返し、散々に相戰ひ、木村隼人を突伏せ、少し白らむを見て、二の丸へ引入りて、門を堅む。濱田治部・中目大學・山川帶刀等脇につきて、後陣續けと招きける。濱田治部が家來沖彥三郎は、濱田が馬印を持つて進み來り、門脇の柳の木に結び付けしに、寄手濱田が馬印を見て、すはや城中へ乘入ると思ひ、我劣らじと馳懸りしに、城兵又、弓鐵炮を雨の如くに射懸しかば、二十間三十間に頭を差出す者もなく、皆ひれ伏して居たりしに、政宗の鐵炮頭中島宮內左衞門、鳥毛の母衣かけて唯一人馳來り、是も濱田と一所につく。此時、濱田治部立上り、頻りに身方を招きければ、片倉小十郎甲士三十人計り召連れて、二の丸の門近く進みけれども、城中の弓鐵炮雨の如くなれば、鑓を伏せ、折敷きてこたへけるに、中目大學之を見て、片倉殿、夫に控へられたる武者振り見苦し、今少し寄られよといひたり。是を口惜しく思ひしにや、片倉が手の者塀下につくべしとすれども、二十人計りはたく〳〵と打倒されて、進み兼ねたり。政宗了簡せられけるは、城主備後守留守なれば、卽時に攻取るべきを、思ひの外なる事かな。是偏に登坂式

部が勇氣の所爲なるべし。彼登坂は、初め甘糟彌三郎といひ、謙信の時より覺の者なれば、景勝直參せらるべきを、多欲無道にして殊更疾あるにより、景勝疎略にせられしを、舅の備後守が所爲なりと思ひ、憤りを含むと聞く、是幸に矢文を射させて見るべしとて、貴殿事、承り及びたる人なり。然るに景勝へ直參の勤めもなく、甘糟殿に居らるゝ事、本意なく覺えたり。昨日の御働、目を駭し候ひぬ。武士の習ひなれば、反忠せられよ。此城に三萬石を添へて參らすべしと、書かれしに、登坂此矢文を見て、甚だ歡び、只今使僧を出し、委しく御返事申すべしと荅へたり。此時、片倉小十郎家人鈴木源兵衞を濱田・中目・山川・中島が方へ遣し、各働ゆゝしく祉候へ、願くは門を燒拂はれよ。小十郎攻入るべしといひ遣はす。弓鐵炮嚴しく、立上る者もなかりしに、彼鈴木源兵衞、黑四牛の差物にて、徐々と塀下につき、主の口上を述べければ、人皆舌を振ひたるとぞ。濱田治部、片倉が口上を聞き、門を燒くべき事いと安し。然らば焚草を給はるべしといひて、使者を返す。後に小十郎濱田に逢ひ、城中より、人を出すべしと荅へしにより、其使に聞かすべしと思ひて、門を燒拂

はれよとはいひたり。構へて心に懸けられまじといひしとかや。少時ありて、城中より扇を出し、矢留して給はるべし。申度き事ありといふに依り、寄手鐵炮を打止めしに、登坂使者を出し、白石の城に五萬石の約束にて、反忠すべきに相定め、門を開きて、政宗の兵を二の丸へ引入りける。豐野日向・鹿子田次郎兵衞以下、本丸より切立てゝ、手痛く相戰ひけれ共、寄手多勢なるに依つて、終に本丸を乘り取られ、豐野・鹿子田百七十餘人討たれ、政宗の兵士手負ひ死人千人に及びて、白石の城終に落ちたり。彼登坂式部、降參不義の者なるに依つて、兼約を黜し、僅三千石與へて、三俠の城主左衞門に預けられしとかや。斯くて政宗は、諸勢に休息させ、是より直に、須田大炊が籠りたる簗川の城を攻むべしと、用意せられしに、廿七日の夜より翌廿八日迄、頻りに大雨降りければ、阿武隈川の水增さりて、渡り難かるべし。水の落足を待ちて、旗を進むべきかと、相談區々なる所に、內府公、野州小山の御陣所より中澤主稅を御使者として、大崎へ下し給ひしが、中澤氏、政宗の陣所白石へ來り、御口狀を述べて曰、石田治部、佐和山を出でゝ大坂へ上り、諸大名を相語らひ、謀叛を

企つる註進あり。貴殿の人質大坂にあれば、此方の身方せらるゝ事如何なり。假令石田以下の輩と御同心あるとも、更に恨みなし。此旨申し入るべき爲に、使者を差下さるゝ由の仰なり。政宗御口上を承り、内府の仰せとも覺えぬ物哉、人質あるにもせよ、石田・增田が謀叛の方人して、内府の御敵となるべき謂れなし。出羽・奥州の輩、皆二の足を踏むとも、政宗一人は、内府の御身方に參るべし。此旨宜しく御沙汰ありて給はれとあるに依り、中澤が曰、某小山を出づる時、内府我等を傍に近つけ、伊達殿一筋に此方へ心を寄せらるゝ時、三日迄逗留して意見を加へ、其上にも承引なくば、家老中又は、其外諸士の心中を聞き定め、其上にて、猶又隱密の口狀を申せとて、潜に申聞られたる趣ありといひければ、政宗聞きも敢ず、今鬧しき時節なるに、御邊三日迄で逗留せらるべき樣なし。我等覺悟を極めたる上は、家中の者共、更に二心あるべからず。早く御隱密の仰を承り度しといはれければ、中澤、政宗の耳につきて、内府は、事の品により、景勝を捨置きて、上方を退治せらるべき内存あり。景勝、内府の跡を慕はんとせば格別の事、さなくば、伊達殿御働きを止め

家康、政宗を景勝の押となす

られ、御領地を堅めらるべき事肝要なり。景勝と勝負を御爭ひ、若御越度あるに於ては、上方の戰に妨げとなるべし。此旨御承引あらば、後日に景勝が領地を參らせんとある事、思召しの程も恥かしく、人の唱へも如何なれば、御内の人にも聞かせず、密に御物語り申せと、吳々申開けられたり。御加增の印形御望みならば、御使者を添へらるべし。某宜しく計らひ申さんといひければ、政宗大息をつきて、白石の城を攻落し、是より簗川の城を攻取るべき志あるを、すご〳〵と領地へ引入る事は、返す〳〵口惜しけれ共、内府の仰せ背き難し。又、御朱印を給はる事は、御邊の御取持ちを賴入るなりとて、家人山岡志摩に泉州堺の町人今井宗薫を相添へて、小山の御陣所へ差上せられしに、内府公御喜悅ありて、御加恩の御朱印を與へられしとかや。斯くて政宗は、白石の城下を引取るべきに相定め、家老其外を召して、相談せられけるは、白石の城、斯く手を盡して攻取りたるに、捨てゝ歸城するも無念なり。誰をか城番に留置くべきとありければ、大崎と十餘里を隔てゝ、敵地に殘る故に、各〻目と目を見合せて、某こそ、白石の城を守るべけれと、いひ出づる者一人もなし。

政宗其座を立ちて、片倉小十郎を呼びて、密談せられしが、濱田治部に罷出でよとあるに依り、治部、政宗の前に出でけるに、片倉小十郎政宗に向ひ、御直に御意を仰せ渡さるべしといひけれ共、政宗は、片倉に申し聞かせよと、下知せられければ、片倉其時、濱田治部に向ひて、白石の城を攻むる時、御邊殊更力を盡して、働きたる故に成功あり。然るに、內府の御下知を請けて、此地を御引拂ひ、大崎へ御歸城あるべきに定めらる。是により、白石の城を捨て置き給はんも無念の事なれば、我等を召置かるべきかと申せども、萬づ御相談の爲めに、某は召置かれ難き由の仰せにて、貴殿を此城に留め置かるべき御內存あり。望み申す輩多き中に、其方此城に殘る事、武家の本望なるべしといひも敢ずに、政宗の曰く、近頃無理なる所望なれ共、別に殘し置くべき者なし。其方、白石の城番勤めよといはれければ、治部承り、人多き中に、若輩の某を召給ひ、敵地に殘し置かるゝ事、冥加に叶ひたる樣なれ共、元來不肖の某なれば、籠城の下知覺束なし。功者を一人殘し置かれ、某は其差圖を請けて、城を守り申し度しといひければ、政宗・片倉同音に、只其方留守すべしとありければ、

治部申して曰く、此上は仰に任すべし。敵若し此城を攻むるに於ては、突出でゝ死を致すか、又城中にて腹切る事は、何より安き勤めなり。此兩條苦しからずば、御請け申さんといひたりしに、政宗の曰く、突いて出るは謀なきに似たり。堅固に城を抱へ、叶はずば切腹して呉れよ。弓矢八幡照覽あれ、三日籠城するに於ては、我等後巻きして、汝が急難を救ふべきぞとありければ、濱田、其時氣色を變へ、後巻の爲めに御出馬あるべき御覺悟ならば、此世の在番は御免あるべしいふに依り、政宗、何とて左樣にいふぞと問はれければ、濱田承り、今度御出陣あらば、內府と御中違ひにならせ給はん事必定なり。然らば、某を御見殺しあらんこそ、死しても本望なるべきを、さりとては聞えぬ仰せなりといひければ、片倉小十郎此旨を聞きて、淚を流し、其方が申す所道理至極なり。去り乍ら、そちはそち、殿は殿の勤めあるべし。唯々此城を守り、忠義を盡すべしといひければ、濱田も此上は、仰に任すべしといひたりとかや。甘糟備後は、白石の註進を聞きて、會津より馳付けしが、早や白石落城したりと聞きて、力なく福島の城に籠り、城主本庄繁長父子、其外の輩と相談

して、白石の城を取返さんと計りけれども、景勝卿下知なきに依つて、兎角遲滯する内に、景勝、甘糟が罪を責めて、其方妻の死別を歎き、我等が兎角の下知も請けず、會津へ歸り、其跡にて、居城を取らるゝ事、沙汰の限りなる覺悟なり。其罪死に當ると雖も、政景・謙信の時より、度々武功を顯し、其上、過失は幼少の子供に迷ひ、前後忘れたりとあれば、赦免を加へ、職分に相違あるべからず。福島の城に楯籠り、忠節を盡すべしと下知せられければ、甘糟先非を恥ぢながら、福島の城に籠りけるとかや。

一書に、景勝卿米澤へ入部の頃、甘糟が二萬石の釆地を五千石になし、彌〻疎略にせられければ、甘糟も面目なく思ひ、身を退きて居たりしに、内府公、甘糟を召出され、三萬石與へらるべき御内意あるに依つて、景勝の姉壻畠山長門守義直は、甘糟を呼びて、其旨を申聞けられしに、甘糟承り、内府の仰せ身に餘りたり。然れ共政景・謙信・景勝三代の間重恩を受け、今又、内府の御旗本に參るべき樣なしと、辭退申すに依つて、内府公彌〻甘糟を譽めさせ給ひけるとなり。然るに、彼畠山長州、其

頃故ありて、景勝と不通なるに、甘糟備後彼宅へ行きたるを、景勝傳へ聞き、謂れなき事に思はれけるにや、備後病死の時、知行を召放されし故に、備後が子供浪人して、南部に居たりしを、景勝の子息彈正少弼定勝、備後が子藤右衞門・同帶刀を呼返して、小知を與へらる。今米澤にて、甘糟五郎左衞門・同久三郎と號するは、甘糟備後が子孫なりといへり。倚古按ずるに、景勝米澤へ入部の時、家中の知行減少せらる。大身は直江山城守三十二萬を五萬石になし、小身には前田慶次郎三千石を五百石にせらる。是六分一なり。此外五分一・三分一の知行を與へられしと聞く。甘糟が五千石も四分一の采祿なれば、强ちに罪ありて、知行を減少せられたりともいひ難し。但、甘糟病死の後、其跡を立てられざるは、畠山義直と密談したるかと疑はれしにや、覺束なし。又一說に、彼甘糟備後は、謙信の時、武威を遠境に振ひたる甘糟近江守景將が子なりといへり。今按ずるに、近江守と備後は、同名迄にて、親族の筋目なし。近江が子を加賀といひて、景勝に仕へたりと聞く。然らば、此說用ひ難きにや。又一說に、景勝兼ねて政宗の人質を取

りて、會津に置かれしが、白石落城の後、彼人質を磔に懸けられしといへり。今按ずるに、景勝は大老なるに依つて、政宗兼ねて會津へ人質を出されしにや。但此春、謙信廿三回忌の法事あるにより、口々の城主會津へ馳集り、甘糟備後も會津へ赴きしが、政宗の家人石川大和守照光と、甘糟備後人質を取りかはしたりとあり。若、此人質、其頃迄會津に居たりしを、罪に行はれたるも知り難し。但、此春、謙信の法事につきて、甘糟備後、會津へ來りたるを窺ひ、政宗白石の城を攻落されたりと、米澤の錄士何某が方よりいひおこしたり。時節相違なるにや。又一本に、濱田治部、白石の城番を勤むべきに定りたる時、宇佐美駿河守定行、越中國松倉の城に殘り、乃美兵部少輔宗勝、筑前國立花の城に留りたる樣の手柄なる働きは、某が覺悟には任せ難しといひたりとて、彼宇佐美が籠城したる事跡を記す。今按ずるに、政宗と濱田が問答の時、乃美が武功をいひたる事、他の傳記に更になし。若後の人、宇佐美・乃美が功名を世に廣むる爲めに、事を設けて書きたるにや、覺束なし。同本に、片倉小十郎、濱田が忠節の出語りを聞きて、涙を流し、此

上は、殿は殿、其方は其方、此一亂治るまで御不通なりと、濱田に安堵させけりと記す。尙古舊本を見るに、片倉小十郎濱田に、其方はそち、殿は殿の勤めあるべし。只〻仰せに任すべしといはれければ、濱田も承引したりとあり。何れが正說なるにや、覺束なし。又一書に、濱田治部白石の城に居て、簗川・福島の間に兵を伏せ、敵兵數輩討取りたりと記す。今按ずるに、治部、政宗を諫めて、此後御出陣あらば、內府と御仲違へになり給はんというて、其身は敵地に働くべき道理なし。若、此說實事なるに於ては、濱田が勇氣の過盛なるべし。又別本に、內府公、景勝の領地を悉く政宗に與へらるべしと、仰せられたりと記す。今按ずるに、政宗の本祿に、景勝の領地を加へらるべしとはあるべからず。大崎と會津と取替への御約束なるにや。老兵の語りけるは、此時、政宗に御加增の御約諾は、二十萬石なりといへり。

最上義康出陣附義光誅進

山形義光家康の爲に起つ

內府公、未だ大坂を御出馬なき頃、會津中納言景勝卿、山形少將義光の方へ、鐵又右衞門を使者に立て、今度、大老奉行中內談して、內府を退くべき企てあり。貴殿は隣國の因といひ、秀賴公の御爲めといひ、此方と同意せらるべし。然るに於ては、向後他事なく申し承るべしとなり。義光、彼使者を中山玄蕃が宅に逗留させ、嫡子修理太夫、其外楯岡甲斐・本庄（後號二由利一）豐前・志村伊豆・鮭延越前を呼びて申されけるは、先祖より數代當國を領地して、天子・將軍の御下知を請け來るに依つて、先年太閤の旗下に參ると雖も、さまで御恩を受けたるにも非ず。却て情なき御沙汰ありし事は、面々も知る所なり。然らば內府の御恩を忘却して、爭で輙く同意すべき。況んや景勝、私に內府の權柄を嫉み、大事を企てらるゝ聞えあれば、彼是承引すべきに非ず、汝等は如何覺悟したりしぞといはれければ、鮭延越前進み出でゝ、仰せらるゝ如く、景勝卿と御同心あるべき道理なし。然れば、內府公御出馬なき內に、會津と御手切れあるに於ては、當國の安否覺束なし。暫く時節を御窺ひ然るべからんと、諫めければ、義光父子此旨を承引ありて、景勝と同意の返答あり。抑も出羽守、家康公に歸

義光の家康に歸服せし原因

服せられし故を聞くに、信長公、淺井・朝倉以下の大敵を打勝ちて、武威盛なるのみならず、既に將軍となりて、右大臣に昇進せられたりと聞えければ、出羽守も信長の旗下に屬すべしとて、家來志村九郎兵衞（後號ニ伊豆ー）高次を使者に登せ、其頃、出羽・奥州に隱れなき十寸五分ある馬を捧げられしに、折節家康公、信長公と御對坐ありけるが、出羽守は足利兼賴の末孫にて、歷々と申す大身なり。御懇意を加へらるべしと、御挨拶あるに依つて、右大臣殿御慇懃の御返答あり。其後又、秀吉公、羽州の昔語りを仰せ出されし時も、家康公御執成あるにより、出羽守、其祝著せられしが、天正の末、奥州一揆御退治の爲めに、家康公御下向の時、出羽守二男左馬助（後號ニ駿河守ー）を、家康公の御家人になし申さんとありけるを、羽州の筋目を思召しけるにや、深く御辭退ありけれども、頻りに此旨を願はれければ、家康公斜ならず御喜悅ありて、左馬助を江戸へ召具せられ、御諱の家の字を御免しありて、家親と名付けらる。

義光の秀吉を恨みし原因

又、出羽守、太閤へ恨みを含まれたる故を聞くに、關白秀次公の側室は、義光の息女なり。秀次謀叛の企ありとて、高野山にて生害せられしが、羽州の息女、其外秀次の侍女迄、一人も

景勝、義光に音物を贈る

殘らず殺害せらるべき聞えあるに依つて、出羽守悲歎に堪へ兼ねて、色々御理申されけれ共、太閤終に許容なく、羽州の息女、其外彼是三十六人、三條河原にて首を斬り、一つ宛穴に築込みて、畜生塚と名付けらる。義光は、息女のなれる樣をも聞かまほしく思はれければ、家來浦山筑後を呼びて、汝は急ぎ京へ上り、娘が最期を見て歸るべしと、下知せらる。筑後、羽州の前を退き、侍輩に語りけるは、某京都へ赴く事、一生の大切なり。如何にとなれば、主君の御娘斬られさせ給ふを見て、おめ〳〵と伏見へ歸るに於ては、武士の面目あるべからず。然らば、人手に懸け申さんより、某走り寄りて、御首を討ち奉り、自害せんといふに依つて、其旨を羽州へ申しければ、筑後が所存謂れなきに非ず。此上は下々を遣すべしとて、下部の男二三人京へ登せられしを、息女の最後を見て歸り、其旨を申しければ、羽州愁歎ありて、二三日は食事も絕ちて、打臥し坐しけるが、やゝもすれば、牙を嚙み眼を瞋して、口惜し〳〵とのみいはれしとかや。斯りければ、景勝卿は、羽州の同意すべしとあるを悅び、音物として黃金二萬兩送られしに、出羽守、又家老共を召して、會津よりの音

家康、義光に書を送る

物を受納するに於ては、後難如何あるべきといはれけるに、本庄豐前が曰く、内府公に無二の御忠節あるべしとて、此間度々御註進ある上は、假令、景勝の音物を受けられたり共、内府御疑ひあるべからず。然るに、景勝の音物を御返進あらば、先日の御返荅僞りになりて。景勝と御手切れ同前なり。唯々御留置き然るべきと諫めければ、出羽守、此旨承引せられ、彼金子を家中の輩に分け與へらる。去る程に内府公、六月中旬、大坂御出馬ありて、七月初め江戸の城へ御馬を入れ給ひ、出羽守に御書を給はり、近日江戸を御出馬あるべし。羽州は近邊の諸將を下知して、米澤口より會津へ發向せらるべしとなり。其御書、七月十三日山形へ到著するに依り、出羽守、近日出馬すべしと用意せらる。然る所に、近邊の輩、内府の下知に從ひ、羽州の先鋒すべき爲めに、山形へ參陣あり。所謂、南部信濃守五千人・秋田東太郎後、號城之介二千六百五十人・戸澤九郎五郎後、號右二千二百人・本堂源七郎四百人・六鄕兵庫頭三百人・赤尾孫次郎二百人・仁賀兵庫百八十五人・瀧澤刑部百十人・内越孫三郎六十四人・岩城忠兵衞四十八人、其兵凡一萬千百餘人とぞ聞えし。出羽守、彼輩に對面して、各々は愚

息修理太夫と相倶に米澤口に向ひ給へ、我等は脇道より、敵地へ攻入りて、互に手を合すべしとありければ、南部・秋田・戸澤以下、各〻畏り候とて山形を出馬あり。修理大夫義康は、六千餘人を從へ、南部信濃守を先鋒として、七月中旬、既に米澤口へ向はれけるに、石田治部、佐和山を出でゝ大坂に登り、大老・奉行相談の上、四國・九州の諸將を語らひ、旗を揚げたりと聞えければ、秋田東太郎は領內に一揆起りたりとて、義康の下知もなきに旗を領內に返され、南部信濃守・戸澤九郎五郎小身の面々、取る物も取り敢ず、陣拂ひして米澤口を退去あり。此旨山形へ聞えければ、里見越後・鮭延越前・延澤能登、羽州の前に出でゝ、米澤口の諸將、旗頭の御下知もなきに、歸陣すべき樣更になし、是偏に內府の御敵と申すものなり。某等追駈かけて、悉く打果たすべしと申したりしに、出羽守一向承引なく、汝等が申す所一理あれ共、上方の騷動を聞きて、諸將領地を覺束なく思ひたるも理なきにあらず。然るに、追駈けて同士軍するに於ては、敵に隙を伺はれ、又、內府に背く輩も起るべし。暫く內府の御下知を待つべきかといはれければ、家老共、此上は兎も角も御下知を背くべか

丹與三右衛門の勇敢

らずと、答へしとかや。爰に義元の家人丹與三右衛門は、領内金山の番所を堅めけるが、諸將米澤口を引取りて、與三右衛門が堅めたる番所の前を押通らんとしたりしに、與三右衛門木戸を差して一人も通さず。塀に矢挾間を切り、弓鐵炮を掛竝べ、上の山に旗幾流れも樹て竝べ、其下に甲士數千人備を作り、落し懸くべき形勢なり。諸將、與三右衛門が方へ使者を立て、木戸を開くべしとありければ、與三右衛門更に承引せず。今斯く慌しく御退去ある事、上杉殿へ御內通ある樣にて覺束なし。出羽守、木戸を明け通し申候樣にと下知せらるる內は、御控ひありて給はるべしといひ遣はす。其使者歸り、與三右衛門が嚴しく堅めたる體を告げゝれば、忽ち打破る事も安かるべからず。其上、爰にて戰を決せば、內府の御咎め如何あるべきとて、各逗留ある內に、山形より使者來り、諸將を通し申樣にとあるに依り、與三右衛門木戸を開く。彼塀の矢挾間に鐵炮を賦り置きたると見せたるは、多くは棒に火繩を結び付け、火繩懸りたる筒の樣に懸竝べ、上の山に立てたる旗も、帷子を解きて木の枝に結付け、郷人又は女・童部を鎧武者の樣に出立たせ茂みの中に置きたりとかや。

諸將領地へ歸りければ、羽州は伊良子監物を使者として、此旨を內府公へ註進せらる。其狀に曰、

急度以飛力令奏達候。先日如申上、今度某に被相屬候事、至山形著陣候條、愚息修理太夫爲大將分都合一萬八千、米澤口へ差向、某は引卒一萬人山越、敵地へ可攻入結構の處、上方依動亂、南部・秋田・戶澤以下、此方へ無案內、本國へ引入申候。家老共、追掛討果可申由、達而相願候へ共、某が以分別推留申候。此以後奥州三將之大名共、奉對內府へ逆心仕候共、某一人は、渴殿・羽黑の神、以彌無二之覺悟相究、猶又、奉得御下知罷有候。此旨御披露可比異候。恐々謹言。

七月廿九日　　最上出羽守

榊原式部大輔
參御陣所

一說に、羽州の家老共、此時君命に從はず、秋田東太郞・戶澤九郞五郞・六卿兵庫を討果たすに於ては、出羽國一圓に義光の領地となるべきを、手延にしたる故に、させる勇功もなし。是偏に、君命受けざる所ありと、古人のいひたるを知らざる故

なりといへり。尙古按ずるに、南部・秋田・戸澤以下の輩、必定に內府の御敵となるべき證據もなく、又は兎角の御下知もなきに、羽州の家老共追駈けて、鬪を挑み、勝負區々なる內に、直江山城守、出羽國へ攻入りて、前後より戰はゞ、義光假令智勇を兼たる人にもせよ、勝敗更に測るべからず。然るに義光の家老共、君命受けざる所ありといひて、恣に兵を出し歸る師を止むるに於ては、恐らくは孫子が罪人なるべきにや。或說に、此時、米澤口を引取りたる諸將の中に、內府の御敵となりて、領地を失ひたるも數輩ありといへり。

又、彼米澤口を引取りたる諸將中に、六鄕兵庫頭政家は、羽州六鄕に歸りしが、同國仙北郡の地頭小野寺遠江守、其外近邊の鄕人、景勝の下知を受けて、一揆を起しければ、六鄕政家居城に楯籠り、九月始めより十月始め迄、度々相戰ひて、敵兵數十人討取る。政家が方にも、家老其外手負死人少からず。然る所に、濃州關原の戰に、秀家・三成以下、敗北する聞えありければ、小野寺、其外一揆の輩退散するに依つて、六鄕政家、大坂へ參向ありければ、內府公、政家を召し給ひて、小野寺と戰の物語を聞か

せ給ひ、御褒美ありて、御腰物を與へらる。秀忠公も六郷が功勞を稱し給ひ、是も御腰物を給はり、其後御加恩ありて、常州府中を與へ給ひ、程なく又、本國出羽國本莊を給はりけるとかや。

內府公自野州御歸陣

斯くて秀忠公は、又、宇都宮へ御出馬を進められしが、內府公上方へ御出陣の時、秀忠公は、中山道より御發向あるべし。榊原式部大輔・本多佐渡守等を差添へられ、其後、會津の押へとして、諸將を分ち定めらる。所謂宇都宮の本城に、結城三河守秀康卿・內藤外記正成、二の丸小笠原上野介秀政、三の丸に城主蒲生飛驒守秀行・里見安房守忠義・松平又八郎忠則・同新次郎一生、彼是二萬人宇都宮を守る。

一本に、此時大須賀出羽守・鳥井左京亮・內藤左馬介、宇都宮に留り、中にも出羽守は、武者奉行を勤めたりと記す。今按ずるに、大須賀氏、內府公の御供して、關ヶ原御陣を勤め、其後、大津の城番を仰付けられたり。鳥井氏・內藤氏、又は小笠原秀政

も上方の御供したりと聞く。然るを宇都宮に留るべき様なし。但彼三人、一旦宇都宮に召置かれ、其後、江戸へ召寄せられしにや、覺束なし。

結城の城に、秀康卿の御養父結城右衛門督時朝、白川堺黒羽根の城に、岡部内膳正長盛・大關左衛門佐資增・服部石見守、其外此邊に於て、小身の輩を召加へらる。彼石見守は、其始め服部半藏というて、武功ある者なり。殊更、内府公の御妹壻なるに依つて、萬づの下知、石見守に伺はすべしと、仰出さる。又、水戸口の押へとして、皆川山城守康照・成田左衛門尉氏憲・那須太郎資淸・秀康卿の御家人水谷左京亮勝信、此外太田原・鹽原・佐久山・蘆野・伊生野・黑羽根・泉等の那須七騎、獨掛けに陣を取る。又、鳥山は、成田左衛門が留守居相守り、眞岡に蒲生秀行の家人蒲生(本氏和田)源左衛門鄕成、此加勢松平周防守康重、下館に水谷左京が嫡子伊勢守勝隆、山川に結城殿の御家人山川民部少輔朝信、下妻に同御家人多賀谷修理亮賴忠、釣羽の城は松平伊賀守、佐倉の城に武田萬千代殿、矢作の城に鳥井彥右衛門留守の者、笛吹の城に酒井左衛門留守の者、關宿の城に松平因幡守留守居の者、多古の城に保科彈正留守の者、小見川

に松平主殿留守の者相守る。佐野の城には、佐野修理大夫政綱を籠置かる。彼政綱は佐野天徳寺が養子、實は富田左近が二男なりとぞ。勝浦には、植村土佐守泰忠、厩橋の城には、平岩主計頭親吉在城して、近邊の指揮を司るべしと仰せらる。

一本に、此時に蒲生秀行の家老蒲生源左衞門を、小山の御陣所に召され、我等若、此地を引取るに於ては、景勝出張すべきかと仰せらる。源左衞門承り、景勝、上方に大敵を請け、白川口より出馬仕るべき樣更になし。假令、景勝恣に出陣仕りたり共、箒川をば越し申すまじ。御跡の事は、結城殿と飛驒守に任せ置かるべしと、御請け申しければ、內府公御機嫌斜ならず。彼蒲生源左衞門、始めは坂小伴といひて、弱年より氏鄕に仕へ、豐州岩石の一番乘りして、秀吉公の御感に預り、其外、數多の戰功ありて、蒲生の家中には、隱れなき者なる故、內府公、源左衞門を召給ひ、諸人の承る所にて、彼が謀を聞かせ給ひしといへり。尙古の曰く、彼源左衞門が嫡子源左衞門、七千石を領して、若狹の國君酒井忠勝に仕へ、其外、江口武右衞門・伴所左衞門・岡加右衞門・添田六郎右衞門・須田善兵衞。秀行の家人にては、皆

家康小山より歸陣

予が古朋輩なりしが、小山にては、内府公、父の源左衞門を召出されたる物語を聞かず。然れ共、必定虚說なりとはいひ難きにや。又一書に、筑前中納言秀秋の家老平岡石見守、小山の御陣所に來り、黑田甲斐守長政を賴み、秀秋の内通を申したりと記す。今按ずるに、平岡石州は、秀秋の陣所を離れぬ者なり。此時、小山へ參るべき樣更になし。されども、密に罷り下つて、黑田長政上方發向なき内に、秀秋の降參を申したるにや覺束なし。

斯くて内府公は、八月四日、小山の御陣所を御出でありしが、其頃、洪水出でゝ、利根川の船橋切らるゝに依つて、をとめがしより御船に召され、同七日、總州葛西へ御上り、其日江戶の城へ御馬を入れられしが、井伊兵部少輔を召され、内々評定する如く、其方も淸洲へ馳上り、本多中務と相談して、下知を勤むべしと仰せらるゝ。其後、本多佐渡を宇都宮より江戶へ召され、秀忠公、中山道を御發向の時、萬づ越度なき樣に謀るべしとて、御計略を仰聞けらる。又、宇都宮へ遣さる。景勝卿は、未だ長沼に在陣せられしが、佐久山太田原に陣取りたる寄手の諸大名、彼地を引拂ひ、内府

景勝會津に歸る

も八月四日に小山を出でゝ、江戶へ旗を返されたる由、同六日に長沼へ聞えけれ共、景勝陣所を退かず、數日滯留して、同十日、長沼より又白川へ馬を出し、其邊の城主共を召して、守國の下知をなし、夫より黑川郡鶴生羽田を過ぎて、會津へ馬を入れられければ、直江山城守・本庄越前守、其外數十人の武將共、手の者を召具して、各々歸陣したりとかや。

一本に、內府公、小山を立せ給ふ時、利根川の船橋を悉く切流して、御歸陣ありしが、御跡より參る御供の輩、栗橋にて遲滯したりと聞えければ、內府公御用心の御爲に、船橋を切らせたりと仰せける。此故は、結城殿の御家人多賀谷修理、下妻より、小山の御陣所へ夜討すべしと相計り、佐竹義宣に加勢を乞ひたりしが、修理の嫡子左近、父が祕計を承引せず、主君結城殿へ其旨を告ぐるにより、內府も多賀谷が別心を聞かせ給ひて、御歸路に御用心あり。其後、多賀谷修理は、淺野彈正を賴み、其罪を陳謝するに依つて、內府公、竹生四郎兵衞を多賀谷が方へ御使者に立てられ、下妻を退くべしと仰せられしに、多賀谷修理、彼地を退去するに

より、事故なく治りたりと記す。今按ずるに、多賀谷左近は、父の叛逆を結城殿へ告げ奉りたるは、忠あるに似たり。但、父が罪科に行はるゝを計らずば、孝なしとすべし。されども、父修理死罪の御沙汰なかりしは、其子左近父が一命を乞ひ奉りしにや。然らば、忠孝を兼たりとすべし。父をむげに訟へたるに於ては、人譏りあるべきを、彼左近後迄、越前に居て、傍輩の嘲もなかりしと、予が本國若狹にて聞き傳へし上は、父の罪科を御宥免ある樣に願ひ奉りしにや。

杉原親憲の先見

去る程に內府公、諸將と共に下野國を引取り給ひ、信夫・米澤・津川等、寄手も退散すると聞きて、會津の諸兵歡の眉を開き、身方の吉瑞目前にありといひけるに、猪苗代の城主杉原常陸介親憲は、其初め大關彌七郞といひて、輝虎軍使なりしが、度々武功ありて、陣將に選ばれ、謙信より、九萬石の折紙を給はりたる者なるが、此時に語りけるは、內府前後の大敵に怖れ、早々軍をあげられたりと見るは、內府の器量を伺ひ知らぬ所なり。我つく〴〵と察するに、內府諸將と相計りて、上方へ軍を出さると見えたり。勝敗測り難しと雖も、大方勝利を得らるべし。去る程ならば、當屋

形、内府に優る御名將にもせよ、唯御一人の御計ひにて、天下を治めらるべしとも
いひ難し。此故に、我等抔は、内府諸將に下知をなして、當國を攻め給はぬこそ、却
てうたてけれど、眉を顰めていひたりしが、果して、杉原が辭の如く成行たりと、後
後まで諸人感歎せしとかや。

一本に、内府公小山を御出ありて後、景勝六七萬の多兵を從へ、内府の御跡より、
出馬せらるゝ風聞ありて、矢も楯も堪るべからずと、下々共いひあへりしに、結城
秀康卿、景勝の陣所、長沼へ御使者を立てられ、上方動亂に依つて、内府當國を引
拂ひ、某、宇都宮に殘り候ひぬ。御出馬あるべきか。然らずば、我等其地へ馳向ひ、
珍しく相戰ひて、士卒に目を覺させ申さんとありければ、景勝の曰く、亡父謙信
より已來、人の留守を窺ひ働きたる事終になし。内府、重ねて當國へ發向の時、貴
殿先鋒せらるゝに於ては、手痛く防戰して、勝負を決すべしと荅へられしに依つ
て、風說一時に止みたり。結城殿、其頃二十七歲なれば、御老功ともいひ難きに、御
口狀御智計ありとて、人皆感じ奉りたりと記す。尙古按ずるに、秀忠公未だ宇都

宮に御在城なれば、結城殿、此時使者を立てらるゝに於ては、御兄弟御相談あるべきに、其御沙汰を聞かず。又御口狀にも、不審議の所あり。其上、秀康卿の御行狀にも、此一説なし。彼是覺束なき説なるにや。又一本に、内府公小山より御歸陣の頃、直江山城守三萬計りにて、野州鹽原に居たりしが、唯一騎にて景勝の陣所長沼へ參り、上方に大敵起ると聞きて、内府、野州より江戸へ馬を入られ、内府に從ひたる諸將も、大坂の人質覺束なく、又は領内を危く思ひ、我先きにと上方へ馳上ると見えたり。此氣に乘りて、佐竹義宣・相馬利種等を相語ひて、御馬を出さるゝに於ては、備前中納言殿・石田治部少は、大名を相具して、東海道を攻め下り、眞田父子は、甲斐・信濃の兵を率ゐて、八王寺口より攻め入らば、内府三方に敵を受けて、進退途を失はるべき事必定なりと、頻りに景勝の出馬を勸め、同時に奥州浪人名幡妻久左衞門と號する者、是も長沼に來り、景勝に申しけるは、急ぎ御馬を出され、結城・宇都宮の敵を踏潰して、御發向あるべしといひけれ共、景勝承引なかりしと記す。倘古按ずるに、浪人名幡妻が諫言さもあるべし。直江兼續、内

府公會津へ御出馬を譏り、五倍十倍の兵數ならでは、敵國へ攻め難しとて、攻戰の定法を擧げながら、今又、景勝の出馬を、妄りに勸むべき様もなし。其上、備前中納言・石田以下、東海道を攻め下り、眞田父子は、八王寺口より、攻め入るべしといひたるも、誠しからず。彼是、共に用ひ難き說なるにや。又別本に、景勝、白川表より出馬するに於ては、其防の爲め、宇都宮の城郭を堅く修補せらるべしとありけるに、本多佐渡守智計を廻らし、本多が末子於坊と號して、十二歲なるに、家人三人相添へ、秋本越中を直江山城守が方へ使者に立て、今度、内府此表へ出馬せらるゝ事、貴殿、此春豐光寺の返書無禮なるに依つてなり。然れども、石田・增田以下、邪謀を企て、内府を關東へ下すべき爲めに、貴方を語らひ入れて、彼返書にも、態と無禮をせらるゝ様にと、彼等が勸めたるに紛れなし。此故に、景勝卿と貴殿に對し、内府更に遺恨あるべからず。又、今度内府、上方へ發向して、石田・增田以下の輩を退治せらるべき事、掌をさすが如し。貴殿・我等、互に一家の權を取る者なり。然る上は、景勝卿、白川口へ御出馬なき様に、貴殿御計ひあるに於ては、上方

退治の後、景勝卿は勿論の事、貴方も内府疎略あるべからず。其爲めに、人質として、賤息を參らするなりといひければ、直江も智謀ある者故、内府上方を退治の後は、景勝假令大名なりとも、終に成功なかるべしと思ひ、仰開けらるゝ趣、さる事なり。内府出馬の留守を伺ひ、景勝出馬せらるべき樣更になし。其約束の爲めに、御子息を此方に留置き申すなりと、答へければ、内府公此旨を聞かせ給ひ、直江山城守が約束違變せば、汝が人質、覺束なしと仰せけるに、佐渡承り、君の御爲めに賤息一人惜むべきに非ず。殊更、山城守も分別ある者故、粗忽の計ひあるべからず。此上は、景勝出馬の御用心を省き、宇都宮の城普請をも止めらるべしと、諫むるにより、内府公、本多が諫に從はせ給ひしが、直江山州、其後羽州へは働きけれ共、白川表へ出馬せざるは、悉皆、本多が智計なり。彼於坊成長の後、本多大隅守といひたりと記す。今按ずるに、本多が此計策諸説に聞かず。但關原合戰御勝利の後、内府公と景勝卿和平の始終を、本多佐渡守承りたりと舊記にいひたり、然れば佐渡守、直江が方へ人質を出し置きたるも、正説なるにや。

家康公御出馬御遲滯

江戸城留守居の人人

家康に供する人々

去る程に、家康公・秀忠公は、近日上方へ御馬を出さるべしとて、再び御出陣の御用意あり。此時、江戸御城御本丸に、松平因幡守殿・石川日向守、西丸に武田萬千代殿、此御後見に松平源七、(後、號二上總介一)町奉行板倉四郎左衞門、御代官司伊奈熊藏・大久保十兵衞、此外平岩主計頭・小笠原信濃守・高力河内守・保科彈正忠・松平紀伊守・三浦監物・阿部伊豫守・菅沼織部正・天野三郎兵衞・松平外記・高木筑後守・土岐十三郎・設樂甚三郎・三宅惣右衞門・內藤四郎左衞門・柴田七九郎・本多作左衞門等數萬人、御領內の御留守承り、松平下野守殿・松平隱岐守殿・松平甲斐守殿・酒井左衞門・奥平美作守・同大膳亮・松平下總守・大須賀出羽守・鳥井左京亮・同久五郎・內藤左馬介・本多內記・本多彌八郎・松平內膳正・松平丹波守・松平玄蕃允・松平右衞門佐・松平豐前守・松平和泉守・戸田左門・同采女・青山常陸介・同伯耆守・永井右近大夫・阿部備中守・西尾隱岐守・北條美濃守・山口勘兵衞・(後、號二駿河守一)遠山民部・土方丹後守・太田新六郎・津輕右京亮・大野修理亮・

岡江雪・同平兵衛・大御番頭松平忠左衛門・（後、號二大隅守一）松平善四郎・水野藤四郎・（後、號二對馬守一）御旗奉行は、酒井作右衛門・村串與左衛門・御長柄奉行は、近藤石見守・大久保平助、（後、號二彦左衛門一）此外、小萩甚之允・久保田助之允・中村慶六郎・石坂官兵衛・志村又左衛門・原半左衛門・山本傳右衛門・河野傳之允八人、御長柄二十本宛を下知して、歩行の御供なり。御長柄都て二百本とぞ聞えし。 御持筒の者頭渡邊半藏、百人組の銃頭、成瀬小吉・（後、號二隼人正一）安藤彦兵衛・（後、號二帶刀一）水野太郎作・渡邊彌之介・小栗仁右衛門・森川金右衛門・松平小太夫・山岡主計・加藤源太郎・近藤登之介等十頭なり。 同御弓頭、布施孫兵衛・米津梅千之介・倉橋内匠・矢代甚三郎・大久保權右衛門等五頭なり。 御差使官は、成瀬小吉・安藤彦兵衛・（此兩人は、銃頭・差使二役勤む、）小栗又市・横田甚右衛門・牧野助右衛門・山本新五左衛門・服部權太夫・犬塚平右衛門・阿部八右衛門・小笠原治右衛門・鈴木友之介・初鹿傳右衛・城織部・山上郷右衛門・加藤喜左衛門・島田治兵衛・西尾藤兵衛・保坂金右衛門・中澤主税・間宮左衛門・眞田隱岐・小栗忠左衛門・大久保勘左衛門・能勢市十郎等二萬五千餘人は、家康公に從ひ奉りて、東海道を馳登るべし。 又、海道筋の諸城に、御家人を

秀忠に供する人々

入置かるべしとて、彼輩を御先へ上せらる。所謂駿府の城は、菅沼志摩守、遠州掛川の城は內藤三左衛門、同國濱松城は保科肥後守、三州吉田の城は本多縫殿助、同國岡崎の城は北條左衛門大夫、尾州清洲の城には石川長門守、相守るべしと仰出さる。是は先日、小山に於て、山內對馬守、所存を申されしに依りてなり。又此時、榊原式部大夫・大久保相模守・嫡子加賀守・二男左京・三男主膳・舍弟治右衛門・本多佐渡守・酒井宮內少輔・本多美濃守・本多豐前守・牧野右馬允・嫡子大和守（後、號二駿河守一）・酒井河內守・嫡子右兵衛大夫（後、號二雅樂介一）・舍弟備後守嫡子與十郎（後、號二讚岐守一）・宮原（本氏足利）勘五郎・羽柴右近大夫・小笠原上野介・小笠原左衛門大夫・仙石越前守・石川玄蕃頭・眞田伊豆守・日根野筑後守・諏訪因幡守・安藤彥十郎（後、號二對馬守一）・高刀左近大夫（後、號二攝津守一）・菅沼忠七（後、號二松平攝津守一）・土岐山城守・與田肥前守・渡邊半四郎（後、號二圖書一）・米津清右衛門・後藤長八郎・高木主水・嫡子吉次郎（後、號二主水一）・土屋民部・榊原隼人之介・大御番頭菅沼藤十郎（後、號二越後守一）・渡邊久三郎（後、號二山城守一）・水野清六、御旗奉行成瀨吉右衛門（後、號二豐後守一）・日下部兵左衛門、御鑓奉行、大久保新八郎・同甚右衛門、御持筒の者頭、服部仲介・蜂屋七兵衛・榊原小兵衛・高木九郎・加藤勘右衛門、

御持弓の者頭、內藤六右衞門、御差使官士屋甚三郎(後、號二大炊一)・長谷川久三郎・青山善四郎・內藤右衞門・朝比奈源六郎・久貝因幡・山田半右衞門・石川八左衞門・今村彥兵衞・米津勘兵衞・內藤金左衞門・川口長三郎・遠山勘右衞門・戶田備後・鵜殿兵庫・山岡五郎作・牟禮鄕右衞門・岩瀨吉右衞門・安東與十郎等三萬八百餘人、秀忠公に從ひて、中山道を馳登るべしと、仰出ださる。是より先き、上方へ御書を上せらる。其趣に曰、

急度申候。今度爲二先勢一と、井伊兵部少輔差遣候條、行等之儀、我々出馬以前ハ、何様ニ茂差圖次第被二仰談一候者、可レ爲二本望一候。猶、井伊兵部少輔可レ申候。恐惶謹言。

八月四日　家康

清洲侍從殿

諸將へ給はりたる御書の御文言、皆斯の如くなる故に、茲に記さず。但、井伊兵部少輔は、其頃聊か所勞ありて、諸將の跡より馳上りし故に、此御文言にも斯く書せ給ひしとぞ。又、此時羽柴正則へ、御別書あり。

尾州明地所務等之儀、從二其方一可レ被二仰付一候。爲二其令一申候。恐々謹言。

八月四日　家康

羽柴左衛門大夫殿

鳥居忠政へ加增

又、頃日、西尾藤兵衛を上方へ遣さる。是は家康公・秀忠公、近日御發向あるべし、其間は、伏見の城を堅く相守るべしと仰出ださる。藤兵衛晝夜となく馳上りけれ共、伏見落城の聞えあるにより、力なく江戸へ馳歸り、其旨を申し上げゝれば、內府公、鳥井・內藤・兩松平、其外の者共、忠義の爲に討死したるを御憐惜ありて、鳥井彦右衛門が領地下總の國矢作庄四萬石、嫡子左京亮忠政に賜り、其後、出羽國最上二十萬石を與へられ、又、同國寒河郷を二萬石御加增ありしが、左京亮早世して、代繼なきに依つて、鳥井の家、小身になる。內藤彌次右衛門が領地上總の國佐貫二萬石を、嫡子左馬介政長に給はり、其後、度々御加恩ありて、四萬五千石となり、又、二萬五千石御加增ありて、奧州岩城の城主となり、此外、松平主殿・松平五左衛門が跡をて立させ給ひ、年經て後、兩人共に御加增あり。又佐野肥後守が嫡子主馬を召され、肥後守に女中を預け置かれたるに、彼女中を捨てゝ、伏見の城に籠りし事、沙汰の限りなる覺悟

なり。依つて知行を召放され、其方には、五百石格別に與へらるゝ由仰出さる。彼佐野肥後・岩間兵庫兩人は、太閤の勘定奉行を勤めし者なり。内府公も兩人に知行四百石宛給はりしが、いつとなく御家人の樣になりて、此時、佐野肥後は、大坂西丸の御留守を承りしが、安藝中納言西丸へ移り給はんとあるに依つて、肥後は預け置かれたる女中達を誘ひて、京へ上り、伏見籠城の時、彼城に來り、鳥井・內藤等と相倶に城を守るべしといひしに、鳥井・內藤同心せず。御邊は女中を預り申したれば、籠城然るべからずと制しけれ共、彼女中には、與力同心を付けて護らせ置きたり。我等は是非に籠城せんといひて、城に籠り、落城の時は、鐘樓堂の下にて切腹す。下人一人城を出でゝ、肥後の籠城の始終をいふに依つて、內府公不便に思召しけるにや、其子主馬に御加增を給はるべき御內談ある頃、主馬傍輩四五人同道して、京都の祇園會見物に上りしが、彼が傍輩喧嘩したるを聞かせ給ひ、御暇をも乞はず、京へ上り、剩へ不屆の仕方なりとて、皆御暇を給はり、肥後が名跡絶えざる樣にとて、其子孫を御尋ねありしに、雀部淡路守は、肥後守が聟なるに依り、其子雀部六郎に八百石を給

はりて、御家人となり、其後、主馬も召返され、本知を與へらる。深雄清十郎は生捕られて、誅戮にあひたり。彼常に吝嗇なる者にて、組下の輩と親しみ、敵に内通したりし聞えありけれども、清十郎が跡を御立てありしとぞ。上林竹庵が戰死を甚だ不便に思召され、其頃、竹庵に二百石與へられしを、五百石になし給ひ、其子孫家を賑しけるとかや。又、家康公、上方へ御出馬あらば、秋田東太郎實季も從ひ申すべしと、內々御下知ありけるが、東太郎、頃日御斷り申して云く、先日景勝退治として、御催促の如く出陣仕る所に、某領內に於て、一揆起り、伴類數百人馳集り、添の城へ押詰め候ひしを、二男忠次郎手勢を率し、彼一黨を追散す。然れども某餘敵ありて、領內未だ物騷れなれば、上方への出陣御免あるべしと、願はれしに、家康公則ち御許容ありけるが、御近習の輩に仰せられけるは、東太郎家老の器量ある者を選び、居城を守らせて、其身上方へ赴くとも氣遣ひはなかるべし、假令急難に及ぶとも、隣國に身方多ければ、加勢を出して救ふべし。然るに東太郎、領內の一揆に事寄せて、今度上方の出陣を止む。推量するに、兼ねて會津へ內通をなし、身を立つる才覺す

ると見えたり、其罪を强て責むるに於ては、上方へ發向せんか、去れども賴母しげなき者なるを、上方へ出陣させんも無益なり。今見よ、志を改め罪科を陳謝すべきぞと、さのみ御氣色なかりしが、程なく天下治りしかば、東太郞上方へ出馬なかりしを御咎めありて、秋田十八萬石を召放なさる。然れども、秋田は數百年傳來なりとて、聊か御宥免を加へ給ひ、常州完戶に於て、五萬石給はり、後に奧州三卷へ所替へありしとかや。

一說に、秋田實季の領內にて、一揆發したるは、淺利與市と號する者なりといへり。尙古が曰く、彼實季の二男忠次郞、後に安倍玄蕃と名を改め、三千石給はり、予が先居酒井忠勝へ仕へたり。其嫡子を又玄蕃といふ。二男を山川武左衞門といひたり。彼武左衞門、淺利與市が一揆を起したる始終、詳に語りけれども、略して記さず。

斯くて井伊直政・本多忠勝以下の御家人、家康公の御出馬遲滯につきては、身方に心替りやあるべきと思ひ、諸將も又、內府御著陣あらば、岐阜・大垣を攻破り、功を立つべ

しと相計り、晝夜御出馬を待たれけれ共、内府公は思召す旨ありて、二十日あまり、江戸に遲滯ありしとかや。

關原軍記大成　卷之八　終

關原軍記大成　卷之九

石田三成擧兵附堀尾吉晴危難

石田治部少輔三成は、去年の春より、逼塞して佐和山の城にありけるが、家康公、伏見を立たせ給ふと聞えしかば、三成家老を召集め、去々年、太閤薨去の後は、如何にもして、内府を關東へ下し、跡に兵を起さんと、明暮れ思ひ煩ひしに、今、景勝卿の御忠節に依つて、其事既に成就せり。四五日の内に大坂へ上り、諸國の軍勢を召集むべし。我等が手の者は、物頭二十四人・騎馬の兵二百人・弓鐵炮の者四百人・雜兵凡五千計り召連れて、大坂へ赴くべしと相定む。爰に大谷刑部少輔吉隆は、頃年、内府公御懇志あるにより、會津陣の御見廻の爲に、東武へ下向すべしとて、猶子木下山城守頼繼・嫡子大學頭吉胤を誘なひ、千餘人にて、六月九日に伏見を立ち、同廿一日、

濃州垂井の驛に著す。石田三成之を聞きて、家老樫原彦右衞門を刑部が旅宿へ差遣し、申入れ度き趣あり。御立寄りありて給はるべしといひ遜る。此時、三成家老を使者に遣す事、如何にもして、吉隆を招き返すべき爲となり。樫原、既に垂井の驛舍に至り、主人の口狀を言入れけるに、吉隆癩瘡の見苦しきを恥られけん、紙帳の中に在りながら、樫原を召出し、御邊を是へ給はるといひ、何やらん御用とあれば、是より佐和山へ立寄るべし。但、尋ぬべき事ありとて、彦右衞門を近く呼びて、事の樣體不審なり。治少へ對面なき中に、先づ其荒增を聞かすべしとあるに依り、斯樣々々の企てなり。秀賴公の御爲なれば、定めて御同意あるべしと、憚る所なく申しければ、吉隆暫く思案して曰く、內府政務に私ありとも、世を覆す程の邪はあるべからずと、心にも思ひ人にもいひつるは、我等も親しきに依りての迷ひなるべし。然るに今度、景勝卿同職の面々相議して、內府を引出だし給ふ事、智謀勇々しき所ならん。去れども、事の成功に於ては、聊か疑ひなきに非ず。其方達も知る如く治少は器量ある人なれ共、憎む輩世に多し。是若、治少の過か又は增田を妒むといふ物

か、二つの間測り難し。何れの道にも、石田殿身方の諸將に對し給ひ、人もなげなる行跡あらば、人情更に悦ぶべからず。唯願くは、秀家卿が輝元を主將となし、景勝卿と牒し合せ、東西より挾みて、勝負を爭はんに於ては、內府の滅亡近かるべし。若此旨を用ひ給はず、自身の行ひあらば、景勝、假令數月の中、內府を駈止めらるゝとも、上方と軍鑒ふべからず、若又、內府會津を捨てゝ上方へ攻上り給はゞ、身方の軍危からん。此旨各相談ありて、治少に諫言せらるべし。我等も異見申すべしとて、先づ樫原を歸されけり。

一本に、此時吉隆いへるは、三成斯程の覺悟あらば、我等抔にも內談せられ、先日、內府伏見を立ちて、近江・伊勢を旅行の頃、治少人數を繰出し、我等は內府の見送りと稱して、水口邊迄慕ひ來り、長束政家と一手になりて、前後より突懸るか、又は旅宿へ入らば、家康如何に老功なりとて、十が八九は打負けて、首を身方に授くべきを、殘り多しとありければ、樫原も言葉なかりしと記す。今按ずるに、此說の虛實知り難し。然れ共、說々に出でたる上は、大樣實說なるべきにや。但、大谷

氏、紙帳の內に居たりしは、强ちに癩疾の見苦しきを恥たるにあらず。暑氣の頃、癩風に匂ひし故なりと、樫原が家傳にあり。

大谷吉隆佐和山城に入る

斯くて大谷吉隆父子は、佐和山の城へ入る。又、安國寺も大坂より下り、三成、其外家來を集めて、密談數刻に及びけり。

一說に、此時吉隆申しけるは、迚も我等盲なれば、人竝の事もなるべからず。然らば、山城大學に人數を添へて殘し置き、某は江戶へ馳下り、如何にもして、內府と刺違へ、秀賴公に忠節致すべしと、色々所望ありけれ共、三成・安國寺更に承引せず。今、大事を企てながら、輕々しく下り給はん事、甚だ然るべからずと、堅く差止むるに依つて、吉隆終に承引して、關東へ下向の事を思止りけりといへり。今按ずるに、此說も又、眞僞定かならず。去れども、必定虛說なるべしともいひ難し。又一書に、此時石田・大谷相談して、諸國へ廻文を遣したりとて、眞名の文章を載置きたり。今按ずるに、大老の下知もなきに、石田・大谷兩人の判形にて、諸國へ廻文を遣すべき樣更になし。是後人の附會なるべし。

石田三成西國諸侯を集む

斯くて大谷父子は、北國仕置の爲に、越州敦賀へ下り、石田三成は、長束政家と前田玄以を誘引して、大坂へ馳赴く。

一説に、此時石田が大坂へ上る事を、長束は同心せざりしといへり。尙古按ずるに、石田、此時佐和山を出でず、秀家・輝元の大坂へ著府を待ちて、治少も馳上るに於ては、與力する大名多かるべきを、大谷が意見を承引せず、其身一人も、したる顏に大坂へ馳上りし故に、大名・小名、内府公に隨はれたりと聞ゆ。此所を遠慮して、長束同心せざりしにや。

石田は大坂に著きて、增田長盛が宅に至り、始終の評議を定め、先づ西國へ召文を差遣す。是より先に、老中・奉行此事内談ありける故、羽柴秀家卿・毛利輝元卿へは、内内申合する如く、一日も早く御上りありて、諸方の御下知あるべき由、慇懃にいひ遣す。此時與力する輩には、備前中納言秀家・安藝中納言輝元・筑前中納言秀秋・羽柴（本氏島津）兵庫入道惟新・羽柴（本氏立花）左近將監・羽柴（本氏小早川）治部大輔・小西攝津守・毛利壹岐守・鍋島信濃守・筑紫上總介・中川修理大夫・太田飛驒守・熊谷内藏允・垣見和泉守・早川主馬・

毛利民部大輔・毛利伊勢守・秋月長門守・相良左兵衞・有馬修理大夫・高橋右近大夫・生駒雅樂頭・長曾我部宮內少輔・蜂須賀阿波守・脇坂中務少輔・戶田武藏守・菅平右衞門・安國寺瓊長老等、九萬五千餘人なり。

異本に、石田三成大坂に於て、安國寺を招き、貴僧は急ぎ藝州へ下り、中納言殿へ申入るべき樣は、此度各同意して、內府を退治すべきに相定め、輝元卿時日を移さず、大坂へ御上りありて、西丸へ御安住あるべし。官祿御望みに任せ、此後、大老の上座になし申すべき由、具に申述べられしとなり。安國寺、頓て安藝國に至り、此旨を申しければ、家老の輩は同心せざりけれ共、輝元卿承引ありて、石田に誓紙を所望せらるゝ故に、安國寺家老島十郎左衞門を大坂へ遣し、石田に此旨を告げしかば、石田則ち誓紙を認めて、島十郎左衞門に渡し、家人那夏左衞門を島に相添へて、廣島へ遣し、輝元の誓紙を望みけるに、黃門の養子羽柴宰相秀元・輝元の家老渡邊飛驒守兩人は、輝元を諫言して、出陣相止め、佐世長門守門・由隱岐守等も、彼兩人に同意して、黃門を諫めけるに、輝元の出頭人堅田兵庫・安國寺等

は、頻りに上洛を勸めけるにより、輝元、彌、石田に與して、七月九日廣島を立ち、同廿三日、大坂へ著岸せらると記す。今按ずるに、予、筑後久留米に居たりし頃、比留島何某の語りけるは、三年計り前に、年の程八十有餘の老僧、久留米に居たり。彼は毛利家の歷々と覺しくて、賤からぬ人と見えたりしが、其僧の曰く、石田治部少輔謀叛を企て、備前中納言・安藝中納言、其外、大名・小名を大坂へ上せたる由、誠しく書きたる書物あり。是大なる誤なるべし。如何にとなれば、他家の事はよしさもあれ、官祿はるかに劣りたる石田が催促に於て、輝元出陣せらるべき樣更になし。但、此一亂の濫觴は、故ある事と聞えたれ共、今更無益の兵論なりといひたる由、比留島氏、予に語りぬ。是に依つて按ずるに、石田治部、安國寺を遣して、事の起りを輝元卿へ始めて告げたりとあるも、覺束なし。其上、石田治部大坂へ上りたるは、七月下旬なるに、其以後、安國寺を安藝へ下し、使者往來して後、七月九日、輝元卿廣島を出馬せられたるも、日限の相違又いぶかし。然れども、彼異本に、人々の姓名を分明に書付けたれば、强ひて虛說ならんともいひ

難し。此時安國寺大坂に居て、藝州へ使者を下したるは、正說なるにや。

此外、五畿內の輩はいふに及ばず、播磨・丹波・但馬・紀伊・志摩・伊勢・近江・美濃・尾張・加賀・越前の勢、都合十五萬七千人とぞ聞えし。去る程に、諸國の大名・小名、大坂へ集りければ、內府、故太閤の御遺戒に背き給ふ由を書きて、人々に見せしむ。其の詞に曰く、

家康、秀吉の遺誡に背ける箇條

江戶內府被レ背二御仕置一條々

一、五人之奉行・五人の年寄、私曰、大老奉行と云、五奉行を小老とも稱したりと也。上卷の誓紙連判無二幾程一、年寄共之內二人、私曰、淺野長政・石田三成逼塞の事なるべし。被二追籠一候事。

一、九人奉行衆之內、羽柴肥前守方之事、度々誓紙被レ遣、既身上可レ被レ果之處、利長人質被レ取、追籠被レ申候事。

一、景勝何の科無レ之處、遣二誓紙一之筈、又被レ背二太閤樣御置目一可レ被二討果一義、難ケ敷樣々雖二申理一無二許容一、終被二出馬一事。

一、知行方之義、存分被二召置一儀者不レ及レ申、取次有間敷を、是又上卷之違、誓紙之筈、

忠節無之者、被出置事。

一、伏見之城、太閤樣被召置候留守居追出、私人數被入事。

一、十人之外、誓紙被遣間敷と被戴、上卷之誓紙、所々數度被取遣事。

一、政所樣御座候處居住之事。

一、西丸に、如本丸、被上天守事。

一、諸侍之妻子、贔負々々ニ而被返本國事。

一、緣邊之事、被背御法度ニ付、其段申候得者、一端合點ニ而、重而緣邊不知其救事。

一、若キ衆にそゝろをかひ、私曰、淸正・長政等、三成を誅戮せんといはれし事成べし、被爲立徒黨事。

一、御奉行五人、一人判形の事。

一、以內緣馳走八幡江私曰、義直卿の御母は、八幡社家の娘なるにや、被許檢地事。

右之條々、誓紙之筈、少茂不相立太閤樣被背御掟候得者、以後可有賴候哉、如此、一人宛被果候而之上者、秀賴樣御一人可被取立事、不實候者也。

慶長五年七月七日

長束大藏大輔
石田治部少輔
增田右衞門尉
前田玄以法印
安藝中納言
備前中納言

石田三成加々江彌八郎を語らふ

其頃、加々江（異本に加加井とあり）彌八郎といふ者あり。彼が父加々江彌八郎は、美濃國竹ヶ鼻の城主なりしが、天正の中頃、織田信雄に屬し、城を守りて討死す。其子今の彌八郎、太閤の御時召出し給ひ、其頃大坂にありけるを、三成密に招き、今度天下の御爲に、內府を亡す企てあり、貴殿も同意せらるべきかと問ひければ、某式の者を召し給ひ、人がましき仰せを承る事、誠に面目なり。何樣、公儀の御爲に一命を抛つて、志を顯はすべしと返答す。三成、彼が面魂をつく〴〵と守り居りけるが、然らば貴殿は、三成申す如く、內府の味方と披露して、敵に近付き、內府三人の家老、又は中村・

堀尾が輩を、何れなりとも刺殺して、是を忠節せらるべし。若其場にて果て給ふとも、日本の神も照覧あれ、子息に於ては、秀頼公より、一かど領地を給はる様に、後日に計らふべしといふ。加々江彌八郎氣に乘りて、是體の事抔は、相應の御用なりと、謙退もなく申すにより、三成悦びて、首途の盃をなし、席を立ちて奥に入り、刀を一腰取出でゝ、之は先年、太閤より我等に給はりたる、隱れなき切れ物なり。餞別に參らするとて、之を引きければ、恭しとて、盃を三度傾け、暇乞して住所に歸り、暫く旅行の用意して、關東へ馳下る。又、森伊賀守が嫡子彌一右衞門も、先年浪人して、其後太閤へ召出され、大坂にありけるが、彼は一向家康公へ從ひ奉るべしとて、在所を出で、加々江と同じ頃、關東へ下る。然る所に、堀尾帶刀は、先日、遠州濱松にて、家康公へ謁見せられけるに、上方の體覺束なし、油斷あるまじと宣ふに依つて、世間の樣を窺ひけるに、果して、內府を亡すべき催しありと聞えしかば、先づ越前へ馳歸り、府中の城を守るべしとて、七月十八日、濱松を出で、三州二川にて、彌一右衞門に行逢ひ、又山中といふ所にて、加々江に遭ふ。彌八郎、堀尾に立向ひ、某

加々江彌八郎、水野忠重を斬る
堀尾吉晴、彌八郎を殺す

は内府の御味方せん爲に、關東へ下向仕るなり。見申せば、何方へやらん急に御上りある體なり。我等如きも、此邊にありて若然るべく思召さば、御差圖に預るべしといふ。堀尾、加々江が隱謀を知らず、御志尤もなり、あながちに關東へ御下向に及ぶべからず。幸、水野泉州と池鯉鮒にて參會すべき約束あれば、貴方も同道して、物語抔承り、又江戸へ御下りの相談にも及ぶべしとて、此所より引返す。水野忠重は、七月十九日、刈屋より池鯉鮒へ出で、彼所の名主傳右衛門といふ者の宅へ、帶刀を招き入れたり。吉晴、此時彌八郎を和泉守に引合せ、互の物語りに時移りて、夜陰に及ぶ。加々江座敷を立ちて、家來を呼び、乘馬路次口に引立置くべしと密々いひ含め、又立歸りて、席に著く。折節次の間の屛風の陰に置きたる膳部の器具、ぐわら〳〵〳〵と倒るゝと聞きて、加々江座敷をふと立ち、和泉守を一刀に切伏せ、堀尾が方へ飛び掛らんと行くを、吉晴、加々江を組伏せ、則重の脇差一尺四寸二分あるを拔きて、手の下に刺殺す。水野が家來（異本に舊瀬とあるは非か）與八郎、帶刀に引續きて、加々江が腕を取懸りしかば、次の座にありける水野が家の子、此音を聞きて、七八人座

中へ走り出でけるが、帶刀を本人と思ひて、はたくと斬る。吉晴すべき樣なく、後を顧みて、胡亂者共、何故に帶刀を切るぞといひて、加々江を押へながら、足を延べて燭臺を踏倒し、其闇紛れに座を去りて、路次へ下りける時、堀尾が步行の者森岡右衞門、一番に駈付け、主人を肩に引掛けて表へ出づる。水野が家人、猶も帶刀を遁すまじとて、犇きけれ共、鈴木與八郎、吉晴の所爲に非ずといひて押止む。斯くて吉晴は、如何なる所存ありけん、水野が城下刈屋へ具して行くべき由、乘物の内より下知しけれ共、供の者共、其命に隨はず、唯松濱へ御歸りありて、御手疵御保養あるべしといふにより、力なく其夜は、岡崎に一宿して、翌日濱松の城に歸る。初めは吉晴敵となりて、水野和泉守・加々江彌八郎を討ちたる由、關東へも其聞えあり。秀忠公の近臣諫め申しけるは、帶刀が別心疑ひなし。然らば、其子信濃守、父が便りを聞かざる內に、急ぎ御陣へ召寄せられ、罪科の御沙汰あるべきかと、口々に申しけれ共、御同心なくして、仰せけるは、帶刀、近年内府の御爲めを思ふ心深切なり。其上、子信濃守を此方へ置きながら、上方へは與すべからず、又敵になりたればとて、

何心もなき信濃守を、卽時に誅すべき樣もなし。旁〻後の註進を聞き屆くべしと宣ふ所に、追々飛脚馳來り、此事の始終を申すより、人皆、秀忠公の御思慮を感じけるとなり。

一說に、水野が扈從鈴木與八郞、加々江を切り、帶刀も鈴木が働きを感じ、召抱へ度しとあるに依つて、家老の方より、主人吉晴の意趣をいひ送る。其書を鈴木氏にありといへり。今按ずるに、鈴木與八郞、加々江を討ちたるに決定せず、其傍輩堀尾を本人と見誤る事あるべからず。然れども此時、帶刀背後に七箇所創をを蒙りたるは、紛れなき事は、前に記す如く、吉晴、加々江を刺殺すを見て、水野が家來、我が主人和泉守と彌八郞を、帶刀が討ちたりと心得、取込めて討ちたるが實事ならん。殊に家康公、吉晴の働を感じ給ひ、御書を給はりし上は、鈴木が加々江を仕止めたる說は、用ひ難し。但、俄の事なるに、鈴木が取合せたる心ばせ、且又、吉晴の仕業に非ずとて、後迄の證人となりたるを悅びて、若、此方へ來るに於ては、召置かるべしといはれしにや。帶刀を肩に掛けて出でたる步行の者に、二百石

與へられしといへり。堀尾が家にありける澤彦兵衞、具に語りけるは、愚老、太閤記に記す所の吉晴の戰功を見るに、其場を勤めたる者共の物語りに違ふ所あり。然るに、其相違を難ずる人の曰、太閤記の作者小瀨甫庵は、暫く出雲にありし故、取別け吉晴の譽れを飾る。去れども、其功左近の事にあらずと聞く。慶長の頃、池鯉鮒にて、加々江彌八郎を仕止められしといひ傳へらるれども、是も慥かならぬといへり。是、吉晴の勇功を知らざる人の評判なるべし。總じて帶刀は、自分の功をいはぬ人なり。或時、嫡子出雲守、父帶刀に向つて、御年寄の御骨折を、某に尋ぬる人あるべし。正しく父の御働きを知らぬ、と申すも如何なれば、御手柄の品々を承り度しとありければ、吉晴荅へられけるは、若、其方へ問ふ人あらば、父帶刀が働きは、左せる事にもなき樣に、我等にも申し聞かせずと、誰人にも挨拶すべしとて、子息にさへ物語なければ、世間に知らぬも理りなり。其後、家中の名ある輩、其場所を數へ擧げて、如何にも實に書けり。此趣を披見して、吉晴の事を載する序に、必ず之を記してよとて、一卷を出して予に授く。其いへる所いはれ

あれば、所望に任せて爰に記す。

一、尾州御所と岩倉勢取合之時、仁王丸私曰、仁王丸・小太郎・義助みな吉晴の名なり十五歳にて、高名あり。

吉晴の功績

一、元龜元年六月、江州横山へ淺井人數を打出す刻、一番高名あり。信長公の御前江秀吉御披露の時、小太郎は我者かと御詞懸かる。彼老人の曰く、吉晴を信長公召出し給ひて、頓て秀吉へ預け置かれし故に、我者かと仰せられしなり。

一、翌日、淺井人數と虎御前山の麓にて、戰有つて鎗を合す。

一、天正三年五月三日、長篠にて武田勝頼と合戰の時、首二つ打取。唐の頭に金の冑首也。信長公、堀尾は毎度の事と御意被成、御直に御菓子を下さる。

一、天正四年、大坂にて光佐籠城の時、貝殼塚の前へ敵打て出でゝ、味方敗軍の所へ、中村次郎右衞門殿と茂介かけ付、鑓を合せ追拂。

一、天正五年、但馬尾白山にて、毛利衆と取合の時、互に鑓を抛げて、太刀打ちになり、十三箇所手を負ひ、雙方草臥、白眼合是ある所へ、津田小八郎殿候とて、

敵の首を取り、秀吉御前へ持參して、茂助働きの通申上げらる。同年六月、丹波國へ明智入國の後、國中一揆蜂起して、重ねて加勢を遣さるゝ時、殿にて首三十六打取、內三自身討取。

一、同年十一月、播州上月の城主には、尼子家臣山中鹿之助籠る。毛利家、浮田城を取卷、秀吉對陣の時、敵人數を出す。宮田喜八郎殿と茂介、同時に駈付、首討取る所に、手を負、家人松山小右衛門馬に抱乘する。喜八郎殿は討死なり。

一、同國廣瀨宇野城明、退候時追掛、馬上にて能敵を討取。

一天正七年、播州三木の城主別所を御卷の時、付城霧が峰にて鑓を合す。

一、同所にて、谷大膳殿討死の時、なめら川の端にて鎗付、首討取。此時金相の紋付たる旗三本・御持鑓十本・拜領、甲賀衆百人御預け被ㇾ成。天正十年、伊勢小河内の城塀際にて、組討に首を討取。

一、同年、備中糖山に毛利家居陣夜懸の時、首討取。

一、同年六月、同國高松の城水攻の前に、敵打て出、向合有て鑓を合す。及ㇾ落

城、城主切腹の時、檢使に被仰付。

一、同年六月十三日、攝州山崎にて、明智合戰の時、十文字にて馬上より、敵三人突落す。家來の堤五郎兵衞・松田又市・梯權八三人して、首一つ宛取。

一、江州志津嶽にて、柴田合戰の時、馬上の武者一人突落して、首を取。

一、同十二年四月九日、尾州長久手にて、信雄卿・家康公、被仰合御出張の時、秀吉の御先鋒、秀次敗軍被成に付て、龍泉寺表御引取の刻、殿仕る。

一、同年四月十日、篠木の川、同翌日、大草村御引拂の時、大事の退口なりと、秀吉公御仁さしにて殿仕り、四五度返し合、追拂。

一、同年五月二日、加賀井の城に信雄卿より、人數を被籠置、秀吉御攻候時、家中へ首數討取、生捕も有之。

一、同年五月十一日、同竹が鼻の城に不破源六楯籠、水攻の前に、南の方取出の丸を攻破り、家中へ首數討取。

一、同年六月十六日、同蟹江の城に、信雄卿、人數有之所へ押寄、家中へ首數討

取。

一同赤見の城にて、家中の者頭數討取に付、秀吉公御褒美下々迄金錢下さる。

一、天正十八年寅三月廿九日、相州小田原御陣の時、山中の本丸を攻破り、家中の物頭數討取。秀吉公御感有て、唐織の御羽織拜領、下々江は金錢銀錢被ㇾ下。

一、同年八月、奥州九戸城、大手へ早く押詰むるに付、程なく降參仕り、秀吉公より、御感狀被ㇾ下。

一、慶長五年七月、石田治部逆心の時、遠州濱松より、越前へ歸府の刻、三州池鯉鮒を過候所、水野和泉守殿御出有ㇾ之、御振舞の座敷江、加々江彌八郎參會、和泉守殿を討果す。帶刀、卽座に加々江を突伏する。此時數箇所痛手を負、右之趣、家康公被ㇾ聞召屆、御感狀被ㇾ遣。

一、信長公へ荒木逆身の時、扱の爲、秀吉攝州江御出候處、荒木が者共、秀吉を可ㇾ討果ㇾ企を及ㇾ見、茂介、荒木家老を人質に取置、秀吉は急に御歸候へとて、道一里餘隔時分人質を返し、茂介立退候事。

一、三七殿、秀吉と鉾楯の時、氏家内膳別心せば、氏家と刺違可ㇾ申と、御請被ㇾ申候事。

一、關白秀次公等御出有間敷きならば、可ㇾ討果ㇾ旨、御請被ㇾ申候事。

右三箇度、秀吉公御内意ニ而、一命を可ㇾ捨覺悟有ㇾ之、此外少宛の事は、書入不ㇾ申

吉晴知行所

知行所

秀吉公より拝領	一、江州長沼	二百石	
同	一、播州姫路	千五百石	甲賀衆百人御預り
同	一、丹波黒井	三千石	
同	一、若狭佐柿	二萬石	日數六十日にて所務無ㇾ之
同	一、若狭高濱	一萬石	初而城主被ニ仰付ー
同	一、江州佐和山	四萬石	
同	一、遠州濱松	十二萬石	
家康公御取持に而	一、越中府中	五萬石	隠居分ニ拝領

外五萬石、御藏入預り分

一、出雲隱岐　二十四萬石

秀家・三成問答附石田歸國

西國の諸將、追々大坂へ馳集りければ、彌〻評議を定むべしとて、増田長盛・石田三成長束政家等、秀家卿の館へ參會す。秀家宣ひけるは、内府、近日諸將を從へ、會津へ發向せるべし。景勝の防戰覺束なし。如何計るべきやとありければ、石田いひけるは、會津表の拒きに於ては、差して御氣遣ひあるべからず。御存知の如く、上杉家は、元來弓矢の道に長じ、今、景勝卿に至りても、家風彌〻衰へず。先年某、太閤の仰に依つて、景勝卿の武功を尋ねけるに、弱年の頃、三郎景虎を退治して、北條丹後を始め、數十人を誅戮し、其後、新發田の城を拔きて、城主因幡守が首を刎ね、又越中の魚津・羽州の酒田・同太浦・同仙北、信州の仙見・同館山・同上田原・同長沼・同落水・同上田等、皆景勝の下知として、勝利を得られたる由、先君の御耳に入れければ、謙信

大坂方の軍備

にも劣る間じきとて、大方ならず感じ給ひぬ。又、彼家の老臣を聞くに、直江・本庄・須田・安田等の名高き輩數十人あり。其人數、地戰ひには大槪五萬に餘るべし。殊更、佐竹義宣も景勝へ合力すべしと、某方迄內通あり。兩家の人數七萬計り、國中に楯籠らば、寄手の勝利あるべからず。猶更、其迄も行きたらず、景勝卿と約束ありて、上方に大軍發ると聞かば、先日內府に隨ひて、東國へ下りし諸大名、大坂の人質を資けん爲、右往左往に退散して、皆味方に參るべし。然らば、內府あしたになりて、江戶城へ迯歸り、扱にせん事疑ひなし。其時、各御相談ありて、其官祿を削り給はば、後の殃あるべからずと、手に取樣に申しければ、秀家卿重ねていへるは、治少の批判、其理なきにあらず。去れ共、數萬の軍勢を集め置くに於ては、勝負の便り惡しかるべし。其上、內府會津を攻むるか、又領內へ引入るか、若上方へ手遣するか、此三つの外はあるべからず。何れにしても、軍を分けて、國境迄出張せば、敵の勢屬すべし。下の儀、手配りを定められよとあるに依り、各仰を然るべしとて、輝元と增田長盛は大坂に止まり、秀家と石田治部・長束大藏、諸將を相具して美濃・尾張へ發向

すべし。若、内府上方へ攻上らば、輝元卿殘る諸將を帥ゐて、先手と一手になり、秀家輝元相倶に、秀賴公の副將軍と示して、四五萬の大軍を指揮引きて、一戰を決すべしと定められける。

一本に、石田治少、此時秀家に申しけるは、淸洲侍從關東へ下り、留守の者は恐るるに足らず、淸洲の城を攻落し、夫より三河へ攻入りて、岡崎・吉田の城をも攻取るべし。誰にか仰付けらるべきとありければ、增田長盛が曰、前の尾張內府常眞は、北畠の家を繼がれし故、伊勢・尾張の國、此下知を背くべからず。然れば、常眞を差向けらるべしと申すにより、秀家・三成同意せらる。爰に佐久間右衞門尉が嫡子、始めは三浦駿河守といひて、常眞の家老なりしが、後に太閤へ召出され、佐久間不閑齋といひたり。彼を召して、常眞を味方へ引入るべしと、佐久間を招き、其旨をいひ聞かせらるゝに於ては、味方になし申さん事疑ひなし。去り乍ら、常眞の嫡子大野宰相、內府に心を寄せて、北國にあり。家來の用に立つべき者共は、大野に居て、常眞人數不足なり、爭で軍勢を催促仕るべきといふに依り、石田

治少、其意趣を聞届け、然らば黄金千枚、貴方まで相渡すべしといひて、證文を出しければ、不閑齋、此上はとて京へ上り、常眞に此内意を語りけるに、常眞更に承引なく、我信長の子として、石田・增田等が下知につくべき様なしといはれけるに、近習の輩諫めて申しけるは、口惜しき事を仰せらるゝものかな、尾張へ御馬を出さるゝに於ては、國中の浪人又は鄕民、皆御手に付き、伊勢よりも諸勢馳集りて、御人數二三萬に及ぶべし。其多勢を御下知ありて、尾張、三河を攻取り給はんは、案の中なりと申しければ、常眞終に承引せられしに、子息大野宰相は、此事を聞き傳へ、内府の御懇を忘れて、石田・增田が方人せらるべき道理なし。急ぎ此意見を申せとて、家老村瀨左馬を京へ上せらせしに、常眞は其間に、佐久間不閑を大坂へ遣して、同意の返答せり。其時、石田治少・銀子千枚不閑齋に渡しければ、不閑齋之に駭き、斯様に約束相違の上は、尾張・三河を常眞に給はるべしとあるも、覺束なしと思ひて、京へ歸りしが、宰相の家老村瀨左馬、越前より馳上り、頻りに常眞を諫めければ、不閑も村瀨も同心して、常眞の出馬を留めたりと記す。

秀家の計策

三成佐和山に下向

今按ずるに、此說の實否知り難し。但、織田常眞は、其頃在京せられたりと聞く。若、石田・增田等、此人を身方に引入るべしとて、斯くの如くなるや覺束なし。

又三成が云く、輝元卿西丸へ入り給ひ、御子息秀元卿へ、安國寺・吉川藏人大輔・宍戸備前守等、其勢二萬餘人、濃州へ御出であらば、然るべからんとなり。各〻同意あるにより、家康公の御留守居佐野肥後守方へ使者を立てゝ、輝元卿之へ御移りあるべしとの御事なり。急ぎ開き渡すべしとありければ、力なく、肥後守は大坂を出でて伏見の城に籠り、輝元卿西丸へ移り給ふ。又、秀家卿宣ひけるは、近日諸將と評定して、伏見の城を攻破り、鳥居内藤等に腹切らせ、夫より美濃へ打出づべし。治少は領地へ馳下り、諸方の手遣ひあるべしとなり。三成承りて、兎も角も御意に隨ひ申すべし。伏見の城中小勢にして、手に立つべくもあらずと雖も、若、御人數不足あらば、某が手の者をも御差添へあるべしとて、二千餘人を大坂に止め、其身は居城へ馳下る。大津宰相高次へ、通り掛けに對面せんが爲に、關寺邊より使を立てゝ、其趣をいひ遣す。高次は、兼ねて家康公へ心を通ずる人なるが、三成が案内を聞くと等し

安養寺門齋、三成を討たんと謀る

く、本城を出でて三丸へ出座せらる。三成大手の門外にて、乘物より出でけるが、折節小雨降りければ、羅紗の合羽に塗笠を被り、手廻り計にて、城内へ入る、高次對面ありければ、三成手をつき頭を下げて、天下泰平の時至り候ひぬと申しければ、高次喜悦のもてなし、本より餘儀なき企てなれば、必ず本意を遂げらるべし。一刻も疾く歸城せられ、萬評定あれかしと思ひ、態と是まで出向ひて、御目に懸るなりと挨拶せらる。高次の家臣安養寺門齋、此時黑田伴與に向ひて、此一亂の張本人、今此城へ來る事は、偏に天の與へなり。いざ三成を召捕りて、大手の門を打つべしといふ。黑田同心せざるに依り、猶又、山田三左衛門・赤尾伊豆を呼びて、此事を語る。彼三人、皆同意せず。今三成を手込めにせば、敵の大軍寄來り、此城の急難近かるべし。　空賢靜まり給へといへば、安養寺强ひて曰く、先日、各〻我等を召して、御直に仰せありけるは、三成常に奢を極め、今又無益の亂を起す。然れば、天下の御爲に身命を捨てゝ、内府に屬し、彼一黨を誅戮し、面々も忠義を盡すべしと、重き仰を承りし上は、今更急難を恐るべからず。殊更、石田を召捕らば、敵の大軍攻圍みて、籠

城危ふかるべしといへるも心得難し。假令石田を、何事なく佐和山へ返したればとて、此城を攻むる寄手の人少かるべき道理なし。若、各の察する如く、敵の大軍攻圍み、籠城終に叶ひ難くば、其時は石田を刺殺し、宰相殿へ御自害を勸め、面々一所に並び居て、腹切るべしといひけれ共、三人の輩承引せず。宣ふ所はさる事なれ共、必ず内府の御爲に京極の御家斷絕して本意とすべき樣もなし。其上石田一人を誅して、世の治るべき事にもなければ、唯々止まり給へといふ。安養寺又いひけるは、各のいふ所、宰相殿の一筋なる御心中とは相違ならんか、先日寸志を申す事ありて、殿の御前へ參りたるに、去々年より、伏見・大坂に居て、内府に心を寄する上は、我等が粗忽ともいふべからず。又、太閤の御恩を忘れて、私のよしみを念ふにもあらず。旁〻心にかくまじと、分明の仰聞けを承りて、我等は別の思案を爲し、若、敵味方の筋目に於て、各未だ疑ひあらば、此上にも評議せらるべし。但、當家の存亡に眤み、軍の勝負拘つて談合の果敢(はかやり)をやり給はずば、恐くは後悔せらるべしと、雙方意趣を論ずる内に、三成退去しける故、門齋が企て空しくなる。彼門齋は、其始

め、安養寺三郎左衞門と號して、京極の下にて名ある者なり。元龜の始め、姉川合戰に信長の御手へ生虜れしを、龍ケ鼻の御陣に召し給ひて、信長公御直に仰せけるは、今、我、汝か一命を資けん。其返報に、我いふ所の謀の是非を分別すべし。始めは先手利あらずと雖も、終に味方大利を得たり。此威に小谷へ取懸け、本城を乘取るべし。是を非とする理ありや。安養寺僞りて申しけるは、長政兵士の數を盡して、姉川表へ働くと雖も、父下野守小谷にあり。此勢三千に餘るべし。今勞れたる御人數を以て、荒手の籠る堅城へ輕々しく押寄せ給はん事、御遠慮あるべき事にやと申す。信長公是を御用ひありて、小谷の城攻めを止められ、今日取りたる首、生捕に見せよと仰せらる。各首を持來り、安養寺に見せて、名字を問ひ、淺井雅樂助・同兼之介・上坂刑部・同五介・𨵅彌太郎・細江左馬・加納次郎左衞門・同次郎兵衞・甲崎吉兵衞・上坂治右衞門等が首なりといふ。中にも竹中久作が討取る首を見て、遠藤喜右衞門と申す者なり。彼働き如何と問ふ。竹中が曰く、何者とは知らず、首一つ提げて、大將の御側近く來り、殿は何處にましますといふを、何樣きやつは敵なりと思ひ、組

伏せて首を取りたりといへば、遠藤、昨夜大依山にて、傍輩と軍の勝負を爭ひ、若、此軍破るゝに於ては、必ず生きて還るべからず。去る程ならば、信長公を一太刀恨み申さんと、憚る所なくいひけるが、扨は御側近く來り、本意なく討死したるならん。貴殿は流石の人なりといふ。其次に出だせる首を見て、安養寺俄に色を變じ、頭を垂れて落涙す。信長御不審ありければ、之は我等が二人の弟彦六・甚八と申す者なり。死なば一所と契りたる兩人の者を、先立つる事力及ばぬ所なり。唯此上の御情に、とく〳〵首を刎ねらるべしとて、其後は首の苗字をもいはず、默然として居たりけるを、信長公左にはあらず、先に汝を資けんといひて、今更何しに殺すべき、願くは味方に屬すべしと、色々仰せありけれ共、若、一命を御扶けあらば、小谷へ歸り申度しと、わりなく歎き申すにより、力なく歸し給ふとなり。門齋が先きの一言によりて、小谷の城主淺井父子、三年の後に滅亡す。猶京極の絕えざるにより、安養寺、直に高次仕へて、老年の後落髮して、名を門齋といひしなり。安養寺、龍が鼻にて信長公を計りすまし、安堵の思ひをなす所に、秀吉公、未だ其頃藤吉と聞えしが、

栗毛の馬に汗かきたるに、諸鎧をあてゝ馳來り、此勢にて小谷へ押詰め、淺井が城を攻取るべし。某仰せを承りて、諸將へ下知なすべしとなり。信長許容ましまさずして、此方に仔細あり。其下知無用と仰せらる。秀吉仰を押返し、事の仔細を知らずと雖も、今、御後悔あるべきなり。扨内々の有增は、如何計ひ申さんといはれけるに、信長公御不與ある體にて、それは無用と仰せければ、秀吉氣色惡氣にて、頓て御前を退去せらる。年を經て後、秀吉公龍が鼻にて、内々の有增しはと仰せられしは、實事如何なる故にやと、寄々人に尋ぬれ共、終に知る人なかりしと、門齋常に語りしとかや。

一本に、石田治部少佐和山へ下りたるは、八月五日なりと記す。今按ずるに、伏見落城八月朔日なり。此城攻に、秀家其外武功ある將士に、秀頼公褒美を與へらる。其の奉書、輝元・長盛唯兩人の判形なりと聞く。然れば石田は、七月下旬領地へ下りしにや。

丹後侍従內室自害

其頃、諸大名の人質、大坂の城下にありけるが、若、盜み取る事もやとて、口々所々に番所を立て、夜晝となく守りける。所謂濱手橋、毛利民部大輔。高麗橋、高田河內守・藤掛三河守。平野町、宮城丹後守。淡路橋、早川主馬首。備後橋、生駒修理・同主殿。本町筋橋、蒔田權之介。久太良町橋、蜂須賀河波守。久法寺町、竹中伊豆守。ふとし町橋、服部土佐守。天王寺口、横濱民部少輔。甲口、上田主水正。南方堀詰口、奧山雅樂介。平野口、小出大和守。玉造口、多賀出雲守・杉若主殿助。京橋口、谷出羽守。中渡、山崎左馬介。福島口、山崎右京亮。天王寺より南、石川肥後守。天王寺より平野口、赤松上總介。天正寺小坂、木下左京。大和口、川尻肥前守・脇坂中務少輔。福島川口、菅三郎兵衞・同右衞門八等、各相守るべしと、老中・奉行下知せらる。

尙古按ずるに、此時所々を堅めたる人々の中に、陣所に至る輩あり。奉行の下知に依つて、其家來番所を堅めたるにや、覺束なし。

人質を大坂城内に移す

中にも内府に從ひて、關東へ下りし諸將の人質は、城中へ入れ置くべしと、奉行中相談して、先づ羽柴忠興の留守居小笠原正齋・川喜多石見・稻富伊賀、此三人の方へ使を立て、一人內室を誘ひ、此城內へ入るべしとなり。川喜多石見、彼使者に會ひて、內室申聞くなり、是より御請け申すべしとて、使を返し、三人の者共相談しけるは、假令御奉行の下知なりとも、粗忽に奥方を御城へ入れ參らせては如何なり。然れども、此理をいひかゝり、若し御奉行中承引なくば、御前を害し奉り、面々切腹より外はあるべからず。是も餘りに短慮なれば、如何せんといふ所に、內室、三人の留守居を呼び、我女の身なれば、辨なしと雖も、越中守殿より、兎角うの仰なき內には、誰人の計ひなりとも、屋敷を外へ出づべからず。此由悉くいひ含めて、幾度も使者を返すべし。若、御奉行中宥免なく、押して捕らんとし給はゞ、夫を一期とすべき由、一向に申されければ、正齋淚を抑へ、御尤も至極せり。斯く思召さる上は、我々に任せ置かるべしとて、表へ出で、又三人談合して、稻富伊賀奉行所へ至り、件の理をいひければ、內室の願ひ、誠に餘儀なき所なり。先づ其通りとありけるが、又

羽柴忠興妻自害

一兩日過ぎて、兎角内室を渡すべき由、使三度に及びけれ共、留守居同心せざるに依つて、脇々を懲す爲なれば、押寄せて奪ひ取るか、然らずば、内室、其外悉く打殺すべしとて、七月十七日の未刻計りに、秀頼公の弓鐵炮の物頭、與力同心を召連れ、五百計りにて取懸る。正齋・石見、内室の前へ出でて、此由を申しければ、あたりに居たる女童部は、周章騷いで、泣悲める中に、内室は取亂したる氣色もなく、思ひ設けたる所なり。何故に驚くべき、上樣へ恐れなれば、構へて手向ひすべからず。稻富伊賀は表にありて、若、防矢は放たざるか。此方へ呼び入れよ。今は是迄でなり。正齋介錯すべしとて、守刀を帷子越に胸に突立てられしに、正齋座敷を立ちて、内室の側へ近付かんとしけるに、無禮なりとや憚りけん。側に掛け置きたる負尖刀(なぎなた)を取つて、次の間より、内室の咽を刺通し、冥途の御供申すべしとて、高聲にいひて、切腹す。石見は表へ走り出で、爰かしこに火を掛けさせ、金津助次郎と一所にありて自害しけるを、石見が老等田邊六左衛門といふ者、主人と金津を介錯して、其座を去らず切腹す。稻富伊賀は、是より先きに内室へ自害を勸め申すとて、正齋・石見と相

俱に、奥の座敷へ通りけるが、中の間より取つて返し、裏門より駈出でて、行方知らずなりけるを、此亂程なく治りしかば、忠興、伊賀の節義を聞きて、一命を助かりたるは、前代未聞の軍法の怒り〔本ママ〕、速に彼を捜出し、首を斬るべしとありけるを、松平忠吉仰せけるは、忠興の怒りはさる事ながら、伊賀は類ひなき火器の功者なれば、曲げて我等給はるべし、然らば、男を止めさせて、年若き者共の鐵炮の師となすべき由、色々御所望に依つて、力なく許し申されければ、伊賀悦んで髮をおろし、稻富一夢と改名して、尾州の御家にあり。一夢が嫡子土佐主膳、其弟權之允相續いで、尾州の御家人となる。一夢が甥稻富喜太夫、關東へ召出され、其子喜太郎、其子喜三郎、今御旗にあり。又、忠興の嫡子羽柴與市郎良隆は、關東へ發向せんが爲に、六月下旬、領地へ歸り、內室は大坂に居られしが、忠興の奧方自害の時、與一郎室は、急難を逃れて、密に屋敷を出奔す。與市郎、是を賴み咎めず、一亂の後、彼所を尋ねて、密に交通せられしに、忠興之を聞きて、彼與市郎夫婦の行、世の聞耳も口惜しとて、永く勘當せられしかば、與市郎頓て男を止め、其名を休無と改め、洛外に蟄居せらる。

羽柴良隆遁世

彼内室は、羽柴利長の妹なるに依つて、其後加州へ呼び出し、家人村井出雲が妻にせられしとかや。抑も忠興の内室は、明智日向守光秀が娘なれば、君を敬ひ父を恐るゝ心ばへ、光秀には似ざるとて、皆人惜みけるとかや。斯くなり給ひしとする前日とか、

露をなど仇なる物とおもひけん我身も草も置すくかりそ〔本ノマヽ〕
明日しらぬ我身と思へと暮ぬまの今日は人こそ悲しかりける

といふ古歌、扇子に書付けて、宮仕へする女房に與へられしと、聞くも哀れなり。又、秀吉公、或時猿樂を興行して、諸大名の奥方へ見せられしに、忠興の内室は、病といひて能を見給はず。其故を聞くに、父日向守は、秀吉と戰ひて亡び給ひ、又、太閤は、父の仇なるに、目の當り其貌形を見るべき樣もなしと、密に語り給ひしと聞くも、又哀れなり。

俗本に、忠興の内室自害の時、十歲の女子と八歲の男子を、手づから害し給ふといひ、又、小笠原正齋・川喜多石見・細川平左衛門抔いふ留守居の者、門外へ切つて

出で、數刻相戰ひ、其後猶ほ、火の中へ飛入りて、燒死たりといへり。今按ずるに、兩說疑はし。是によりて、細川の家へ尋ねけるに、此時、二人の幼息ある事を知らず。又、小笠原・川喜多等が働きたるも虛說なり。殊更、細川平左衞門といふ者は、聞くも及ばずといひをこせり。然れば內室、二人の子を手づから殺害せられしといひ、又、小笠原・川喜多等が、暫く力戰したりといふも、皆用ひ難き說なるべし。又一說に、內室留守居を呼びて、我が父明智日向守謀叛を企て、信長公を弑し給ひし時、忠興の離別に逢ひて、丹後の山家に隱れ居たりし頃、主君を殺したる人の娘なりと、賤山かつにも譏られて、餘りの口惜しさに、自害せんと思ひ立ちしが、與一郞未だ幼少なり。今少し生たてゝ、忠興に返しなんとする內に、又呼返されて、年月を送り、近き頃は、諸大名の奧方、淀殿へ參る事ありしを、自ら身を恥ぢられて、參りもせざりしが、今又、城中へ入りて、人に面を晒す樣なし。只、心能く自害せんとあるにより、留守居も力なく、內室の心に任せたりといへり。今按ずるに、此說の虛實定かならず。されども、誠めきたる一說なるにや。

納屋小左衞門の忠節

黒田・加藤內室歸鄕

黒田勘解由孝高入道如水軒は、豐前中津に在城して、子息甲斐守長政は、家康公に從つて、關東に下向ある。大坂屋敷の留守居栗山四郎右衞門（後、號ニ備後ー）・母里太兵衞（後、號ニ毛利但馬ー）・宮崎助太夫（後、號ニ織部ー）抔といふ者なり。各密に參合して、如水・長政父子共に、家康公の御味方なれば、兩人の奧方を人質に取らるゝ事、此方共の越度なるべし。何共して、御前達を中津へ下し申さんといふ。其頃、天滿の材木屋に納屋小左衞門といふ者あり。彼は先年、長政の屋形を造作せられし時、材木の用を調へ、其後屋敷へ出入りしける。或時、留守居の宅へ來り、頃日、世間物騷なり、此儀に就いて、何事によらず、相應の御用あらば、某に仰付けらるべし。いかに町家に生れたり共、未練の覺悟あるまじき由、賴母しくいふにより、留守居各〻相談して、然らば近日、奧方を町家へ出し申すべし。御舩に召さるゝ時節まで、御宿をせん哉と尋ねければ、いかにも安き御用なり。見苦しきを御厭ひなくば、いつ迄も御宿仕るべしと、堅く請

秀賴の物頭等、黑田如水の宅を取卷く

合ひければ、二人の奥方に、母里太兵衞・宮崎助太夫幷女中兩人附添ひて、小左衞門が所に至る。小左衞門、兼ねて用意やしたりけん。奥の間の板敷を切拔き、土の間を掘窪めて疊をしき、町中騷がしき時は、二人の奥方を床の下へ下し申す樣に拵へけり。斯くて奉行中よりの下知として、秀賴公の弓鐵炮の物頭・雜兵六七百人計り、如水・長政の屋敷を取卷き、兩人の奥方は居給ふか、留守居には、何者が居けるぞとあるにより、四郎右衞門門外へ出でて、物頭の面々へ對面し、如水甲斐守奥方、此屋敷にあり。某は栗山四郎右衞門と申す者なり。黑田が家來に去る者ありと、奉行中にも知し召さるべしといひければ、萬づ油斷すべからずとて、各〻歸りぬ。其後、奉行中より使者を立て、二人の奥方、屋敷にありと聞きつれ共、其實否分明ならず。其面色を見すべしとあるにより、四郎右衞門使者に逢ひて申すは、甲斐守も秀賴公の御奉公として、關東へ下りたるに、何故さは承るや。其上武將たる者の内室を、改め見給ふべしといあるは、心得難き由、返答しければ、申す所理りなれ共、何れも穿鑿遂ぐる上は、其方の理立ち難し。女を遣して、見屆くべしとあるにより、此上は仰

せに隨ふべしとて、兩人の奥方に似たる女中を設け置く。扨て奉行中より、如水と長政の內室を見知りたる女ありやと、尋ねければ、如水の奥方、若き時逢ひたりといふ女と、又、長政の內室十一歲の時、逢ひたりといへるを求め出し、使者を打添へて四郎右衞門方へ差遣す。四郎右衞門、彼二人を誘ひ、三の間の物陰より、是を見する。二人の奥方、女中と物語りし給ふ所、疑ひなき如水・長政の御前なりといひて、歸りしなり。斯りしかば、福島の下木・津川・傳法の三候に、四十六挺立ちの早船を懸け置き、弓鐵炮を飾り、百餘にて船の往來を咎めける故、奥方を下すべき樣もなき所に、羽柴忠興の內室自害せられ、屋敷の火の手上るを見て、彼番船の者共、小早船に乘りて、土佐堀より陸へ上る、此隙を見て、母里太兵衞、甲州の母義と內室を、小左衞門が宅より出し參らせ、町人の女房、田舍へ下る體にもてなし、太兵衞が家來岩田又右衞門は、番袋を下げ、宮崎助太夫は、負尖刀をかたげ、奥方兩人・女中二人步行なり。福島堤を七八丁計り下り給ふ。母里太兵衞は、究竟の者十四人召連れて、五六丁計り跡に下り、兩奥方を奪はんとする者あらば、馳付け、一命を限りに戰ひ、死すべし

と相定む。福島の少し上に小川あり。彼所に小早船を掛け置き、船の頭梶原太郎左衞門出向ひ、助太夫・又右衞門に向つて、日本一の透間なり。早や御船を寄せ、召し給へといへば、奥方・女中・太兵衞・助太夫、其外又右衞門以下、彼船に取乘り、程なく川口へ押出す。彼所の番頭菅右衞門入は、太兵衞が相知れる者なれば、騷動の事を語り出し、御奉行中、天下の破損を繕ひ給ふ事、御尤もなり。御事に付きて、如水に下知を請くべき爲に、中津へ罷下るなりといひければ、右衞門入が云く、頃日物騷に紛れて、諸大名の質物を盜み取らんも測り難し、用心せよとの御下知なれば、御邊の船を手の者に見屆させて、其後通すべしといふにより、太兵衞荅へけるは、知し召す如く、如水・甲斐守は、小身といひ乍ら、武者の差引に於ては、世間に臂を張る者なく、若、此度の一亂に、如水甲・斐守、内府に隨ひ、御奉行に楯を突く程ならば、一方の御妨げとならんは目前なり。然れば、如水父子の人質には、殊更御心を付けらるべき事なるに、御手下の人に、此船を見せ給はんと仰せらるゝは、例の麁相の御癖にや、又、此方も物輕き御計ひに逢ひては、心よからぬ所なり。御苦勞ながら、貴方此

船へ御越ありて、穿鑿せらるべしといひければ、右衞門八、實もさる事なりとて、太兵衞の船へ乘移り、爰かしこ見廻りけるが、別事なしとて、陸へ上る。太兵衞、此時、右衞門八を船に乘せたる故を聞くに、彼が手の者二三十人、ひた〳〵と乘移らば、船底に坐す二人の奧方を搜出さんは必定なり。右衞門八心ある者なれば、見遁しにする賴みあり。彼若、情なき振舞あらば、能き相手なれば、彼を切臥せ、其後に、二人奧の方に、御自害を勸め申さんと思ひけるに、太兵衞が推量せし如く、右衞門八心ありけるにや、頓て船に乘移り、あら〳〵と見廻りて、己が番所に歸りしとかや。斯りければ、太兵衞は虎口の難を遁れて、川口指して押出し、其夜兵庫へ下りしに、彼所の町人繪屋右近右衞門、二人の奧方を馳走して、其翌日、又船を出しけるに、折節順風打續きければ、五六日が間に、中津へ下著せられしなり。栗山四郎右衞門は、暫く屋敷に居けるが、是も大坂を忍び出でて、山崎越をして、播州へ下り、飾磨津より船に乘り、程なく中津へ馳歸る。如水斜ならず悅び給ひ、留守居の者共を重く稱美せられしとかや。大坂の屋敷には、四宮市兵衞殘りけるが、番の者共に向つて、如水・

長政の奧方は申すに及ばず、留守居の者共迄、夜前屋敷を退出したりと告げければ、番人大に騷ぎ、何方へ落行きたるぞ、ありの儘に申すべし。さなきに於ては、嚴しく拷問すべしといふに依りて、市兵衞が云く、今朝奧方の居給ふ所に、女の泣聲聞ゆるにより、何事にやと尋ねければ、御前方は、何方へやらん忍び出でさせ給ふに依つて、御別れを悲しむ由、口々に申すに付、先づ各へ知らせ申したる御事なり。奧方退去存じたらば、何とて跡に殘るべき。よし、又行衞を知りたりとも、武士程の者が、斯樣の事を白狀すべきか、速に拷問せられよといふにより、奉行中へ此由訟へければ、市兵衞がいふ所尤なり。唯番人の油斷なりといひ合へり。其後、市兵衞も大坂を出船して、豐前へ歸國せしとなり。是より先きに、黑田長政の家臣栗山四郎右衞門は、東條紀伊守昌守に至り、物語して居たりけるに、奉行の下知として、長政の屋敷を取卷きたりと聞えければ、栗山之に驚きて、亭主紀伊守が知らぬ事はあるべからず。彼が挨拶に依つて、刺違へんと思ひけるに、紀伊守、此時僞りて、夢にも知らぬ事なりと、陳ずるにより、四郎右衞門、早馬にて馳歸り、如水・長政の內

室、屋敷に居られし事を聞き、安堵の思ひをなしけるに、郡主馬首宗保、栗山四郎右衛門が方へ密に心を附けて、奥方を城中へ取入るべき内談ありと、告ぐるにより、如水・長政の内室、終に大坂を退きて、頓て中津へ下向せらる。　彼郡主馬首が、此時如水・長政の内室へ心を付けらるゝ故を聞くに、荒木攝州、信長公に叛きし時、如水を人質に取りて、有岡の城中に留置きし砌、攝州家臣加藤又左衛門は、郡主馬首が妹聟なるが、彼又左衛門夫婦如水を深く勞はりて、其志深切なるに依り、如水甚だ悦喜して、其後、又左衛門が次男玉松（後、號三左衛門）を養子となし、如水の嫡子松千代（後、號甲斐守）と兄弟の約あるのみならず、玉松伯父郡主馬首にも、年頃懇志を加へらるゝに依り、主馬首、此時如水・長政の内室へ密に心を付しといへり。　彼郡主馬首宗保、元和元年五月七日、大坂の城中に於て自害せしが、其嫡子平次郎（後、號金右衛門）有馬玄蕃頭豊氏の陣所へ出でけるを、家康公其旨を聞かせ給ひ、主馬首は、秀頼と共に死亡して、あながち御咎なき者なり。　其上、石田・増田が邪謀を運らす時、黒田筑前守が留守居の方へ、心を付けたる事もあれば、旁平次郎が一命を助けらるべしと、仰出さるゝによ

松平忠之の訟狀

り、黑田筑州、關東へ申し乞ひて、彼平次郎に采祿一萬石を與へらる。其後大坂の落人御尋ねに依つて、黑田長政の嫡子松平筑前守守忠之、一通の訟狀を關東へ捧げらる。其趣に曰、

覺

一、郡主馬悴金右衞門事、先年、大坂落去之刻、十二三罷成候。其節、有馬玄蕃殿陣所に、叔母聟餘田源兵と申者所へ參候を、則玄蕃殿、權現樣江被ㇾ得二御意一候處、主馬義者、先年治少逆意之刻、筑前守屋敷江心を付申、通二筑前守一達二上聞一、被ㇾ爲二聞召屆一候。其由緒を以、被ㇾ成二御賚一、堺柏尾宗具とは主馬聟ニ付て、御預置被ㇾ成、中一年堺ニ罷有候を、其以後、筑前守、本多上野介殿ヲ以、權現樣江得二御意一候得者、則筑前守江被ㇾ下候間、如何樣ニ茂可ニ召置一之由上意ニ付、則召下し、只今迄召置候。

以上。

松平筑前守家來
栗山大膳

又、加藤主計頭淸正の留守居は、大木土佐といふ者なり。船奉行の梶原助兵衞を、潛

に呼びていひけるは、主人清正肥後の國に坐して、内府公の身方し給ふ上は、如何にもして、奥方を落し申さんと思ふなり。幸、貴殿傳法口に居住なれば、虚病を構へ、乘物にて屋敷へ往來せらるべし。番人油斷すると見ば、奥方を貴殿と同じ乘物に乘せ申し、屋敷を出し參らせんといふ。梶原、此儀に同意して、宿所に歸り、其後土佐が差圖に任せ、乘物にて左右の戸を開き、綿帽子を被り、夜の物を後に打懸て、靜に番所の前を過ぐる。番人是を見咎めて、何者ぞといふにより、梶原乘物を据ゑさせ、某は加藤主計頭が家來なり。頃日重く煩ふと雖も、只今の折柄なれば、病氣を押して、屋敷へ參るなりといふ。番人旨趣を聞届け、仔細あるまじとて、通しけり。斯の如くする事度々なりければ、番の者共梶原を見知り、例の病人ならば、苦しからずといひしなり。二十日計り過ぎて、大木・梶原密談して、内室を彼乘物に乘せ、夜の物を打懸け、助兵衞は内室を己の後に押付け、常の様にて屋敷を出づる。土佐も見え隱れに、内室の供して傳法口へ下りしが、若、番所に於て、怪しみ咎むるならば、助兵衞は内室を刺殺し、乘物より斬つて出づべし。其時土佐も駈付け、互に

清正の妻大坂を逃れ出づ

斬死せんと相計る。去れども兩所の番人共、其謀を知らで、見咎むる事なきにより、事故なく傳法へ赴き、先づ内室を助兵衞が宅へ入置き、其夜の明方に、内室密に乘船せらる。兼ねて大きなる水桶を作り、其桶の中程に底を入れて、上には水を湛へ、下に内室を隱し置く。扨川口へ乘出しけるに、又、船番所にて船中を改めけれ共、水桶の下に内室を隱し置けるを知らず、免して通しければ、助兵衞甲斐々々しく下知して、船を押出し、はる〴〵筑紫へ下向せられしに、豐後へ順路なれ共、敵地なるに依つて、黑田如水の領地豐前の中津へ著岸ありしが、黑田家の梶原八郎兵衞は、清正の家來梶原助兵衞が親類なるに依つて、彼内室、梶原八郎兵衞が家に止宿なる。如水之を聞きて、俄の下向なれば、衣類も乏かるべしとて、時服夜著抔を送り、又子息長政の奥方になれ仕へし屬、其外人を添へて、肥後の國へ送り屆けらる。清正の内室は、水野和泉守忠重の女なり。忠重、先日三州池鯉鮒にて、加々江彌八郎に斬られし事、大坂へ漏聞え、清正の内室愁涙未だ乾かざるに、所々の番所にて心を苦しめ、召仕への女房一人もなく、はるけき海上を肥後國迄で下向せられし心の中、いとゞ

哀れなり。清正、內室の下著せられしを深く悅び、梶原助兵衞を召遣し、懇に褒美ありて、當座に加增せらる。大木土佐は、內室の乘給へる小早の船、川口へ押出すを見て、屋敷へ歸りけるに、內室へ宮仕へする女中共、御前は何方へ落ちさせ給ふぞと、聲々に泣悲しみけるを、悉く制し止め、四五日過ぎて、其身も屋敷を遁れ出で、堺の浦より船に乘り、程なく肥後に歸りければ、淸正、土佐が振舞を感じ、重く恩賞を加へらる。彼大木土佐は、佐々陸奥守成政に仕へし者なるが、清正に肥後半國を給はりし頃、加藤の家へ出でて後、甚恩淺からざるにより、慶長十六年の夏、清正卒去せられし時、土佐も殉死を遂げしとなり。

關原軍記大成　卷之九　終

關原軍記大成 卷之十

有馬・加藤山崎・內室去留

有馬中務入道則頼・同子息玄蕃頭豐氏、家康公に隨ひて、關東へ發向せらる。大坂の屋敷には、吉田掃部・梶村助太夫・坪地和泉・古川新八・內藤半右衞門等を留置きて、豐氏の內室を守護すべしと、下知せらる。彼內室は、松平源七郎(後、號三上野介)康直の女、其母は、家康公の御妹なり。然れば、今度、奉行中、玄蕃頭內室を、殊更故ある人質と思ひ、若、城中へ取入れんとあらば、如何返荅すべきかと、留守居の者共相談す。中にも古川新八は、家康公より、豐氏の內室に附置かれし者なり。內藤半右衞門は、康直の家臣にて、同じく內室に附居たるが、御前を敵に渡す事、思ひも寄らず事(〔ぬカ〕)といふにより、吉田・梶村・坪地、兩人の所存に隨つて、如何にもして、奧方を落し申さんとい

ふ。爰に濃州岩屋の住人辻三太夫といふ者あり。彼は船手功者なるに依つて、若、海上の用事あらば、彼者に申付くべしとて、玄蕃頭常に懇志あり。留守居の面々、三太夫を招き、世上の形勢を語出し、玄蕃頭奥方を、他國へ隠し申すべき方便やあるといひければ、三太夫がいひけるは、某存ずる所あり。肴屋を一人御呼びあつて、此事を語り給ひ、其者御請け申すに於ては、我等は在所へ立歸り、小船を一艘造作して、船底を二重にして、且くら船の様に拵へ、上に物を積並べて、彼肴屋が方へ著くべし。其内に御前は、御屋敷より、潜に町屋へ御出であつて、肴屋が許に御坐しまさば、彼船底に乗せ参らせ、便ある所まで、御供申さんといひければ、留守居の者共祝著して、肴屋甚太夫といふ者を呼びて、彼に荒增をいひ聞かせ、甚太夫同心するに依り、此上は、三太夫岩屋へ歸りて、彼船を造り、甚太夫は私宅に歸り、奥方の居給ふ所を、密に繕ふべしというて、兩人に金子を與へて、住所へ歸し、其後、平原といふ局を招き、留守居の面々いひけるは、此度、大老・奉行中、内府公を失はん爲に、國々の軍勢を召集む。則賴・豐氏御兩子、共に東國に御座あれば、定めて内府公の御味方な

るべし。此故に、奥方を他國へ落し申さん爲に、しかぐの密談あり。此由を申上げて、御旅立の用意をなし、御邊も御供の心得あるべしといひければ、平原頓て奥方の前へ參り、件の旨趣を申述べけるに、玄蕃頭内室は、今年の夏婚禮ありて、未だ二十にもたり給はざるが、いと賢しくや御座しけん、平原に申されけるは、留守居の者共の相談なれば、粗忽の事はあるまじけれ共、つくぐと案ずるに、玄蕃頭殿の御城下遠江の横須賀迄は、はるぐの道なれば、中々下り難かるべし。法印の御領地播州の三木は、程近き樣なれども、是も敵の中なれば、身を隱すべき所にあらず、されば愁に大坂を出でば、程なく他人の手に渡り、見苦しき目に逢ふならば、身の後にての恥なるべし。唯此屋敷に籠り居て、御奉行中の仰せなり共、堅く門外へ出づべからず。若又、無理に參れとあらば、其時自害すべきなり。此由、留守居の面々へ、申聞かせよとあるにより、平原表へ出でて、此由をいふ。留守居、何れも道理に服して、仰に任すべしと返答す。斯かりしかば、羽柴忠興の内室自害の後は、人質を取るべき沙汰も止みて、大坂の城下靜まりしかば、坪地和泉商人に眞似をし、關東

へ馳下り、則頼父子に謁見して、彼趣を述べければ、豐氏の内室年にも似ず、覺悟の程を感悦せられ、留守居の者に褒美を與へ、辻三太夫をも召出して、後日に有馬家の船奉行となし、肴屋甚太夫にも、年々に扶助を給ひしとなり。又、加藤左馬助嘉明も家康公に隨ひ奉り、會津表へ出陣して、大坂の屋敷には、内室を止め置き、豫州松崎の城には、舍弟加藤内記・堀部主膳・佃次郎兵衞・黑田九兵衞等を殘し置かれけり。然る處に、上方にも又兵亂發り、大坂の城下靜かならずと聞えしかば、加藤内記、黑田九兵衞を呼びていひけるは、貴殿は、川村權七を伴つて大坂へ上り、嘉明の奥方に力を添へ、若、奉行中より使者を立てゝ、御前を質に取らんとするとも、左馬助方より下知ある迄は、御延引あつて給はるべき由、斷りを申すべしとなり。九兵衞此旨を聞き、何事も主人の御爲なれば、仰に任すべしといひて、川村權七を具して、松前より船に乘り、攝州尼ヶ崎まで上りけるが、大坂の川口に番船を掛けて、出入の船を改め、家康公好みある諸將の奥方・家來は、悉く押留めしなり。剩へ、其の城々へ人數を差遣すと聞えければ、黑田、此時川村にいひけるは、貴殿と某、事故な

く川口を通らん事、必定叶ひ難かるべし。然れば我等は、此所より急に松前へ立歸り、内記殿と相談して、御領地を堅く守るべし。貴殿は爰に逗留して、便宜を窺ひ、大坂へ上り、内記殿の御所存を奥方へ申上げ、御屋敷の御門の堅められよと、いひ含めて、黑田は是より、松前へ歸る。斯くて川村權七は、尼ヶ崎に數日滯留して、浦の漁師に馴れ因み、大坂へ通路を向けゝれば、漁夫賴母しく請負ひて、己が船に權七を乘せ、大坂へ赴き、川口近くなりければ、船底に積置きたる網の下に權七を隱し置きて、終に番所の前を通る。權七大に悅び、船底より這ひ上りて、頓て嘉明の屋敷へ入りければ、内室を初め下々迄、權七が上りたるを悅び合へり。權七、局を呼出し、我外樣の士なれば、奥方の御前へ罷出づべき者にはあらず。去れども、斯る折柄なれば、禮節も常に變るべし。あはれ御許しあるに於ては、憚りながら御前へ出でて、御直に御心中をも承り、次に我等が存ずる樣をも申上度しといひければ、局、此由を聞きて、未だ年若き權七が面體をつくゞゝと守り居けるが、先づ其由を申上げて、御機嫌を見るべしといひて、座敷を立ち、件の樣を申しければ、權七がいふ

所、誠に謂れなきにあらず。急ぎ具して來れとあるにより、局、表へ出でて、權七を誘ひ、奥方の前へ出づる時、內室仰せけるは、此度天下の亂起りて、敵味方さへ分ち難し。其上俄の事といひ、殊に女の心なれば、彌〻疑ひなきにあらず。幸、其方上りたれば、宜しく計ふべしとあるにより、權七謹みて申しけるは、松前に於て、內記を初め其外の御家老共、各〻相談申しつるは、假令奉行の面々より、御前を渡し申す樣にと、頻りに申し懸けらるゝとも、唯此御屋敷に置き參らせ、關東よりの御知らせを待つべしと、懇に申候ひしなり。私ならぬ私なれ共、御家老共の名代として馳上りし、且は恐れながら、兎も角も御身を任せ置かるべし。若、奉行中人數を出して、御屋敷を取卷き申すとも、某斯くてあらん程は、ちつとも恐れ給ふべからず。叶はじと見ば、馳參り、御自害を勸め奉り、某も同じく腹切つて、冥途の御供申すべしと、殘る所なくいひて、表へ出づる。去る程に奉行中、諸大名の人質押付けて奪ひ取らんと、相催す由聞えしかば、權七が計ひとして、屋敷の隅に城樓を上げ、大筒仕懸け置く。是は表の塀土へ、敵方の人數詰寄らば、拂はんとの備なり。其外、屋敷つまり

つまりに、柵をふり塀をかけ、夜廻り張番怠らず、對陣の如く守らしむ。然れども、羽柴忠興の內室自害の後は、諸大名の奥方を、城中へ取入るべきともせざりければ、嘉明の內室も、仔細なく屋敷に居られけり。程なく天下治りて、左馬助、豫州半國を給はるに依つて、岐阜・關ヶ原てに、戰功を立てたる輩に恩賞を與へらる。川村權七、大坂に於て志あるを深く感じ、本祿三百石に二百石の加增あり。權七之を不足にして、傍への人にいひけるは、我大坂の川口を忍び入り、奥方へ駈付け申し、御屋敷を堅めたる忠節程、岐阜の城攻・關ヶ原の戰に動きたる軍にこさる共、更に劣るべからず、然るに一倍の御加增數輩あつて、我等に唯二百石を加へ給ふ事、我が志に相應せず。若武士道の御穿鑿、つまらぬ處ある故か、又は某兼ねて御意に入らざる者なるべし。所詮當家を去るべしといひて、終に松前を立退きければ、左馬助大きに怒つて申されけるは、彼大坂の屋敷に居て、武士の志を立つるにより、相應の加增を遣す所に、己一人の才覺を衒ひ、岐阜及び關ヶ原兩所にて、骨を折りたる者共に、猶勝さらんと廣言して、領地を立去るのみならず、當家は武道不吟味なりと、口に任せて嘲りし事、

言語道斷の曲者なり。我聞く、先年尾州長久手に於て、德川の家臣平松金次郎といふ者、恩賞を不足として、頓て三河を退きしに、家康公深く怒り給ひ、功を樹てたる輩には、各賞を施す所に、平松一人恩賞を請けず、殊に他國へ赴く事、類稀れなる無禮なり。彼が罪科を許し置かば、當家の仕置立つまじとて、其行末を尋ね求めて、終に平松を斬戮せらる。之﹅﹅﹅とといひ難し。此先例に隨ひて、權七奴が住所を聞出し、討捨てにすべしと申されけり。權七之を深く恐れ、或る山里に隱れ居て、十四五年の春秋を送る。然るに大坂冬陣にあつて、嘉明を江戶に殘し置かれ、上方よりの御左右を待つて、加藤が屋敷を攻圍み、腹切らすべき由、御下知あり。嘉明之を傳へ聞き、討手屋敷へ向ふならば、討死せんと相催す處、其頃、夜更け人靜まりて、裏門を潛に敲く者あり。番人すはやと驚きて、いかなる者ぞと咎めければ、御氣遣ひなき浪人なり。青木左衞門殿御非番ならば、卒度呼出して給はれといふ。青木は嘉明の近臣にて、其夜も次の間に臥し居けるを、表へ呼びて斯くと告ぐる。青木も如何なる者とも知らず、門外へ出でて逢見るに、昔の川村權七なり。青木其手を取つ

て思寄らざる對面なり。扨、此時節何の爲に尋ね來れるぞと問ひければ、權七小聲にいひけるは、事新しき樣なれ共、凡そ人の臣たる者、忠を君に勵まんが爲に、身命を抛つ事は珍しからぬ所なり。然るに先年、大坂へ上り、奥方を守護し申したるは、いふにも足らず寸志あるを、すまじき事をしたる樣に、賤しき自慢を申立てゝ、御勘氣を蒙る事、誠に後悔千萬なり。御機嫌の程も憚り多く、又は手前の誤を恥ぢて、十箇年餘り世上を止め、覆藏坊と改名して、とある山家に隱れ居けるに、頃日或者來りて、御家危くならせ給ひ、御難儀近きにありと告ぐるにより、せめて斯樣の時なりとも、御先途見屆け申さん爲、晝夜を分かず參りたり。願くは夫の計ひを以て、御屋敷の内に入置き給はゞ、悦び限りあるべからずといふにより、青木も流石の者なれば、川村が所存をつく〴〵と聞きて、彼は勇義の武士なるに望の儘に屋敷へ入れ、むだ〳〵と[illegible]さんは惜しき事とや思ひけん、申さるゝはさる事なれ共、假令貴方の越度にもせよ、先年當家を出でられし後は、主從の交り長く絶えて、剩へ重き勘當なるに、今更無用の義理立てして、あたら命を捨てんより、爰にて思案替へられよ、

其上、貴殿下著の由、宜しき樣に披露する共、大方機嫌直るまじ。よし又、不思議に許容せられ、屋敷の內に置かるゝ共、家の爲にはなるべからず。然れば、主君の耳へも入れず、諸傍輩にも語るまじ。疾く〳〵故鄕へ歸られよと、言葉を盡していひけれ共、承引せずして、又曰く、靑木殿とも覺えぬ人かな。此度我等遲參するをも、何とて彼は來らぬぞと、不審をなして給はるべきを、適〻武士の意地を立て、夜晝となく下りたるに、御門の內へも入立てず、早々在所へ歸れとあるは、近頃出もなき會釋なり。去れ共、殿の御爲にならぬとあるを押返して、兎や角といふも如何なれば、是より町へ立歸り、時節を待たんと荅へけるが、其體哀に覺えければ、さあらば、人に尋ぬべし。暫く是に待たれよといひて、靑木內に入り、直に嘉明の寢所に行きて、此由を申す。嘉明暫しの思案なく、疾や此方へ連來れとあるにより、川村を召連れ來る。川村を呼出し、汝奇特に下りたりと申され、頻りに落淚せられければ、權七も目暮れ、心迷ひて、兎角の言葉も出し得ざるが、暫しありて、靑木に向ひ、再び御前へ出る事、今生の思出なりといひしとて、夜明ければ、屋敷の內の下々まで、川村權七

こそ來りたれとて、多くの加勢ある樣に、各勇み悦びしとかや。是れ權七が弱年より、勇才人に越えし故なり。是より直に呼出されて、日々月々に恩顧をかけ給ひしに、終に加藤の家老となり、嘉明未だ伊豫國にて、二十萬石の領地なる時、八千石を分ち與へて、さながら股肱の臣たりしが、程なく伊豫にて空しくなる。彼權七、勇才人に越えたるのみにも非ず。君を重じ、嘉明と相計り、仁政を行ひたるにや。左馬助、奧州會津へ所替への時、領内の民人、別して歎き、嘉明出船せられし頃、女童部まで海邊に出でて、殿は我等を捨置きて、何方へ御越しあるぞと、口々にいひて、泣き悲しみければ、左馬助も落涙せられしとぞ。典厩、會津にて四十萬石を領地せられしが、權七今に存命せば、彌〻國の助けとなりて、當家の幸ならんと、常に語り出して、深く惜まれけるとかや。

山崎左馬助忠節

又爰に、攝津國三田地頭山崎左馬助家盛は、吉田輝政の妹壻にて、又侍從輝政の御奧方、內府の御息女なるが、此時大坂におはしけるを、左馬助、常に內府の御懇志を受くるにより、如何にもして、輝政の奧方を盜み取るべしと計りけれ共、口々に番所ありて、其志遂げ難きにより、侍臣の留守居たる者と

相語らひ、彼奥方、所勞ありといひ廣め、其後、左馬允、增田長盛が宅に至り、吉田侍從の內方、當春より煩ひ居られたり。憶に氣欝の病なれば、折節山野の遊興あらば、藥騷ぎもあるべしと、醫師共の見立てなり。只今折柄、遠慮なき樣なれ共、若免しあるに於ては、二人の幼息を大坂へ殘し、內室計り某が領地へ遣し、暫く氣力を補ひ度く、有馬の湯治をも致させ申し度しとありければ、輝元・長盛許容して、然らば吉田侍從が質人は、其方に御預りあり。二人の子供を大坂に殘し、氣色聊か快くば、早早召返すべしとあるに依りて、內室と局が乘物の奥に、二人の子供を窖に乘せて、三田へ遣し、諸大名の人質、城中へ取入るべしとあるに於ては、自分の奥方は、奉行の下知に任すべしと相定む。左馬允內室は、其生れ付きふゝたくましく、尋常の女姓の樣にはなかりし故に、左馬允心に叶はず、常に疎略なるあしらひなり。然るに奉行中の下知に任せて、內室を城內へ入置くべしとあるを甚だ怒り、左馬允に逢ひ申度しといひ寄りて近付き、左右の手を犇と取つて、亡父勝入より傳はりたる守刀を引そばめ、夫の下知に任かするは常の事ながら、日頃情なくもてなし、今更敵の手に

池田輝政の妻、大坂を逃れ出づ

渡し、捨殺さんとせらるゝは、思ひも寄らぬ計ひなり。彌〻人質に出し給はん御覺悟ならば、座を立たせ申すまじといはれければ、左馬允殊の外に驚きて、誓言の上に、色々理を述べられければ、內室、其時機嫌を直し、此上は大坂を潛に立去るべしとて、終に三州吉田へ下り、其後髮を下して、天久院といひたりとかや。

伏見落城附鳥居・內藤以下戰死

羽柴秀家等伏見城攻の評定

頃日、大老・奉行中相談して、伏見の城を攻落すべしと相定め、備前中納言秀家卿諸大名を集めて申聞かれけるは、凡そ並々の小城と雖も、攻むるに勞する習ひなり。況や伏見の城郭は、太閤築き置き給ひて、類少なき堅城なり。假令城中無勢なりとも、速に其功なかるべき由、又、味方の大軍を以て、不日の中に攻取るとも、大事の前の小事なれば、無益の業といふべきか。然れ共、京・大坂の間に、敵に足をためさせては、秀賴公の御威光も輕く。又、往來の通路も惡しかるべし。然れば先日、佐野肥後守が大坂西丸を退出したる如く、木下若狹守、又は鳥居以下の者共、伏見の城明

鳥井元忠増田長盛の意見を却く

渡すに於ては、皆一命を拱くべし。若し然らば、攻破つて、一人も殘らず首を刎ね、夫より濃州へ發向すべし。其心得あるべしと下知せらる。

一本に、輝元・長盛相談して、秀頼の足輕頭川口久助・輝元の家來島新七〔石田家老島左近が甥也〕を伏見へ遣し、急ぎ城を渡すべしとありけれ共、木下若狹守・鳥居彦右衞門等、一向同心せずと記す。今按ずるに、此說の虛實知り難し。但、秀家卿、諸將に申聞かされたる如く、大事の前の小事なる故に、如何にもして、伏見の城を取るべき爲に、此謀ありたるにや。

其後、增田長盛より、鳥居彦右衞門方へ使者を立て、近日、備前中納言殿大軍を率して、大坂を打立ち、伏見の城を攻落し、其後、美濃・尾張へ出張あるべき結構ありとて、城中小勢なれば、籠城叶ひ難かるべし。一日も疾く城を出でて、關東へ下向せらるべし。內府の御懇情思出して、斯く指圖するとの口狀なり。鳥居元忠、彼使者に逢ひて、仰下さる趣心得難し。貴殿、若、內府の御懇志を思ひ給はゞ、假令、我々臆病を構へ、東國へ迯下らんとするとも、密に差止め給ひてこそ、武家の味ひとも申すべけ

れ。疾く〳〵城を出でよとあるは、近頃由もなき御意見なり。御推量の如く、手前の人數といひ、殊更不肖の某等なれば、申すも中々嗚呼がましけれ共、今度主人の下知を受けて、城に殘り候ひし上は、誰殿にてもあれ。粗忽に人數を差向け給はゞ妨ぎ矢の一つも放つべく候ひぬ。重ねて、斯樣のいひ甲斐なき御懇振りを承るに於ては、其使の首を切るべき由、憚る所なくいひしに依つて、使者大坂へ馳返り、鳥居が返事を述べければ、長盛彼を惜みけるにや、何となく落涙せしとかや。是より先の事なるにや。內藤彌次右衞門・松平主殿・松平五左衞門等持口に至り、各一同にいひけるは、城廣くして兵少なく、近國に後詰の賴みもなきを、うか〳〵として日を送り、敵の大勢に圍れては、いかにいふとも甲斐あるまじ。面々爰にて死んよりは、關東へ馳下り、內府の御眼前にて死を致さん。鳥居殿は如何思召すやとありければ、鳥居が曰、籠城の利害を擧げていはゞ、各の評議さもあるべし。然れ共先日、內府公、各我等を御前へ召され、當城を預け置かるゝ由、人がましくも仰聞けられたるに、おめ〳〵と城を明渡さば、且は主君の仰に背き、且は勇義を失ひたりとせ

元忠、伏見籠城を決す

んか。其上小勢の籠城と雖も、大敵を防ぐには是要害の利なり。然るに關東へ下ると號して、楯籠るべき城を出離れ、前後より敵に遮ぎられ、負をするのみならず、雜人に首を拾はるべし。此上ながら、御同心なくば、兎も角も心に任せられよ。彥右衞門一人此城にあつて、討死すべしといひければ、各〻此儀に同意して、籠城すべしと相定め、伊賀の忍びの者服部平藏を關東へ遣し、內府公へ籠城の程を申すべき爲なり。此時、謀の一定せしを、彥右衞門大きに悅喜して、迚も必死の籠城なれば、互に急を助け合はず、一手きりに討死せらるべし。然れば、今生の暇乞ひなりとて、盃を取交はす。各別れの淚に咽びて、面々の役所に立歸る。其頃、近江國に家康公十萬石の御知行所ありて、岩間兵庫・深尾淸十郞・石部小市郞・笹山彥十郞・平岡彌左衞門等の御代官を置かれしが、彼輩、甲賀の忍びの者五六十人召連れて、伏見の城へ馳來る。又、宇治の茶師に上林竹庵といふ者あり。是も伏見の城へ來り、某、數年、內府の御恩を蒙り奉りたれば、此度籠城すべしといふ。彥右衞門彼を敎訓して曰く、其方兼ねて御茶の御用を承り、少しの知行を給はると雖も、人に越えたる御

羽柴勝俊伏見城を出づ

悪みにも非ず。然るを今般討死せば、其身は無用の事といはれ、此方は城中無勢なるに痛みて、商賣人まで蒐集めたりといはれんも面目なし。止り給へと、言葉を盡していひけれ共、竹庵更に承引せず。宣ふ所御理なれば、强ひて兎角を申すべからず。さればとて、先の一言を徒にして、二度宇治へ立歸りては、男の恥とする所ならん。所詮是にて自害すべしと、面色を變へていひしかば、彦右衞門力及ばずして、城中に止め置きしとぞ。又其後、彦右衞門方より、若狹少將勝俊の方へ使者を立て、御舍弟筑前中納言殿、上方一味の聞えあり。貴殿も急ぎ城中を御退去あるべし。若否らずば、人數を出し、本丸を急ぎ攻破るべしと、いひ遣す。勝俊、兼ねて家康公へ心を寄する人なれば、籠城の望みありしかども、流石幼君秀賴公を見放し申さんといふ樣に成行んも心憂き事に思はれけるにや、聽て本丸を退去せらる。彼少將は、高臺院（太閤後室）の兄木下（本氏杉原）肥後守家貞嫡子なるが、去る頃、家貞京都にありて、政所の館を守衞せられければ、勝俊も是より上洛して、彼館を警固せられしとかや。去る程に、鳥居元忠・內藤家長・松平家忠・松平近正等評議して、持口を相定む。木下若狹守、

羽柴秀家等伏見城を攻む

羽柴秀秋鳥井元忠に加はらんと乞ふ

本丸を退出せられしに依つて、鳥居彦右衞門元忠・笹山彦十郎本丸に移り、西丸は內藤彌次右衞門家長・次男石部小市郎幸長・平岡彌左衞門正治・嫡子彌平治・島左平治。大手の門は、松平主殿家忠、名古屋丸は松平五左衞門近忠・岩間兵庫、甲賀佐左衞門等相守り、彼甲賀佐左衞門は、江州勢田の城主山岡道阿彌が末子にて、與力十騎足輕百人預り、勢田の城にありけるが、道阿彌は、一向に內府公の御味方すべき人なるにより、此時、江州の御代官、伏見へ馳上ると聞きて、甲賀佐左衞門も與力同心を召連れて、伏見へ上り、名古屋丸を堅めけるとかや。治部丸、駒井猪之助、松の丸は深尾清十郎、太鼓丸は佐竹肥後守・上林竹庵等持堅む。總べて、兵數二十四人、身命を捨てて城を守る。斯りければ、備前中納言秀家、其外秀賴公の軍監野村肥後守直隆・嫡子兵庫頭直俊等、伏見の城を攻むべしとて、七月二十日の早天に、大坂を出馬せらる。筑前中納言秀秋も秀家に從つて、伏見に發向せられしが、密に鳥居彦右衞門方へ書狀を送り、我等は內府の御懇意を受けたる者なり。其方と申合せ、籠城すべしとありけれ共、鳥居一向承引せざりしに、秀秋再三籠城の所望あるにより、鳥居が曰く、御

志を空しくするもいかゞ、其旨關東へ註進申すべし。城内へ入れ申す事は、幾度も御斷り申さんとて、家人伊豫田彌五左衞門を關東へ下し、秀秋卿の内通を具に註進しけるとかや。彼秀秋卿、内府の御味方すべしといはれし故を聞くに、秀秋の家老平岡石見は、黑田如水の縁者の者なり。秀秋、既に筑前を出馬せられたりと聞きければ、黑田如水、豐前の中津より同國小倉に出で、平岡石見を旅宿に招き、中納言殿は、内府の御懇志を受け給ひ、其上此度の企に於ては、必定秀賴公の御爲にもあらず。石田治部が邪謀分明なり。然れば其方中納言殿を諫めて、内府公へ忠節申すべし。我等父子は、一筋に内府公の御身方すべしと相定めたりといはれければ、平岡同意して、秀秋又は同役稻葉佐渡守にも、其旨を申し聞かせ、自分の家來神谷清兵衞を、船中より潛に關東へ遣し、黑田甲斐守を賴み、秀秋の内通を申しけるとかや。

一本に、秀秋籠城すべしとありけりるを、鳥居同心せざる事は、其以前、島津兵庫入道、僞りて籠城すべしとありけるを、鳥居同心せざるが、秀秋心中も亦測り難しとて、終に承引せざりしと記るす。今按ずるに、此說の眞僞定かならず。但、惟新

羽柴秀家等攻口を定む

入道は、一筋に秀頼公の御味方なりと聞ゆ。此故に、鳥居內藤をたばかりて、伏見の城を卽時に乘取るべしとせられしにや。

秀家は、初め伏見の近邊に陣を張り、遠攻めにせられしが、程なく攻口を定めらる。東は秀家卿、增田右衞門尉陣代は石川民部、軍奉行福西源次郎・大岡佐左衞門、石田治部少輔陣代高野越中・大山伯耆。

異本に、治部少輔陣代は、樫原彥右衞門・川瀨左馬なりと記るす。正說なるにや、覺束なし。

長束大藏大輔陣代、家所帶刀、武士奉行伴五兵衞、彼是一萬人。艮方は、筑前中納言秀秋・毛利豐前守勝永・垣見和泉守家純・熊谷內藏助通陳、其兵一萬五千餘人。北は軍監野村肥後守直隆・同兵庫頭直俊、其外鍋島信濃守勝茂・長曾我部宮內少輔盛親・宇田河內守安次・同下野守安長・松浦伊豫守茂吉・大坂鐵炮頭鈴木孫市重朝・伊藤彌吉（後、號二美作守一）長弘・同弓頭川口久助安成・高橋主膳正長昌・寄合衆には、織田左衞門佐信高・同武藏守信吉・同雅樂助信貞・生田源助・秋田助左衞門・堀田圖書・三淵大和守・糟谷內膳正・

矢部豐後守・伊東加賀守・駒井中務、其兵一萬人。乾の方は、輝元卿陣代毛利讃岐守元政・渡邊飛驒守正治、彼是其兵五千人。西の方は、島津兵庫入道惟新子息又八郎忠恒・同中務少輔豐久、其兵三千人、總て四萬三千餘人。南一方は、生路の爲にわざと明られけるとなり。角く寄手の大軍、城近く攻近付き、長束政家が手の者は、家所帶刀下知して、横合に迎へしが、鍋島信州の後隊の兵士、先鋒と入替る時節を見て、松平主殿、大手の門を開きて突いて出づる。此時長束が軍勢、横合を射懸かゝりしかば、主殿が手の者突立てられて、列伍しどろになりけれども、家忠手勢を引纒ひ、攻口へ引返す。寄手の者共つけ入りせんと追掛けしに、横曲輪より、嚴しく鐵炮を放ちける故、暫く猶豫の内に、主殿城内へ引取りて、門を固む。

一書に、石田治部も、手の者三千五百人召具して、八幡より來りけるを、備前中納言、其外の輩、貴方は、大坂へ御歸り然るべしとあるにより、仰に任すべしとて、三千人を伏見へ殘し、其身は五百人召連れて、大坂へ移る。此時、筑前中納言の攻口を、石田三成下知して、不禮なるを、秀秋怒つて、愈〻内府の味方すべしとて、又、

鳥居・内藤が方へ使者を遣し、籠城すべしとありけれ共、鳥居同心せざりしと記す。今按ずるに、石田治部、此時まで大坂に居たりし事を知らず。然れども、佐和山へ歸城したる時節、何時とも辨まへ難きに依つて、此の說虛說なるべしともいひ難きにや。

其後は、寄手の諸陣より、火矢・大筒を打掛けて、晝夜の境もなく攻めけれ共、城兵堅固に持怺へて、暫し日を過しけるに、長束政家が軍勢の中に、鵜飼藤助といふ者あり。彼は松の丸に籠りし甲賀の者の一類なるが、秀家卿の下知を受け、松の丸へ矢文を射込みていひけるは、面々當城に籠るに依つて、在所に置きたる妻子を御捕へ、水口に於て、磔に梟くべしと、長束大藏催さる。若返忠をなし、其郭を燒立つるならば、妻子の一命を資けらるゝのみならず、面々に御恩賞被宛べし。其心得して、急ぎ兎角の御請申すべき由いひ遣す。甲賀の者共大に騷ぎ、永原十內・山口宗助一族四十餘人、同意して、然らば明夜亥子の刻限に、必ず火の手を揚げ申すべし。其時急ぎ攻入り給へと返答す。翌晦日、羽柴兵庫入道、一手の軍士を勵まして、極樂橋

伏見城へ矢文を送る

より、本丸へ攻入らんとする處に、鳥居が手の者五十餘人、門を開いて突いて出づる。薩摩勢相掛りに駈合ひけれ共、思ひの外に突立てられて、立足もなく崩れしかば、城兵又、城に入りて門を立てる。夜に入りければ、寄手又一同に鬨を作り、鐵炮を竝べ攻めかける。是は城中に內通の者ある故なり。城兵味方に降人ある事を知らず、彌〻嚴しく防ぎけるが、子の刻に至りて、松の丸に火の手ありしかば、城兵是に氣を喪ひ、寄手は頻りに勇み進んで、終に城中へ亂れ入る。鍋島信濃守の家人成田十右衞門、大手の鐵門へ攻寄りけるに、傍輩川浪作右衞門、火を放つて鐵門を燒き立てければ、成田十右衞門一番に城中へ乘入り、其傍輩鍋島七右衞門・大木兵部・石井六兵衞・小島右馬・中島權右衞門等、成田に相續く。中にも土肥淸右衞門は、信州の旗を城中へ押立て、主人の武功を現す。此外服部玄蕃・澤野八兵衞・大塚勝右衞門・成田仁右衞門・大村三郎兵衞・右尾安兵衞・百武源五郎・澤邊源左衞門・荒川杢右衞門・高木權兵衞・組富千兵衞・甲斐彌右衞門・大木權之助・水野庄八郎・葉五郎右衞門・同次郎右衞門・藤山久五郎・石井仁右衞門等、粉骨の働きあり。松の丸を堅めし深尾淸

十郎は、内外の敵と相戰つて生捕りしを、秀頼公より村上三右衞門に預け置かれしが、後大坂に於て誅せらる。又、名古屋丸に籠りし松平五左衞門は、「手勢を下知して溢れ入り、敵と相戰ひ、其身も鎗を提げて、中門の前に立居けるが、筑前中納言の家人比奈津角助・松平五左衞門と鎗を合せ、勝負未だ分れざる所に、傍輩田島勘右衞門、比奈津に言葉をかけて、横合に馳來る。五左衞門敵を一方に請けんと思ひけるにや、門の方へ引取らんとするを、比奈津踏込んで、五左衞門を鎗付け、門際に於て首を取る。斯くて寄手の軍士等、松の丸・名古屋丸を攻取りしかば、三の丸を守りし松平主殿、手の者を相具し、三度まで突出で、討死す。羽柴義弘の家人別所下野、其首を取る。主殿は、此時四十六歳とかや。此外同名九七郎・島田久助・大原九郎次郎・同長七・鵜殿藤三郎・原田內記・三浦左門八・松平利助・原田淸七郎・酒井助太夫・宇野久四郎・酒井作藏・都筑又藏・尼崎半兵衞・本田才一郎・同九三郎・同長八・横地熊藏・酒井猪之助・越山甚一郎・同喜太夫・服部八郎・福吉淸助等八十五人、一所に於て死を致す。內藤彌次右衞門は、射藝の聞えある者なりしが、西丸の門を開かせ、來る敵五六人、

箭の下に射伏せけるに、敵猶門內へ攻入りければ、組下の安藤治右衞門、定次に向つて、小市郎と御邊、相倶に、手の者を下知して力戰せよ。我等は心靜に腹切らんぞというて、其場を退き、鐘撞堂に燒草を積せて、其內に入り、家來原田何某を呼びて、汝如何にもして、關東へ下り、此形勢を家康公・秀忠公へ告げ奉り、嫡子左馬助にも語り聞かせよといひて、切腹す。行年五十九歲とかや。原田頓て、鐘撞堂に火を掛け、城中を遁れ出で、關東へ下る。內藤が次男小市郎、其頃十六歲なりしが、寄手の魁首垣見和泉守と數刻相戰ひ、十箇所あまり創を被りければ、父と一所に自害せんとて引返しけるに、早や鐘撞堂に火かゝりしかば、潔く腹搔切り、猛火の中に飛入りぬ。安藤治右衞門・松井茂兵衞・長谷川吉左衞門・原田次郎八・山口平八郎・柴田彌十郎・鈴木淸十郎・藤井忠八郎・神谷甚四郎・河內喜兵衞・早部仙千代・糟谷作十郎・同三十郎・大岡源太郎・臣海兵藏・河村金助・渡邊加兵衞・福王三藏・中島三郎兵衞等、彼是二十人計り、小市郎が跡に止まつて、きをひかゝる敵と相戰ひ、一足も引かれず討死しければ、西丸も終に落ちたり。太鼓丸も破れ、上林竹庵死を致す。鈴木善八、其首

を取りしとかや。佐野肥後は、鐘撞堂の下にて切腹したるを、其家來死骸を埋み、其後、家來も各討死したりとぞ。鳥居彦右衞門は、是まで猶ほ本丸を固めけるが、手の者、鳥居が前に出でゝ、敵城中に滿々たれば、御運を開かるべきやう更になし。願くは、早々御自害あれかしといひければ、鳥居が曰、凡そ將たる者、進退既に谷る時は、腹切る事勿論なり。然れ共、時節至らずして、速に死するを宜しとはせず。今本城に楯籠りて、未だ壘壁堅固なるに、いかで輙すく自害すべき。其上我等は、思ふ樣あり。假令籠城叶はじと見るとも、自害を止め、面々と共に斬出で、城中に於て討死すべし。恨むらくは、我長篠合戰に膝の口を割られて、歩行心の儘ならねば、相應の働きなるべからず。去り乍ら、汝等は晴の戰ひを見て、死期の思出にせんといひ樣に、筑前中納言秀秋の隊長松の主馬、手の者を下知して、月見櫓に火矢を打掛けしかば、彦右衞門が郎黨加藤九郎右衞門に向つて、汝は月見櫓に懸りたる火を防ぐべしといふにより、九郎右衞門昇階を掛けて櫓に上り、敵の火矢を消さんとするに、頻りに射掛くる火矢に當つて、空堀の中へ落つる。

一說に、鍋島信濃守家人金丸孫七も、本丸へ火矢を掛けたりといへり。此說實事なるにや、覺束なし。

是より、猛火彌〻熾になれば、彥右衞門今は籠城是迄なりとて、本丸の門を開き、二百餘人の手の者を下知して、切入る敵を七八度捲り立て、一時餘り相戰ふ。石田治部は、兼て家人高野越中・大山伯耆にいひけるは、敵兵小勢なりとも侮るべからず。一同に突出でて、味方の備を駈破る事あらん、橫鎗に備へて、突切るべしと下知するに依つて、彼兩人城門の脇に備へしが、鳥居が突いて出でたる時、橫鎗を入れけるに、石田が兵士渥美孫左衞門・大石將監・杉田六左衞門等、其外數輩首を取懸かりければ、鳥居が屬兵杉浦河內・鈴木六左衞門・鳥居權平・同喜太夫・大澤半兵衞・朝岡忠右衞門・增田彥七・石本忠三郎、林權助・鋤柄惣九郎・同千七郎・石川長助・大賀九藏・長屋彌十郎・井上甚內・榊原仁左衞門・阿久保惣三郎・同權三郎・同權四郎・石田市內・條增左傳治・柘植與六郎・松崎藤十郎・中村藤藏・服部金同・柴山三右衞門・高須庄右衞門・鳥居善七郎・牧彌次右衞門・平井九郎右衞門・長坂喜右衞門・同茂左衞門・名倉新兵衞・長坂源六郎・小島

鳥居元忠戰死

左内・本多金太夫・大島金兵衛・小笠原甚三郎・一色九左衛門・原川孫平・樋口三七・高須長九郎・市川茂左衛門。安藤甚九郎・小宅三左衛門・大澤傳藏・同九兵衛・伊豫田半右衛門・榊原傳吉・島彦作・同孫作・鈴木文藏等、究竟の者共、門の内外にて死を致す。笹山彦十郎も討死せり。鳥居も自身の働きして、今は精力盡きければ、薙刀を杖につき、暫く休み居ける所に、野村肥後守が屬兵桑原忠兵衛、鎗を以て馳懸る。彦右衛門是を見て、城の大將鳥居彦右衛門なりと名乘つて立向ひけるに、忠兵衛鎗を横へて曰く、今は籠城叶ひ難かるべし。願くは腹切り給ひ、御首は我等に給はりて、武士の冥加にせんといひければ、彦右衛門實もとて、廣緣に上り、鎧を脱ぎて、切腹せしに、桑原忠兵衛其首を取る。彦右衛門此時六十二歳とかや。去る程に、七月下旬より、寄手此城を攻圍み、八月朔日の巳の刻に至りて、落城す。此間、城兵の死する處千八百餘人なり。寄手の死傷二千五百餘人に及べり。斯りしかば、秀家卿、鳥居彦右衛門・松平主殿・松平五左衛門、三將の首を大坂へ差遣し、落城の由を註進ありければ、秀頼公、石田杢頭を上使として、將士の功を感じ給ひ、夫々に賞賜を與へらる。彦右衛

門・主殿・五右衞門が首をば、秀賴の御名代として、輝元・長盛實檢あつて、大坂の京橋に梟首せられしとかや。

一本に、鳥居・內藤が註進の使者、關東へ下り、伏見の城中に架りたる所々の橋を引きたりと申しければ、內府公之を聞かせ給ひ、橋のなき所にも橋を架けて、城のいさみとするものなるに、所々の橋を引きたるは、謀足らざるに似たり。昔土佐坊正俊が、堀川の館を攻めたりし時、九郞義經、門の扉を開したるも、此心得なりと仰せられたりと記す。又、鳥居元忠が妻は、武田信玄に仕へし馬場美濃が娘なりしが、伏見城圖繪を見て、松の丸に橫矢かゝらば、此曲輪より落つべしといひたりしに、果して松の丸早く落ちたり。彼馬場濃州は、城割に長ずる者なるが、其娘さへ利害を知りたりと記す。今按ずるに、松の丸早く落ちたるは、橫矢かゝりたるといふにはあらず。內通の者ありて、火を掛けたりし故なれば、鳥居が妻の一說は、事を好みたる後人の說なるべし。但、家康公松の丸の橋を引いたる御批判は、諸說にある故に、虛說なるべしといひ難きにや。又異本に、毛利豐前守大

手へ攻め近付きたる時、城より突出でゝ、豐前守が手の者を追拂ひ、剩へ旗を奪ひ取りて城へ歸り、彼旗を押立て笑ひけるに、豐前が旗奉行、身命を捨てゝ忍び入り、彼旗を取返しけれ共、夜中の事なるに依つて、面目を雪ぎたる様にもなかりしが、七月晦日の夜、豐前守家人佐振源左衞門・名和勘兵衞、彼是三人大手の門に至り、寄手の使者なりといひければ、小門を開くるにより、彼三人嚴しく働きて、味方を城中へ引入れければ、松平主殿大門を開かせて、敵を追出ださんとすれども、大門の鑰を預りたる者早や討たれて、門を開くべき様なし。兎角する内に、主殿は別所下野と渡り合ひ、深手を負ひ、自害したりと記す。今按ずるに、此説の實否測り難し。然れども、毛利豐州が家來の苗字まで、分明に書きたる上は、正説なるにや覺束なし。又一本に、內藤彌次右衞門・佐野肥後・駒井猪之助三人は、城を出でて遁れたりとあり。彌次右衞門は、三井寺の日照院に隱れ居たりと記す。今按ずるに、彌次右衞門、自害の時、家來原田といふ者を關東へ下したりとあれども彼原田、城外にて敵に討たれ、關東へ下向せざりしにや。彌次右衞門自害の事、姑

くは知られざるによつて、時の人、此説をなしたると聞ゆ。然れ共、鐘撞堂に入りて、切腹したるが實事なるにより、嫡子左馬助には、父の本祿を給はり、後また御加增ありし上は、三井寺に隱れ居たりといへるは、虛說なるべし。佐野肥後守も切腹したりと、後に聞かせ給ひて、其子主馬に御不便を加へらる。駒井猪之助は、城を遁れ出でけると聞く。彼是につけて按ずるに、鳥井元忠戰死の時、我等は思ふ樣あれば、汝等と共に相戰ひ、討死せんといひたるは、其首知れざるに於ては、城中を遁れ出でたるかと、後日に人のいはんも覺束なきに、斯くいひたるも知れ難し。然れば時宜に依つて、鳥居斯くの如く、敵に首を取らせたるも紛れなきにや。又一說に、鳥居が家來市川茂右衛門·加藤甚九郎兩人は、伏見籠城を聞きて關東より上りたるが、大津の城主京極宰相、大坂に關を据ゑて、疑しき者は相止む由、道中へ聞えければ、彼兩人俄に出家の姿になり、常に聊か讀み覺えたる文を唱へ、終に關所を通りけれ共、伏見の城內へ入るべき便なきによりて、京へ上り、鳥居が常に懇にしたる町人佐野四郎右衛門といふ者の所に赴き、いかにもし

て、城内へ入りたき事なりと語りけるに、彼四郎右衛門、甲斐々々しき者にて、具足・鎗・薙刀を兩人に與へ、七月晦日の夜、潛に城中に入るれば、兩人本意を遂げ、翌朔日鳥居と。一所に討死したりといへり。又、彼佐野四郎右衛門大坂へ下り、鳥居が首の獄門に掛りたるを、竊み取りて京に歸り、其首を厚く葬るのみならず、智恩院の寺内に一寺を建て、龍見院と名付けたりとかや。又一本に、鳥居が首を取りたるを、秀賴公の弓長鈴木彌三郎が與力雜賀孫市なりと記るす。但、本文に書きたる桑原忠兵衛は黑田長政の家人となりしが、鳥居が其日著たりし竹の節冑を、其子孫に傳へたり。彼是定かならず。故に鳥居氏の方へ問ひに遣しけれ共、久敷き事なるに依つて、元忠竹の冑を著たりしと、語り傳へもなしといひ送られたり。何れが正說なるにや、覺束なし。又一說に、筑前中納言、内府の御味方に參るべしといはれたるは、謀に非ず。關原にて、裏切せられたるにて、思ひ知るべし。然るに鳥居・內藤等、秀秋卿の心中を疑ひて、城中へ入れざりしは、殘多き事なりといへり。今按ずるに、秀秋卿は、一萬に及びたる多勢なるを、城へ入れざるは、義者

の疑ひ理りなきにあらず。然れ共、鳥居・內藤等、一人なり共、味方に來る者あらば、城中へ招き入るべきを承引せざりしは、故ある事にや、時勢を知らでは、今更評判すべき樣なし。一書に、鳥居元忠落城に及びし時、內藤と共にならんと、本城を去つて西丸へ赴きしに、內藤家長鳥居に逢ひて、何とて本丸を捨てらるゝや。敵兵跡を取切らぬ內に、急ぎ本丸へ立歸り、討死せられよといふにより、鳥居實にもとて取つて返すに、敵早や道を遮りければ、鳥居敵中へ駈入りて、終に討死したりと記す。今按ずるに、元忠初めの約束を飜し、殊に堅固の本城を捨てゝ、西丸へ行くべき道理なければ、此說更に用ひ難し。又、本文に書きたる石田治部が家來渥美孫左衞門が甥の出家は、江北木下の地藏の別當論信寺の住寺なりしが、其儕子に語りけるは、伏見にて、孫左衞門・杉田六左衞門、傍輩に先立ちて敵の出るを待ち居たりしに、大石將監小聲になり、孫左衞門・六左衞門今少ししさるべしといひけれ共、兩人俱にきかぬ貌して居たる。將監頻りに呼び返すにより、將監は事に馴れたる者なり。故ある事にやと思ひて、兩人共に一間計りしさりたる時、

敵兵突いて出でたりしを、渥美・杉田・大石等鎗を入れて、首を取る。渥見・杉田始めの所に居たりせば、敵の道筋なる故に、忽討死すべきを、偏に大石將監が異見に從ひたる故により、其一禮を述べけるに、貴殿今日高名せられしは、誠に場所宜かりし故と思ひ給はゞ、何とて甲斐々々しく、口狀にて禮儀を述べらるや。但、御邊が小草履取金藤を我等に給はるに於ては、何よりの禮なりといふに依り、いと安き所望なりとて、彼金藤を大石に遣す。將監斯くいひたりしは、孫左衞門敵を突伏せたるに、鎗の鶉の首、敵の死骸に折止まりしに、孫左衞門が家人金藤馳付けて、其鎗を拔き、折れたる柄に取添へて居たりしを、せはしき所なれ共、大石將監之を見咎め、何樣きやつは用にも立つべき者なりと思ひて、戲ながら孫左衞門に所望せられたりといへり。又一本に、筑前中納言秀秋の家人比奈津角助、松平五左衞門を突伏せけるに、傍輩田島勘右衞門、比奈津に向つて、角助其首は、我等半分の主なり、其心得せよといふにより、比奈津一向許容せず。其方何の骨折りありて、左樣にはいふぞと荅へければ、田島が曰く、貴殿敵と鎗組たれども、勝負區

區なる内に、我等馳來るに依つて、敵は氣呑れて引色になり、其方は勢を得て、能く敵を討ちたり。然るを貴殿一人の高名にせん事は、思ひも寄らぬ事なりといふ。角助重ねていひけるは、爰にて何角と論ぜんより、主君の御裁許を受くべしといひて、兩人黄門の前に至り、件の旨趣を述べければ、田島が所存理あり。所詮相討に定むべしと下知せらる。角助心服せざりけれ共、主命いなみ難きに依つて、是非なく訴論を止めしと記す。尙古按ずるに、古き名將の定められたる相討は、比奈津・田島が類にはあらず。是れ秀秋卿の誤なるべきか。凡そ近代の戰に、高名を他人に讓りたるは、長久手陣に森長一の家來山田八右衞門、一番鎗を突きながら、二番鎗合せたる、千田主水に功を讓り、主人又我功の山田に劣りし事を强ひて爭ひ、又、小田原陣に、前田利家の家人雨森彌太郎、一番に首を持來り、某首を取らざる先に、大音に、藤藏高名したりと、名乘聲を承りし上は、一番首は藤藏ならんといひて、他人の功を現はす。此外所々の攻戰に、田島勘右衞門が如く、他人の高名をいひ掠めて、己が働きにしたるは、數々ありて、功を讓りたるは、世

に少し。是本朝の兵士、强ひて戰功を現し、名を擧ぐべしとする流弊なるべし。
又本文に出たる織田左右衞門佐信高は、信長の七男、幼少の名を小洞といひ、後に長兵衞といひたる人なり。同武藏守信吉は、信長の八男、幼少名酌といひて、後に剃髮して道卜と改む。織田左兵衞佐吉伯の祖父、今紀州安の宮夫人の侍女民部卿は、信吉の女なり。同雅樂助信貞は、信長の九男、幼名藤十郎、從四位下侍從、後に左京允と改む。主計頭從四位下侍從貞屋の父、今隼人正侍從長遠の祖父なりといへり。今按ずるに、織田右衞門佐信高を、後に長兵衞といひたるは覺束なし。長兵衞は、信高の舍弟なるにや、又一本に、內藤彌次右衞門が二男小市郎は、內府公の御領地石部に居たりし故に、石部小市郎と氏を改む。又笹山彥十郎は、石部の御代官笹山利兵衞が嫡子なりといへり。又、本書に出でたる若狹少將勝俊、伏見の城を退れしにより、內府公御氣色ありて、城番を勤めながら、本丸を明け退きたるは不足なりとて、若州を沒收せられければ、少將此時剃髮して、長嘯と名を改め、洛外東山の麓、又は小鹽山の谷蔭に、侘しく籠居せらる、長嘯、歌讀人なりしか

ば、待必亭の月に嘯き、擧白堂の花に愛でゝ、いひ置ける言の葉少からず。其詠める歌、作れる文は、擧白集に見えたり。異本に、勝俊、鳥居・內藤と同意して、伏見の城に楯籠り、敵大勢にて叶はずば、潔く討死せらるべきを、退れしは不覺なり。此人常に文學を扱ひ、義理をも辨へ知られたるに、淺ましき行ひして、いとゞ天下の笑ひを取れり。羽林も罪を恥ぢ悔いて、終に落髮せられしと記す。當古此說を疑ひて曰く、家康公會津へ御出陣に付きて、勝俊を伏見に留置かれし時、始終思慮あるべきは知らず、伏見の城に居られしとて、內府公の御留守居とはいひ難し。然れば御家人と同じ樣に、討死せらるべき事にはなし。但上方一味の方より、勝俊の上を評論せば、秀頼公の城伏見にありながら、鳥居に追立てられて、城中を退き、秀頼の滅亡の時も、知らぬ顏して庵室に籠り、和歌を詠じて心を樂しみ居たり。彼といひ是といひ、恩義を知らぬ人と知るべし。されども慶長五年の兵亂は、石田治部謀叛を企て、天下を亂すの一統あれば、羽林伏見の城に居て、誰の味方をすべきかと、疑惑せられしも知り難し。同慶長の末に當りて、羽林の志現

れたるは、人の免さぬ所なりとも、此人に限りて、斯くいひ立つべき事に非ず。中に就きて、勝俊伏見の城に於て、内府公へ不忠ある故、若狹國を召放さる。是少將の恥辱とすべき事なりと記す。又、其舍弟筑前中納言の家康公へ反忠をなして、備前・美作を拜領せられしも、不儀の行なりと記す。今按ずるに、羽林黃門兄弟は、國を失ひ給ふ盛衰は、既に早替りたるに、是彼共に非儀なりといへり。所謂一口兩舌に似て、其說の意趣知り難し。若秀秋を不義の人とせば、舍兄勝俊の行は、聊か理ありとすべきか。然れ共舍弟金吾中納言、內府公の御味方すべしとて、鳥居・內藤が方へ書通せられし時、舍兄勝俊にも其旨を述べらるべし。然るに勝俊は、知らぬ顏して上洛せらる。其表向は、秀秋の思ひ立ちを拙しとせらるゝ樣なれ共、兄弟後まで因み深し、去る程ならば、鳥居・內藤等を捨てゝ、爭で上洛せられたるや。或說には、高臺院、此時伏見の城へ入るべしといはれたりとあり。是等は所を思ひ返せば世人の義理も故あるか。人議者の所謂勝俊は、義理をも知られたるに、不義の行ひなりといひたるにつきて、謂へらく、此人惺窩老儒に道を聞

きたる人なりしが、なき人からを茶毘するは、いと淺間しとて、

煙とはいつになすべき埋れて消えんも惜しき苔の下露

と讀み給ひぬ。又、長嘯は細川玄旨の門弟なるが、二條家の歌道を損ひて、歌めかぬ歌多し。徹書記が遺風あれども、夫とも遙に劣りて、似るべくもなしといふ人あり。今按ずるに、長嘯常に幽齋の死別を歎きて、

教へおく上はなき世の言の葉の聲と答ふる筆の跡かな

と詠まれたる歌あり。此歌を見て、幽齋の門人といへるは、理なきにあらず。されども、長嘯は、一家の風を續いで、强ち誰の門人といひたる事をも聞かず。彼長嘯の歌を詠める中に、

遁れ出でし燒野のきゞす岸にまた驚くばかり咲く躑躅かな

と讀み給ひしもいぶかし。躑躅を火の燃ゆるかと、きゞすの驚くべきにもあらずといへり。今按ずるに、躑躅を作りたる唐の詩に、寒食家には、折得て驚くべしとあり。きゞすの驚くとよまれたるも、故あるにや。其上、後陽成院崩れさせ給

ひしに。

おくりすてゝ誰蹕より歸らまし死での山路の御幸ならずば

と讀れし歌は、其頃堂上もいと宜しき由、仰せらると聞く。其詠める歌、作れる文、今の人いかで長嘯にまさらん。去れば和歌の家に生れ給ひし人は知らず、妄りに此人の歌道を譏るにぞ、憚りあるべきにや。

伏見の城寄手

備前中納言秀家

増田左衛門尉長盛陣代
石川民部　福田源次郎
大岡治左衛門

石田治部少輔三成陣代
寺野越中　大山伯耆

長束大藏大輔政家陣代
家所帶刀　伴又兵衛

島津兵庫入道惟新
子息又八郎忠恒

東

西

伏見籠城

太鼓丸　佐野肥後守
上林竹庵

松丸　深尾淸十郎

治部丸　駒井猪之助

江州勢田城主
甲賀佐右衛門

名古屋丸　松平五左衛門近忠

伏見落城附鳥居内藤以下戰死

入道舍弟中務大輔豐久
筑前中納言秀秋
毛利豐前守勝永
垣見和泉守家純

艮

熊谷內藤助直陳
監軍 野村肥後守直隆

北

同 兵庫頭直俊

乾

安藝中納言輝元 陣代
毛利讃岐元政 渡邊飛騨正治

南一方爲生路明置

本丸
鳥居彦右衛門元忠
近江國御代官
笹山彦十郎

內藤彌次右衛門家長
右に同

西丸
二男石部小市郎幸長
右に同
平岡彌左衛門正治
嫡子彌平治
鳥左平次

大手
松平主殿助家忠
右に同
岩間兵庫

其外
鍋島信濃守勝氏
長曾我部宮内少輔盛親
宇多河内守安次
同　下野守安永
松浦伊豫守茂吉
大坂鐵炮頭
鈴木孫市郎號美濃守
伊東彌吉長弘
寄合衆
織田左衛門尉信高
高橋主膳正長昌
織田雅樂頭信貞
同　武藏守信吉
秋田助左衛門
三淵大和
矢部豐後守
駒井中務
生田源助
堀田圖書
糟谷内膳正
伊藤加賀守

關原軍記大成卷之十　終

大正五年八月廿二日印刷
大正五年八月廿五日發行

國史叢書
關原軍記大成 一

定價金一圓

編者 黑川眞道

發行者 小瀧淳
東京市本郷區駒込林町一八三番地

印刷者 楢山定吉
東京市神田區三崎町三丁目一番地

印刷所 友文社
東京市神田區三崎町三丁目一番地

發行所
東京市本郷區駒込林町百八十三番地
振替貯金口座東京二七〇二四番
國史研究會